

あつて一つの情勢を作つてゐるとすれば、これらの面、とりわけ努力統制の面から眺めらるべきものである。併し多面的な見方はこの情勢内部の因果關係の認識を深くさせるにしても、情勢そのものについては、結局同断に至らしめる筈のものである。唯この情勢が一時的、變則的なものであるとする見方については繰返し一言して置かなければならぬ。これらの變化が政策によつて一時的に強行された事は確かであるが、このことはその變化が一時的、變則的である事を意味しない。元來政策は、必然の方向を促進し集

勞務關係特殊問題

昭和十五年は皇紀二千六百年の輝ける年たると同時に、反面に於ては、一億國民の試練の年でもあつた。阿部内閣から米内内閣への正月政變も、米内内閣から近衛内閣への七月政變も、試練を乗り越え新らしき建設に進まんとする新日本生誕の痛ましい陣痛であつたとも見られやう。

この陣痛の中にあつて我國勞働者状態は如何に變化したであらうか。例へば單に勤勞者の思想上に及ぼす影響面からのみ見ても、勤勞に對する考へ方、生活に對する考へ方、

約する事によつて確立するものであり、戰爭經濟は、平時經濟の進行を政策的に一時的に集約した段階であるとも云へるのである。従つてその過程は歴史的進歩の過程なのである。ただ政策的に強行される事は、古い關係を多分に残す事になる。併しそれらは政策の支柱によつて育てられた新しい要素の成長に従つて無くなつて行くものである。以上は未だ一般的に展開されてゐるものではないがやがて展開し、一般化して行く要素について、これを情勢として把へたのである。

組織に對する考へ方、そして又從來屢々無關心であつた彼等の國家觀等々に於ては、今や奔流する時代の流れによつて容赦なく舊きものと新らしきものと交代が要求され始めたのであつた。斯くの如き唯物的勤勞觀念から、國家至上的、精神的勤勞觀への轉換は、高度國防國家の完成を至上命令とする現段階に於ては、正に必然であり、當然である。

然し乍ら一方に於ては産報運動の劃期的發展にも拘ら

ず、又他方に於ては移動防止令、賃金臨時措置令、九・一八物價停止令等々總動員法關係法規の逐次發動にも拘らず、實際産業事情の上から見れば、勞働紛争の變形的表現とも見られる勞働移動は愈々頻繁となり、生産能率の停滞の傾向が一部に認められると共に、他方努力の依然たる不足と勞務者の質的—肉體的精神的—低下の問題は漸く問題化するに至つたのである。更に九・一八の停止にも拘らず高騰する生計費—賃金臨時措置令の破綻—is、それから派生する種々の紛争と共に、結局勞働者問題の最大の難關は賃金問題である事を教へたのであつた。

かくて一概に唯物的として排斥しきれないかゝる勞務者の生活問題の解決と、精神的啓蒙運動による勞務者の質の向上とは、昭和十五年に課された大いなる宿題であつた。斯の如き情勢の下に、我國勞務者生活の上に生じたる種々なる變貌は、本年度特殊の現象と云ふべきもので、左にその大體の傾向を紹介する。

休電手當・家族手當

劃期的とも言ふべき賃金統制令の制定（昭和十四年三月三十一日）と賃金臨時措置令（昭和十四年十月十八日）の施行によつて、愈々整備せられたかに見える我國勞働賃金制度

も、時日の経過と共に徐々にその破綻が現はれ始めたやうへやう。ともかく（一）賃金統制に現はれた重工業に於ける初給賃金と、臨時措置令によりストップされた平和産業の初給賃金との間に齟らされた不均衡、（二）賃金停止にも拘らず生計費の容赦なき騰貴等々は、賃金統制の困難を露呈せるものとして注目さる可き事であつた。賃金増額を要求する勞働紛争は徐々に増加の傾向を見せ、更に初給賃金の不均衡は、重工業に於ける勞務者募集の困難を來たし、平和産業部門に勞務者を移動せしむる根因とはなつたのである。此處に於て政府は適正賃金の確立と、初給賃金公定とを、從來の重工業部門より更に擴大して殆んど全産業部門に施行するの方針を決定し、かくて十五年八月一日男子未経験勞働者の初給賃金の改訂公定が行はれ（詳細は社會政策時報昭和十五年十一月號長谷孝之氏稿参照）、續いて十月一日女子未経験勞働者の初給賃金も決定せられ、更に賃金臨時措置令の有効期間の満了を期して賃金統制令の全面的改正が十月二十日より實施せられるに至つたのである（同上）。

以上の如く賃金統制も一段階を劃したかに見らるゝのであるが、かゝる賃金統制の一應の發展にも拘らず、勞働者の生活は更に他の側面より佳かされた。今その具體的事例の一端を述べて見よう。

き零細工場であり、休業による生産減と休業手当支給の二重の打撃は、これら工場にとつては全く忍び得ざる程度のものであり、遂に勞務者も事業主と共にその犠牲を共有し

た譯である。

更に之を産業別に見ると左表の如くである。

産業別休電手当支給工場数調 (昭和十五年二月中)

産業別	全額支給		六割以上		三割以上		三割未満		支給せず		計
	工場数	対前年%	工場数	対前年%	工場数	対前年%	工場数	対前年%	工場数	対前年%	
染織工場	1,187	111.8	1,101	101.1	711	111.8	101	101	101	101	3,101
機械器具工場	1,883	111.8	1,101	101.1	680	111.8	101	101	101	101	3,101
化学工場	739	111.8	1,101	101.1	1,000	111.8	101	101	101	101	3,101
飲食物工場	378	111.8	1,101	101.1	1,000	111.8	101	101	101	101	3,101
雑工場	1,133	111.8	1,101	101.1	1,000	111.8	101	101	101	101	3,101
特別工場	88	111.8	1,101	101.1	1,000	111.8	101	101	101	101	3,101
合計	4,777	111.8	4,777	111.8	4,777	111.8	4,777	111.8	4,777	111.8	4,777

備考 青森、神奈川、愛知、大阪、兵庫、兵庫、集計したるもの

機械器具工場、並びに化学工場に「支給の必要なきもの」が多い事は、これら産業に休電の影響が比較的少範囲であつた事を物語つてゐる。それに引換へ、六割以下しか支給しなかつたもの及び支給せざるもの(支給し得なかつたもの)に於ては、染織工場が多く、従つて該産業に於ける休電の業者及び勞働者に與へた影響は想像するに難くない。然しかくの如き休電手当問題も、渾水期の終了と共に一

應の安定を示したのであるが、この電力制限は決して十五年に於ける一時的現象ではなく、生産力擴充下の現在に於ては、寧ろ週期的現象たるの傾向が多分に見らるゝので、今後此の問題の推移は充分に注目に値すると思ふ。
 家族手当 改正賃金統制令による初給賃金の値上を始めとして、勞務者の名目賃金は多少の上昇を示してはゐるものゝ、それは生計費の高騰に及ぶべくもなく、實質的には

収入減となりつゝある事は、既に周知の事實である。そして勞働者の収入減は、單にその生活を脅威するばかりでなく、勞働による疲勞の恢復を困難にし、その疲勞を蓄積し、勞働力の再生産を阻害し、ひいては生産力に影響する所甚だ大いと云はれて居る。

そこで生産力擴充に全力を挙げねばならぬ現下の状態に於て、何等かの方法に於て、勞働力の質・量の確保が緊要の問題なりとし、厚生省はこれが對策として二月十六日労働局長の名を以て、各府縣長官並に鐵山監督局長宛に扶養家族に對する手当支給の依命通牒を發した。即ちこれによると、本手当の範圍は、大體實收月平均七十圓以下の者にして、十四歳未満の扶養家族ある勞務者に、一世帯平均二圓宛を支給するものであり、最初厚生省案にあつた月收百圓以下の者に支給する方針は畫餅に歸した。又扶養家族の範圍も、七十歳以上の者並に十六歳未満の子女とされて居た原案は、十四歳未満の子女のみと修正決定せられ、漸く實施の運びに至つたものである。従つてかくの如き家族手当が果たして所期の効果を擧げ得るかどうか甚だ疑問とされたのであつたが、果然その後の支給状況を見るに被適用勞務者数は豫期以上僅少であり、支給許可申請も亦極めて寥々たるものに過ぎなかつた。

扶養家族ある勞務者に對する手当支給状況

(昭和十五年七月末日現在)

府 別	工業、礦業及砂鑛業			其他			合計
	件数	勞務者数	件数	勞務者数	件数	勞務者数	
北海道	3	3,188	10	1,000	13	4,188	3,188
岩手	6	967	3	300	9	1,267	967
宮城	10	89	2	200	12	289	89
福島	2	111	7	700	9	811	111
茨城	2	111	7	700	9	811	111
栃木	2	111	7	700	9	811	111
群馬	2	111	7	700	9	811	111
埼玉	2	111	7	700	9	811	111
千葉	2	111	7	700	9	811	111
警視廳	2	111	7	700	9	811	111
神奈川	2	111	7	700	9	811	111
新潟	2	111	7	700	9	811	111
富山	2	111	7	700	9	811	111
石川	2	111	7	700	9	811	111
福井	2	111	7	700	9	811	111

山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	岡山	広島	山口	徳島
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	小計	東京	監督	仙臺	大阪	福岡	小計	合計
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

即ち厚生省労働局發表による昭和十五年六月現在の統計によると、手当を支給された労働者数(申請中を含む)は一六七、八五六人で、全国工場礦山等労働者数七、一五八、七一九人であり、僅かに全労働者總数中の約二・三%の労働者が、家族手当の恩恵に浴したのみであつた。

於茲その不完備を自覺せる同省では、十月二十三日再び労働局長の名によつて依命通牒を發し、扶養家族制度は全面的に改正せられる事となつた。(別項二二頁参照)

而してこれによつて扶養家族手当の支給範圍は著しく擴大せられ、恩恵を蒙る労働者の數は激増し、賃金政策の一應の前進は此處に遂げられたのであつた(社會政策時報昭和十五年十一月號参照)。

災害・疾病

災害疾病の増加が労働強化の指標である事は言ふ迄もないが、同時に最早そのみではなくなつて來たと云つてよい。と言ふのは労働力の質的低下が、昔では堪へ得た労働量に於てさへ徐々に堪へ得ざるに至らしめたからである。それは労働力に於ける抵抗力の薄弱化であり、寧ろ労働力そのもの、全身衰弱の現象でさへあると云へる。

一般に低年労働者の歴倒的增加につれて、災害發生が低年労働者に逐年増加する傾向にある事は、既に昭和十五年版本労働年鑑に於て指摘せられた所であり、その事は労働力の質的稀薄化につれて、それだけ安全設備乃至保健施設が整備擴充せられねばならないにも拘らず、依然としてこれらの諸施設が或る段階に止まつてゐる事を物語つてゐるものである。更に工場設備の擴充に對して、それら諸施設が、資材の關係上、或は企業者側の無關心によつて、立ち遅れてゐる事を如實に示してゐるに他ならないとも云へやう。言はば労働力の質的抵抗力の薄弱化を、保護施設の擴充整備によつて補ふべきであるにも拘らず、それが爲されてゐない結果が、災害疾病の増加となつて現はれて來たものであらう。

従つて災害の漸増傾向を、安全設備の不完全のみの責に歸しても、人的資源の質的低下のみの責に歸しても、更に

肺結核、腸及腹膜結核罹病率 (被保険者 1,000對)

		合計			政府管掌			組管管掌		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
肺結核	昭和十一年度	14.4	12.7	17.8	16.3	14.0	20.1	10.6	10.0	11.7
	昭和十四年度	20.1	18.7	22.8	19.7	19.0	21.0	27.5	14.0	43.8
腸及腹膜の結核	昭和十一年度	0.9	0.5	1.8	1.2	0.6	2.2	0.4	0.2	0.8
	昭和十四年度	1.4	0.9	2.4	1.4	0.9	2.4	1.5	0.7	2.6

る肉體的抵抗力の薄弱化、即ち低格勞務者の増加の事實だけは確認し得るのである。赤血球沈降速度も勞務者の體質の標準になり得るのであるが、日本網管豫防醫學研究所籠山京氏はその報告に於て結論されてゐる(勞働科學昭和十五年十二月)。(1)十四年度のそれは(赤血球沈降速度)十二年度に比して總ての年齢を通じて高い。(2)その差は勤続の三年位迄は明かで勤続の長年月となると共に明かでない。(3)この差をもたらした原因は未熟なる新入者の體位の低下に主なる要因のある事を證した。」

此のやうな體位低下、殊

肺結核、腸及腹膜結核死亡率(被保険者6萬對)

		計	男	女
		肺結核	昭和十一年度	11.2
	昭和十四年度	12.7	6.7	20.0
腸及腹膜結核	昭和十一年度	1.1	0.5	2.3
	昭和十四年度	1.8	0.6	3.3

に入社時の身體検査標準の低下による低格勞務者の職場への移入が、更に勞働の質量的強度によつて勞働者をして災害疾病への道を選ばしめるのである事は、勞働時間と出勤率の關係に就いての中島飛行機附屬病院長淺野均一博士の研究に聴けばより雄辯である(昭和十四年全国産業安全大會報告)。

一當社工場に於きまして、事變發生前一ヶ年間(深夜をも含めた十二時間二交替による作業)と十二年九月より十四年五月迄(深夜作業を避けた九時間二交替制を十二年九月より實施)との罹病率を、全従業員に就て比較致しますと、事變前の平均罹病率五・八二%は、十二年九月より一ヶ年間に五・二%と減少致しまして、その後本年(十四年)五月迄の九ヶ月間には五・三五%と、前一ヶ年間に比較して少し増加致して居りますが、尙ほ事變前と比較致しまして低いのであります。又この交替制を實施致しまして六ヶ月経過致しました

特に中でも未熟練工、幼少年工に、災害疾病の増加しつゝある事實は記憶されなければなるまい。

未熟練工の災害がどのやうな状態にあるかを警視廳管下工場に於ける調査に依つて見ると(産業福利昭和十五年五月號所載 矢根喜三郎氏報告) 昭和十三年一月より六月迄と、昭和十四年同期に於て、死傷職工の勤続年数は前表の如くである。

即ち昭和十四年上半年に於て、勤続一年以内で死傷した者は死傷總数の六三%を占め、如何に新入不熟練工に災害が多いかを物語つてゐる。

又同じ調査による死傷者の賃金調を見るに、前表の如くである。

右に於ける賃金額は定額日給であるが、定額日給一圓五十錢未満の者に於て發生した災害は、死傷職工總数の五七%に上つて居り、此處に於ても未経験工に死傷の多い事は類推し得る。

最も災害の多い年齢を勞働局に聴くと、昭和十一年の二十五歳六十五件、昭和十二年の二十四歳七十四件、昭和十三年の十九歳八十八件、昭和十四年の十六歳未満の百二十四件と、年々年齢低下の傾向を見せて居る事は既に前年版本勞働年鑑に於ても例示された所である。昭和十五年に於

いてかくの如き傾向がどのやうな變化を示したかを知り得る數字が、本稿を草しつゝある當時未だ發表せられてゐないのは残念であるが、此のやうな災害頻發年齢の低下は依然持續されつゝあると見る外はなく、従つて未経験工の増加に伴つて前掲の如き未経験工死傷病が更に増加したであらう事も容易に考へ得られる譯である。

勞務者の一般的體位低下が、災害疾病の主要たる要因の一たる事は本項のはじめに於て述べたのであるが、一般に勞務者の體位及び勞働の質量的強度の指標たる結核性疾患に就いて、社會保險局黒田教慧氏は次の如く報告してゐる(勞働科學昭和十五年十二月號)。

昭和十一年度(調査人員三、四五一、四七〇人)と昭和十四年度(調査人員一、〇二〇、二七一人)に於ける肺結核、腸及腹膜結核の罹病率(被保険者一、〇〇〇人對療養給付件數)は左表の如くである。

次に組管管掌分の被保険者一萬對肺結核、腸及腹膜結核死亡率は(調査人員昭和十一年約百十萬人、昭和十四年約六萬人)次頁表の如くである。

勞務者の結核性疾患は事變の進行と共に加速度的であり、殊に女子に於て甚だしい。かゝる現象から一概に勞働強度を云々する事は、頗る危険であるが、たゞ勞働に對す

十三年四月には、罹病率四・一七％と言ふ低率を見てをり、以後罹病率は多少の變動を續けて居りますが、この間急激な大増員に伴ひます處の入社體格検査の寛大化と、工場生活に馴れてゐない従業員が増加したと云ふ點を考慮に入れますならば、この罹病率は好成績であると確信致すのであります」と、低格勞務者の増加にも拘らず、作業時間の短縮によつて罹病率が低下した實例を報告して居る。同じ報告の内に、博士は勤務時間と缺勤率に就いても次の如く、述べて居る。「元來當工場に於きましては、久しい間、全従業員の缺勤率は、五乃至六％を上下致して居りましたが、滿洲事變當時十二時間交替制を採用して居りました際には、晝勤の場合八・一九％、夜勤の場合九・九三％、平均八・七一％と相當な高率を示してゐたのであります。然し乍ら現行制度を採用致しました今次事變下に於きましては、缺勤率は約二分の一に減少しております。即ち十二年九月以降一ヶ年に於きまして、晝勤制は四・六九％、交替制早番は四・八五％、同運番は五・八九％、平均五・〇五％と云ふ缺勤率であり、以後十四年六月迄の期間に於きましては晝勤四・四二％、交替制早番三・九〇％、同運番四・三九％、平均四・二七％と漸次良好な成績となつて來てゐるのであります。」

これを以てしても、作業時間、殊に深夜業が、勞務者に與へる影響は想像し得らるゝし、労働時間制限令を公布した厚生省當局の意圖も判然するのである。たゞ、此のやうに健康や不測の傷害に對する労働時間の與へる影響が考へられ、時間制限令以來多少の労働時間短縮の傾向を示して居乍らも、尙ほ且つ災害や疾病がさして減少を示し得ず、却つて増加しつゝある事を憂慮されてゐるのは、最早單なる表面的稼働時間の長短ばかりではなく、所定の労働時間の中に於ける機械廻轉率の増大や、休憩時間の短縮と言ふ労働の強化が始まつて居る事を暗示するのではなからうか。

かく觀じて來ると昭和十五年度に於ける労働者の災害や疾病は、彼等自身の抵抗力の薄弱化と、制限時間内に於ける労働強化によつて、蓄積される疲労の負擔を擔ひ切れない彼等の悲壯なる泣訴の一表現であるとも言ひ得るのである。

(此稿に關聯して労働時間の最近の傾向を述べるべきであるが労働時間に關する資料は統計局發表の「労働統計」による他はなく、この労働時間統計は實情とそぐはぬ點も見られるので茲では觸れない事にした。又國家總動員法による時間制限令の公布は實就業時間を多少短縮したと云ふ意

味で意義のあるものではあるが、時間短縮の結果が、前にも述べた如き所定時間内に於ける労働強化、具體的には機械廻轉率の増加、休憩時間の減少の形體をとりつゝある現狀では、單に表面的に時間短縮を喜ぶのは未だ早計のやうである。従つて労働時間に關する考察は、此處では一應除外したいと思ふ。

労働移動の要因

労働移動の統計的考察は略す事にし、此處では労働者の移動を醸成する要因、及び最近の傾向を述べて見る。

最近に於ける労働力の移動は、種々の突發的要因によつて齎らされる場合が多いやうである。即ち今その移動に關して、東京職業紹介所相談部に於ける昭和十五年三月一日より同月末迄の一ヶ月間に扱つた移動原因調査によつて見るに、移動相談を受けた工場勞務者五百名の移動理由は、大體次の如くである。

職工の移動原因調査

- △工場側に原因ありと認められるもの
- 一、物資統制その他の社會的經濟的理由により業績不振による者
- 二、工場經營者の無能による業績不振による者

三、工場業績の將來性不安による者、この原因の多くは(一)および(二)の合併したやうなものであり、これ等三者の原因は相互に錯綜してゐるのである

四、自己の職種の將來性不安によるもの(單純または輕易作業等)

五、一定職種内における特殊作業のみ繼續せるによるもの、(單調、研究心阻止等)

六、待遇悪によるもの(賃金、賞與、昇給率の不公平)

七、昇進の途閉鎖、およびその途なしとの誤解によるもの(不當な要求によるものは工場側の原因ではないから除外した)

八、労働強化によるもの(勞務者の體力、労働時間、休憩時間)

九、不適性配置によるもの(前歴者は環境の變化少きことが望ましい)

十、雇傭條件不履行によるもの

十一、工場長、職長、組長等の暴虐によるもの(直接本人に對するもの、および同僚に加へたるによる不安を含む)

十二、工場長、職長、青年學校教師の非人格を不快視せるによるもの

十三、青年學校と現場との連絡不充分によるもの

十四、衛生その他福利施設の不完全によるもの

△職工側に原因ありと認められるもの

一、待遇に關する不當要求によると認められるもの

二、工場一般または就職特定工場に對する認識不足によるもの

- 三、傷病によるもの
- 四、本人の不行跡によるもの
- 五、能率悪しきによるもの
- 六、移動癖によるもの
- 七、上長または同僚との感情の衝突によるもの
- 八、向學心によるもの(苦學希望等)
- 九、大陸進出希望によるもの
- 十、幹部職工、先輩職工、同僚職工等轉出追隨によるもの
- △家庭上の原因によると認められるもの
- 一、家庭の生活困難によるもの
- 二、工場と居住地との地理的關係によるもの(交通不便、居住地變更、住宅缺乏等)

即ち工場勞務者が移動を希望する原因と思はれるものは、此處に殆んど洩れなく網羅されてゐると見てよいのであるが、昭和十五年度に於ては、電休手當の支給、給食の事情等々極めて突發的な、或は些末な問題に起因しての移動も見られ、移動と言つても全く複雑多岐な要素を含んで居た譯であつた。而して大體に於て最も移動の激しいのは農村出身の見習工であると言はれ、その理由は工場或は都會の生活への期待の過大であつた爲の幻滅であると云はれて居る。勞務者の座談會(協調會主催「適正賃金を繞る勞務者を中心とする座談會」)に於ても或る勞務者は「勿論原因(移

動の)は賃金だけの問題ではありません。田舎から出た場合には技術者にならうと云ふ希望を持つて来る子供が多いが、工場に入つて見ると作業が單一化されてゐるので、何時迄経つても仕事の變化がなく孔明けは孔明けばかりしか出来ない。さう云ふ點に非常に失望する者が少年工には多いらしい。是が他に移動する實際の原因となつてゐると思ひます」と語つて居り、又別な勞務者も亦「……賃金が安いと言ふ事と、田舎へ募集に出掛けて行つて伴れて來ます時には大抵嘘を云つて伴れて來るので、實際の状態とあまりに開きがある。それで居附かない者が多くて毎月入る者も相當あるけれども出る人の方が多い位です」と言ひ、更に同じやうな趣旨の下に開かれた職業紹介所員の座談會に於ても「會社工場のピラとか廣告などに、非常に良い事が書いてあるが、行つて見るとさうでないで移動すると云ふやうな話も聞きました。やはりそんな事例がありますか」との問に對して、某職業紹介所員は「例へば斯んな事があります。被服は呉れるとあつたのが呉れないで給料から差引かれた。差引くと云ふ事を書いて置けば良かったが、貰へると思つてゐたのが貰へなかつた。靴もさうです。さう云ふのがあります」と答へてゐる。之等の話によつても農村出身の勞務者達が、餘りに多くの期待を抱いて

工場に來る爲に、その反動的幻滅が甚だしく徒らに理想を追つて動き廻ることが解る譯である。

又これらの移動は、未熟練工、幼少年工であるが、熟練工の移動となると更に別な要因を有し、又生産力に與へる影響も大きい。前掲座談會の内、勞務管理者を中心とする座談會に於ては、「技術を持つてゐる熟練工と云はれる人間で移動の最も大きい原因になるのは、仕事やりにくい、精神的に何となく職場が自分の氣持にびつたりと來ないと云ふのが多いと思ひます。結局職人は何所迄行つても太陽と米の蟲はくつ付いて居るといふ氣持から出て行く者が多いやうに考へられます。」と語られて居り、又他の一人は「熟練工で近頃入社を希望して來る者の理由が大分違つて來たやうに考へられます。これは最近の特殊原因だと思ひます。自分自身は蒲田なら蒲田の何々工場を斯う言ふ事情で辭めたから使つて貰ひたい。そして自分だけでなく手下が二十人三十人とあるからそれを一緒に雇つて貰ひたい。さう言ふのです。よく聞いて見ると結局工場主が素人で自分が其の全權を委任されて親方になつてやつて居つたが、物資の配給がよくないのでやつて行けないから自分のみならず部下も一緒にひつくるめて買取つて貰ひたいと言ふ希望なのです……」と。熟練工の移動には、最近此のやうな傾向

も現れて來た事は特に注目される可き事であつた。尙熟練工の移動の要因は大體次の如く言はれて居る(産業厚生時報による)。

- (1) 團體的作業の中堅工の中には、勞力不足と素人工のみ相手に、責任上規定の作業能率を制限時間内にあげねばならない爲身心共過勞衰弱するので收入の問題より體力の問題から將來の不安となり、収入は少し減つても歳が老いても永く勤まる様な仕事をと移動する者がある。
 - (2) 會社の事業經營方針や幹部の政策に對し信頼し得ず、此際事業の基礎方針等の堅實で信頼に足る様な工場へ移つた方が將來安全だとして移動する。
 - (3) 待遇の不均衡や感情的問題から上役或は同僚間との折合が悪くなつたり、自己の誠實が認められないと云ふ様な不平から移動する。
 - (4) 此際職人を使ひ小さい乍らも事業主となり一旗揚げようとして自營を始める爲に退社する(最近漸次減少)。
 - (5) 先輩上役等の或る者が新設會社工場の重役幹部等になつて移動し新に事業を始める爲、その手引で移動する。
- 次に移動が賃金に對する不滿によつて行はれて居るか、然らざるかに就ては二様の觀測が行はれて居る。即ち先にも引用した勞務管理者の座談會に於て「……雑工、未熟練

過半数であり、解雇事由は六月の農繁期歸郷による休職を除いては依願解雇及無断退職が圧倒的に多いのであるから、六ヶ月未満の短期就業者の解雇は大部分他への自發的移動と見る他はない。

このやうな工場鑛山に於ける移動が生産力に及ぼす影響に就ては言ふ迄もないが、その傾向が憂慮せられて居乍らも尙ほ且つ本年度に於て移動の頻發が訴へられて居ると言ふ事は、より基本的對策が缺如してゐる事を意味するものであり、労働手帳制度が何程の効果を擧げ得るかは別として、その成行は多大の期待を以て注視されて居る。

半島人勞務者

昭和十四年度勞務者動員計畫によると、半島人勞務者の移入は、鑛山及び總動員計畫に基く土木建築業となつてゐたのであつたが、十五年度に於ては更に紡績及び重工業にもこれが許可せられる事となり、尙ほ續いて半島出身の十四歳以上二十歳未満の青少年の内地移入も或る程度許可せられる事となつたのである。

かくて半島人勞務者の重要性は益々認識せられるに至り、それに伴つて諸種の問題が提起せられる事となつた。然し乍ら、大體に於て半島出身勞務者の労働状態、及びそ

れに伴ふ諸種の問題は、その携る業態の如何を問はず、頗る共通性を有するのであり、その根柢を流れるものは、内鮮兩者間相互に於ける風俗習慣の相違による誤解による事が多いのである。

先づ内地在住の半島人勞務者の共通せる普遍的特質を列記すれば、次の如きことが云はれるのではないかと思ふ。

- (1) 年長者を敬ぶ心が強く、従つて年長者の命には服従するが、年少者に命令される事を好まない
- (2) 群集心理に支配され易く、團體的行動を取易い
- (3) 自分の權利を固執するが、責任感は乏しい
- (4) 溫情的に出ると増長し、威壓には多く屈服する
- (5) 放浪性がある
- (6) 金錢慾は強いが、冠婚葬祭等は至極大掛りで、更に服装等を飾り、浪費する
- (7) 衛生觀念極めて乏しい
- (8) 名譽欲強く、徽章及び腕章等の佩用を好む、従つて他人を單なる服装、腕力等の優劣で評價する傾向がある
- (9) 賭博を好む
- (10) 大食をする。(來た當座は一日に一升以上も食べる)従つて消化器病が多い
- (11) 不就學者多く従つて文盲が多い

(12) 暴力行爲を絶対忌避する

(13) 自己の利益の爲に他を陥れて顧みない

(14) 作業能率は業種によつて違ふが、一般に内地人の八〇

前後と言はれて居る

以上に列記したる半島人の特質は、内地移住を企圖する比較的low質の勞務者にとつて略々共通するものであつて、これらを認識し得ないで管理しつゝある工場鑛山に於ては、多少の紛争を生じたのであつた。

特に内地人に對し必要以上の卑屈なる觀念を有して居るが爲に、屢々紛糾を招く事もあり、概して半島人に對する管理方針が、一部の工場鑛山を除き、不馴れなるが爲に諸種の問題が起りつゝある事は、過渡期的現象として一應諒承しなければなるまい。

今昭和十五年度に於ける半島人内地移住の實數を表示する事は困難な事情にあるが、勞務動員計畫による豫定數を獲得するには、十五年度に於ける半島自體の特殊事情(十四年度旱害による農村の困憊を回復する必要上、更に又農作物増産計畫に對應して、農村人口を確保せざるを得ない事情、又朝鮮自體に於ける工鑛業の發達による勞力の自給自足計畫)の困難に達着した事はかくれなき事實であつた(計畫通りに移入すれば内地鑛山勞務者の約二割五分以上、

に當ると言はれる)。

このやうな困難を排除して移入した半島勞務者に、移動及び無断逃亡の多い事は甚だ遺憾な現象であり、九州地方某縣下に於ける昭和十四年十月から十五年四月迄の移入及び移動状況を見ると、左表のやうに半ヶ年間に一六%の逃亡者を出して居る事はまことに悲しむべきことである。又

炭坑數	移入		移				計	十五年四月現在
	認數	實數	歸國	逃亡	死亡	其他		
10,700	10,369	3,281	1,680	19	3,281	1,980	8,389	

同調査に現はれた犯罪數を擧げると竊盜三件、姦通一件、傷害十人で、孰れも起訴にならない微罪であり、此點に就いての半島人に對する危懼は杞憂であつた事は喜ぶべきであらう。

- 尙前表のやうに逃亡の多い原因は
- (1) 作業時間の長さに堪へられぬ爲
 - (2) 坑内事情の不明の爲に起る誤解又は恐怖
 - (3) 外部の好餌を以てする誘惑
 - (4) 友人近親に頼る事を豫め計畫して渡航した爲
 - (5) 都會地への憧れ、及び内地の生活への過大評價の爲の幻滅

(6) 賃金計算への誤解に基く不平
 (7) 住宅不足と性本能上の問題
 等々を挙げ得るのである(労働事情研究所発行労働事情)。かうした逃亡の原因は徐々に認識せられ、それに對處する諸對策は考究せられて居るのであるが、なにぶん過渡期であつて、未だ全く逃亡を絶無にする迄には至らないで昭和十六年を迎へた譯である。二十歳未満の青少年半島出身労働者の内地移入解禁が實現せられて、益々半島出身者移入の増加が考へられる時、此處にも何等か適當な對策が早急に實施せられなければ、折角移入した労働力の生産性は無駄に浪費せられてしまふに違ひない。

幼少年工・未熟練工

所謂幼少年工と目される十六歳未満の労働者が、どの程度に増加しつゝあるであらうか、工場統計表によれば、下段表の如くである。

かくの如く十六歳未満の者は、昭和十三年度に於てさへ、昭和七年度の二倍近くにも達してゐるのであつて、更に最近に於ける激増振りは想像するに難くない。之を内閣統計局の労働統計に見ると、此處では二十歳未満となつてゐるのであるが、昭和十二年七月を基準とし、昭和十五年

實 數

	男	女	計
昭和7年	20,710	146,856	167,566
昭和9年	35,359	180,952	216,311
昭和11年	49,658	208,451	258,169
昭和13年	94,006	202,855	296,851

指 數

	男	女	計
昭和7年	100	100	100
昭和9年	170	123	129
昭和11年	239	141	154
昭和13年	453	138	177

十六歳未満職工數

九月に於ては一三四の指數を示し(内男一九九、女九六)、支那事變以後に於ける特に男子青少年工、未熟練工の増加を暗示してゐる。女子の指數の下降は主として紡績關係に於ける減少であり、重工業に於ける増加は、機械器具の二五七、造船業運搬用具の四六八と言ふ指數が示して居る如く、男子のそれと劣らない。未成年男子は、機械器具二六八、造船業運搬用具二六七の各々激増を見せてゐる。このやうな青少年工、未熟練工の急激な増加に伴つて、疾病及び災害が漸次低年齢者に多く勃發してゐる事は、別項

に於てふれた所であり、それに對處する爲、厚生省では、十五年三月労働局長の名によつて左記依命通牒を發して、未熟練工の保護及指導の方針を各地方長官に明示した(別項三五頁参照)。

「未熟練工の保護及指導の方針」(依命通牒)

工場に於ける未熟練工に對し格別の保護、指導を加へ初期に於ける労働力の損耗を防止し健全なる産業人の育成を圖り以て長期に亘る産業力を維持増進する爲左記に依り適當なる指導を加へ所期の目的達成に努むること

記

一、未熟練工の範圍

未熟練工として保護指導すべき者は二十歳未満の者及女子にして工場に雇傭せられたる後三月を経過せざるものとすること但し他の工場に於て三月以上労働に従事したる者は此限に在らざることを

二、未熟練工の労働時間

- (1) 工業主は未熟練工をして一日に付十時間を超えて就業せしめざることを。
- (2) 工業主は未熟練工に對し一日就業時間が、六時間を超ゆる時は少くとも三十分、(5)により就業時間が十時間を超ゆる時は少くとも一時間の休憩を就業時間中に設けること。
- (3) 工業主は未熟練工に對し成るべく深夜に於て就業せしめざることを。

三、未熟練工に對する指導

- (4) 工業主は未熟練工に對し成るべく週休制を採用すること。
- (5) 災害事故又は軍需の生産に付特に緊急の處置を必要とするときは(1)の就業時間を延長し(3)に拘らず深夜に於て就業せしめ又は(4)の週休制に依らざることを得ること。

四、未熟練工に對する衛生上の保護

(細目略)

未熟練工の保護指導は、勿論著しく強化せられたが、右の通牒は未熟練の範圍が極めて狭く、肉體的、精神的並びに技術的に旺盛な發育期にある幼少年工全般に對しての保護指導の方針でない事は、充分注意しなければならぬ。とくに之等未成年労働者は單なる工員としてではなく、次代を背負ふ少國民としての重要な使命を擔つてゐるが故に、若し世に言はれるが如き少年工の生活の不良化がそれ程におびたくしく、眞實であるならば、それに對して社會生活上の問題をも含めた何等か別の保護指導方針が確立されなければならぬであらう。

少年工の不良化は、専ら工場生活の無味、住宅施設の不備不健全娛樂機關の不足その他の複雑なる社會的原因によ

るのであるが、それに就いて京濱産業調査會の特別研究會の報告を聴いて見よう(京濱工業時報昭和十五年二月號)。

A氏「最近の傾向として、少年工の間に不良が多くなつたのは事實だ。この原因を調べて見ると、工場から家に歸つて來ても面白くないので、ついお茶を飲むとか、映畫を見るときに出かける。そして歸りにカフェーや其他の處で一杯やる。それがだんだん癖になつて、毎晩出歩く様になり、揚句の果ては藝者遊びをする様になる。そして不義理な借金をしたり、高利貸から借りたりして遊興費に充てる。それが嵩じて來ると街の不良の仲間入りをすると言ふコースを取る様になる。最近少年工にその傾向が強いやうだ」と言ひ更に「少年工で斯う云ふのがあつた。その少年工は工場の御飯で満足せず、歸りに必ずランチを食ふ、それが昂じて遂に百二十八圓入りの財布を盗んだ。寄宿舎の御飯が足りないと言ふことはよく聞くが、東北邊りから出て來た少年工には事實足りない。――中略――次に服装と少年工との關係をお話すると、少年工は學生服に魅力があるらしく、外出する時は學生服を着て出る。その理由を調べてと金ボタンが非常に魅力があることが解つた。又かう言ふ事がある。臨港の車掌になりたいと言ふ少年工が居たが、それは袖に付いてゐる赤い筋がいと言ふのである。女工は女學生の服に大きい魅力を持つてゐる。制服の問題も少年の心理と共に大いに研究される事が大切である」と又續いて「少年工が不良化して行く過程を調べて見るとこんな注意すべき事實がある。これは職場の先輩

が可愛がり過ぎた事から不良になつた實例であるが、見習工を職場に配置して約三四ヶ月からは使へる様になつて來る。そこで先輩の中堅工員が可愛がつて親切に仕事を教へ休憩時間等に菓子を買へたりする。六七ヶ月も経つと仕事も相當覚えて來るので、先輩職工は街の喫茶店や汁粉屋や食堂へ連れて行つて御馳走をする。そしてカフェー等に連れて行く内、この少年工は遊びを覚えて自分一人隠れて遊びに行くやうになる。それが昂じて月収だけでは足りず先輩から借金をしたり、遂には高利な金を借りる様になる、とこの詰りは窃盜を働く様なことに陥つてしまふ。工場内の盜難は斯うしたことからは起ることが多いのではないかと思はれる。」

こうした徑路をたどつて不良少年化して行く少年工達は、更に新らしく入職する少年工達に悪影響し、累年増加を見せてゐる事は誠に恐るべき現象である。京濱工業地帯に於ける徴兵検査時の花柳病調査を見ると左の如くになつて居る(京濱工業時報)。

昭 和 十 年	昭 和 十 一 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 三 年	昭 和 十 四 年	患者率	内工場員率
〇・四一	〇・七七	一・三五	一・二三	一・八一	二五%	一四%
					四六%	六六%
					七八%	

勿論京濱地帯に於ける工場員數の絶對數のおびたゞしい増加が、此の趨勢の中には含まれて居るのである

が、然し何はともあれ、このやうな工場員の花柳病罹患率の増大は、検査前に於ける即ち未成年勞務者の生活の頹廢化を有力に物語つて居る。

更に關西産業團體聯合會専門委員會に於ける勞研桐原博士の報告に聽けば、

「昨年三月(昭和十四年)に卒業した新入工の状態に就き一ヶ年間の経過を見るに必ずしも満足な結果を示してゐると思へない。名古屋市の或る工場では此の一年間に新患者六〇%を出した。また東京近郊の工場では入所後三ヶ月以内にやめた者が三割乃至四割を占め、その中身體の故障による者が多數に上つてゐる。警視廳防犯課の統計によれば少年工の犯罪は昭和十一年乃至十三年の三ヶ年間略同數であつたのに對し、昭和十四年度は五七%の激増を見せて居り、その年齢も十八歳以下が多數を占めてゐる。検事局から發表されたその内容に就いて見ると、少年工に關する限り惡質なものも多くなって起訴する方針であつたことも理由の一つと考へられるが、一般の犯罪が減少傾向を示してゐるにも拘らず少年工の犯罪が激増してゐることは寒心に堪へないものがある。勿論事變後軍需工場の股販により年少工の數が増加してゐる關係上、その絶對數と犯罪數との割合は比較にはならぬかも知れぬが、犯罪に關する限り數が問題となる。犯罪の内容を見るに、團體的な犯罪が多數を占め、質の悪化してゐる事が特徴である。年少工が徒黨を組んで各方面にアヂト

を有し、計畫的且つ永續的に工具や材料の持出、賣却等を行つてゐるのである。個人的犯罪に就ては持出し、忍び込み等、業主の油断に起因するもの多く、また失火の多いことも必ずしも少年のみの罪とは云ひ難く、年少工を早出しして火を入れさせ一人残して火の後始末をさせて居ることなどがその原因となつてゐるやうだ」

かうして未成年勞務者の生活が頹廢して行く原因は極めて單純なものが多く、その數は日々に増加しつゝあるのである。一般に工具資材の盜難、喧嘩殺傷沙汰の増加は、各事業場に於ける普遍的現象である事は、各關係者の屢々口を揃へて訴へる所であつて、支那事變發生して既に四ヶ年目に當る昭和十五年度に於て、勞働による蓄積疲勞もさること乍ら、斯くの如く作業場外に於ける勞力の浪費と素質の低下が尙ほ未だ爲されつゝある事は、將來の吾國の生産力を双肩に擔ふ彼等の新鮮な生産性を自ら弱體化するものとして、充分過大に認識せられねばなるまい。

婦人勞働者

婦人勞働者の織維産業から重工業への移行は、決して十五年度の特異的現象ではなく、滿洲事變以來若干現は

女子勞務者指數 (昭和十二年七月基準)(内閣統計局)

C 造船業運搬用具製造業(昭和十二年七月基準) A 總數(昭和十二年七月基準)

	C 造船業運搬用具製造業(昭和十二年七月基準)			A 總數(昭和十二年七月基準)		
	總數	二十歲未滿	二十歲以上	總數	二十歲未滿	二十歲以上
昭和十五年一月	329	372	300	91	87	97
同 二月	387	414	368	97	91	106
同 三月	382	406	366	99	93	108
同 四月	416	444	397	107	103	111
同 五月	421	464	397	105	103	108
同 六月	435	500	391	104	102	106
同 七月	433	469	409	99	97	103
同 八月	423	450	405	97	94	101
同 九月	465	468	463	100	96	106
同 十月	447	466	434	98	95	103

D 紡織工業(昭和十二年七月基準) B 機械器具製造業(昭和十二年七月基準)

	D 紡織工業(昭和十二年七月基準)			B 機械器具製造業(昭和十二年七月基準)		
	總數	二十歲未滿	二十歲以上	總數	二十歲未滿	二十歲以上
昭和十五年一月	72	72	72	239	228	252
同 二月	74	73	75	262	245	280
同 三月	77	77	79	258	242	275
同 四月	85	87	91	281	267	296
同 五月	78	82	85	272	265	279
同 六月	79	82	74	289	284	295
同 七月	76	79	71	271	260	282
同 八月	73	75	69	271	260	284
同 九月	76	78	72	274	257	292
同 十月	74	76	70	267	253	283

れ始めて居た傾向が、支那事變勃發と共に急激に表面化したまでの事であつて、それは専ら我國の産業機構の質的變貌と共に、勞働力の側に於ても行なはれて來た編成替の一つの表現に過ぎないものである。然し乍らその編成替が急角度に飛躍し、量的な變動が或る段階に到達するや、それは最早質的變貌を伴はずには居ない。その意味に於て婦人勞働の問題は今や重大な質的變貌の過程にあるやうに思はれる。と言ふ事は、從來の婦人勞働問題が、ともすれば「如何にして婦人を保護すべきか」の消極的問題に立ち止つてゐたに引替へ、今日に於ては「如何にすれば婦人が、その課された社會的本質的使命を逸脱せずして、一國の生産力の高揚に協力し得るか」の積極的命題が新しく提出されつゝあるからである。

纖維産業に於ける從來の女子の勞働は、言はゞ餘りにも從屬的であり、その底を流れるものは、畢竟「家計補助的」であり、「嫁入り仕度の爲の勞働」であつたやうである。

婦人勞働者がかゝる限界にとゞまる限りに於ては、婦人に課せられたる重大な社會的使命である、家事、育児、出産等との矛盾も、摩擦も、さして表面化せず済み、婦人勞働者の低賃金の問題も、單なる人道主義的感傷の對象に

低徊し、短かき勤続年數による激しい勞働力の交代は、寧ろ纖維産業の發展に或る程度の寄與さへ爲しきたつたかに見えるのである。

然し乍らひとたび婦人が陸續として時局産業の門をくゞり、そのか細い手もて旋盤を握り、研磨に携り、組立に汗を流すやうな事態に立ち至るや、その勞働の量及び質の變貌は、必然の結果として、婦人自身の持つ本來的使命と大いなる矛盾を生ぜざるを得ないのである。

新らしく解放された彼女等の爲のかうした職場が、彼女等を受け容れるに充分な設備を持つて居ない事は明瞭であり、更に機械工具が、彼女等にとつて餘りに複雑過重である事も、婦人問題的感傷を離れて、充分に問題の對象たり得るのである。然し今や彼女等のかうした重工業への進出が、我國の生産力の進展の爲に絶対に避け得られないとしたならば、嘗て紡績機械の油と埃の蔭に結核に倒れて行つた數多い農村の少女を救ふ爲に、保護施設の強化が叫ばれた如く、今重工業の汗と喧噪の中に同じく結核や災害に倒れて行く少女達の爲に、「如何にすればその社會的使命を逸脱せずして生産力の高揚に協力し得るか」の問題が眞剣に論議されなければならぬであらう。

昭和十五年は、正にそのやうな問題が眞面目に論議され

E 鑛山(坑内) (昭和十二年七月基準)

昭和十五年	月	總數	二十歳	
			未満	以上
同	一	193	212	191
同	二	185	202	182
同	三	200	202	200
同	四	192	203	191
同	五	196	199	195
同	六	196	181	198
同	七	198	188	199
同	八	199	187	200
同	九	196	201	195
同	十	200	198	200

F 鑛山(坑外) (昭和十二年七月基準)

昭和十五年	月	總數	二十歳	
			未満	以上
同	一	125	151	114
同	二	123	145	113
同	三	131	155	121
同	四	132	160	121
同	五	137	166	125
同	六	134	164	122
同	七	137	169	124
同	八	133	169	117
同	九	136	171	121
同	十	139	178	123

始めた點に於て、婦人労働者にとつても記憶すべき意義深い年であつた。

さて婦人労働者数の變遷を内閣統計局の労働統計に眺めて見ると、その指數は右表の如くになつて居る。

工場労働者は、總數に於ては、支那事變勃發當時からさして變化を示してゐない。それは言ふ迄もなく紡績工業に於ける減少に原因するものである。然し産業別人員指數の變動は目ざましいものであつて、紡績の減少と重工業の増加は、勿論此表によらずとも今では常識である。更に鑛山に至つては、坑内従業者は、事變當初の約二倍の線を上

下し、比較的以前から女子を使用して居た坑外作業に於ても、殊に未成年女子の進出は加速度的である。但し女子坑内作業が許されたのは、支那事變勃發後比較的最近であるので、坑内作業者の實數は、此の指數に現はれた程に實際は多くはない事は考へられる。それよりも寧ろ坑外作業者に於て絕對數の増加はおびたゞしいであらう。

今鑛山を暫く置き、工場に於ける女子の業種別分布状態の變遷を滿洲事變當時から比べて見ると、次頁表の如くである(谷野節子女士「女子労働に關する報告」昭和研究会資料)。女子労働者總員中に占める染織工場の位置の低下に反し

工場法適用工場に於ける女子の業種別分布指數

	昭和六年	昭和七年	昭和九年	昭和十一年	昭和十三年
工場	87.0	85.1	77.6	73.4	67.7
織機	1.7	2.0	3.8	4.9	9.5
化學	5.3	6.5	9.2	11.4	11.2
食物	1.7	1.9	2.5	3.0	3.3
雜工	4.2	4.3	5.5	7.0	8.0
特別	0.03	0.03	0.10	0.11	0.17
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

て機械器具及化學工場に於ては、徐々にその地位を強固にしてゐる。

かゝる女子労働の輕工業より重工業への移行の理由を、谷野工場監督官補によれば、

(1)男子労働力の不足が女子進出の可能性を性を高めたこと。

(2)工業生産の發達の結果、作業の單純化が行はれ、其の仕事は従來のやうに數年の熟練を要せず、容易に女子の手でもなし得るやうになつたこと。

(3)女子の身體的精神的な特性が、反覆的單純作業に適してゐるところから、大量生産を主體とする軍需品生産にあつては其の労働がむしろ能率的であること。

(4)女子の勤続年數が、短いといふ一般的な特性から、本質的には生産力擴充に對する女子の進出に不安を與へながら、それは低賃金誕生への温床ともなり、有利であること。

(5)女子の就勞への關與は、大部分結婚前の補助的収入増を目標としてゐる爲、一旦平和産業への復歸の場合にも家庭への環元が容易であり、失業への懸念が少いこと。

(6)時局認識普及の結果、女子の機械工業に對する關心が昂まり、愛國的優越感を以て集中する傾向があること。

以上
であり、これらの各項目が、果して女子の重工業進出を促進する根本的要因であるかどうかは、充分検討を要するのであるが、これらの他にも未だ、生計費の高騰による生活不安定が、女子をして比較的収入の多い重工業を選ばしめる重要な要因の一つとなつて居るやうにも感ぜられる。それは生計費の膨脹による生活困難が、比較的都會に於て甚だしい事と、重工業部門に進出して居る女子が、比較的都會の子女であり、通勤者の多い事との關係を想起すれば足りるであらう。尤も重工業に於ける女子労働者に、都市出身者が多く、更にそれを證明するものとして通勤女子の多い事を取り上げるには、相當の條件を附けなければなら

ないが、それは後述する。又紡績女工に對する一般の餘りにも低い認識が、殊にそう言ふ點に鋭敏な都會地の子女をして、重工業に走らしめ、都會には所謂紡績の「地盤」のない事も併せてその大きな原因をなして居るであらう。次に機械工場に於ける女子勞働力構成の特異性を、再び谷野女史に聽くと、

(イ)年齢の若い女子が多いこと(次表A参照)
(ロ)都市出身の通勤女子が優位であること(次表B C参照)

以上のB、Cの二表によつて、都市出身者が重工業に多

い事を直ちに結論する事は、少々危険なやうに思はれる。何故ならば、B表は東京神奈川の比較的農村の少ない、従つて勢ひ勞働力の給源を隣接の都會地に求めざるを得ない二府縣に於ける調査であつて、全國的な重工業の型を代表するものとは、多少違ふであらうからであり、更にC表に於ける通勤工の多い事は、寧ろ機械工場に於ける寄宿設備の不足を物語つて居るので、これを以ていきなり都會地からの通勤とは考へられないであらうと思ふからである。

A 機械工場に於ける女子勞務者年齢別調

年齢別	女工數	女工總數に對する割合
十六歳未満	19,130	15.4%
二十歳未満	51,577	41.7%
二十五歳未満	29,980	24.2%
二十五歳以上	22,739	18.4%
計	123,426	100%

B 女子勞務者父兄の生業調

(昭和十四年四月、東京神奈川の諸縣に於ける特定の機械工場四十二工場に働く五千六百八十名に對する調査)

生業の種類	女子勞務者數	調査女工數に對する割合
商業	795	14%
工業	284	5%
農業	1,022	18%
職人	1,136	20%
勞務者	681	12%
勤他	852	15%
其父兄の死亡した者	568	10%
計	340	6%
	5,680	100.0

(厚生省勞働局調)

C 工場法適用工場に於ける寄宿女工數

染織工場	女工數	寄宿女工數	女工總數に對する寄宿工の割合
昭和11年	793,768	496,482	62.5%
昭和12年	807,361	490,444	60.5%
昭和13年	738,091	491,586	64.0%

機械工場	女工數	寄宿女工數	女工總數に對する寄宿工の割合
昭和11年	53,832	1,050	1.9%
昭和12年	72,859	1,137	1.6%
昭和13年	106,050	1,765	1.7%

然し乍ら、従来の纖維産業に於ける女子が大部分農村の子女であつたのに比較して、重工業の女子が多分に都市的である事は争はれないのである。

そのやうな纖維工業と重工業との勞力給源の重點の移行は、次のやうな事を意味して居る以上、極めて注目すべきである。

即ち、單に女子の輕工業から重工業への移行と言つても、それは單なる所謂移動ではなくして、その双方が主として別な種類の勞働力によつて構成されて居るのである。つまり紡績にあつた女子がそのまま重工業へ流れたのではなく、全く別な勞働力の流れが、前者は主として工場から農村へ、後者は主として都會から工場へと移行した結果、統計の上には單に紡績工業に於ける減少と、重工業に於ける増加と言ふやうな表現をとつて居る事に注意しなければなるまい。

この意味に於ても亦女子勞働者の職場の變動が、單なる職場のみの變動ではなく、その本質が變貌されつゝある、又變貌せざるを得ないと言ふ事が言へるであらう。

婦人勞働者のこのやうな變貌が、勤続月數、移動率、罹病罹災状態、就業時間、其他に如何やうな變化を齎らしてゐるかに就いても述べるべき多くの物があるのであるが、

それは、更に谷野女史の報告(昭和研究会資料、「女子勞働に關する報告」)に極めて詳細に報告せられてあるが故に、参照せられる事を希望する。

最後に婦人勞働の最近の一傾向として、極めて少範圍にはあるが、「女子短時間就業制」が執られつゝある事を附記して置きたい。これは主として有夫婦人、或は幼児をかへて居る婦人を對象としたものであり、某工場の募集の際の標語にもあつた如く、「朝夕は自宅家事に、晝は工場で産業報國」と言ふ觀點に立つて、比較的短時間(大體六時間乃至八時間)に就業させるものである。現在は殆んど試験の域を脱せず、又技術的に諸種の困難を伴ふ爲に、その全面的發展は甚だ疑問であるが、女子勞働に於ける新しい一分野として此處に擧げて置く必要はあらう。

昭和十五年はかくて婦人勞働にとつても諸種の新しい問題が提起された記憶すべき年であつた。

勞務者生活状態

勞務者の收入

勞務者の勞働の諸條件は、勞働事情として、別項に取扱はれて居るから、ここでは重複を避けるが、要するに勞務者はそれぞれの職場の諸條件に應じて勞働力を給付し、その代償として賃銀を受取るのである。それ故に勞務者の收入は賃銀であり、賃銀を知ることなしには、勞務者の收入を理解することは出来ない。しかし賃銀についても、ここではそのやうな賃銀によつて成立するところの勞務者の收入については簡単にふれて置く。

九・一八停止令以來、賃銀の上昇は一般に文字通り停止した。ただ定期昇給と出來高拂の場合の若干の増減は認められるけれども、それは本來賃銀水準の上昇とは混同すべきではない。しかるに物價は昭和十四年下半年を通じてますます昂騰の度を高め、昭和十五年上半期に入るも、騰勢は弱まるどころかより一層甚しくなつて行つた。かくて勞務者生活の現實に於ける賃銀實質の低落は、統計的な數字

としての實質賃銀指數の推移を以てしては、所詮類推し得べくもないのである。蓋し賃銀指數は、現實に於ける文字通りの賃銀ストップにも拘らず、依然たる上昇を續けると云ふ不可思議な現象を示して居るのに、物價指數は、從つて生計費指數もまた、二重價格の發生と一般化とを、一時は何人も否定し得ない状態に立到つたにも拘らず、その性質上むしろ公定價格の指數と化し去つて、現實の物價變動との間により大きな開きを造つてしまつたからである。ここに物價と賃銀の問題が大きく浮び上つて來た。また勞務者の現實生活の窮迫は、雇傭制限令の實施にも拘らず、勞務者の隱然若くは公然の移動を増加せしめざるを得なかつた。家族手當は、初め人口増殖對策の立場から提起されて居たのであるが、まさにかかる事態の緩和策として昭和十五年年初頭に取上げられるに至つたのである。

この家族手當は、月收七十圓以下にして十四歳以下の家族を扶養する勞務者に對しては、雇傭主に於て家族手當を支給することを得ると云ふ、云はば賃金臨時措置令の修正

に近いものであつたが、その實施後の結果によれば、東京大阪の二大都市に於ては、該當者は意外に僅少であつた。それ以外の重工業地帯に於ても、一般に恐らくは同様の結果を示したものと考へられることは、その後五大家族以上月收百五十圓以下に修正された事實によつても推察される。このことは、大都市若くは重工業地帯に於ては、勞務者と雖も、十四歳を頭に數人の子供を有し、月收七十圓の收入では、生活不可能の事實を——從つてかかる生活條件の勞務者は勞務者として存在し得ないといふ事實を——物語るものであらう。しかし條件が五大家族月收百五十圓以下に擴大されると、その該當者は、大都市若くは重工業地帯に於いても相當多數にのぼるものと考へられるが、しかしかかる條件の該當者のすべてが、家族手當の恩典に浴して居ると考へることは出来ない。

昭和十五年下半年に入るや、さしもの物價騰勢も、低物價政策の強行によつて一部の物資不足を伴ひながらも、一應阻止され、部分的には若干の低落を見たことと、移動停止令によつて雇傭制限令は強化され勞働移動もまた下火とならざるを得なかつたことにより、家族手當による賃金臨時措置令の緩和の必要が解消した結果に外ならぬであらう。だが昭和十五年に於て五大家族月收百五十圓以下に家

族手當を「支給することを得」とされたことは、ここに一つの生活費の標準が厚生省によつて認められたことを意味するとも考へられる。

物資配給統制もまた、昭和十四年下半年以來勞務者の收入に對する特殊な影響を與へ初めた。配給統制の傾向は秋冬の渇水期における電力不足と、それを補足する石炭不足とによつて、昭和十四年の初秋以來一般的に顯著になりはじめた。勿論そこには地域的な相異と季節的變化の諸事情によつて或は緩慢となり或は強化された。十五年度に於ても、その初頭及末期に於て一時的には電力統制は特に強化され、一部の産業部門には所謂「電休」が相當に擴大した。また原材料の配給統制も、昭和十五年度に入るや次第に強化された。即ち重點主義の採用、屑鐵の輸入減、その他等々による原材料の配給統制の強化は、動力の配給統制に於ける前述の諸事情に更に追加された。

かかる物資配給統制の諸事情は、勞務者にとつては、或は就業日數の減少——所謂「電休」——となつて表はれ、或は就業時間の短縮となつて表はれた。從つて賃銀率、若くは賃銀水準には何等の變化がないとしても、就業日數の減少は、それだけ勞務者の收入——賃銀月額——を減少せしめるし、就業時間の短縮は、時給若くは出來高拂に於ては

實收賃銀を減少せしめることにより、同様に勞務者の収入減となることは當然である。勿論動力若くは原材料の不足による休業、若くは短縮時間に對しては、日給若くは時給を原則とする賃銀は支拂はれないのが一般であるが、最近の實際に於ては、全々賃銀を支拂はない場合は僅少であつて、多くの場合賃銀の一部、即ち定額賃銀、常備給、若くは健康保險標準日給の六割乃至八割が支拂はれてゐるやうである。しかしこれを實收賃銀に比較すれば、はるかに少い比率となつて來らざるを得ない。と云ふのは、定額賃銀、常備給若くは健康保險標準日給は何れも實收賃銀よりはるかに少く、過去に於ける日本銀行の賃銀調査の結果よりするも、産業別の相異はあるが、大體に於て、定額賃銀は實收賃銀の六割前後に過ぎないのである。

かくて賃銀率若くは賃銀水準が不變な限り、物資配給統制は、産業別、地域別、規模別の相異はあるが、その程度に應じて、多かれ少なかれ勞務者の収入を減少せしめる。

昭和十五年には、税制の大改正が四月一日から實施された。勤勞所得の源泉課税は最も特色あるものであり、それは勞務者の生活に、僅少なながらも、手取賃銀収入の減少となつて表はれた。勿論それは、基礎控除年額七百二十圓—

ならぬので、家計分類に於ては負擔費中の公課の支拂額の増加となつて表はれることになる。かくて、少くとも具體的な勞務者の現實生活に於ては、所得税の源泉課税は収入減となつて表れ、市民税は支出増となつて表れることになる。

賃金臨時措置令の法定期限が近づくにつれて、賃銀の適正化の問題が論議された。勿論それは、本年度に於ける低物價政策の強行と關聯して、物價の側面からも提起された。しかし問題は適正賃金として解決されず、會社經理統制令として、移動停止令と並んで、現實に於ては賃金臨時措置令の定着と云ふ方向のもとに一應處理された。従つて勞務者の適正生活費を基礎とする適正賃金制度の樹立は、昭和十五年に於ては遂にその實現を見るに至らなかつたのである。

要するに昭和十五年度の勞務者の収入は、賃銀指導の如何に拘らず、停止状態にあると云ふよりも、若干の減少傾向が伺へるのではないかと推測される。なる程家族手當が實施され、勞務者の一部はその恩典に浴することゝなつたが、それは賃金臨時措置令の例外を認めただけで、はだして該當者の幾割が家族手當の支給を受けて居るか疑問であるのに、所得税の免税點の引下げと源泉課税の開始とは

一月額六十圓—を差引いた所得残額に對する百分の六の課税であり、しかも扶養家族一人につき税額一圓が控除されるので、必ずしも勞務者のすべてがこの新税の適用を受けるとは限らないが、しかし成年男子勞務者の大部分が、その適用範囲に包含されるばかりでなく、恐らくは青年勞務者の少からぬ部分、乃至婦人勞務者の若干部分までが、その適用を受けるに至つたであらう。云ふまでもなく此度の所得税はその名稱の示す如く源泉課税であるから、工場、鑛山、その他事業場の庶務若くは會計によつて、賃銀が計算されて支拂はれる時に、すでに各自の賃銀袋から差引かれる。かくて従來の賃銀月収から一日分前後の日給が所得税として差引かれたものが、昭和十五年四月以後の手取賃銀月収—それ故に勞務者の家庭生活若くは消費生活の源泉としての収入—の基礎を構成することになつたのである。それ故に、この所得税は、表面的な、形式的な、しかも實際的な勞働者の家計簿には全々關與し得ない。

所得税の源泉課税が實施されると、これに關聯して一部の大都市では「市民税」が徴收されることになつて、所得税に對する市の附加税の形式をとるに至つた。しかしこの「市民税」は源泉課税ではないから、勞務者の手取賃銀月収には關係しないが、手取賃銀月収のうちから支拂はれねば

その附加税的な「市民税」と共に、該當者全部の収入を減少せしめてゐるばかりでなく、物資配給統制の強化に基づく就業日數の減少、若くは就業時間の短縮も、亦多かれ少かれ勞務者の収入を減少せしめざるを得ないからである。

勞務者の支出

勞務者は、賃銀を主要部分とする収入に基づく支出を以て、消費生活を展開する。この消費生活は、明日の職場に於ける勞務生活力を恢復し蓄積するものである。従つて家庭に於ける消費生活の程度と内容との如何が、職場に於ける勞働の能率と密接に關聯することは云ふまでもあるまい。しかしして勞務者の支出は、生活資料諸價格との關係によつて、生活の内容を規定し、生活水準を上下せしめる。

勞務者の支出内容を昭和十五年を通じて審かにする資料は、現在のところ入手し難い。そこで生活資料諸價格の變動を通じて、特に内閣統計局全國勞働者生計費指數の推移によつて、勞務者の消費生活を推定する外はない。この推定の基礎をなすものは、過去に於ける勞務者の消費生活の記録たる生計費調査、若くは家計調査の生活資料諸價格との關聯に於ける研究によること勿論である。

昭和十五年を通じての勞働者生計費指數の變動を見る

に、此の一ヶ年間の生活資料の諸價格の昂騰が、如何に特徴的なものであつたか、過少評價されざるを得なかつたにも拘らず、しかも明瞭に指示されて居る。即ち内閣統計局の生計費指數發表以來、生計費指數の上昇は確固たる上昇を持續し続けざるを得なかつたが、しかしその上昇の割合は尙微弱であつた。勿論かゝる微弱な上昇の裡にも、若干の加速度的傾向の存在したことも、また否定し得ないところである。昭和十四年の下半期に至るや、事情は若干異つて來た。上昇の加速度は、同年上半年のそれに殆ど倍加された。二重價格乃至暗相場の現象が、この頃より表面化し且つ顯著化して來た。昭和十五年度の生計費指數の變動は、まさにかゝる前年度の生計費指數の動行に直結するものであり、その繼續的な發展なのである。

昭和十五年初頭以來生計費指數の上昇は、いよいよ加速度を増大し、遂に八月には一五〇・〇に達し、昭和十二年七月を一〇〇・〇とするこの内閣統計局の全國勞働者生計費指數は、發表以來完全に五割の昂騰を示すに至つたのである。かくて昭和十五年を通じての生計費指數の昂騰率は、内閣統計局の生計費指數發表以來の記録的数字であるばかりでなく、恐らくは我國生計費指數史上空前の割合を示すものであらう。しかもかゝる傾向の裡にあつて、二重價格

的傾向は、物價審議會の強化、物價協力會議の創設、經濟警察の取締強化にも拘らず、一方に於ては物資の配給の不圓滑化に支へられて、容易に解消すべくもなかつた。若しもかゝる二重價格的傾向を考慮に入れるならば、勞務者とその生活の現實に於て當面した生活資料の實際上の價格騰貴は、更に一層深刻なるものがあつたことは當然想像されねばならないだらう。

全國勞働者生活費指數 (内閣統計局)

平均	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年
一〇一・五	一〇三・〇	一〇一・八	一〇一・七	一〇〇・六	一〇〇・〇							一〇四・四	一〇五・八	一〇六・八	一〇四・四
一一〇・〇	一一三・〇	一一三・二	一一三・二	一一三・八	一一二・二	一一〇・九	一〇八・三	一〇八・〇	一〇六・八	一〇五・八	一〇四・四	一一四・四	一一五・三	一一六・〇	一一四・四
一二一・二	一二〇・七	一二八・九	一二五・三	一二四・三	一二二・五	一二〇・八	一一九・五	一一七・九	一一六・〇	一一五・三	一一四・四	一二四・三	一二五・三	一二七・三	一二三・三
一四三・四	一四四・四	一四三・九	一四三・九	一四七・二	一五〇・〇	一四九・六	一四五・五	一四四・三	一四三・四	一三九・一	一三三・三	一四三・三	一四四・三	一四三・四	一三三・三

しかしながらこの顯著な注目すべき昭和十五年間の生計費指數の變動も、これを詳しく觀察すると、特徴的な二つの時期に分轄することが出来る。即ち七月を境界とする、それ以前の時期と、それ以後の時期とである。年初以來七月までの時期は、昭和十四年下半期以來の生計費指數の推移の延長であり、その發展テンポの擴大に外ならぬ。價格停止と公定價格と經濟警察の取締にも拘らず、生活資料は品不足と二重價格とに支配されざるを得なかつた。むしろ公定價格が次ぎ次ぎに改訂されて、現實の價格變動に同調せざるを得なかつた。元來生計費指數なるものは、特に官廳發表の生計費指數は、二重價格のもとに於ては、むしろ公定價格に依據せざるを得ない。蓋し標準的な暗相場なるものは、それ自身ナンセンスである。だがかゝる公定價格による生計費指數の變動について見るも、昭和十五年前半の生活資料價格の昂騰は比類なき顯著さを示し、それ故に勞

務者生活の激變が推定され得るであらう。

昭和十五年七月以後の時期になると、事情は一變する。全國的な生計費指數は七月から八月へかけて尙極めて微弱な昂騰を見せては居るが、しかし東京市、大阪市、その他に於ては、すでに七月から八月へかけて生計費指數の低落傾向が開始されて居る。この昭和十五年後半の時期は珍らしくも生計費指數の低落期を構成してゐる。だがその低落率たるや勿論言ふに足る程の比率ではないのだから、これを以て直ちに諸生活資料價格の生活的綜合の結果が、勞務者生活、若くは國民生活の、現實に於て、低落し始めたことと断定し去ることは、いさゝか早計の譏を免れないかも知れないけれども、少くとも生活資料の價格のみの觀點に立つ限り、一つの停滞期を構成しつゝあると云ふことは出来るであらう。

全國勞働者生活費費目別指數 (内閣統計局)

月	飲食料費		住居費		光熱費		被服費		其他の諸費	
	昭和四年	昭和五年	昭和四年	昭和五年	昭和四年	昭和五年	昭和四年	昭和五年	昭和四年	昭和五年
一月	一一四・〇	一一四・二	一〇四・六	一一一・一	一一〇・四	一一三・〇・九	一一三・六・三	一一六・七・六	一一〇・六・一	一一〇・二
二月	一一四・七	一一四・五	一〇四・九	一一二・二	一一〇・九	一一三・六・五	一一四・〇・五	一一七・三・二	一一〇・五・九	一一一・八
三月	一一五・〇	一一四・七・八	一〇五・三	一一三・二	一一〇・九	一一三・九・一	一一四・三・五	一一七・七・三	一一〇・六・〇	一一一・三・六

四月	一一八・〇	一五四・四	一〇五・七	一一四・四	一一〇・九	一三九・一	一四六・七	一八三・九	一〇六・八	一一五・〇
五月	一二〇・五	一五三・六	一〇六・四	一一五・四	一一〇・九	一四〇・八	一四八・八	一八八・三	一〇六・八	一一六・九
六月	一一八・七	一五四・七	一〇七・〇	一一六・三	一一一・一	一四一・一	一五〇・二	一九一・二	一〇六・九	一一八・〇
七月	一二二・四	一六四・一	一〇七・四	一一六・三	一一一・三	一四〇・二	一五一・二	一九一・〇	一〇六・八	一一八・二
八月	一二五・六	一六五・〇	一〇七・七	一一六・六	一一一・三	一四〇・六	一五二・三	一九〇・二	一〇六・九	一一八・四
九月	一二八・〇	一五七・七	一〇八・八	一一六・七	一一二・八	一四一・三	一五五・二	一九〇・七	一〇七・二	一一九・六
一〇月	一二八・七	一四七・七	一〇九・八	一一四・四	一一三・八	一四〇・六	一五七・九	一九六・五	一〇七・六	一二二・三
十一月	一三五・五	一四七・七	一一〇・〇	一一四・五	一二七・四	一三九・五	一六〇・四	一九六・九	一〇七・八	一二二・一
十二月	一三八・〇	一四九・六	一一〇・五	一一七・六	一二九・〇	一四三・三	一六三・七	一九三・六	一〇八・二	一二〇・一

費平均指数の推移によつて見るに、上半期に於て前例なき昂騰を演じて居る事は、こゝでも看取されねばならぬ。下半期に於ては、微弱な低下と云ふよりは、寧ろ停滞的傾向が支配して居る。従つてこれを前年度のそれに比較するならば、特に顕著な昂騰とその定着とが認められざるを得ないのである。

(イ) 米麥類 こゝで云ふ米麥類とは、所謂主食物を意味する。それ故に大部分が都市生活者の範疇に屬する勞務者の主食物としての米麥類とは、主として米を意味すること勿論であり、内閣統計局の勞務者生計費指数を構成する部類別價格指数としてのこの米麥類の指数も、亦主として米に依據する。——従つて米價指数に極めて近似的な

指数であることは斷るまでもないところである。かゝるものとしての米麥類指數は、しかし生計費指數や、飲食料費平均指數、その他の指數の推移とは著しく異なり、價格昂騰を意味するところの指數の上昇は、昭和十四年末の公定米價の引上げによつて實現されて以來、昭和十五年の上半期、下半期を通じて殆ど認められない。だがその反面には配給統制の強化——縣外移出の禁止、部分的には米穀商の機構的改組、その他の諸方策——によつて、主食物としての米の配給は、全般的にはとにかくも圓滑に終始し得たが、部分的には可なり不圓滑の地域、特に勞務者の密集地域に於ても發生したし、なかには、相當の窮迫状態を呈したことも事實であるがしかし、それは一時的な、或は間歇

的な現象に過ぎなかつた。また配給量の問題は、論議にのぼされたに止まり、全国的に現實化するには至らなかつた。問題は、むしろ節米運動として國民運動の形態に於て取上げられ、實踐に移されて行つたのである。

米麥類	100.0	一一三・一	一一三・四	一一三・四	一一三・九
昭和二年七月					
昭和二年九月					
昭和二年十一月					
昭和二年十二月					
昭和二年一月					
昭和二年二月					
昭和二年三月					
昭和二年四月					
昭和二年五月					
昭和二年六月					
昭和二年七月					

外米の混入も、その輸入と同時に、米の主要消費地域——特に重工業地帯その他——に於て一般化され、次ぎにその他の混入が開始された。麥その他の雜穀類の混入は、同時に節米の一方法として廣く全般的にも實行された。内地白米の暗相場と縣外移入の脱法行爲とは、むしろかゝる混入を廻避するものとして隠蔽したこと勿論であるが、統制と取締との強化と、配給の確保とが、年末へかけてかゝる傾向の根絶に近づいて行つたことも、亦認められねばならぬ。それはとも角として、外米や麥その他の雜穀類の混入は、かゝる雜穀物を含むものが、白米として白米商の手によつて販賣される限り、かゝる混入白米の價格は、少くとも名目的には低落する傾向を生ずることはもとより當然である。

かくて米麥類指數の停滞的傾向は、勞務者の白米商その他に對する支拂は、或はかへつて減少して居るかも知れない。

い。しかしながらこの米麥類指數は、また小麥粉、食麵、干餛飩、片栗粉を含むが故に、それは同時に代用食とも亦關聯して来る。代用食を取入れれば取入れる程、代用品類の値上りに當面せねばならぬし、更に代用食に對する副食物の問題が取上げられざるを得なくなつて来る。

勞務者の生活に於ては、主食物の消費は農民に次いで大である。それは勞務者の筋肉的性質が、最も農民の農耕勞働に近似してゐると云ふばかりでなく、勞務者の多くが農民出身であり、且つ離村以來十ヶ年に滿たない者が相當の比重を占めて居ると云ふ、事實にも基づくものである。従つて米を中心とする主食物の價格騰貴は、如何なる國民層に對してよりも、勞務者に對して、最敏感にその生活費を膨脹させるし、またそのことは、より低い収入の勞務者の生活費をより一層膨脹せしめる。勞働者の生活に對して、かゝる役割を演ずる主食物としての米麥類指數が、停滞的であつたと云ふことは、生計費指數の一般的上昇にも拘らず勞務者の生活費の膨脹を、現實には左程に著しい状態に達せしめなかつた主要な原因をなすものであらう。

(ロ) 動物性副食物 動物性副食物は、主食偏重——穀物偏重——菜食過多の傾向ある我國の國民營養に於て、特に重要な意義を持つものと云ふべきである。蓋し營養改善

乃至養食は、要するに習慣食に對して何等かの形式と方法とによつて、この動物性副食物をより多く取入れることを、結局に於て實現して居り、それ故にこそ數々の効果をあげ得てゐるのである。

動物性副食物部類別指數 (内閣統計局)

魚介	昭和二年七月	昭和二年九月	昭和二年十二月	昭和三年六月	昭和三年十二月
魚	100.0	106.9	112.2	119.2	128.8
肉	100.0	110.9	115.0	126.0	132.1
牛乳及鶏卵	100.0	129.3	133.1	138.8	142.2

魚介の部類別指數の上昇従つて魚介價格の昂騰は、すでに昭和十四年度に於て相當顯著なものがあり、昭和十五年に於ても依然たる騰勢を緩めなかつたが、生鮮食料品の配給統制が實施されるに及んで、漸く一應の停滯化を現出するに至つた。勿論そこには相當甚しい摩擦と配給の不圓滑化を生じたことも事實であり、或種のものに於ては出荷の激減を見たものもあるにはあるが、ともかくも魚介價格の昂騰が抑止され得たことは、勞務者の生活にとつて、その動物性食物の最大部分が魚介によつて補給されてゐるだけに、その効果は容易に輕視し得ないものがあるが、同時にその効果たるや、飽くまで消極的であると云ふことも亦見逃せない。昭和十二年七月を基準とする魚介價格の水準は

他の動物性副食物のいづれよりも高い位置に於て、停滯し得てゐるに過ぎないからである。

肉の價格騰貴は、魚介よりも可なり立遅れて、昭和十四年度と昭和十五年度の前半を經過したが、その間確固たる騰勢を持続したこと勿論であり、かゝる騰勢は、昭和十五年の後半に至るも緩和されなかつた。かくて年末に於ては事變以來の騰貴率は、魚介のそれと殆ど同様となつてゐる。より安價な豚肉は、昭和十五年下半期を通じて可なり顯著な品不足を演じてゐるので、肉類としての價格騰貴はより高く評價されねばならないかも知れない。勞務者の肉類消費は、魚介に比して著しく僅少なことを一般とするが、しかし大都會若くは重工業地帯の勞務者、特に比較的農民的性格をより多く喪失した勞務者層に於ては、肉類の消費は必ずしも魚介の消費に劣るものではない。むしろ價格變動の相異が、或る時には魚介へ、また或る時には肉類へと方向づけるものと考へられる。

牛乳乃至鶏卵は、從來乳幼児、若くは病人に對して與へられる程度の消費が、勞務者生活に於ては通例であつた。事變以來一部に於ては、勞務者の家庭ではなくて、勞務者自身が——多くの場合には職場に於て——牛乳や卵を消費し始めた。長時間且つ強度化されたる勞務は、それが若干

の収入増を伴ひ得た限り、肉體摩滅的傾向を幾分とも迴避する爲に、恐らくは無意識的に開始された新しい消費面であつたであらう。しかしそれは、賣藥としての強壯劑の亂用よりも、はるかに合理的であり、効果的であつたことは争へない事實である。かくして勞務者の牛乳や卵の消費は或程度普及しかけて居たのであるが、昭和十五年に於ては、價格騰貴と品不足とは相當顯著なものがあつた。價格騰貴は、過去三ヶ年半の比率を一年間にて實現して居り、牛乳の配達は窮屈となり、煉乳は切符制度となり、乳幼児のみに配給されることになつたし、鶏卵もまた店頭から奥へその位置をかへた。

(ハ) 植物性副食物 植物性副食物は、我が國民營養の攝取様式に於ては、菜食過多の營養的缺陷が指摘される程に、支配的な副食物である。しかもそれは、生活水準が低くければ低程、ますます植物性副食物の比重が増加し、逆に動物性副食物の比重が減少するのが、一般的傾向である。勞務者の生活に於ては、収入の不充分さと、勞務者の味覺の農村的趣好の濃厚さにより、植物性副食物の割合は、特に大であると云はねばならぬ。また物價と賃銀との關係によつて實質賃銀の低下傾向のもとに於ては、動物性副食物は次第に減少し、逆に植物性副食物がそれに取つて

代るので、植物性副食物の勞務者生活にとつての意義は、ますます重要な位置をしめる。このことは營養の量——カロリー——に於ては不變であつても、營養の質を低下せしめることとなることは争へない事實である。

植物性副食物部類別指數 (内閣統計局)

豆及蔬菜	昭和二年七月	昭和二年九月	昭和二年十二月	昭和三年六月	昭和三年十二月
豆	100.0	117.3	123.6	126.3	127.7
蔬菜	100.0	115.1	117.3	118.9	120.8
豆腐・煮物及漬物	100.0	139.9	141.0	143.0	149.9

豆及蔬菜は、植物性副食物の主要部分を構成するものであるが、昭和十四年下半期を通じての價格騰貴は、昭和十五年上半期に於ても、ますますその騰勢を強めて行つた。生鮮食料品の價格統制によつて、下半期に於ては、停滯化に轉じ、部分的には相當の低下を見たものもあるけれども、なほ比較的高い價格水準に於て、他の生活資料價格と均衡を保つて居ると見るべきであらう。乾物は、豆乃至蔬菜の補足的な副食物であるが、その價格騰貴には更に著しいものがある。豆腐、煮物及漬物類の所謂副食物の既成品は、勞務者の生活、特に夫婦共稼ぎ、若くは廣汎な家族労働の家庭に於て特に使用の割合が大であるが、これまた前

二者の昂騰に引づられて騰貴して居る。
(ニ) 嗜好品 嗜好品は、これを榮養的に見れば、むしろ第二義的な食物と云ふべきであらう。しかしそれ故にこそ嗜好品の生活的意義が認められねばならぬ。生活に對する「うるほひ」と「はり」とが、この嗜好品によつて齎らされる部分の如何に大なるかを見落す譯には行かぬであらう。鑛山や重筋肉作業の職場に於て、アルコール類は生活必需品だと云ふ認識を新たにされたのも、ビール・酒類の配給統制以來のことである。

嗜好品部別別指數 (内閣統計局)

	昭和二年	昭和二年	昭和二年	昭和二年
	七月	九月	十二月	六月
酒	100.0	119.9	127.7	126.0
煙草	100.0	100.0	133.6	133.6
菓子及果物	100.0	131.0	136.0	136.6

酒の公定価格は早くより實施されたが、その當初に於ては、質の低下——水の混入——が相當甚しかつたやうである。然し、下半期に至るや、販賣量の統制が強化して來た。煙草については刻み煙草の品不足が地域的には若干伺はれたが、全般的には殆ど前年と相異するところはなかつた。菓子は、上半期に於ては價格騰貴として表れ、下半期に於ては品不足として表はれた。砂糖の切符制實施は、習

慣的な砂糖消費量と同一であるか、或は配給量に若干の餘裕ある勞務者層にとつては、何等の問題も起り得ないが、習慣的砂糖消費量が配給量を越える程度に應じて、「糖分の問題」となつて表れた。砂糖の配給量の制限と、小豆不足、ミルク不足によつて菓子の供給量が減ぜざるを得なかつたが、「糖分の問題」の解決はこの不足せる菓子に向はざるを得なかつた。幼少年を含む家庭に於ては、「糖分の問題」は特に切實で、それは嗜好品としての範圍を越える生理的要求と化したかの感がある。果物はむしろ生鮮食料品と共通の價格騰貴を演じた。

住居費 住宅問題は、特に勞務者住宅問題として、すでに昭和十三年下半年から昭和十四年上半年にかけて、逸早くも重大化して來た。蓋し生産力擴充のテンポに應じて、工場・鑛山の擴張と新設は次第に加速度を高めた。勞務者の吸収も、亦かゝる加速度に即應する必要があつた。勞務者は、主として農村から、補足的には地方小都市から、輕工業地方から、重工業地帯へ、炭田地帯へ、鑛山へ、供出され且つ移行し續けた。この場合勞務者の職場は、不完全な場合もあり得るとしても、兎も角も勞務者を雇備する以上、そこには生産を可能にする設備を前提とせざるを得ない。反面に於て、勞務者の消費生活若くは家庭生活の場と

しての住宅は、生産の場としての工場・鑛山の施設擴張とは全く無關係である。工場・鑛山は、勞務者の労働給付に對する反對給付としては、原則的には賃銀を支拂ふのみで済む。ところが勞務者は、労働する人間であると共に消費する人間であるが、しかし住宅以外の生活資料は、その輸送方向を人口移動の方向へ、特に勞務者の移動方向へ轉換すれば、大體に於て不都合を來さないけれども、住居に關しては事情は著しく異なる。即ち人間が居住を地域的に變更する場合に於ては、被服や家具や什器その他は、その移動に伴つて携行することが出来るが、住宅はこれを運搬することも携行することも出来ないものである。だから勞務者を移動せしめ、吸収する爲には、その移動先きに於てその集結點に於て、それだけの住宅が用意されねばならない。勿論從來は地價の昂騰、家賃の引上げによつてもたらされる住宅經營の可能性の創出が、かゝる用意を行つて來たが、最近では勞務者の吸収があまりにも急激であると云ふ事實と共に、資材不足と地價や家賃に對する諸統制が、住宅の増加人口に對する適應を、依然として不圓滑ならしめて居るかの如くである。昭和十四年を通じて問題化した住宅問題は昭和十五年に於ても遂に解決し得なかつた。公共團體、自治團體、企業者團體、企業者個々の諸住宅政策は、勞務

者の激増によつて壓倒し去られて居るばかりでなく、それ／＼の住宅政策自體が、或は成功し、或は失敗し頓坐を餘儀なくされて居る。住宅問題は、昭和十五年に於て、現實の實際問題として益々重大化して居ると云ふべきであらう。住宅問題の解決は、勞務者の動員吸収と云ふ表面的な問題に關聯するばかりでなく、すでに勞務者の労働能率の問題として、見えざる、しかし見逃すべからざる影響を産業全般に與へつゝあるのではあるまいか。

住宅費部別別指數 (内閣統計局)

	昭和二年	昭和二年	昭和二年	昭和二年
	七月	九月	十二月	六月
家賃	100.0	100.1	100.0	100.1
住宅修繕	100.0	133.3	161.3	167.7
水道	100.0	100.0	100.0	100.0
家具及什器	100.0	131.1	141.3	100.3

(イ) 家賃 家賃は、住居費の主要部分を構成するのみならず、住居費そのものを支配する。否家賃によつて規定されるところの住宅なるものは、恐らく消費生活全般に互つて特に微妙な影響を與へてゐるであらう。蓋し住宅は他の一切の消費生活の大部分が展開されるところの場面であるから。この家賃の内閣統計局の生計費指數の内部に於ける推移は、昭和十二年七月以來殆ど變化して居ない。現

實に於ても、昭和十二年七月以前から住宅を移轉せしめな
い勞務者にとつては、恐らく大部分が家賃の變化に當面し
て居ないかも知れないのであつて、その限りの勞務者は確
かに住宅問題の圏外にあるものと云ふべきであらう。しか
しながら昭和十二年七月以來の勞務者の増加部分、特に産
業的な地域的な増加移動部分の驚くべき顯著な事實は、多
方面から指摘されてゐる。かゝる部分の勞務者は、その後
に於ける住宅の移轉を敢えてせる勞務者——自己の都合に
よるもの、職場の移轉によるもの、職場の變更に基づくも
の——と共に、多かれ少なかれ住宅不足、家賃昂騰に當面
せざるを得なかつたのであるが、家賃不變の生活を續けて
居る勞務者が多数であるか、それとも家賃昂騰に當面せる
勞務者の方が多数であるかは、容易には斷定出來ないであ
らう。内閣統計局の生計費指數の限りに於ては、變動する
家賃、新設せられる家賃の傾向については、何等のことも
知る由もないが、しかし住宅建築と比較的類似の構成内容
を持つ「住宅修繕」と「家具及什器」との指數の推移は、
新設せられる家賃の傾向、乃至それによつて規定される家
賃變動の傾向を類推することが出來るであらう。最後に現
下の住宅問題は、相對的住宅不足に伴ふ家賃の問題に止ま
らず、むしろ部分的な絶對的住宅不足の問題にまで發展し

て居ることもまた認められねばならぬ。

(ロ) 其他の住居費 家賃以外の住居費として内閣統計
局の生計費指數に於ては(1)住宅修繕、(2)水道、(3)家具及什
器が取上げられて居る。住宅修繕の爲の費用は、殆ど大部
分が借家人としての位置に立つ勞務者の生活に直接介入し
ないことは當然であるが、しかし家賃不騰の裏には、住宅
修繕はとかく延期され勝ちとなり、それが住宅所有者の負
擔であることを原則とするにも拘らず、現實に於ては借家
人としての勞務者の金銭的な、或は勞力的な負擔に轉換さ
れる場合が少くない。ただ住宅修繕指數の推移は、前述の
如く、新築住宅の建築價格の傾向——新築住宅の家賃の傾
向は、經濟的には、これに地代と金利との傾向が追加され
ることになる——を或る程度察知し得ると云ふ點は、特に
注目されてよいと思ふ。水道費の不騰は更めて説明するま
でもあるまい。家具及什器の昂騰は、昭和十五年を通じて
最顯著な騰貴率を示せるもの、一つである。下半年以後や
、停滞の徴を見せては居るが、その價格水準は可なりな高
さにまで引上げられて居る。元來家具及什器に對する支出
は、その性質がむしろ被服費に類似した内容を持つて居
る。それは極端に貧弱且少数であつても、生活し得ないこ
とはない。しかし生活が定着し、生活に「うるほひ」を含

ませる爲には或程度の家具及什器を必要とするものゝ如く
である。

光熱費 光熱費は、むしろ廣い意味に於ては、交通費と
共に、住居費の一部と考へた方がより妥當ではないかと思
はれる。それは住宅の諸條件により多く支配され、世帯の
大きさ、若くは一人當平均に對してはかへつて關係が稀薄
であるとも考へられる。しかしして調理用熱料費を除外する
ならば、それは居住條件の一部を構成し、休養と安息との
能率を左右することにより、ひいては勞務者の勞働能率に
對して、目にこそ見えなすが密接な關聯を持つものと云ふ
べきであらう。

光熱費指數の顯著な上昇も、昭和十四年下半年以來の事
實であり、その情勢は、昭和十五年度の上半期を通じてよ
り甚しくなつて居るが、下半期に入ると、木炭、煉炭の配
給統制の實施によつて價格は一應定着せしめられた。調理
用の燃料としての薪、煉炭、木炭の價格騰貴は、特に著し
く、たゞ調理用燃料のうちガスのみが不變な状態を持續し
得てゐる。かくて調理用燃料は、照明用電燈と共に恒常的
な支出を形成するが、照明用電燈料價格の不變なるとは反
對に、調理用燃料に於ては、ガスを除いて一般に極めて顯
著な價格の昂騰が指摘されねばならぬ。冬期暖房用の木炭

は、昭和十五年度初頭に於ては品不足と闇相場になやまさ
れたが、下半年に於ては切符制が實施され、その過・不足
はともかくも、配給は一應確保されたが、價格は三割五分
前後の昂騰をまぬかれ得なかつた。

被服費 被服の價格騰貴は、過去に於ては生計費指數の
一切の部別指數をリードして、常に最高の騰貴率を示し
て來たが、昭和十五年度には、それは前述の如く、なによ
りも先づ生鮮食料品の價格騰貴によつて追ひ越された。し
かし被服の名目的價格騰貴は、同時にその實質的な價格に
ついては特に考慮されるべきである。と云ふのは、代用品と
してのスフ・人絹の使用は、昭和十五年に於ては、本來の被
服原料に完全に取つて替つたし、生計費指數の計算それ自
體がかゝる代用品に基礎を置くに至つたからである。それ
故に、例へば木綿からスフの轉換が、漸進的で、しかも名
目價格の連續が構成され得るとしても、それは單なる名目
的な物價指數としては、何等の不都合も生じないかも知れ
ないが、生計費指數に於ては、問題はしかく簡單に解決し
得るものではない。そこには他の被服條件はしばらく置く
とするも、消耗度の問題が提出されねばならぬ。スフは木
綿の三倍の消耗度を有するとも云はれ、或人は六倍だとも
云つて居る。かゝるスフ消耗度の問題は、生計費指數に於

ては、結局その算定に用ひらるべき「ウェイト」の改訂となつて、修正されざるを得ない筈である。

被服費部類別指数 (内閣統計局)

昭和三年	昭和二年	昭和二年	昭和二年	昭和二年
七月	九月	十月	十一月	十二月
衣類	100.0	100.0	100.0	100.0
身ノ廻り品	100.0	100.0	100.0	100.0

衣料の價格の騰勢は、金再禁止以來、或は急激に、或は緩慢に、一貫して持續され續けて來たのであるが、昭和十五年下半期に至り漸く停滯化し、微弱な反落を示すに至つた。しかしながらそれは、絹製品を除けば、飽まで名目的な價格上の問題であつて、木綿製品、毛製品、麻製品はスフ製品、人絹製品と置き替へられてしまつて居るか、或はこれらのスフ、人絹を壓倒的比重に於て混入するものによつて引繼がれて居る。最近の衣料の價格安定が、かゝる内容を意味する限り、そこから衣料價格の實質的傾向を推定することは困難である。過去に於て勞務者の衣料費が、融通性を示し、減少を續けたのは、そのことが不可避的であつたばかりか、スフや人絹製品に對する廻避的態度も見逃

せないであらう。しかしながら長い間衣料の更新を繰延べて來た勞務者生活は、次第に舊來の所有衣料を最大限度に消耗しつゝあるのではないだらうか。昭和十五年の家計調査に於て、この間の消息が如何に表はれて居るか不明であるが、いづれにせよ、勞務者の衣料の問題は次第に切實となつて行かざるを得ないであらう。

身ノ廻り品も亦衣料と全く同一のことが云へるであらう。身ノ廻り品の價格騰貴の一部にはより甚しいものがある。其の他の諸費、食・住・衣を除く一切の生活費としての實支出が、家計調査、若しくは生計費調査の家計分類上、この「其他の諸費」として總括される。このうちには、勞務者生活に於ける社會的な文化的な諸生活費目が包含されると同時に、また食・住・衣に近い、より直接的な生活費目もまた含まれてゐることを留意すべきである。それ故にかゝる内容を有するこの「其他の諸費」は、相當低い生活水準に於ても、食費に次ぐ比重を占めて居るし、或程度の生活になる——昭和十二年以前に於ける内閣統計局家計調査報告の月收一〇〇圓以上の勞働者の生活に於てすでに早くも——

生活費中最大の割合を占むるに至るのである。以て勞務者生活に於ける「其他の諸費」の重要性を窺ひ得るであらう。

また出征兵士への餽別、慰問袋、遺家族の救援、獻金等は、事變下の國民として勞務者と雖も、當然實行せざるを得ない義務であるが、これらの勞務者生活の特殊支出は、交際費として若くは負擔費として、この「其他の諸費」に包括さるべきものである。最後に、収入の項に於て述べた所得税の源泉課税は、負擔費中の公課として、家計簿的に云へばやはりこの「其他の諸費」に屬すべきものであるが、勞務者生活の現實に於ては、前述の如く、むしろ手取賃銀月収入の減少として、勞務者の消費生活以前に消失してゐること勿論であるけれども、「市民税」は、むしろこの負擔費中の公課の激増となつて表れるのである。

其他の諸費平均の價格騰貴も、食費や被服費の昂騰と比較すれば比較的微弱であるけれども、昭和十五年上半年に於ては、可なり顯著であつた。この半ケ年間の騰貴率は、過去三ヶ年半のそれよりもはるかに大である。しかし下半年に入つて、著しく停滯化したことは、他の生活資料價格

と全く同様である。

其他の諸費部類別指数 (内閣統計局)

昭和三年	昭和二年	昭和二年	昭和二年	昭和二年
七月	九月	十月	十一月	十二月
保健衛生	100.0	111.7	111.7	111.7
交通	100.0	100.0	100.0	100.0
文房具	100.0	112.4	112.4	112.4
修養娛樂	100.0	101.8	101.8	101.8

生計費指數に於けるこの其他の諸費は、價格化と指數化との最困難な部分であり、それ故にまた最不完全な部分と云はなければならぬ。蓋しそれは食・住・衣以外の一切の生活資料とその價格變動の指數化とが必要だからである。

かくて昭和十五年度を通じて勞務者の収入は、家族手當の恩典に浴し得たものを除けば、より一層の家族労働を展開しない限り、増減し得ない筈であり、よし賃銀指數の示す如く、一割前後の賃銀上昇と見ても、生活資料諸價格の昂騰、従つて生計費指數の上昇は、はるかに大であつたから、収入の實質は、それだけ著しく低下し、生活内容は、

諸生活費目の弾力性と融通性に應じて、變化せざるを得ない。かゝる生活内容の變更による生活條件への生活の適應も、勞務者にとつては、これを住居費の節減に求めると云ふ舊來の方法は、住宅問題、特に勞務者住宅の問題が、解決され得ない限り、勞務者生活に於ては全々期待することが出来ないであらう。住居費の節約を可能ならしめ得る勞務者よりも、住居費の膨脹を不可避とする勞務者の方が比較にならぬ程の多數を占めてゐることは、何人も否定し得ないであらう。

飲食物價格の昂騰は、副食物に於て最大であり、主食物は殆ど安定して居たのであるから、副食物の節約、質的低下——動物性副食物よりも植物性副食物へ——によつて可能ならしめ得るかも知れない。しかし副食物を過去の副食物費によつて處分するには、勞務者生活に於て特に親しみある魚類と野菜類との特に顯著な價格騰貴によつて、現實に於てはその質的低下を敢えてしながらも、殆んど不可能に近いと思はれる。副食費の不可避的膨脹は、これを安定せる主食物によつてすることは出来ない。主食物はカロリ

一の主要源泉であると云ふこと、節米運動による代用食の攝取は、むしろ主食費を膨脹せしめざるを得ない價格關係にあることは、主食費自體の縮少を許容し得ないのである。だから昭和十五年を通じて食費を膨脹せしめない爲には、結局嗜好品の節約による外はないが、それは節約可能の限界が狭少——嗜好品自體が僅少な額に止まる——であるばかりでなく、逆に生活力の沈滞を齎す機會を伴ひ易い。かくて昭和十五年を通じて勞務者生活に於ける食費額乃至食費の割合は、榮養の質の低下を來しつゝも、多かれ少かれ膨脹せざるを得なかつたであらう。

かゝる不可避的な食費の膨脹と部分的な住居費の膨脹とを相殺すべきものは、結局被服費と其他の諸費の節約に依らざるを得ない。だが勞務者の被服費は、被服價格の長期に亘る昂騰にも拘らず、長期間に亘つて縮少し續けて居る。この矛盾が、何時生活的に解決せられざるを得ないかは豫斷し得ないが、しかしいづれにしても、勞務者生活に於ける被服の節減は、限界に近づきつゝあるものゝ如くである。だが昭和十五年に於ける生活資料價の騰貴に對し

て、それだけ収入の増加し得なかつた勞務者は、結局被服費の節減を敢えてせざるを得なかつたであらう。しかしながら勞務者生活に於ては、被服費そのものゝ額が極めて少額なので、すべてこれを期待することは恐らく不可能であらう。そこで被服費による節減と同時に、其他の諸費に於ける緊縮が餘儀なくされざるを得ないことになる。この其他の諸費は、被服費に比較すれば従來は弾力性の乏しい消費部門であつたが、昭和十二年以來特に低い収入——内閣統計局家計調査の百圓未満以下の勞務者——の生活に於ては、この其他の諸費の縮少が顯著となつて來て居ることは特徴的な事實である。しかし昭和十五年の其他の諸費が、従來の如く節減を可能とするか否かは疑問である。源泉課税による所得税は別とするも、同様の方法による貯金額の増額傾向、市民税の新設による負擔費の増加等々は、むしろ其他の諸費の膨脹へとかりたてる。にも拘らず、生活資料の價格騰貴と勞務者の収入の不均衡とは、被服費と其他の諸費によつて埋合せをつけざるを得ないであらう。たゞこの其他の諸費は、勞務者に文化的な社會的な生活面の基

礎をなすだけに、その縮少は、ともすれば生活感情を左右し、勞働能率に影響を與へることが多いやうに思はれる。醫療費もまた其他の諸費の一部を構成するが、疾病率の増加傾向にも拘らず、醫療費が縮少し續けて居ることも一考を要するであらう。

要するに昭和十五年度は、その上半期に於ける特に顯著な生活資料の價格騰貴と、下半期に於ける配給統制、切符制度の廣汎な展開とによつて、賃銀は九・一八以來停止状態にあるのに、生活資料價格は注目すべき騰貴率を一ケ年も繼續して、やうやく停止状態を現出し得た。物價と賃銀との關係は、それが問題として論議された時期よりも、更に一ケ年間の兩者の開きが追加されたことになるのである。かくて昭和十五年度に於ける勞務者生活は著しく特徴的な推移を以て終始したものと云ふことが出来るであらう。

社 會 運 動

産業報國運動の進展と労働組合

昭和十五年に於ける労働組合の動向を観るに、それは又産業報國運動の進展の様相を度外視し得ざることは申す迄もなす。

殊に厚生省により産報運動が眞に戦時産業労働体制の樞軸として採り上げ、同省並に府縣の直接指導下に、その設立が勸奨せられてより量的に飛躍的發展を遂げ、その組織は、大日本産業報國會創立前たる十五年九月末に於いて、産業報國會數約七萬餘、事業場數約二四萬六千餘を數へ、その會員數は實に四百十八萬を超えるに至つた。又全國に道府縣産業報國聯合會四七、鑛業報國會聯合會五の結成を見るに至つた。之の産業報國會の組織狀況を十四年十二月末現在の産業報國會數約一萬九千餘、事業場數約二萬七千、その會員數二百九十九萬と比較する時、その進出發展は眞に驚異的なものと言ふべきである。

(イ) 産業報國會設立狀況調

(昭和十五年九月末現在)

道 府 縣	産業報國會數	産業報國會結成事業場數	會員數
北海道	九八二	五、三〇八	一八〇、一六六
青森	二二六	四六一	一五、五七六
岩手	二〇九	二〇九	二五、五九〇
宮城	九六	九六	一七、三〇〇
秋田	一、一三三	一、一三三	二七、〇八〇
山形	四三三	八一九	二八、七六七
福島	三三〇	一、〇三三	六五、一八七
茨城	三〇〇	一〇一	四八、〇三三
栃木	六八八	二、八〇〇	四七、三〇九
群馬	四〇	四三三	六六、七二二
埼玉	一、三三九	一、三三九	七七、五六一
千葉	一、三三九	四九四	六六、七二二
東京	一、三三九	四九四	七二、九九六
神奈川	一、二〇九	一、三三九	三〇、〇三八
新潟	三〇九	一、六〇〇	三三、八〇八
富山	三〇九	七二二	三六、九八八
石川	三〇九	七二二	三六、九八八
福井	三〇九	七二二	三六、九八八
奈良	三〇九	七二二	三六、九八八
和歌山	三〇九	七二二	三六、九八八
徳島	三〇九	七二二	三六、九八八
香川	三〇九	七二二	三六、九八八
高松	三〇九	七二二	三六、九八八
愛媛	三〇九	七二二	三六、九八八
高知	三〇九	七二二	三六、九八八
佐賀	三〇九	七二二	三六、九八八
熊本	三〇九	七二二	三六、九八八
大分	三〇九	七二二	三六、九八八
宮崎	三〇九	七二二	三六、九八八
鹿児島	三〇九	七二二	三六、九八八
沖縄	三〇九	七二二	三六、九八八

山梨	野	岐阜	静岡	愛知	三	滋	京	大	兵	奈	和	島	島	岡	廣	山	徳	香	愛	高	福	佐
梨	野	野	重	重	重	都	阪	庫	良	山	取	根	山	馬	口	島	川	援	知	岡	賀	
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
1,010	4,800	2,133	777	1,833	763	400	2,666	6,111	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666
18,286	8,855	8,616	7,533	26,180	4,358	3,666	9,444	3,987	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666

長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒	沖	計
崎	本	分	崎	島	島	
二八二	三三三	二九九	三九九	九八一	三三三	四六,三三三
六三三	一,一三三	八三三	一,七三三	一,三三三	三三三	七〇,六六六
七三三	三,三三三	二,六六六	三,三三三	二,六六六	三三三	一,八三三,〇〇〇

更にその機構の上にも組織の量的進展に伴ひ産業報
 國運動の質的充實を圖ることの緊要なるものがあり、之が
 爲にその指導體制の強化確立、殊に中央組織整備の要望が
 各方面に擡頭しつゝあつた。殊に十五年七月第二次近衛内
 閣の登場と共に、肇國の精神を發揚し、事變完遂の爲高度
 國防國家の建設を旨とし、内強力なる新政治體制の確立と
 外交の刷新を企圖する大政翼賛運動の舉國的發展は、そ
 れ自體が新政治新體制運動の先驅的役割を産業労働部面に
 於いて果しつゝありとする本運動の全國的體制の整備強化
 の要を益々痛感せしむるに至つた。

腦者を中心として著々具體的準備を進め、十一月六日及八
 日の兩日に亘り厚生大臣の名に依り産業團體、労働界等を
 はじめ、官民有識者七十名を招き、中央組織創立準備會を
 開催、會則要綱案其の他に關して協議を重ね、その決定に
 基き大日本産業報國會は同月二十三日創立總會が開催せら
 るに至つた。

斯くて茲に産業報國運動の機構は一層整備充實され、産
 業報國會は名實共に産業労働界を統合する新體制組織とし
 て力強き再發足の途につくことゝなつた。

而して本産業報國運動の發足以來幾多の困難を排しつ
 ゝ、本運動進展の上に多大の實績を擧げ來つた産業報國聯
 盟は、大日本産業報國會の創立と共に昭和十三年七月創立
 以來滿二年に餘る輝かしき歴史的使命を終了し、之に解消
 統合されるに至つた。

抑て十五年度の労働組合運動は、前述の如き産報運動の
 成長を直接の影響として、更に戦時下に於ける社會情勢よ
 り急激なる組織體勢の後退を餘儀なくされ、之に對處して
 自發的にその組織を解體して、全的に産報組織への融合を
 遂行した。

纏つて茲數年來に於ける労働組合運動の動向は、社會情
 勢の轉換と共に質的にも量的にも幾多の變遷を辿りつゝあ

つた。今此の労働組合運動の消長を量的側面より窺へば次
 表の如く、その組織勢力は、その擡頭期たる大正七・八年
 以來今次變發生に至る迄その大勢は逐年増加の傾向にあ
 り、昭和十一年に於ける組合數九七三、組合員數四二〇、
 五八九名を算するに至つたが、昭和十二年事變の勃發を轉
 期として組織の減退を見るに至り昭和十四年末組合數に於
 いて五一七、組合員數三六五、八〇四にして、その組織率
 は十一年の六・九%より四・二%と以れも急激なる減少を現
 はして居る。

十五年に至りては、之の趨勢は更に激成され六月末現在
 組合數四二八、組合員數一八四・〇〇四人で、その組織率
 は尙二・一%を維持したが、同年末現在に於いては、組合
 數約一九〇、その組合員數約四萬五千餘名にしてその組織
 率は僅々〇・五%に過ぎざるものと推算される。これは組
 織勢力の著大なる日本労働總同盟、東京交通労働組合、並
 に日本海員組合、海員協會の解散、其の他日本労働組合會
 議及び興國交通労働聯盟等の聯合組織體が、その傘下組合
 の解散と共に解消せる等、我國労働組合の基幹的勢力の昭
 和十五年度に於ける消滅がこの組織の激減を略々確實に物
 語るものなること申す迄もない處である。

(口) 労働組合年次別調

年次	労働組合数	前年末トノ比	労働組員数	前年末トノ比	労働者数	労働組合率
昭和元年	四八八	三三	三〇、七九	三〇、四七	四六、四一	六・一
同二年	五〇三	一七	三〇、九三	二四、七四	四七、〇七	六・三
同三年	五〇一	△	三〇、九〇	△	四八、二四	六・三
同四年	五二〇	二二	三〇、九八	三三、〇八	四八、七五	六・八
同五年	七二二	八二	三三、二二	三三、三三	四七、〇〇	七・五
同六年	八二八	一四	三三、八七	一四、六三	四六、〇二	七・九
同七年	九三三	一二	三三、六三	八、六三〇	四六、〇二	七・八
同八年	九三三	一〇	三三、六三	六、九八	三、二六	七・五
同九年	九六五	三三	三三、六四	三、三二	三、七六	七・七
同十年	九九三	二八	三三、六二	三〇、六八	三、九〇	六・九
同十一年	九七五	△	三三、六二	二、九七	六、〇〇	六・九
同十二年	〇三七	△	三三、六二	三、九三	六、三三	六・二
同十三年	三七二	△	三三、六二	三、九三	六、三三	六・二
同十四年	三七二	△	三三、六二	三、九三	六、三三	六・二

蓋し産報運動は、その發足當初より、労働組合運動とは微妙なる關係にあつたとはいへ、並行進展を續け來り、其の間に於いて時局の壓力と産報運動の影響より基礎薄弱の労働組合の解消乃至は自然消滅を見つゝあつたが、更に時

局の進展に伴ふ産業労働体制の整備強化のため労働行政の統一運用と圓滑なる遂行が要望されるに至つたので、政府は之に對處して産報運動を國策として採り上げ、政府の全責任に於て之を指導、發展せしめるに至り、その影響は労働組合運動に層一層甚大なるに至り、多年その基礎を培ひ、多難な情勢の内に自主的労働組織の能動的な機能とその組織を維持し來つた労働組合陣營の中よりも産報運動への發展解消論が擡頭し、分裂解散への趨勢は頗る激成され、我國労働組合運動の産業報國運動への統合は、餘り著しい摩擦軋轢なく完遂さるゝに至つたことは、時局の激しさと共に抗し難い大きな歴史の流れを感じしむるものがある。

大日本産業報國會の創立 産業報國運動が發足以來三年、時代の要求と官民協力の努力に依つて、その組織の著しき發展を見、この組織の伸展に對應して全國的統轄指導組織として大日本産業報國會の創立を見るに至つたことは前項に觸れた處である。前述の組織の一大發展につれ、個々の産業報國會に於ても事業關係者一體となり、皇運扶翼、職分奉公の指導精神が漸次各職場に浸透し、着々其實績を收めつゝあつたが、内外の情勢に照して眞に産業労働新體制として其の重大任務を完遂する爲には此の際運動の全般

を通じて機構を整備し、内容の充實を圖る必要があり、特に本運動の全國的統轄指導組織の確立が焦眉の問題となり、又夙に民間各方面よりも要望されつゝあつた處である。而してこれは亦政治新體制の確立に伴ふ政府の産業労働政策の根本方針の轉換にも應ぜんとするものである。即ち從來政府の産業労働政策が、第三者的立場より勞資協調乃至は治安警察的見地よりする消極的な監督取締の方針より、高度國防國家體制の完成、生産力の擴充を目指し、従つて創意と能力を最高度に發揮せしむると共に、労働力の維持培養並に配置の適正化による労働動員の完遂を期する爲の、積極的な産業労働政策遂行の爲の「國民勤勞の組織化」への要求にも應ぜんとするものであつた。

政府に於ても斯る要望と本運動の實情とに鑑み、昭和十五年春頃より之が樹立には考究を重ねて來たが、九月下旬に至り中央組織に於ける首脳部の内定を見たので、爾來之等首脳部の意向をも斟酌して、會則其の他に付慎重なる研究を遂げ、十月初旬より官民各方面の有識者を網羅し、數次に亘り準備研究會を開催して會則要綱案を作成し、十一月六日の第一回中央組織準備會に之を附議し、更に特別委員會を設けて慎重審議を重ね、十一月九日第二回準備會を開催し、特別委員會に於て決定を見たる會則要綱案を滿場

一致承認し、茲に創立準備會としての成案が出来たのであつて、其の後此の要綱案に基き綱領、會則等の具體案を得て十一月二十三日創立總會開催の運びに至つたのである。

綱領

- 一我等ハ國體ノ本義ニ徹シ全産業一體報國ノ實ヲ舉ゲ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ラムコトヲ期ス
- 一我等ハ産業ノ使命ヲ體シ事業一家職分奉公ノ誠ヲ致シ以テ皇國産業ノ興隆ニ總力ヲ竭サムコトヲ期ス
- 一我等ハ勤勞ノ眞義ニ生キ剛健明朗ナル生活ヲ建設シ以テ國力ノ根柢ニ培ハムコトヲ期ス

創立宣言

今や世界は未曾有の轉換期に際會す。皇國亦東亞新秩序建設に任じ、世界新秩序完成に邁進せんとす。その使命洵に宏大なり。然れども高度國防國家體制とその根幹たる新産業労働體制を確立するに非ざれば、何んぞその使命を果し得べけん。

凡そ皇國産業の眞委は、肇國の精神に基づき、全産業一體、事業一家、以て職分に奉公し、皇運を扶翼し奉るにあり。全産業人は、資本經營勞務の有機的一體を具現し、皇民勤勞の眞諦を發揮し、以て國力の増強に邁進せざるべからず。皇國躍進の基調茲に存す。我等皇國産業に興る者、夙に念ひをこゝに致し、恰く職場

に産業報國會を組織し、産業報國精神の高揚實踐に挺身し來れり。爲に全産業人協心戮力の實漸く舉り、勤勞の創意、能力亦大に伸暢し、産業勞働界はその面目を一新せんとす。この成果と組織を總括して一大國民運動たらしむるを要すや極めて切なるものあり。皇紀二千六百年の秋、新嘗祭の佳き日を卜し、我等こゝに大日本産業報國會を結成し、光輝ある新任務に就かんとす。我等の使命は、實に愛國の至情を産業報國運動に結集して曠古の國難を克服し、以て永遠不動の皇國産業道を樹立せんとするにあり。實務の重きを念ひ、決意更に新たなり。勇躍、我等行かんとなす！

紀元二千六百年十一月二十三日

大日本産業報國會

大日本産業報國會會則

- 第一條 本會ハ大日本産業報國會ト稱ス
第二條 本會ハ産業報國會ヲ以テ組織ス
第三條 本會ハ政府ト協力シテ産業報國運動ヲ全國的ニ實施統轄指導シ綱領ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 産業報國精神ノ昂揚ニ關スル事項
二 産業報國會員ノ教育訓練ニ關スル事項
三 産業報國運動ノ指導者養成ニ關スル事項
四 産業報國會ノ運営及事業ノ指導ニ關スル事項
五 技能ノ向上其ノ他生産ノ高度能率發揮ニ關スル事項
六 勞務統制ヘノ協力ニ關スル事項
七 福利厚生、生活指導及勤勞文化ノ向上ニ關スル事項
八 産業勞働ノ調査研究ニ關スル事項
九 一般國策ヘノ協力ニ關スル事項
一〇 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
總裁
會長
顧問 若干名 (内若干名ヲ常任トス)
審議員 若干名
理事 若干名
監事 若干名
評議員 若干名
第六條 總裁ハ厚生大臣ノ職ニ在ル者之ニ當ル
總裁ハ本會ヲ統督ス
第七條 會長ハ總裁之ヲ委囑ス
會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

- 第八條 顧問ハ關係大臣及學識經驗アル者ノ中ヨリ總裁之ヲ委囑ス
第九條 顧問ハ重要會務ニ付會長ノ諮問ニ應ズ
第十條 審議員ハ關係官吏、産業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ總裁之ヲ委囑ス
第十一條 理事ハ關係官吏、産業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス
第十二條 監事ハ關係官吏、産業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス
第十三條 評議員ハ道府縣産業報國會及地方嶺山部會役員ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス
第十四條 評議員ハ評議員會ヲ構成シ左ノ事項ヲ評議ス
一 歳入歳出豫算
二 歳入歳出決算
三 會費ノ分賦徵收方法
四 資産ノ管理及處分ノ方法
五 會則ノ變更

- 第十四條 役員ノ任期ハ二年トス但シ再任ヲ妨グズ
官吏ニシテ役員タル者ノ任期ハ其ノ在職期間トス
補缺ニヨリ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス
第十五條 本會ノ中央本部ヲ東京市ニ置ク
第十六條 中央本部ノ事務ヲ處理スル爲事務局ヲ置キ之ヲ局又ハ部ニ分ツ
事務局ハ理事長之ヲ統轄ス
各局ニ局長ヲ置キ理事ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス
事務局ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
第十七條 中央本部ハ必要ナル産業部門ニ産業別部會ヲ置クコトヲ得
産業別部會部會長ハ會長之ヲ委囑ス
産業別部會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
第十八條 本會ノ經費ハ會費、補助金、其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
會費ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
第十九條 本會ハ評議員會ノ評議ヲ經テ特別會計ヲ設ケルコトヲ得
第二十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十一條 本會ハ道府縣ニ於ケル産業報國運動ヲ實施統轄指導スル爲道府縣産業報國會ヲ置ク

道府縣産業報國會會長ハ地方長官ノ職ニ在ル者ニ總裁之ヲ委嘱ス

道府縣産業報國會ハ必要ナル區域ニ支部ヲ置クコトヲ得

道府縣産業報國會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二條 本會ハ鑛山ニ於ケル産業報國運動ヲ實施統轄指導スル爲前條ノ道府縣産業報國會ノ外地方鑛山部會ヲ置ク

地方鑛山部會部長ハ鑛山監督局長ノ職ニ在ル者ニ總裁之ヲ委嘱ス

地方鑛山部會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條 本則ノ施行ニ關シ必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十四條 將來本則ノ條項ヲ變更セントスルトキハ評議員會ノ評議ヲ經テ總裁ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

大日本産業報國會事業計畫概要

- 一、産業報國精神ノ昂揚ニ關スル事項
- 1、産業報國大會ノ舉行 中央大會 地方大會
- 2、産業報國週間ノ實施
- 3、優良産業報國會ノ表彰
- 4、講演會ノ開催
- 5、機關紙ノ發行
- 6、産業映畫ノ製作、製作補助並ニ巡回映畫班ノ全國派遣

二、産業報國會會員ノ教育訓練ニ關スル事項

- 1、地方講習會ニ對スル講師ノ派遣
- 2、教育訓練指導ノ資料配布
- 3、産業報國讀本ノ制定
- 4、産業青年隊ノ結成並ニ集團訓練
- 5、産業青年國防訓練所ノ設置

而して陸上産業に於ける此の大日本産業報國會の創立と共に、海上勤勞體制の確立を意圖する日本海運報國團の結成さるに至つたことは後掲の如くである。

勞働組合の自發的解消

昭和十五年に於ける勞働組合の動向は、好むと好まざるとに拘はらず、新しき産業勞働體制即ち産業報國運動を中核とする勞働體制への追隨、融合のための自發的解消への一途を辿つたことである。

事變發生後に於ける社會思潮の全體主義的國家觀念の昂揚は從來の勞資對立觀念を一變し、より高次の國家の存在を通じて完全なる資本、勞働の一體觀を要請する、従つて自由主義的政治經濟思想を背景とする勞働組合の質的轉換は、斯かる時代の必然的要求とも言はるべきものであつた。事實滿洲事變以後に於ける勞働組合運動の一つの動向として、日本主義或は全體主義的國家主義の主張を標榜する組合の擡頭を見つあつたし、又産業報國運動發足當初より、

直ちに自發的に産報會への解消論が勞働組合内にさへ存在し、その態勢を實際に採つたものをも擧げ得るのである。産業報國運動の展開も、亦同様に之等の事象と共にその時代的要求に應じて生起し、發展せるものではあつたが、多年我國に於ける勞資間の現實に依り培はれた精神と、その苦闘によつて克ち獲られたる、組織的基盤を有する勞働組合の崩壊は、單なる觀念的なるものを以てしては、しかく容易ならざるものがあつた。

然し乍らより大きな抗し得ない時代の力は、從來勞働組合主義の立場を採る組合と雖も之に適應せる態度を採らざるを得ない情勢を示現して得たことも亦事實である。即ち日本勞働組合會議及びその加盟組合に於いて、國家の政策方針の積極的支持、産業協力方針の徹底、銑後々援運動強化を強調し、全日本勞働總同盟が、支那事變發生の昭和十二年十月の年次大會に於けるその宣言中に、「遠く時艱の前途を見極めつゝ刻下の急務に應ずべき大衆的なる勞働運動の基準」を示すものとして、從來の勞働組合運動の觀念よりしては想像もし得ざる罷業中止を聲明し、更に十三年二月産業報國運動の發足と殆んど時を同じうして、勞資協力の下に銑後産業協力大會を開催、「事變下に於ける我國勞資問題の一切を、勞資の懇談に依り、専ら道義と平和の手

段によつて解決し、苟も同盟罷業、怠業、工場閉鎖等の如き事態を絶滅せしめ、進んで勞資の協力に依る銑後生産能率の増大に邁進することを以て、最も緊要なることと認め勞資相互に自制協力以てこれが實踐躬行を誓ふ」ことを宣言し、この趣旨に依りその實踐運動として關東同盟を中心として同年三月勞資双方の懇談機關として「三協俱樂部」の設立を見、勞資紛争問題に對して協力委員會の開設を申合せたるが如きことも、事變に對處する手段を通じて斯かる社會情勢に適應せんとする態度の現はれと觀ぜられる。

従つて最近に於ける我國勞働組合運動は、思想的分野に於いてこそ、屢々之を日本主義系、勞働組合主義系、協調主義系等に區別してはゐたが、その主義主張乃至は運動方針に至つては極めて近似の態勢にあつたものと言へよう。

而して、産業報國運動に對しても、産業報國會の結成には極力賛成を表するも、「眞の勞資一體の理想境實現迄は勞資調整の要諦は、一に勞働者自らの健全なる自主的組織を助長發達せしめ、此の組織を統制し、實質的團結力を以て産業協力の實を擧げしむるにある」ことを主張して、自主的勞働組織の存続の必要を強調しつゝあつた。此の態度は昭和十三年七月「産業報國會の組織運用に關しては二三の不備缺陷のあることを認むるも、我等は此の運動に参加

協力し、出来る限り之等の不備缺陷を是正し、産業報國本
來の目的たる眞の産業報國、勞資融合の具現達成に努力せ
んとするものである。一旨を明かにした我國最大の労働組合
聯合體たる日本労働組合會議の態度にその大勢を窺ひ得る
のであつて、産業報國運動の進展に對處して極力労働組合
の自主性を防護し、組織の維持を強調しつつも、その反面
に於いて産業報國會が「眞に勞資一體の實を備へ完全且圓
滿に運用さるゝに至らば、労働組合を解體するに吝かなら
ず」とする態度すら窺はれるのである。

従つて産業報國運動の進展に伴ひ、直接に或は間接に、
之が影響を受けつゝあつた労働組合陣營の動搖分裂の傾向
は、昭和十四年四月政府が、産業労働體制の整備充實を期
して、本運動を直接その指導下に納めるに至り、更にその
傾向を濃化し、解散改組等の諸現象が隨所に發生するに至
つた。即ち産業報國會への組織の一元化運動が我國労働運
動内に於ける一つの大きな流れであつた。

更にこの大勢を決定的たらしめたものは、昭和十五年五
月に於ける新黨準備會の結社禁止問題であつた。

十五年一月に再開せられた第七十五回帝國議會に於ける
民政黨齋藤隆夫代議士の失言問題に發端し、遂に、社會大
衆黨の分裂を見、被除名派たる舊社民系八代議士が安部磯

雄を中心とし、日本労働總同盟の組織基盤を背景とせる新
黨準備會が、「再び從來の立場に立ち還つて思想的には社會
主義に據り、組織的には事實上所謂無産階級を地盤とする
階級的政黨を樹立せんと企圖する」ものであるとし、その
結成は刻下事變下に於ける國民思想の舉國體制の完成を妨
害し、惹いては聖戰目的完遂の障害となることを懼れ、事
變下治安の萬全を期するため、治安警察法第二項の發動に
依り五月七日結社禁止處分を受くるに至り、從來より産報
運動の進展と並行して最も強く組合の存続を強調し、組織
の維持に努め來たり、且つ我が最大の組織勢力を擁する日
本労働組合會議系統、殊にその中核たる日本労働總同盟に
對する一般情勢は極度に不利なる方向に進展し、遂に日本
労働總同盟は七月八日永き傳統とその歴史に終止符を打ち
自發的解消を遂ぐるに至り、その中核を失ひたる日本労働
組合會議亦同月十九日解散するに至り、本組合會議を支柱
とする日本労働國策協會及び亞細亞労働會議共に同日解消
することとなつた。

此の日本労働總同盟の解散は我國労働組合運動の方向を
決定せしめたものと言ふべきであらう。

以下昭和十五年に於いて或は産業報國會への發展的解消
を期し、或は客觀的情勢に對處して解消せる各主要労働組

合の二三を紹介することとする。

主要労働組合の解散 東京市従業員組合は、大正十三年五
月結成以來、東京交通労働組合と共に最も組合意識を明瞭
にして、十六年に及ぶ闘争の歴史と約二千の組合員を擁し
來つたが、三月廿四日、東京市勤勞報國會への一元化を目
指して、遂に解消を決議、聲明書を發表して新なる發足を
なすこととなり、更に昭和十二年一月總同盟の後援によつ
て東京市土木局の一部従業員を以つて東京市従業員組合よ
り分離結成された東京都市従業員組合が、六月廿四日擴大
評議員會を開催、時代の趨勢に鑑み、國策支持の見地か
ら欣然産業報國會の運動に参加すべく、「東京市勤勞報國
會」に進んで加入協力する爲即時解散することを決定し、
同じく昭和十二年七月東京市従業員組合より分裂して、社
大黨傘下の淺沼稻次郎一派に統率せられ、七支部、會員約
三百五十名を擁する東京市雇傭員同志會も、廿六日社會大
衆黨本部にて執行委員會を開催、「欣然労働運動に参加す
る」旨を聲明し、之亦東京市勤勞報國會に發展的解消をな
すに至つた。

以上の三團體の解消により、東京市従業員を主體とする
労働組合は、東京交通労働組合のみであつたが、越えて七
月七日事變前迄一萬の組合員を擁して我労働運動史に大き

な足跡を遺した東交も、遂に時代の激流の前に抗し得べく
もなく、支那事變第三週年記念日を期し、組合を解散する
こととなり、本部に中央執行委員會を開催してそれを正式
に決定した。東京は茲に昭和四年以來の永き市電闘争の華
々しさに引換へて、一片の聲明をも發表し得ずその活動
を停止するに至つたが、この解消は興國交通労働聯盟の解
消との關聯に於いて別項に改めて紹介することしよう。

更に逓信事業の第一線にある現業員を以て和衷協同、勤
勞報國を目指し、逓信報國會規程（五月一日逓信公報を以
て公布）に依り逓信報國會を組織し、新發足を企圖して、
會つては同じく東交と兩立して職員の生活改善、待遇問題
等で活潑な闘争を展開した下級逓信従業員の自主的組織た
る逓信従業員會同盟（昭和十年五月創立、昭和十五年二月
廿三日解散聲明書を發表）逓信従業員會聯盟（昭和九年十
一月創立）の兩團體が五月解消するに至つた。

因に大正十五年全國に魁けて結成され、會員六千餘名を
擁した逓信従業員會聯合（聯盟の改稱せるもの）は、四月三
十日解散聲明書を發表する所があつた。

東京瓦斯工組合は、總同盟と共に日本労働組合會議の中
核的勢力として、又政治部面には社會大衆黨との支持關係
を有し來つたが、三月同黨の分裂に依りその支持取り消し

を決議し、結成せらるべき新黨支持が考慮されつゝあつたが、その結社禁止とその影響より来る一般的情勢に對處して、五月二十六日その擴大執行委員會に於て、「現下の客觀情勢は労働組合解散の必然性に迫られ、労働組合の使命も既に終れる今日我が組合も解散すべし」との動議を満場一致可決、二十有一年の歴史と三千三百餘の組織力とを有する同組合を解散、「東京瓦斯株式会社産業報國會」を設立、新陣容の下に銃後の産業報國運動を展開することゝなつた。

東電職員同志會は、昭和十四年三月十二日日本労働組合會議の有力なる一翼として果敢なる闘争をなした東電従業員組合が、現下の時局に對應してその組合主義を清算し、日本労働組合會議の傘下より離脱して、同一職場に於ける東電愛國同盟と合同し本同志會を結成以來、産業報國運動の提唱を積極的に支持する態度を採り、會社側に對して産業報國會の設立を要請し來つたが、その實現も近きに在りとして、六月二十一日擴大中央委員會を開催し、現下内外の情勢下に於いて労働組合存続の意義消滅したるものとして、「我等が多年強調希求してきたる處の體制強化の一段階に到達したるものと確信するものである故に我等は……東電職員同志會の使命の終りたるを知り斷乎發展的解消」

せんとすることを聲明し、産業報國運動一元化を目指して率先解消するに至つた。

而して七月八日に至つては、大正元年以來、我國労働運動の尖端に立つて活躍した日本労働總同盟が、その中央委員會に於いて、組織解體を決議し、解體聲明を發する所があつた。この間の経緯については、海員協會及び日本海員組合の兩海上労働團體が、戦時下海上勤務の特殊性に鑑み、海運新體制の確立と言ふ國家的要請に順應して、官、勞、資の三者協力に依る海運報國團の結成を前提として、前者は十一月三十日の臨時總會に於いて、後者は九月三十日臨時大會を開催して、夫々その解散を正式決定せることゝ共に項を改めて紹介する。

日本労働總同盟の解散 昭和十一年一月十五日協同會館に於て日本労働總同盟並に全國労働組合同盟が合同して結成した「全日本労働總同盟」は、我國陸上労働組合の最大の組織として自他共にその力を誇り、海員組合と共に日本労働組合會議の根幹を形成し來つた。然るに總同盟は、十四年七月二十四日遂に舊總同盟、舊全勞の兩派に分裂を見るに至つたが、その遠因は、遠く昭和十一年兩派が合同して、新同盟を結成以來三年有半、未だに内部的に融合し得ず徒らに感情的疎隔を生じたる儘對峙の状態にあつたことにある

が近因としては昭和十四年五月社大黨が独自の労働國策を決定したる際、産業報國會を全面的且積極的に支持すべしとなす意見と労働組合の組織と並存即ち二本建の上之を認めんとする意見の對立を見たることに起因して、總同盟の分裂を招來したことはこれ亦既に周知の通りである。

元來總同盟は、今次事變の發生以來他の諸組合と同様、從來活潑に行はれた組織運動又は待遇改善運動等の如きは、非常時局下國民的緊張の反映として自ら消極的となり、更に一步を進めて罷業中止の宣言を發し、或は組合員の皇軍慰問、國防獻金、愛國貯金の獎勵、其の他生活刷新運動に乗り出す等、自然自重的、守勢的、防衛的態度を採らざるを得なかつたが、産業報國運動の進展を見るや、客觀情勢の變化に對應して、或は日本労働國策協會を創立して労働報國の旗幟を鮮明にする所があつた。之より先總同盟は當初

- 一、我組合は十數年來團體協約締結を通じて勞資の勢力關係實現に努力し着々實效を收め來り
- 二、最近非常時段階の切迫に先だち、數年來産業労働統制に関する建議産業協力委員會の設置要請運動を續け
- 三、更に今次事變に際會するや、逸早く同盟罷業絶滅により銃後産業平和確保の方針を宣明して労働階級の時局認識強化に努め

四、これが實踐は劃期的なる銃後産業協力大會並に銃後産業協力運動として展開せられ、今や勞資の恒常的協力機關たる三協俱樂部の成立を見るに至つた

と過去の實績をあげて誇稱したものであつた。

而して産業報國運動の進展に對しても、斯かる矜自とその大なる組織に對する執着よりも、「組合の自主性」の侵されざる限り、これと協力する、即ち産業報國運動に積極的に参加支持する必要は認めるが、同時に亦自主的労働組合をも維持し、兩者の並立的存在が最も合理的であるとの態度を採りつつあつた。

然るに之に慍らざる舊全勞系一派が、「労働組合は從來の階級的個人的利益を放擲し、公益優先の上に立つて生産者一體の産業編成を期せねばならない。……組合は宜ろしく産業報國會に發展解消」すべきであるとして、七月總同盟を脱退して「産業報國俱樂部」を結成し、全日本労働總同盟の分裂を誘致するに至つたことは先に一言した通りである。これに對して總同盟本部派は、「……本同盟は多年の實踐と經驗に基き、國家の公的機關を以て任する労働者の自助的組織と事業主若くは經營者との信頼と協力に依りて産業報國の實を擧ぐることに極めて有効適切なる手段と方法であつて、之れ我等の國家に貢獻する途なりと確信す

る」旨を宣明し、産業報國運動の支持を認めつゝ、同時に自主的労働組合存在の必要を強調し、飽く迄兩者の併存的存在を主張したものである。

而して同十四年十一月大阪に於ける第二十八回年度大會に於ては、會名も元の日本労働總同盟と改稱し、新陣容を整備し周囲の情勢極めて不利なる裡にあつて、組合の進路を明示したのであつた。

乍然、進展して熄まざる客觀情勢は産業報國運動の進展と共に労働組合存続に對する壓迫を益々増大せしめ、最早労働組合を従來の性格の儘存続せしめ得ざるに至つた。

十五年二月十六日第七十五回帝國議會豫算第五分科會の席上、従來の労働組合の發展的解消は希望する、しかし當局は今直ちにその解消を強制するが如きことはないが、産業報國運動を指導し、その普及發展により労働組合運動の必要性を解消せしむる方針であると政府當局の労働組合に對する意圖は明らかにされた。

斯かる情勢の中に、總同盟は勤勞國民黨の結成を全面的に支持し、中心勢力となつてその類勢の挽回を圖つたが、五月七日「思想的には社會主義に據り組織的には事實上所謂無産階級を地盤とする階級的政黨を樹立せんと企圖」するものとして、勤勞國民黨に下された結社禁止の命令は、

總同盟を繞り極度に不利の情勢を示現し、その動向並に當局の之に對する態度は非常に注目されてゐたところである。

越えて五月十四日には吉田厚相と松岡會長との懇談的會見等の事もあつたが、相次ぐ有力組合の解消、産業報國會への合體が斷然時流の大勢を占むるに至つた。總同盟に於ても僅かに幹部のみによつて執拗に労働組合精神を固執する状況にあつたが、現に先般の東京府會議員選舉の際も、總同盟關係十數名の立候補者の落選は、正に一般労働者が既に過去の指導者を離れ、新しき時局認識に向ひつつあることを示唆すると共に、國家の内外は端倪すべからざる急迫の情勢を展開し、時局の壓力は近衛公の舉國的新政治體制確立運動となつて現はれ、統一國民組織の強化確立要望の聲が澎湃として全國に漲るや、七月早々日本革新黨、日本革新農村協議會、更に社會大衆黨の相次ぐ解黨を見るに至り、茲に文字通り孤壘を堅持しつゝ、急變し行く時局と政府當局の意圖とを靜觀しつゝあつた總同盟も、遂にこの世界的轉換の大潮流に抗し得ず、七月八日午後芝區三田四國町の總同盟本部に正式中央委員會を開催し、別項の如き聲明書を發表、自發的解散を斷行し、「その誇るに足る貴き訓練と經驗とを以て産業労働の國家的新體制の建設に努

力し、進んで歴史的なる舉國的新體制運動に邁進」するこゝとなつた。

斯くて、大正元年八月一日友愛會(會長鈴木文治)として誕生(同八年八月第七周年大會に大日本労働總同盟友愛會、同九年に「大」の字を、同十年十月「友愛會」の名稱を削除して、「日本労働總同盟」と改稱)、爾來日本労働組合運動の中心勢力として、政府の労働政策にも幾多協力し、又各種労働者の福利共済事業等にも力を致す所あつたが、遂に三十年に及ぶ變轉極りなき苦闘の歴史を遺して解體を宣するに至つたのである。

東京交通労働組合の解消 東京市電自治會と、同會より分離せる右翼派とも言ふべき自治會現實同盟が、その永き對立抗争を清算し、昭和三年六月兩者合同し東京交通労働組合を結成し、爾來支那事變の發生に依り内外情勢の急迫に至る迄十餘年、階級闘争第一主義を果敢に實踐する異彩ある闘争經歷は、東京市電従業員一萬餘名を擁するその老大方なる組織勢力との我國労働運動史上見逃し得ざる存在であつた。

又本組合が大阪市電従業員を以て組織する大阪市電従業員組合並びに大阪市電交通労働組合と共に日本交通労働總同盟(昭和十四年三月二十日與國交通労働聯盟と改稱)の主

力として、中央集權的組織の下に、その統一指導の下に、東西相呼應して果敢なる闘争を展開したことも周知のことである。

而してその結成に當り、「我等は斯の如き資本の攻勢に對抗して全労働階級の解放を期する爲には全労働組合の勢力を経済的にも政治的にも結束統一せしめなければならぬ」として、全労働階級の解放の爲めの結束統一を主張し、更に「我等は先づ明確なる階級的立場に立脚すると同時に現實の情勢を直觀して資本の攻勢に對抗し無産階級の歴史的使命を貫徹せんと欲するものである」と其の階級的立場を明瞭にして發足した同組合は、爾來左翼的色彩を濃化し其の一派は昭和十一年五月四日、日本労働組合全國評議會と共に労働無産協議會を結成し、同年七月三日更に之を解體して、再び労働無産協議會(翌十二年二月二十一日日本無産黨と改稱、同年十二月解散)を組織し、反ファッショ人民戦線の統一強力を強調しつゝあつた。而してその政黨關係は、その複雑なる内部關係より、一は社會大衆黨の線に沿ひ、一は日本無産黨と緊密なる關係を有してゐたのである。

乍然、滿洲事變後に於ける全體的國家主義思潮の激流と、同組合を繞る諸情勢は、その階級闘争第一主義の堅持を困

難ならしめつゝあつたが、昭和十二年社会大衆黨及び日本無産黨の兩黨合同問題の決裂を契機として、その大勢は同組合及びそれを構成主力とする日本交通労働總聯盟の日本労働組合全国評議會及び日本無産黨との關係は漸次稀薄化し、更に同年五月東京郊外電線バス・ゼネスト計畫に對する當局の彈壓を轉機に、その指導方針を轉換せしめつゝあつた。

而して時恰かも支那事變の勃發に際會し、その後の社会情勢の急激なる推移に對應して、同秋従來の階級主義を一抛し、組合主義を基調として「産業協力」方針の樹立への劃期的なる方向轉換をなし、爾來、兵器の獻納、國防獻金、愛國貯金運動等各種の銃後運動を實施し、更に市電氣局産業協力委員會は東京市産業報國會（昭和十三年八月二十六日結成）等の機關を通じ、市電氣局の事業にも積極的に協力し、「組合の任務を國家目的に一致せしむる」新運動方針を決定し、一路その實踐化を目指して邁進せんとする態勢にあつた。

他方同組合の永年に亘る經濟闘争に苦澁を嘗め來つた東京市電氣當局は、昭和十三年春以來産業報國會運動が提唱せらるゝや、率先その提唱に呼應し、昭和十三年八月二十六日東京市電氣局産業報國會を結成し、之に依つてその勞務

對策の確立を期して、事業部内に於ける各労働團體に對し、産業報國會への一元化を實現すべく慫慂しつゝあつた。之に對して同組合は、十四年十一月開催せる年度大會に代る擴大執行委員會に於いて、「我々は産報の正常なる發展に協力するは勿論、其の實現の曉は速に労働組合を解消する」旨を宣言し、その態度を明にしたが、産業報國の現状より觀るも未だ労働組合解消の時期に非ずとして、産業報國會と組合の併立的存在を堅持し、組織の維持に努力し來つたのである。

乍然、其の間昭和十二年十二月に於ける所謂人民戦線派の檢舉に際しては、執行委員長佐々木濤三以下三十七名の關與者を出し、その首脳部陣營は潰滅の状態に至らしめられ、更に其の陣容の整備に努めつゝある中、翌十三年には産業報國會運動の進展に伴ひ、組合内部よりは組合解消論が擡頭する等、組合の存続を脅かすが如き幾多の困難なる問題の發生は、その指導方針の鮮かなる方向轉換にも不拘、前途極めて苦難なるものあるを思はしめた。

而も昭和十二年日本無産黨の結社禁止以來、社会大衆黨と緊密な關係を有してゐた同組合は、昭和十五年三月同黨の分裂後、四月廿日中央委員會に於いてその支持を取り消し、新たに結成せられたる新黨準備會を支持するの態度を

決した。然るに同準備會が結成を企圖する勤勞國民黨に對する結社禁止は、同組合にも決定的打撃を與へるものであつた。即ちこの影響は、市電當局の労働産業報國會への一元化の氣運醸成に對する努力と相俟つて、組合内部を刺戟しその動搖著しく、職場より「産報一元化の爲即時組合を解消すべし」とする意見が擡頭し、漸次その氣運は表面化せんとする勢に至つた。

斯かる情勢に對處して、組合本部側に於ても、急速にその對策の樹立の必要に迫られ、六月十二日常任委員會及執行委員懇談會を開催、市電當局に對し、(一)産報會の従業員側役員の選舉制の確立、(二)従業員懇談機關の確立、(三)非乗務制確立の確認等を提唱し、その政治的折衝の過程に於いて組合を解消することを決定し、爾後執行委員長村越喜市、常任執行委員重盛壽治、河野平次の三氏を中心として數次に亘り折衝の結果、七月六日市電氣局首脳部と東交側常任委員全員の懇談の結果、

- 一、従業員側役員は従業員側より互選するものを會長指名とする
- 二、従業員側懇談機關設置の問題、目下當局に於いて研究中に就き保留する事。
- 三、非乗務制の問題は其の數を三分ノ二に減じ産報内の特殊勤務

に従事する事。

其の他産報本部理事は従業員側と理事者側同數とするのと、東交厚生部事業の産報への引継ぎ、及び共済組合の産報一元化を圖る事等に付意見の一致を見るに至つた。

依つて同組合に於いても、豫ての決定に基き同日常任委員會を開催し、組合解散を正式に決定、翌七日支那事變記念日を期して、本部に執行委員會を開催、茲に産業報國會への發展的解消を遂げるに至つた。

而してこの東京交通労働組合の解消は、同組合を主力とする興國交通労働聯盟の存続に對しても致命的打撃を與へたのであるが、更に東交の解消と殆ど時を同じうして、大阪に於ける核心たる大阪市電従業員組合並に大阪市電交通労働組合の兩組合が、前者は七月九日、後者は七月十日夫々解散し、無條件にて大阪市事業報國會に融合することとなり、更に傘下の東京自動車労働組合（七月十六日）、大阪自動車従業員組合（七月十二日）亦解散するに至つた。

斯くて交通労働戦線の統一を目標に中央集權的組織を確立し、その指導下に傘下各組合を統率し、果敢なる運動を展開し、我國に於ける合法左翼労働組合運動の中心勢力として活躍せる交通労働總聯盟も、昭和十二年事變發生直後には綱領を修正し、従來の闘争方針を清算なし、所謂三反

主義、産業協力主義を基調とする労働組合主義へ轉換し、又十三年十一月再度綱領を改正し、又十四年興國交通労働聯盟と改稱、自ら愛國労働組合を標榜し、交總相互扶助會と本部事業の一元化を圖り、組合活動の中心を専ら會員相互の副利共済に置きその傘下組合の結束強化に努め來つたのであるが、遂に抗し得べからざる時局の推移の前に施す術もなく、その下部組織の解體に依り自然消滅の餘儀なきに至つた。

日本海運報國の結成 産業報國運動の全面的發展と共に陸上に於ける主要労働組合は、之に統合一元化せられてその半ばが解消し、國防國家の完成を目指す戦時體制に對應する所謂産業労働新體制の確立は、着々その緒につかんとしつゝある時、この國家的要請は兵員、軍需品の輸送、軍需資材の海外輸入等の直接國防的使命を擔ひ、戦争遂行と密接なる關係を有する四面環海の我國海運産業に對しては、更に直接的であり、より高度の統一的體制の整備を要求するものであることは言ふまでもない。

而して我國海運産業労働界に於ては高級船員團體たる海員協會（海員俱樂部として明治二十九年一月創立、三十九年五月海員協會と改稱、四十年三月社団法人に改組）、及び普通船員の自主的労働組織たる日本海員組合（大正十年五

月日本海員同盟友愛會を始め二十數個の群少海員團體の統一に依り創立）の兩團體を中心勢力として、海上労働の特殊性に立脚し、大産業別組織の機能を發揮して統一的な労働運動をなし來つたのである。

而して最近のそれ等の組織現勢を観るに、近時海運産業の繁忙に伴ふ船員の増加に伴ひ、各々その組織勢力の著しい伸張を齎らした。

即ち昭和十五年三月に於ける海員協會第三十四回定期總會に於ける發表に依れば、十四年十二月末現在總會員數一六、八三一名を擁し、前年度に比し一、〇六六名の増加を見、その内譯は正會員一六、八〇三名（甲板部八、二五五名、機關部五、七三五名、無線部二、七五七名、事務部五四名、醫務部一名）、贊助會員二二名、特別會員一名（内四名正會員）に區別せられる。又日本海員組合にありても、十五年三月末に於ける總組合員數一二八、七八一名に達し、前年度より増加すること八、六八六名に及んでゐると、本年五月その第十九回年次大會は報じてゐる。

勿論その間、無線技士會の海員協會よりの分離及び再合同（昭和七年二月分離、十三年三月復歸合同）、又日本海員組合にありても、内紛、分裂、停船等、幾多の波瀾を経て來たと云へ、海上労働に占めるその自主的統制力は、陸

上に於ける労働組合運動が常に分裂に分裂を重ね、抗争に終始し來つた觀あるに比し、遙かに強力なりしものがあつた。

而も兩團體は、當時に於ける營利船員職業紹介事業の悪弊除去の企圖を契機として、海運産業の健全なる發達に資する目的を以つて、昭和三年我國に於ける船主の代表的團體たる日本船主協會を促がし、勞資相協力して海事協同會を構成し、船員の職業紹介をその第一義的任務とし、素より船員の募集及寄宿所の施設經營を行ひ、又船員の待遇に關する協議決定、船主船員間の争議の豫防及調停に就いても、この機關を通じて労働協約を締結し、我國海運産業の勞資關係の調整に多大の貢獻をなし來つたのである。

又日本海員組合及びこの海事協同會は、我國海運産業の沈滞期たりし昭和六年より十年に至る間、政府より船員の失業救済事業施設方を命ぜられ、失業船員授職事業を代行する等、海上労働行政に寄與せる成績も大きく評價せられるべきであらう。

而して昭和十二年支那事變發生以來、舉國一致の國內情勢に對應し、昭和十三年三月兩團體は、船舶の特殊任務の加重すると共に船舶需要の激増と、乗組員増員の要求に對處して、産業別組織の持つ機能を遺憾なく發揮し、更に統

後活動の萬全を期する爲、日本船主協會と共に海上國民精神總動員聯盟を結成して、海運産業に従事する全人士一體となつて産業報國、國難打開に協力し、其後日本海員組合にありては同年五月、又海員協會は同年十二月共にその綱領を改めて運動方針を轉換し、同年十月には海運産業の特殊性を強調し、いづれも昭和七年加盟以來その一主力として重きをなし來れる日本労働組合會議を脱退して、皇國海員同盟を結成し、その活動の統一強化を圖る等、その活動を時局に即應せしめつゝ、その組織の結束に努めつゝあつた。

然乍事變の擴大長期化と歐洲の戦亂の發生に依る時局の急速なる進展は、臨時船舶管理令、海員統制令、航路統制令の施行に依る海運統制の強化を伴ひ、海運産業の新體制樹立の要緊なるものがあり、海上労働亦斯かる情勢に適應し、且つ陸上に於ける産業報國運動の進展に對應せる勞資一體體制の確立の氣運が醸成され來つたのである。

斯かる情勢に即應せんとする要望は、海員協會、並に日本海員組合の共に抱懐する處であり、昭和十五年四月兩團體が日本船主協會と圖り、その監督官廳たる逓信省管船局と相協力して海事協同會を改組して、從來の勞、資の自主的協力機關より、逓信省管船局長を會長として、海員課長及勞資双方の代表を委員とする官民一體の總協力機關とし

て再發足せしめることとしたが、その目標とする所は官勞資の綜合力を發揮し、海上勞働行政の實踐機關たると共に船主、船員の組織的協力により勞働の充實と質的向上を期し、更に勞資の意思疏通によつて融和統合を圖り、以て勞資一體を具現し、海運産業報國の實を擧げんとするにあつた。

他方逓信當局に於いても、亦斯る情勢と機運の擡頭に對應し、海事協同會の事業中最も重要な船員職業紹介事業の國營移管決定を契機として、陸上に於ける産業報國運動に對應する海上勤勞新體制の確立を意圖するに至り、その實現の第一歩として、八月二十七日船員指導對策打合會を開催して關係各方面の意嚮を徴し、海運界の總意と全海運産業人を一體とする海上勤勞新體制を樹立することに決し、關係者十九名を設立委員に擧げて具體化を圖り官、勞、資相協力し研究審議を重ね來つたが、十一月九日の設立委員會に於いて綱領規約の決定（別記参照）を見、茲に「海運産業の國家的使命を體し全海運産業人と衷協同克く其の本分を盡し以て海運報國の實を擧げ、國防國家體制の確立を圖る」ことを目的とし、全海運産業を單一組織とし、陸上に於ける産業報國會とは別個に、最高統率者を逓信大臣として官、勞、資一體の「日本海運報國團」の設立を決定

し、越えて同月二十二日「日本海運報國團」の結成式を舉行、茲に海上勤勞新體制確立の第一歩が力強く印されるに至つた。

これより先日本海員組合に於いては、昭和十四年の第十八回年次大會に於いて、「特に海運産業は、平時にあつては國際經濟戰の第一線部隊として海外航權の維持並擴充に當ると共に、戰時に在つては、軍務公用船を提供し、軍の作戰遂行の重任に當るべき使命を有する點に鑑み、その産業經營の大道は直接國家目的に通ずるもの極めて大なるものがある。此故に海運産業にあつてはその經營目的の促進並國家利益のために經營者及び従業員の協心協力は他の産業に於けるよりも遙かに高度に實踐されねばならぬ」として、海運協同體の確立を提唱しつゝあつたが、前述の海事協同會の改組もこの海運協同體への第一階程として意義を有するものあり、更に十五年五月第十九回年度大會に於ては、その運動方針に「海運協同體機構はかくして吾等の理想とする處に近づいたが、之が成員たるべきものゝ協力については尙多くの内省すべき部面が經營者及従業員の兩者に残されてゐる。従つて海事協同會の新機構に参加する本組合は、日本海員を代表して物心兩方面に亘つて海運産業の人的資源の確保とその優秀化を圖ると共に、之を國家的に指

導統制して海運協同體成員たるの任務を果さなければならぬ」として、組合の運動目標も海運協同體の成員たる船員をして、その成員たる職分を盡さしむることに規定してゐたのである。

而して之に對する海員協會に於ける動向も、同協會機關紙「制海」(十五年三月號)上に、同協會々長宮本吉太郎が海運再編成の重要性を提議してゐるに徴しても明らかなる處である。

「現在海運界を編成運用しつゝあるところの民間側の海事協同會、船主協會、海員協會、日本海員組合の四團體は、所謂自由主義時代からの存在でありまして、夫々充分な働きと貢獻とを致し、更に時局の進展に伴ひ協同體制より一體々制にまで轉換せんことを欲してゐるものと考へるのでありますが、未だそこまで行くには若干の距離があるのみでなく、其の實現は必ずしも簡單には行はれないかの如く觀察さるゝのであります。然し少くとも海員團體の側に於きましては、そうした心構へは出來てゐるものゝ様に考へるのであります。要は關係各位の吐の問題であります。現に海員協會の責任者たる私が官民一體、勞資融合の海員單一團體の實現を主張するに徴しても窺はれるかと思ふのであります。素よりこの所見は協會の所論でありませぬから、其の點は誤解なき様願ひます。海事協同會はやがて船主船員の協同的組織から、官民一致の體制に轉換するものと考へらるゝのであります。

て、職業紹介機關も遠からず強化擴充されるものと思はれます。船主團體は強制組合加入組織となり、たゞ我が海員團體のみ現在の如き組織のままでは充分なる機能の發揮は出來ないものと考へざるを得ないのであります。左に私案に關する大綱と申すべきものを擧ぐれば

一、目的 日本船員の人格技能の向上及福利増進を圖り船員に關するあらゆる事業の円滑なる遂行に協力し以て我國海運の健全なる發達を期すること。

二、事業 (1) 海洋精神の昂揚、海事思想の普及發達 (2) 船員の養成輔導及訓育 (3) 船員希望者の開拓、船員募集の協力 (4) 海事及船員に關する學術、技能、能率の研究調査 (5) 船員の慰安修養並に療養施設 (6) 船内能率の研究調査 (7) 宿泊所の經營 (8) 船員及其の家族の爲の購買施設 (9) 船員家族に對する福利施設 (10) 船員の生活待遇に關する調査研究 (11) 國防上必要なる協力 (12) 機關誌其の他必要なる刊行物の編輯發行 (13) 其の他目的達成に必要な事項。

三、會員 船員法適用の船員全部とすること。名譽會員、維持會員、特別會員を置くこと。

四、役員 官民一致、船主船員一體の建前とすること。

五、組織 上意下達、下意上達を完全に圖り得る有機的法人組織とすること。

六、資産、寄附金を以て之に當ること。會員は會費を負擔すること。

言はゞ現在の海事協同會、日本海員被濟會、海員協會、日本海員組合の事業を綜合取捨したやうな事業を行ふことになるのでありすが、最早時代は之等の一體化を必要とするに至つたのであつて、過去の殘滓を悉く拂拭したものでなければならぬであらうが、實際問題として尙充分検討の要があります。たゞこゝでは私案の大綱を提示するに止めて置きます」

而して右は海事協同會の改組を第一段階として、更に海運再編成の漸進を必然として海員側の要望するその具體的方途を示唆するものであつた。

従つて右兩團體に於いては、前述の海事協同會の改組をより高度化する目標を有する遞信當局の意圖する海上勤勞新體制の樹立に對しては、之に順應する態勢に在つたのである。茲に於てか、海員協會にありては九月二日理事會を、同二十六日評議員會を開催して、新體制参加の爲解消をなすことを決定し、社團法人解散の手續を完了せる十一月三十日、協會解散のための臨時總會を開催し、四十有五年の歴史を一擲し、其の訓練と體験を生かし、新しき海運産業新體制の確立に寄與すべく發展的解消を遂ぐるに至つた。

又日本海員組合に於いては、九月二日擴大幹部會に於いて解散の態度を正式に決定し、同三十日臨時大會を招集、「捨身奉公の實を擧ぐることを本組合の歴史と傳統とが

強力に指示する唯一無二の方途である」として、組合結成以來十九年、多彩なりし歴史を閉づると共に海上勤勞新體制實現への第一歩を踏み出すに至つた。

而して兩構成團體の解散決定に依り、海事協同會は九月三十日、皇國海員同盟は九月五日その解散を決定した。

尙十一月二十二日海運産業人を一丸として海上勤勞新體制の確立を目指して發足せる日本海運報告團の綱領、規約は次の如くである。

日本海運報國綱領

一、我等は皇國の精神に基き萬里の波濤を開拓し以て皇基の恢弘に挺身せん
一、我等は皇國海運の使命を體し和衷協同克く其の職分に奉公し以て國防國家體制の完成に貢献せん

決議

本日茲に日本海運報國團結成式を舉行するに方り我等皇國海運に従事する業者及び船員は其の總員を擧げて本團員となり以て本團綱領の實現を期す
右決議す

日本海運報國團規約

第一章 總則

第一條 本團ハ國體ノ本義ニ依リ海運産業ノ國家的使命ヲ體シ全

海運産業人と衷協同克く其ノ本分ヲ盡シ以テ海運報國ノ實ヲ舉ゲ國防國家體制ノ確立ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 本團ハ日本海運報國團ト稱ス

第三條 本團ハ本部ヲ東京ニ置キ必要ナル地ニ支部ヲ置ク

第二章 事業

第四條 本團ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、海洋精神ノ昂揚
- 二、事業一家海運報國ノ發揚
- 三、教養智識技能體位ノ向上
- 四、規律及融和ノ確立
- 五、表彰及懲戒
- 六、船員ノ整備養成
- 七、勤勞待遇生活等ニ關スル指導又調査研究
- 八、福利厚生施設ノ整備
- 九、刊行物ノ發行
- 十、國防國家體制ノ確立並海運國策ノ遂行ノ爲必要ナル事項
- 十一、其他本團ノ目的達成ノ爲必要ナル事項

第三章 役員及職員

第五條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

- 總長 一名
- 理事長 一名
- 理事 二十名以内
- 監事 五名以内

評議員 六十名以内

顧問 若干名

第六條 總長ハ通信大臣ヲ推戴ス

總長ハ本團ヲ總理ス

第七條 理事長ハ理事會ニ諮問シ總長之ヲ委嘱ス

理事長ハ總長ノ命ヲ承ケ團務ヲ統轄シ且本團ヲ代表ス

第八條 理事ハ評議員會ニ諮問シ總長之ヲ委嘱ス
理事中ニ専務理事一名及常務理事若干名ヲ置キ總長之ヲ委嘱ス
理事ハ理事會ヲ組織シ本團ノ重要事項ヲ議定ス
専務理事及理事ハ總長及理事長ヲ補佐シ團務ヲ掌理ス

第九條 監事ハ評議員會ニ於テ推舉シタル者ノ中ヨリ總長之ヲ委嘱ス
監事ハ本團ノ業務ヲ監査ス

第十條 評議員ハ團員中ヨリ總長之ヲ指名ス
評議員ハ評議員會ヲ組織シ總長ノ諮問ニ應ジ重要ナル團務ヲ審議ス

第十一條 顧問ハ總長之ヲ委嘱ス
顧問ハ總長ノ諮問ニ應ジ又ハ自ら意見ヲ述ブルコトヲ得

第十二條 監督官廳及關係官廳ノ官職ニ在ル者ハ評議員會ニ在ル者ハ評議員會ニ諮問セズシテ總長之ヲ理事ニ委嘱ス

第十三條 役員ノ任期ハ二年トス但シ再任ヲ妨グズ官職ニ在ル者ノ役員ノ任期ハ其ノ在任期間トス

第十四條 本團ニ専門委員ヲ置キ總長之ヲ委嘱ス
専門委員ハ總長ノ諮問ニ應ジ諸般ノ専門的事項ヲ調査研究ス

第十五條 本團ニ主事及書記若干名ヲ置キ理事長之ヲ任免ス

第四章 團員

第十六條 本團ノ團員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、正團員

海運業者

海運業者ノ推薦スル陸上勤務者

船員

船員タリシ者ニシテ別ニ定ムル者

二、名譽團員

海事ニ關シ學識經驗アル者本團ニ對シ功勞アル者又ハ本團ノ目的ヲ贊助スル者ニシテ理事會ノ推薦スル者

第五章 團費

第十七條 團員ハ毎月左ノ區別ニ從ヒ團費ヲ負擔ス

海運業者

當スル額

高給船員 壹圓乃至貳圓

普通船員 五拾錢

其他ノ正團員 壹圓乃至貳圓

第十八條 正團員タル船員ニシテ下船中ノモノハ團費ヲ負擔セズ

但シ海運業者ノ雇傭スル豫備船員タル團員ハ此ノ限ニ在ラズ

第六章 資産及會計

第十九條 本團ノ資産ハ基本金團費寄附金政府補助金其ノ他ノ收入金ヲ以テ組織ス

第二十條 本團ノ經費ハ政府補助金基本金ノ利子、團費寄附金其

他收入金ヲ以テ之ニ充ツ

第二十一條 本團ノ豫算及決算ハ評議員會ノ承認ヲ經ルモノトス

第二十二條 本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十

一日ニ終ル

第七章 制裁

第二十三條 團員ニシテ規律ノ紊亂其ノ他海運業者タル本分ニ

悖ル行爲アルトキハ評議員會ニ諮リテ之ヲ戒告又ハ除名ス

第八章 雜則

第二十四條 本規約運用上必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附則

本團設立ノ際ノ役員ハ選信大臣之ヲ委囑ス

新體制運動の進展と革新團體

昭和十五年に於ける我が國政治情勢を左右し、政局變動の動因となつたものは、高度國防國家體制の確立と言ふ絶對的要請であつた。勿論この要請は、滿洲事變以來我國政局變動に對して、常に潜在的に或は顯在的にその支配的原因であつたと言はれよう。

支那事變の長期化は、事變發生以來四年を迎へて未だ軍事行動の終結を見ず、他方歐洲戰亂は、獨逸の壓倒的優勢の裡に其戦局を轉回せしめた國際情勢の急變は、この要請が

昭和十五年の我國政局に全面的且集中的な形を採つて現はれたのである。

十五年一年の間に阿部、米内、第二次近衛の三内閣の去來、國民再組織を指向する大政翼賛會の成立、日獨伊三國同盟の締結、日華基本條約の成立等、夫々に歴史的轉換の内容を持つた一連の政治的事象も、この高度國防國家體制の確立と云ふ絶對的要請に隨つて生じたものと言ふべきであらう。

而して政治部面に於ける高度國防國家體制確立の爲の具體的要請として政治力の集中化、強化或は安定化が要求されることは、申す迄もない處である。殊に最近數年の間常に強力新黨、一國一黨論乃至は國民再組織論が各種の立場より、又種々なる様相を以て流布喧傳され來つたのであつた。而して昭和十五年三月南京に新中央政府が樹立され、歐洲に於いては舊冬以來休眠状態にあつた戦局が、獨逸の電撃的攻勢の下に、和蘭、白耳義、佛國の崩壊となり、更に伊太利の參戰により、我國を繞る外交轉換の客觀的條件は熟しつゝあつた。

然し乍ら、國內情勢に於いて、長期化せる支那事變の急速終結を基本國策とする我國も、斯の如き國際情勢裡に最早や我國の孤立的立場に在つては解決を見出し得ないにも

不拘、米内内閣の政治的性格と政治力の缺除は、從來の歐洲戰亂不介入方針の轉換を行ひ得ず、又政治力の安定強化のため、何等かの國內政治機構の改革が絶對的に必要とされ、要望されつゝあつたにも不拘、之に對しても何等の處置を取り得なかつた。

而も他方議會政治勢力たる政黨、亦戰時重大時局下に於ける第七十五回帝國議會に於いて、一議員の失言問題の處置に會期の大半を費し、その無統制を暴露し、各派聯合に依る聖戰貫徹議員聯盟の結成となり、その運動は政黨自壞作用となつて現れ、完全にその無力たることを實證する結果となつた。

此處に米内内閣は、阿部内閣がその意圖する行政機構改革の失敗、經濟政策の破綻の失敗に依り退陣せるのと異なり、局部的には電力飢饉の解決、農林商工兩省の行政機構の改革、未完成に終つたとは云へ官吏制度の改革等々一聯の功績を残し乍らも、總辭職の止むなきに至り、我國内外の緊迫せる情勢、高度國防國家體制の確立の要請の絶對化を物語るものがあつた。

斯かる情勢の中で最近數年來各方面より提唱され來つた新黨運動が、雲散霧消の裡に影を沒したにも拘らず、聖戰貫徹議員聯盟の運動より、久原政友會總裁の既成政黨解黨

の提唱を端緒として、強力なる舉國政治體制の確立を目標として、國民再組織を指向する政治新體制運動が、近衛公を中心として時局の急迫と共に現實の階梯に到達せしめたものである。

従つて斯かる歴史的必然性を持つ政治新體制への國民的要望を前にして、「内外未曾有の變局に對應するため強力なる舉國政治體制を確立することは何人も認めるところである。かくの如き新體制の確立のため」挺身せんとして、六月二十四日樞密院議長を辭任せる近衛公が、七月十七日米内閣の退場により、二度閣臺の首班として登場した時、前内閣の重要課題は、更に第二次近衛内閣の重要課題として提出され、近衛公を中心として側近者間に於てその具體的方針が検討されつゝ、軍部外務三閣僚との日獨伊同盟、日ソ國交關係、對英米外交方針の再検討、事變處理の強力遂行方針等、國內政治體制の改革に對應して、對外根本方針の決定を俟つてその組織を確定すると言ふ政治方式の採用となつて現はれてゐる。

斯くして前進を開始せる政治新體制運動は、東亞新秩序建設のための、建設的にして且つ弾力性ある外交施策を強調し、高度國防國家の建設といふ高度の政治的指標を與へられた政治新體制の確立、新國民組織に依る國家總力態勢

の確立、之に翼賛議會體制の確立を内容とする第二次近衛内閣の基本國策要綱に依り基準を與へられ、更に新體制への融合を前提として、社會大眾黨を先頭に、八月十五日民政黨の解黨を殿として、我が憲政史上始めての無政黨時代を出現し、國民再組織と共に議會の新體制も亦既成政黨の全面的解消によつてその前提を與へられ、茲にその具體化への條件は備はるに至つた。

他方近衛公側近者たる有馬頼寧伯、風見章、安井英二、後藤隆之助、富田健治諸氏の人々によつて、その具體的結合方式は検討されつゝあつたが、八月二十八日第一回新體制準備委員會を首相官邸に開催、首相以下全閣僚及び各界を代表する二十五名の準備委員により歴史的な第一歩が踏出された。

而してこの第一回準備委員會に於いて、近衛首相は政治新體制運動の指向する國民再組織の性格を、「自由主義を前提とする分立的政黨政治を超越して、その本質は飽迄舉國的、全體的、公的であり、しかも舉國一黨ではない。國民をして政策の樹立に内面的に參與せしむる臣道實踐、大政翼賛の國家的且恒常的組織」であることを強調する處があつた。

斯くして準備委員會は前後六回に亘り、國內組織の一般

的構成、國民運動の中核體の組織、これと既存團體との調整及び國家機構との聯繫等の議題を討議して九月十七日準備委員會を終了、大新國民運動の中核體大政翼賛會の成立を決定した。

斯くして大政翼賛會は、全國民注視の下十月十二日發會式を舉行、總裁近衛首相は「本運動は大政翼賛の臣道實踐に盡きる」旨の簡明なる決意の披瀝に止まり、運動綱領、宣言等の發表は何等行はれなかつた。

その後地方組織の略々完了せる十二月十五日地方支部代表會議、同十六日より三日間に亘り最初の臨時中央協力會議を開催して、國民再組織の中樞たる下部組織確立のための第一歩を乗り出すに至つた。

この大政翼賛會の發足と共に、解消せる既成政黨並に社會大眾黨其の他の全衆議院議員は、共に議會局衆議院部に統合せられ、各黨派を超越せる翼賛議會體制確立の第一歩を踏み出すに至つた。それより幾、準備委員會に於いてこの國民再組織の舉國的、全體的、公的建前より既存一切の政治團體の解消が要望せられたが、各黨派解消後も依然としてこの新體制運動に對して批判的態度を以て臨み、各自の立場より自己組織の伸張を以て新體制の理想的形態なりとして、政治的活動を繼續しつゝあつた革新的政治團體の

動向は著しく注目されるに至つた。

而して從來より高度國防國家體制の確立と、對外硬活動とにその主要活動目標を有し來つた諸政治團體は、この國內新體制の發足と日獨伊同盟の締結に依る政府の外交方針の根本方針の確立により、その限りに於いて活動目標の喪失となり、活動目標の轉換を求めつゝあつたことは事實であるとは言へ、既成政黨と異り、文化、思想方面にその發祥を有する之等の團體が、諸他の政黨と同一視し得ざるものを有することはもとより、又單にその運動目標の合一を以てその使命の終了として解消し得ざるものがあることは言ふまでもない處であつた。

殊に大政翼賛會の人的構成が、既成、革新全勢力の均衡の上に立ち、議會局が舊議會諸勢力の單なる集合に過ぎずとする批判的立場よりも、單なる目標の合一のみによるその解消を期待し得ざる状態にあつたのである。

然し乍ら現實には、之等諸團體の大政翼賛運動の出發が、之等諸團體に對して大乘的態度を要請する客觀狀勢と、革新勢力を代表する末次信正、中野正剛、橋本欣五郎諸氏の新體制準備委員就任より引續き中央協力會議々長、常任總務の重要地位に置かれたると、相俟つて批判的性格の一端を残しつゝも、茲に革新政治團體の活動態勢の再検討、再

編成が行はれるに至つた。

而して革新政治團體の採れる新しき態勢を概観するに、一方にはその使命の終了を宣言して解體し、全的に大政翼賛運動に合應せんとするものがあり、事前に解黨せる社會大衆黨、日本革新黨並に皇民協同黨、愛國政治同志會の解體にこの態度、傾向を觀らるゝのである。更に他方從來の政治性のみを大政翼賛運動に投合せしめ、その組織勢力を以て思想、文化の分野に活動態勢を轉換せしめんとするものがあり、又は大政翼賛運動に對して、外部より協力する建前の下に之を正しく推進せしめんとすることにその使命を規定せんとする態度のものもあつた。即ち大日本青年黨、東方會の大日本赤誠會、振東社へ夫々の再編成が前者に該當し、大日本生産黨、大日本黨の態度が後者に屬するものと云へよう。

斯くして我國革新政治勢力の大半は、大政翼賛會の政治性との競合を、思想文化運動への轉換によつて避けんとする動向にあると言へるのであるが、從來よりその政治的活動を思想的啓蒙活動との表裏一體の關係に於いて發開し來つた之等革新團體が、政治新體制の確立強化促進に協力せんがための思想文化運動の動向も、思想、文化團體として改組されたりと言へ、その活動の限界には微妙なるもの

あり、今後の動向には注目すべき多くのものを有してゐる。

以下この政治新體制運動に對する二三の革新政治團體の動向の推移を紹介し、その將來への展望に觸れることとする。

社會大衆黨の解黨 社會大衆黨は第七十五議會に於ける民政黨齋藤代議士の失言問題に發端し、本年三月安部、片山兩氏を中心とする舊社民系の除名を敢行し、多年に亙る舊全勞系との内部對立を清算して、その進路を全體主義の立場に立つ國民の黨として革新的な方向への徹底を展開する體制を整備しつゝあつた。

而して同黨の期待せし新政治體制の基幹をなすものは、昭和十三年七月七日事變第一週年に際して發表された聲明の「全國民の組織化を基調となす國民の黨」であり、これは昭和十三年度大會に於ける、前年度大會に於いて決定された新しき綱領並に建設大綱に基き採擇された左の如き方針に具體的表現が見られた。

「資本主義改革はもはや狹隘なる階級問題ではなくて、實にわが國家並に民族が大いなる飛躍と發展を前にして、まづ解決しなければならぬ問題となつてきたのである。

階級闘争を通じて資本主義を改革せんとする社會運動の過去の

理論は揚棄され、國家及び民族の生々發展が、資本主義の改革をその中に含まねばならぬといふ全體主義の指導理論が之にとつて代らねばならぬ。

この國民の黨結成の具體的實踐の第一歩として、同黨の試みたものが、昭和十四年二月に於ける東方會との合同問題として提起されたのであつたが、成立直前に於いて挫折の止むなきに至り、時機未だ熟せずとしてこの合同問題は打切られたのである。

斯かる新しき動向を實現せしめんとする同黨には、その内部關係に於いては、右の如き方針の徹底を阻み、その第一段階として企圖された合同を蹉跌せしめる要素を包含しつゝあつたのであるが、昭和十五年二月に於ける同黨分裂は一應その要素を清算し得たので、同黨の國民組織を基礎とする新黨運動に對する態度は一層の明確さを以て提示されるに至つた。

斯かる情勢の一端は、四月二十七日開催せられた中央委員會の上提案たる次の如き「國民組織の件」に示唆するものがある。

國民組織の件

一、國民組織は何故必要か 現下我國が最も大なる悩みは國家總力戰體制に政治的なる筋金の入つてゐないことである。政府と

國民は紐帶を失ひ、下意は上達せず、上意は下達せず、上下相率ゐて時艱克服に邁進すべき體制は完成してゐない。従つて國民は經濟上の些細なる困難にも直ちに不平を抱き、政府は國民に國策協力の爲めの指導を徹底することが出来ない。かくの如くバラバラなる體制を以て至難なる國際及び國內的危機を乗り切ることが不可能である。この缺點を補ひ政府と國民、政治と國民生活とを直線的に結び、國內體制に鐵筋を入れるものが國民組織である。

二、國民再組織の理論は何か それ故國民の組織といふものは國民生活の線に於て組織し、而かも政治的中樞に集中せしむるものである。從來の政黨の如く地域的に、四年に一度の投票函を通じてのみ國民を政治と結びつけ、或は單なる陳情と云ふが如き形に於て議會と國民を結びつけるのみではなく、同時に直接的に國民の聲を政策の上に反映する政治組織である。従つてこれは國民の政治的要求の制限でもなく、また國民を政治的聲援に追込まんとするものでは絶対にない。即ち國民組織は一君萬民、萬民輔翼の國家體制を完成せんとするものである。従つてそれは國民の直接的參與を擴充するものであつて立憲政治の發展擴充であり、第二の立憲議會の開設運動である。

三、國民組織はいかにして可能か 國民の組織は政治的に強力なる政黨が生れねばならない。それは各國の先例の示すところである。が同時に國民の組織を背景とすることなしには強力な政黨も生れない。この關係を我が國の現狀に當てはめつゝ具體的な方策を確立せんとするのが、國民組織のテーゼである。

更に同黨機關紙に於いても「殊に重要なものは、國民組織を推進すべき政治的の組織がないと言ふことである。此の關係は、國民組織がなければ政治力が生れて来ない。政治力がなければ國民組織が出来ぬ、と言ふいたちこつこの關係にあるのだが、差し當つて必要なのは國民組織の必要を輿論化する政黨の存在である」として、この任務に身を挺して當るべきことを強調してゐる。

而して政界の一般的情勢は、政友會久原派による政黨解消の提唱がなされ、聖戰貫徹同盟の新黨決議となり、更に近衛公を中心としての有馬、風見氏等の新黨運動から、漸時近衛公の出馬が略々確實と看做され、新黨運動は一層積極化するに至つた。

近衛公を中心とする強力新黨運動は、(一)六月中に既成政黨は解黨する、(二)近衛公は樞府議長辭任の後、新黨組織の決意を正式に表明する、(三)その間政黨以外の政界、財界、學界、言論界等に廣く人士を糾合し、新黨の素地を作り、その運動を展開するものと目されたのであるが、然し結成さるべき新黨の性格等何等具體的なものを提示せるものは無かつたのである。

之の新黨運動に對して、社會大衆黨は、その主張する「國民の黨」の立場より多大の關心を以て注視し、六月二十二

日附同黨機關紙上に次の如き要望をなしてゐるが、元より同黨が新黨参加を前提としてのもと思はるゝのである。

- 一、既成の政治的勢力や政黨派の漠然たる寄合世帯であつてはならぬ。
- 二、從來のものゝ因縁や情實をそのまま新黨に持ち込むものであつてはならぬ。
- 三、次の段階の擔當者となるべき革新的の分子を中核として骨柱として持つ必要がある。
- 四、自由主義的營利主義の經濟原理を打破して、全體主義的統制主義の原理を確立せねばならぬ。
- 五、日滿支を貫く國防國家の速かなる完成を目標とし、内治外交をこの一線に統一すべきである。
- 六、強力なる政治指導をなし得るために國民の再組織を爲し上意下達、下意上達の組織を整備せねばならぬ。
- 七、生産の原理に立脚し、職分奉公の組織を完成し、日本獨特の翼賛政治の形態を作るべきである。
- 八、指導原理とまで言ひ得なくとも、同志的結合を以て黨内統制を強化するものでなければならぬ。
- 九、自ら廣義國防を擔當し軍部をして安じて狹義國防に専念せしむるものでなければならぬ。
- 十、日本民族の發展を顧念し日本の進むべき政治、經濟、外交、軍事の各般に涉つてテーゼを定める必要がある。

である。

我等の待望するところは眞に舉國的にして革新的なる政治組織の出現である。身を挺して時艱に赴き、榮辱を忘れ毀譽褒貶を度外視し、眞實なる先憂後樂の士の結合を中心とする新黨である。従つてそれは

- 一、既存せる政治組織の機械的なる結合でなく
 - 二、各政黨派の解消を前提とし苟くも黨略的立場を新黨に持込むことなく
 - 三、日滿支等東亞を貫く國防國家の完成を以て内治外交政策の基調とし
 - 四、國民組織を通じ高度なる國民的政治指導の任に當り
 - 五、廣義國防の達成は自らこれに當り軍をして安んじて狹義國防に専念せしめ
 - 六、戰時體制を一步前進せしむると共に官僚獨善の弊を打破し
 - 七、職分奉公の精神に基く大政翼賛を顯現し
 - 八、政治、經濟、財政各般に互つての原理に基く革新を斷行するものでなければならぬ。これこそ我等の待望するものであると共に、また日本を救ふ所以の途である。我等はかゝる政治體制の出現のためにあらゆる努力を捧げ、それがためには犬馬の勞もいとはず、かゝる組織出現の爲めには欣然黨を解いて参加することを意とせざるものである。
- 現下の新黨運動に對する我が黨の所懐を述べ、以て廣く天下具眼同憂の士に訴ふ。

等の任務と性格を有たねばならぬ、今日新黨が直ちにこの目的に沿ひ得るか疑問であるが、少くとも我々の要望するものはこの程度のものであり、我々としてもかゝる意味の新黨を結成するために犬馬の勞をとることを辭しないものである。

他方政友會兩派並に民政黨其の他諸黨派に於いても、亦近衛公の出馬確實との見透しの下に、夫々の解黨の方向へ進みつゝあつた時、六月二十四日近衛公の樞府議長辭任が實現され、近衛公の新政治體制運動への決意が確定的となり、新黨の採るべき形態、性格等具體的には兎も角として、久しく論議せられた新黨問題も著しく實現性を持つに至つた。

之に對して社會大衆黨は、同日常任中央執行委員會を開催し、次の如き聲明を發して、近衛公の出馬は同黨の待望する處であるとなし、同黨が結成せらるべき新黨に期待する舉國的新黨の性格を表明する處があつたが、之は又黨解體に對する基本方針とも言ふべきものであらう。

聲明

……前略……幸にして我等の所論は今や滔々たる輿論をなすに至つた。近衛公また樞府議長を辭して獻身革新的新黨の結成に邁進すると言ふ。眞に強力なる政治の建設は革新分子の結合を中核としてのみ可能であり、國民組織の再編成を基礎としてのみ可能

更に越えて二十六日黨本部に地方聯合會會長書記長會議を
開催し、協議を重ねたる結果、満場一致その解黨の所定方
針を承認し、解黨聲明書を左の如く發表した。

聲明書

現下内外の非常時局に際し新しき政治の體制を整へてこれを突
破するは民族興亡の分岐點なりと信ずる。我等夙にこれを思ひ、
身を挺して新政治體制確立の礎石たらんことを期した。今や機運
漸く熟し國民の黨の結成は將に具體化せんとす。日本の革新は廣
汎なりと雖も、國民の黨の結成を以てはじまるは一片の疑を容れ
ない。我等はすでに新體制に待望するところあり、欣然黨を解い
て之に参加すべきことを聲明したが、爰に率先解黨を斷行せんと
す。……略……解黨に當つて、我等の決意を示して同志諸君に訴
へ以て今後の奮起を希はんとす。その要旨は曰く

- 一、我が黨は來る七月六日を以て全國大會を開き解黨を斷行す
- 一、我等は廣く同愛の士を糾合し國民組織を基礎とする革新の
黨の結成に向つて一大國民運動を展開す

社會大衆黨全國聯合會會長書記長會議
右聲明す

斯くして、昭和七年七月我國に於ける單一無產政黨とし
て無產階級の利益擁護を目標として、全國勞農大衆黨と社
會民衆黨との合同に依り結成された社會大衆黨も、時代の
變遷と共に階級闘争主義より協調主義、更に全體主義へ

に感情的對立を見るに至り、事實上分裂の状態に在つた。
従つて最近に於いては黨の活動も亦沈滞し何等見るべきも
のなかつた。

斯くして同黨に於ては、昭和十五年五月一部幹部より解
黨に就ての提議があり、之を端緒として解黨問題は俄然表
面化し、赤松克麿を中心とする一派は、無條件解黨を主張
せるに對し、他方舊新日本國民同盟を中心とする一派は、
解黨と新黨支持とは其の間自ら異なるものありとして、黨の
存続を主張して來たのであるが、最近の急激なる國際情勢
の變化は、國內體制の一部強化を要求し、近衛公の樞相辭
任に依る新政治體制組織運動の具體化するにつれ、本黨の
態度決定は差迫りたる問題となつた。茲に於て兩派は協議
の結果、一應解黨したる上、兩派各々独自の進むべき途を
撰ぶこととなり、七月一日黨本部に擴大總務委員會を開催
し、本部は他黨に率先して解黨し、國內新政治體制の結成
に協力邁進することに決定し、次の如き聲明書を決定、日
本革新黨は結成以來三年にして解散したのである。

解黨聲明

聖戰既に三年、漸く東亞新秩序の建設その緒に就きたるが如き
も未だ以て前途極めて多難尙も儉安を許さざるものあり。更め
て茲に上下を擧げて舊來の陋習を捨て奮起一番の要ありと信ず。

の轉換を行ひつゝも、比較的順調なる發展を遂げ、昭和十
一年總選舉に於いて前回の三名より一擧十八名の代議士を獲
得し、更に翌十二年總選舉には一擧三十七名の議席を獲
得し、組織の驚異的伸張を思はする等、我國政治史に大な
る足跡を残し來つた同黨も、我等の主張、我等の政策を廣
く新しき分野に發展せしめ革新を斷行せんとするのが我等
の解黨である。革新斷行のために我黨の擴大強化を圖るこ
とも一つの方法に違ひない。が併しこの方法は激甚なる相
刺摩擦なくしては不可能である。我等が率先して黨を解き
政治新體制に協力せんとするのは滅私奉公の精神に基き國
内政策を斷行せんがためである。ことを強調して、七月六
日解黨全國大會を舉行、滿八年に互るその黨歴をなげうち、
茲に新政治體制の確立を目標として新しき第一歩を踏み出
すに至つた。

日本革新黨の解消と大日本黨の創立 日本革新黨は、結成以
來國體の本義に基き眞日本の顯現を期し、所謂新政治を主
張して、其の結束を固め、相當活潑なる運動を展開して來
た。然し乍ら同黨に於ける一部幹部は、聖戰貫徹議員聯盟
に参加して、新黨運動に關與し來つたが、その發展に伴ひ、
自黨も亦舊態を脱し新體制に即應せんことを企圖するに至
り、而も之等幹部の既成政黨との接觸關係を繞つて、黨内

しかも我が聖業を阻止し來りたる世界の現状維持國は今や急速
に衰落の道を辿り世界の地圖は將に一變せられんとす。この未曾
有の秋に當り皇國の飛躍的發展と世界新秩序の建設とを期せんと
せば須らく一億國民の一體化を圖り以て鐵石の如き國民總力を發
揮せざるべからず。新國內體制確立の急務今日より甚だしきはな
し。

我等同志こゝに他に率先して全力を傾倒し、その實現に邁進せ
んとするは是我が立黨の精神に添ふ所以なりと確信す。依つて茲
に黨を解き廣く同愛の士と相謀り新國內體制の確立に新なる力を
致さんとす。

顧るに立黨以來我等同志はよく東奔西走舊態を打ち一新を斷行
すべく國民の奮起を求め以て今日に至る。微力にして悔なきに非
ずと雖もしかも尙その志すところ必ずしも徒爾ならずと信ず。
今その黨を解き誠心感無量なるものあり。然りと雖も解黨は
新たなる出發なり。

宜しく更に心を一新し廣く力を合せ以て烈々たる我等が盡忠報
國の素志を貫徹せんとす。

而して、同黨の佐々井一晁、神田兵三等を中心とする舊
新日本同盟派は、七月七日黨再建を期して大日本黨を創立
し、八月二十五日その第一回全國大會を開催、席上、近衛
公を中心とする新體制運動は、その本質は公武合體的であ
り、同黨が立黨精神とする皇道に基き純正維新の徹底的斷

行は望み得ないがその歴史的使命の重要性を認めるが故に、之を積極的に鞭撻し、その使命遂行に協力せんとする態度を示し、又その推進力として中核的維新勢力の嚴存が絶対に必要であり、そこにこそ同黨の結成の所以があるとして、その組織の擴充強化を強調する處があつた。

其後大政翼賛會の結成、大政翼賛運動の發足に依り、新體制樹立の第一歩が印されるに至り、諸他革新團體の解消、方向轉換が演ぜられるに至つたが、同黨は、その立場を次の如く規定して、新體制と密接なる聯關を保持し、それに協力しつゝ、革新遂行を重要な方針とするものであるとして、黨組織の擴大強化を企圖しつゝあつた。

- (一) 近衛首相の革新的方針と大政翼賛會の目標とに對し黨の活動方針を一致せしむ。
- (二) 新體制の現在の構成要素に於いてその活動の限界の見透しの下に新體制が達成せんとして爲し得ざる方向への助力。
- (三) 國內維新の徹底の爲に新體制の鞭撻。
- (四) 大政翼賛會に對する不斷の聯絡の保持。
- (五) 他團體解消の有無に係らず、右目的達成の爲に黨を解消せず擴大強化を圖る。

而も亦「維新過程に於いて國內舊守勢力による種々の障礙が高度國防國家の完成の前途を阻止し、新體制を妨げて

ゐるのである。しかもそれは新體制内部の政治的實力によつて解決し得ざる内容を含んでゐるのであつて、我が黨の絶大なる協力と維新達成への熱意がその解決の拍車となるであらう。」とする新體制運動下に於ける大日本黨のこの態度方針には、後掲大日本生産黨の批判的態度とは根本的に異なるものであり、蓋し注目されるべきものがあつた。

大日本青年黨の改組、大日本農工會議の創立、大日本青年黨は、創立以來統領橋本欣五郎統率の下に、常に信念的に活動を展開し、最近に於ける組織の伸張には括目すべきものがあり、十五年十月開催せる第四回全國大會に於いて、十月十日現在黨員二九、六二五名、一二八支部の結成を完了して居り、黨員數はこの一ヶ年に一九、四二九名の増加を見たることを報告されてゐる。

とする情勢も亦事大思想の現れであり、且つそれが、今迄屢々目論まれた、黨首擁立による合從連衡と何等本質的に異なるものはないとの見解を堅持しつゝあつた。

然し乍ら六月初旬近衛公の新體制組織に關する抱負の表明があり、同二十四日近衛公の樞相辭任に依り、暗中摸索の狀態にあつた同公の進退も漸く方向を示唆せられるに至り、近衛公を擁立せんとする新黨運動の實現の度は著しく増大し、更に七月七日同公の談話に依り、その意圖する新政治體制が、國民組織に依る政治力の集結に基礎を置くものであることが略々明確にされるに至つた。

他方第七十五議會に於ける民政黨齋藤代議士失言問題に發端して結成された聖戰貫徹議員聯盟の政黨解消運動と、久原政友會總裁の政黨解體の提唱に依り、既成政黨の自解作用の進捗に依り、同黨のこの新體制運動の革新的、國民的性格に對する關心は漸く昂まりつゝあつた。この革新的性格に對する期待は、第二次近衛内閣の成立せる七月二十三日地方組織に對し、同内閣がその人的構成より觀るも「革新に於ける過渡的役割一を擔ふものとして、日獨伊樞軸強化と、徹底的南進政策の必要と強調と、純眞なる國民組織とに活動の主力を集中すべく、黨の根本方針を指令して、その歴史的使命の達成に協力せんとする態度を示したので

ある。而してこの期待と協力は、飽迄も同黨の主張する内外政策をして軌道に乗せしむるにあり、近衛公を中心とする新政治體制運動に對しては、未だ性格明瞭ならずとして靜觀的態度を持しつゝあつたことは、八月三十一日同黨中央政治局々員會議に於ける當面の活動方針に關して、「新體制は、天皇歸一の血盟たる我黨の力に依つてのみ完成せらるゝものと確信す。仍て愈々黨勢の擴充に邁進し全黨員は責任を以て直ちに一人以上の黨員を獲得すると共に、未組織地區の擴充を圖ること」を決議し、新體制の推進力として其の組織の擴充を期して居り、他方橋本欣五郎統領を準備委員としての革新性の導入に對する活動と呼應して、「新體制建設の機運に便乗し既成政黨或は舊勢力は新體制の名を僭稱し、新體制に便乗し、舊體制、舊勢力の維持に奔命しつゝあり。此の動向を助長放任せんか、新體制の建設は地方的基礎より甚大なる妨害を受くるや必せり」として、新體制の純眞性確保のために、既成勢力の時局便乗排撃を地方組織に指令したるに徴しても、新體制運動は黨獨自の立場より展開さるべく、諸他勢力の之に對する侵潤を排撃せんとする態度を示すものと言へよう。而もその具體的方法として、産報會、青年團、其の他産業常會等の幹部を黨組織に結集してその指道權を掌握し、内部よりの新體

制建設の革新的氣運の促進を企圖しつゝあつたことは、同黨從來の果敢な組織活動と共に注目される處である。然し乍ら前後六回に亙る新體制準備委員會により大政翼賛會の成立が決定され、その進行過程に於いて既存一切の政治團體の解體が懲慙され、同黨が東方會其の他の革新團體と共に構成する東亞建設國民同盟が、一現段階に於ける一應の任務を達したるものと宣言して、九月二十五日解散し、新に文化團體として東亞建設同志會を創設し、革新政治團體の動向に多分の示唆を與へ、黨統領橋本欣五郎の大政翼賛會常任常務就任等に依り、その動向は著しく注目されるに至つたが、斯かる情勢に對して、同黨は九月二十八日第二回全國支部長會議を開催して、其の組織全勢力を一大政翼賛國民運動一に傾倒し、以て大政翼賛會の確立に積極的に協力することを指示してその態度を明かにし、又黨の將來の組織的活動方針に關しては、一大政翼賛會の實踐綱領の如何を見、諸般の情勢を考慮して決定することを指示し、東建聯解消に際して「大日本青年黨は大政翼賛會の實踐綱領が黨の主義主張の大綱と合致するを期待すると共に黨の態度も實踐綱領の決定を俟つて公表する方針である」と橋本統領より發表された態度を依然として保ち、大政翼賛國民運動の積極的實踐に依り、大政翼賛會の實踐綱領

が黨の主義主張と合致することを期待し、且つ自らその合一化に挺身せんとする態度を明かにした。更に十月中旬その實踐要綱の決定の見通しも略々確定し、同黨としても最早依然として從來の組織活動態勢にあることを許されず、急速に之に對處する要あるに至り、十月十日同黨第四回全國大會に於いて次の如く近き將來、思想團體への改編を指示した。

既ニ大政翼賛會ノ成立ヲ見、我國政治ノ方向決定セラレタルハ邦家ノ爲慶賀ノ至リニ堪ヘズ。

吾人ガ立黨以來日夜奮闘シ來リタルハ、一ニ此目的達成ノ爲ニ外ナラズ。依ツテ我黨員ハ極力大政翼賛會ノ中核的分子トナリ、大政翼賛會ノ強化ニ努力スルヲ要ス。

茲ニ我等ハ大政翼賛會ノ充實強化ニ即應シ、近キ將來ニ於テ進ンデ政治的團體ヨリ思想團體ニ改編シ、愈々陣容ヲ整備シテ君國ノ爲メ活動セントスルノ企圖ヲ有ス。

又大政翼賛運動に對する協力活動の方策として、次の如く指示する所があつた。勿論之は前記統領指示に依る再編成を前提としたものであるが、從來より同黨がその政治活動を思想文化運動と表裏一體の關係に於いて遂行しつゝあつた立場よりするも、思想團體に改編するとは云へ、今後

大政翼賛運動に對する協力

イ、大政翼賛會の機關に積極的に参加す。
 ロ、大政翼賛會々員に中堅黨員を加入せしむ。
 ハ、大政翼賛會が、舊來の精神總動員式に墮し、又は既成勢力によりて占據さるゝことなき様、特に嚴重に監視し、又かゝる場合には猛烈にその淨化運動を起す。
 ニ、各地區に於ける支部、分會等に於ては、黨組織を中核とし、大政翼賛市町村内協議會、職場協議會等を行ひ、眞に大政翼賛會幹部たるに相應しき人物を選出し、之を當局に進言、採用せしむ。之が爲に、常會、町内會、産業報國會等の組織を活用するを要し、飽く迄黨の組織力を活用し大政翼賛會をして國民の全分野に滲透せしめ、確固たる指導力を得る如く協力すべし。
 更にこの指示に基き、即時之を實踐することが大政翼賛運動を強化する所以であるとして、十一月三日を期し、政治結社としての組織を解體すると共に、實踐行動に依る民族精神の作興、思想の統一を目的とする大日本赤誠會に再組織し、思想文化活動にその組織態勢を其の儘轉換せしめることゝなつた。

而して新たに發足せる大日本赤誠會は、唯物的自由主義制度を打破し、飛躍的國家體制の確立に依り、世界の道義的指導者たらんとする大日本青年黨の立黨宣言をその思想

的背景として、「質實剛健、勇武にして、しかも眞美を欲する精神を作興せしめ、この精神の灼熱によつて、自由主義的政治社會機構をやし盡すと同時に、新たなる機構を樹て、經濟を國家化し、海陸空の軍備を最高度に整備し、もつてアジア民族全體の文化建設に發足する」ことの爲めに、實踐的行動力の練成を主要任務とするものであるとして、次の如き綱領を掲げ、組織の擴充又綱領實現の基礎なりとし、從來の政治的進出に代ふるに思想的統合に依りその伸張を期し、以て思想、文化組織としての擴充を期してゐるのである。

綱領

- 一、純忠赤誠の志操を練成し翼賛の實を擧ぐ。
- 二、積極的意義に於ける大日本民族の活動を練磨場揚す。
- 三、民族文化の創造普及に努力す。
- 四、職場を通じ高度國防國家體制の組織構成に貢献す。
- 五、國防諸般の事業に挺身努力す。

而して具體的には軍隊的集團訓練の實施、中央訓練塾の開設、訓練農場、訓練工場の經營を企圖する同會の活動態勢は、我國思想運動の一新分野を開拓せんとするものであり、その成果に多くの關心が拂はるべきものであつた。

東方會の提議社への改編 東方會が「我等は新體制運動の

先驅者なり、故に全陣營を擧げて新體制に協力参加すべし」として、その「政治性を擧げて大政翼賛運動に投ぜんが爲」に、従来の運動體制を解體し、文化團體としての振東社を創設し、新たな発足をなせる動向は、前項に紹介せる大日本青年黨が大日本赤誠會を創立して、その組織態勢を思想團體として活用、進展せしめつゝあると殆どその軌を一にするものである。

而も振東社、亦大日本赤誠會と同じく、其の活動方針も亦従来の組織的訓練を活用し、實踐を通じての同志的結合に依る體的訓育に重點を置く等、兩々相俟つて我國文化運動の動向に示唆するもの多くを含んでゐる。

東方會は、昭和十一年國民同盟より脱退せる中野正剛を中心として結成、爾來純野黨的立場を強調して、國內維新の斷行、強力體制の確立を目標に、重臣政治打倒を呼號し來り、更に十四年二月には國民的政黨への進出を企圖して社會大衆との合同問題を提起する等、その動向には注目すべき多くのものがあつた。

而して十五年第七十五帝國議會終了後に於ける聖戰貫徹議員聯盟の働きかけに依る政黨の自解運動の進展より、久原政友會總裁の解黨提唱、近衛公の樞府議長辭意に依る新黨運動への意思表示等のめまぐるしき情勢の中に、六月八

日同會々長中野正剛の近衛公との會見が行はれ、同會の新黨への率先参加が傳へられたが、同會としては、「今や我國の内外情勢は今日迄の政治上層部の無責任なる態度に放置することを許さない緊迫下にあり、眞の舉國一致の必要性は今日に如くものはないと思ふ。然し必要なものはたゞ希望するだけでは産れて來ないものである。必要なものを産み出すためには、それだけの犠牲が拂はねばならず、對立せる不必要なるものゝ克服が行はねばならぬ。犠牲も拂はず、陶汰もなくたゞ有り合せの舊勢力の混合を以て、新黨と稱するに於いてはまことに片腹痛いと言はねばならぬ。……此の點は近衛公自身も認めてゐる所であり、單なる既成政黨の單なる離合集散で満足すべきものではないとしてゐることは周知の事實である。……即ち東方會は本問題に對しても過去の主義主張通り眞直ぐに行くものであつて、無條件の便乘態度は斷じて採り得べくもないものである。」と、その態度を表明した。

即ち同會は、近衛公に期待する所大なるものありとするも、新黨運動は既成政黨の上であり、近衛公が之を如何に處理するか、その推移を注視しつゝも靜觀的態度を持したのである。

而して同會の新黨に對する要望は、「いま眼前に露呈されるべし。眞の舉國、眞の強力は方向を同じふするものゝ結合團結によつて始めて可能となる。八、近衛公厭起するならば公は直接全國民に呼びかけよ。即ち未組織の組織化することが、強力體制の根本要件である。手近かな便宜主義は悔を百年の後に遺すであらう。肅練の道は日本の道だ。

て來た既成政黨の分解作用は、歴史の大きな流れと見るべきである。動きつゝある中心人物の意圖がどこにあらうともそれは問題でない。其の歸着するところは現前日本政治の性格を一變せしむるところの政治變革であり、無血維新の前進でなければならぬ」ことを前提として、次の如き同會の幹部三田村武夫の主張に窺はれる。

一、近衛公が出れば出來るが、公が出なければ出來ないやうな新黨なら止めよ。二、職業的新黨運動者や政權者群は此の際一切新黨運動の中核から手を引け。三、革新や愛國を賣物にする時周便乘の大小策士輩を加ふるべからず。四、日本の政治を今日の如く無氣力混亂に陥らしめた責任者、即ち既成陣營の首腦、指導者群は第一線から手を引け。五、革新されなければならぬ徒輩を革新の母體となすべからず。六、近衛公を首領として眞に政治維新を斷行せんとするならば、既成陣營の諸君は全部白紙委任狀を奪け。近衛公を首班とする新黨が結成されても、新黨が所謂政黨デモクラシーを固執するならば、近衛公と雖も何事もなし得ないであらう。それは第一次近衛内閣によつて試験済みだ。七、新政治體制の母體となるべき新黨は、先づ其の性格を明示せよ。即ち新黨何をなすべきかを明かにせよ。漫然人を集めて然る後性格を決定するが如きは本末顛倒であり斷じて強力たり得ない。日本は何をなすべきか、國比は何を爲すべきかを明確に示して起ち

然し乍らこの新黨運動の進展に伴ひ、それが、近衛公を中心とした革新的理念に基き、高度國防國家體制の確立を目標として國民の組織化に依る全體的萬民翼賛體制の樹立を指向する政治新體制運動として發足せる以上、又右の如き同會の抱懐する方針より徴するも、原則的には之に對して協力的態度を採らざるを得ざるは、同會々長中野正剛の新體制準備委員乃至は常任總務として協力關係にあることよりするも、言ふ迄もない所であらう。

従つて同會が、既成政治勢力は「新體制下に何等かの地位を與へられるものと思つて解消したに違ひない。或は新體制と協力し得る方法があると思つて遊々解黨したに違ひない。この彼等の態度は功利的であると思はるはよいとしても、彼等の必ずや示すであらう反動を無視することは新體制を政治的に生かす所以ではない」と斷じて、これに對して徹底的鬭争を展開することに依つて新體制の眞意義を昂揚せしめ、その完成に協力すること、即ち東方會の

活動を貫徹することこそ眞の新體制の樹立なりとする態度を採りつゝも、他面政治結社にあらざるも強力なる政治力を結集する公的機關なりとする大政翼賛會の成立に依る政治團體の存在に對する解消政黨方面の不滿や、同會が大日本青年黨其の他の日本主義團體と共に結成したる東亞建設國民聯盟の解消等、各般の情勢の推移を考慮し、十月二十二日には臨時全國大會を開催し、その政治部面に於ける活動を轉換せしめて、大政翼賛會の政治性との競合を避け、概要次の如き振東社を創設し、研究、調査、修養、訓練に主要活動目標を置く文化運動へ再發するに至つた。

東方會時局處理方針

- 一、東方會は其の政治性を擧げて大政翼賛運動に投合せんが爲從來の組織を解體す。
 - 二、從來の政治活動に屬せざる研究、調査、修養、訓練に全力を集注せんが爲新たに文化團體として振東社を創設す。
- 振東社 振東社は皇道を顯現して興亞振東の大業を成就せんが爲、國家の發展と國力の培養とを基調とせる新體制の指導原理を究明し、専ら實踐を通じて青年を練成し、國民を啓蒙するを以て使命とす。
- 振東社事業 振東社は使命達成の爲東方問題研究所を起し、振

川義親、徳官猪一郎、松井石根、三宅雪嶺の六氏を顧問に推し、中央常任委員として中野正剛、清瀬一郎、建川美次、鈴木正吾、石原廣一郎、今井新造、三田村武夫、橋本欣五郎、中原謹司、松本徳明等が就任し、その参加團體は大亞細亞協會、大日本青年黨、東方會、國民同盟、防共同志會等の外信州郷軍同志會、九州創生會、大阪國策動向會等の地方團體を参加し、革新陣營に當つて見ざる大規模のものであつた。而して同聯盟の目標とする所は、一、超黨派的國民組織たること、二、主張の合一を以て結合すること、三、單なる選舉黨にあらざるも選舉を輕視せず、四、下から盛上る組織たることを期して地方組織を重視し、革新團體活動の不振の根源なりとされる觀念的指導を打破せんことを期する等、その大規模なる結合態勢と共に革新運動前進の一轉期をなすものと期待さるべきものであつた。

然し乍ら聯盟の結成に當つて大同團結の形を採らず、單なる「主張の一致」を以て聯盟體の形式を採る同聯盟には、強力なる集中的活動を夫々異つた立場にある参加團體をして行はしめ得ざるはもとより、事實各参加團體もそれ程これに對して積極的態度を示さなかつたのである。従つて同

東塾を開始し、振東青年隊を編成し、振東學盟を提唱し、「東大陸」及び「東政經通信」其の他の刊行物を發行す。

東方問題研究所 大東亞共榮團の建設を目標とし、政治、經濟、産業、文化及び國民生活の各部門に亘り、新情勢に對應すべき諸般の調査並に研究を行ひ、其の成果を擧げて時務に貢獻し、社會に裨益するを以て目的とす。

振東塾 克己奉公の志を峻烈にし、身を殺して仁を成す文化兵士を練成するを以て目的とす。

振東青年隊 同志青年を編成して新生活運動に進出し、實踐躬行を以て衆に先んずると共に、破邪顯正の道義的權威を發揮するを以て目的とす。

振東學盟 大東亞地域に亘り興亞振東の同志學徒を結盟し、善隣共榮の精神的基調を確立するを以て目的とす。

上記二團體の思想文化運動組織への轉換と共に附言すべきは、東亞建設聯盟の解體、並にその直屬團體に依る東亞建設同志會の創立である。

本聯盟は、一國民各層の支持と熱意を聯ねて一大國民運動を展開し、熱烈強力なる政治指導と國民忠誠の總和を一に結集する國家體を確立強化し、聖戰目的完遂、東亞新秩序の建設に邁進せん（宣言）として、昭和十五年四月二十九日、會長末次信正氏を推戴、安達謙蔵、大竹貫一、徳

聯盟の活動も、各團體の共通問題たる範圍に限られ、専らその重點は外交方策の轉換を強調しつゝあつた如く觀ぜられる。

而して第二次近衛内閣の登場に依る外交方策轉換の實現、國民の組織化を指向する新體制運動の進展に依り、同聯盟も一應その任務は終了したとして、九月二十五日「對外國策の根本轉換、新政治體制の確立を以て戦ひ來つた本聯盟は今や内外國策の大轉換を見るに至り現段階に於ける一應の任務を達したるを以て、茲に聯盟を解き参加團體各其の独自の立場に於いて國策遂行に協力するに決した」と、その解體を聲明したが、大日本青年黨及東方會を除く参加團體は、新に末次信正氏を會長に推し、東亞建設同志會を組織し、思想運動の重要性に鑑み、これが啓蒙運動を主要活動として再發することとなつた。

この東亞建設同志會は、東建聯の聯盟形態を改めて、強靱なる同志的結合による單一組織として、その目標とする思想運動の使命を、同會長末次信正大將は、

「倍て東聯には直屬團體がある。この團體が今後どうなるか當面の問題となつて来るが、我等同人の主張は其の緒については

相違ないが、轉換外交もこれから愈々其の實行に入るのであるし、新體制とても著々其の實現を見るのでなければ繪に描いた餅と何の相違もない。それには國民が眞から轉換外交の趣旨、新體制の祖ひといふものを徹底的に認識把握して、これが實現に邁進するといふ精神的準備が先決第一義的要件となるのであるから、聯盟は解いても其の精神活動は依然として一層強く繼續され、それによつて新體制の完備を期すといふ方向に進まなければならぬことは改めていふ迄もない。この意味に於いて聯盟は解いたけれども直屬團體は東亞建設同志會として、新體制の内面、側面の兩方より支持して行くところの研究、啓蒙の團體として續けて行かなければならぬ。

と具體的に説明した。之は大日本青年黨、東方會に就いても言へる所であり、政治運動と言ひ、思想文化運動と言ふも、その期する所は新體制の促進にあり、従つて活動の限界には極めて微妙なるものがあつた。

大日本生産黨、我國革新政治團體の中に於いて十年の傳統を誇る大日本生産黨の新政體制運動に對する態度には、特異なるものがあり、單に組織の存続を以て、近衛首相の革新的方針と大政翼賛會の目標とに對し黨活動方針を一致せしめ、之と協力しつゝ革新遂行を達成せしむるため

をもつてなほ且つ國民指導の新黨を急造せんとするが如きは、其の無恥厚顏にして許すべからざる所である。一、新黨の構成分子は殆んどすべて親英米派に非ざればソ聯派なり。又其の本質に於て齋藤隆夫的反戰反軍派なり。美辭を弄して其の醜心を覆ふと雖も絶対に聖戰遂行の指導者たるを得ない。維新完成、聖戰遂行を期せんと欲せば先づ第一に彼等を問責誅罰しなければならぬのである。吾黨は假令如何なる者の出馬又は意向如何に關はらず、國體の本義、維新の大道に立脚して所謂新黨運動に絕對反對するものである。なほ維新陣營の一部にかゝる明かなる公武合體運動に追従阿附せんとするものは我等の最も遺憾とする所にして若し其の非を改めざるに於ては、陣營肅正のため斷乎これを膺懲せんとするものである。

更に同月二十七日、八兩日に亙り開催されたる同黨創立十週年紀念全國大會に於いて、「目下工作中的新黨運動はその目標明らかに自由主義派と社會主義派との結合を基礎とする新人民戦線結成にあり、時局便乗、政權獲得を意圖せしかる野望的運動が斷じて眞正戦時體制を確立する所以に非ざるは明白なり。この際當局は勤勞日本黨準備會解散の眞旨を弘張し非常時招來の元兇、累次諸事件の責任者、

に、その組織の擴大強化を圖るとする、大日本黨の態度とは、根本的に同一視得ぬものがあつた。

即ち六月八日新黨運動が流布されるや、その新黨の目標は政民兩黨及び社大を基礎とするのであると斷じ、従つて反既成政黨勢力として、又社大撃滅の急先鋒として活動し來つた同黨に取つては、絕對反對の立場に立つものとして、次の如く聲明してその態度を明にした。

聲明 吾黨は目下工作中的所謂新黨運動に對して絕對反對の意志を表明するものである。其の理由を列挙すれば左の如くである。

一、新黨の思想的根據は依然として自由主義的であり社會主義的である。其の國體を云ひ皇道を稱するは單なる保身野望のためである。一、新黨の目標は現状維持、時局便乗、政權獲得にあり、斷じて眞正戦時體制を確立する所以でない。一、新黨は政民兩黨及び社大黨を基礎とする偽裝政黨にして、何等の反省なく懺悔なく謝罪なし。其の本質の低俗なる其の心事の卑劣なる正に時局詐欺と云ふべきである。一、新黨の構成分子は殆んどすべて血盟團、五・一五、神兵隊、二・二六等諸事件發生の責任者にして國內窮迫化の元兇なり。聖戰阻害、外侮招來の責任また一に彼等に歸す、其の罪正に死に値す。彼等が自黨を解散するは勝手なり、腐腸蓄體

皇國維新、聖戰貫徹の妨害者として斷乎政友、民政、社大、東方等の解散を實行すべきである」と、野望的新黨運動としてその撃滅を決して居り、斯かる態度は、「時の權力に媚す、飽迄民間運動を推進して、萬年野黨として邁進すべし」とする同黨の傳統と政治的性格にも多分に由來するものがあると言へよう。

而して新黨運動は、進展して新政治體制運動として大政翼賛會を結實せしむるに至つたが、同黨の前述の態度は、十月十八日開催せる全國支部長會議に於ける次の宣言にも一貫して流れてゐるが如く感ぜられるのであり、又茲に十年の永き歴史を有する同黨の存在理由を發見するものである。

「惟ふに近衛首相は大政翼賛を目標に新體制運動を提唱し、已に其の機構の一部を組織せり。これを觀るに其の言ふ所と行ふ所とは著しく懸隔し首尾を異にす。これ指導的地位にある者が一切の自由民主思想、社會主義、功利思想を揚棄せざるに由因す。國體に透徹せる殉國滅私の理念を確固把握なき所に易ぞ眞體新體制の確立あらんや。まづ國本を紊りたる現行選舉法を改正、金權奉還を實行して變態經濟を是正し、配給、統制機構の根本的改革を斷

行、もつて國民生活の基本を確立し、無敵國防の根柢を固成、内
皇道維新の完遂に邁進すると共に、外は武力を以て蔣介石を殲滅
し、滅共討英米の大方針を堅持し、世界維新の根柢を確保すべき
なり。」

大政翼賛運動の本格的發足が要請さるゝ客觀情勢は、か
ゝる批判的態度がどの程度に許容さるゝや、甚だ疑問とせ
ざるを得ざる處ではある。然し乍ら他面に於いて、大政翼
賛會自體がその人的機構に對する批判的雰囲気は覆はれ、
亦機構上より觀たる法的根據の不明確なるそれと憲法との
關係に就きて、兎角の批判がなされつゝある情勢は、同

黨の急速なる方向轉換は期得し得ざるものと思はれた。

殊に立憲以來討英撃ソ排米を主要活動目標として、その
旗幟を鮮明にし來つた同黨が、近衛内閣の登場と共に外交
方針に於いて對ソ外交關係打開の方向に進みつゝあるに對
して、三國同盟も「滅共を眼目とする支那事變を最小限度
の犠牲に於いて終熄せしめ、皇道による東亞新秩序の建設
に邁進せんがためのみ」であるとして、日獨伊同盟成立後
に擡頭せる日ソ關係調整論の攻撃を積極化せしめて居り、
之は前述の新體制に對する同黨の態度と關聯してその動向
は多分に注目すべきものが含まれると見られた。

勞働爭議

昭和十五年の勞働爭議の趨勢は、之を一言にして云へ
ば、爭議は十四年度より更に減少した。十五年當初は尙十
四年來持越の物資動員計畫遂行上の不備が追々その結果を
表面化し、局部的には特殊の事情に因り多少紛爭増加の
向もあつたが、全般的には表面に現れた大きな爭議は年初
若干のものを除き殆ど取るに足らなかつた。言ふ迄もなく
一段と緊迫化せる國家内外の諸情勢の然らしめたる所であ
るが、總てそれは下半年へかけて歴史的意義を有する大政
翼賛運動の具體化を見、政治、經濟、文化の各般に互り新
體制の聲を聞くに至つた。

以下昭和十五年度に惹起したる勞働爭議の趨勢に就き、
その區分の仕方には異論の存する所にせよ、大別して之を
量的觀察と質的觀察の兩者に分ち、爭議を通じて戰時體制
下の勞働關係の諸問題にも觸れて行く。

爭議の量的觀察

爭議の一般的狀態

事變後の勞働爭議の異常なる激減振りが
勞働組合運動の方向轉換に基因する所尠なからざるは固
より、更に國民一般の時局認識の徹底と共に全國的に捲き
起された産業報國運動の發展により、爭議の非國家性、反
時局性が産業人間に滲透し、かの産業報國懇談會の積極的
活用によつて、紛議原因の未然防止又は芟除されたとこ
ろ多き事も亦疑ひなき事實である。十五年當初の情勢は、
大體に於て、例へば阪神地帯に於て藤永田造船、中京地帯
に於て愛知時計等の巨大工場に於ける大規模紛爭の頻發
等あり、(一)件數に比し参加人員増大して爭議の中心が大
工場へ移行し(二)業態別には機械器具工場最も多く、平和
産業の大宗たる染織工場の爭議は十四年に比し更に減少し
(三)要求事項は賃金増額要求が總件數の半數以上を占め
(四)爭議の結果は妥協による解決の増加を見た。

併し乍ら一般的に見れば、下半年七・七禁令實施の結果染
織工業方面に於ける紛議増加せる八月は別として、爭議は
一般生計費の幾分の低下、賃金水準の上昇、賃金統制令の趣

月 別 發 生 争 議 件 數

年 度		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
昭和 13 年	件 數	88	91	112	123	121	82	79
昭和 14 年	件 數	119	100	113	104	133	86	92
昭和 15 年	件 數	81	66	91	103	75	26	46
	参加人員	16,812	4,260	6,618	5,471	6,111	2,024	2,277
	一件當り	208	65	73	53	81	78	50
	内同盟罷業	29	24	33	43	29	14	24
	工場閉鎖	14,949	2,401	2,938	1,908	2,509	1,087	1,699
同上参加人員	515	100	82	44	87	78	71	
年 度		8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計	
昭和 13 年	件 數	90	73	79	61	51	1,050	
昭和 14 年	件 數	88	76	67	65	72	1,120	
昭和 15 年	件 數	83	21	32	17	14	718	
	参加人員	2,491	764	967	1,145	1,206	54,005	
	一件當り	30	36	30	67	86	75	
	内同盟罷業	18	6	11	4	9	266	
	工場閉鎖	1,035	412	420	352	608	32,160	
同上参加人員	58	69	38	88	68	121		

務者の罷怠業が特に多かつた爲、十四年の一九八件より一七五件へと件數に於ては幾分減少したるも参加人員の點で

は却つて増加してゐる有様である。其の結果上半期に於ける損失作業日數は四二、九四二日（内約三萬日弱は某二大

みて良かつた様な皮肉な事態も存したのであつた。今先づ争議の規模並に手段よりその態様を窺つてみよう。

昭和十五年度の情勢につき統計の示す所に依れば、争議件數七一八件、参加人員五四、〇〇五人、一件當りの参加人員七五人強にして、總件數、参加人員共に十四年に比し著しき減少振りを示し、又同盟罷怠業、工場閉鎖件數も二六六件、参加人員三二、一六〇人にして前年より九十二件の減少であつた。尤も上半期をとりて考へると、同盟罷怠業に關しては年初若干の大工場に於ける罷怠業と半島人勞

勞 働 争 議 累 年 比 較 表

年 別	件 數	参加人員	一件當り参加人員
昭和 6 年	2,456	154,528	63
6 月迄	1,079	84,344	78
昭和 7 年	2,217	123,313	56
6 月迄	944	48,366	51
昭和 8 年	1,897	116,733	62
6 月迄	843	53,247	63
昭和 9 年	1,915	120,307	63
6 月迄	821	43,964	54
昭和 10 年	1,872	103,962	56
6 月迄	842	39,805	47
昭和 11 年	1,975	92,552	47
6 月迄	876	43,576	50
昭和 12 年	2,126	213,622	100
6 月迄	1,523	186,579	123
昭和 13 年	1,050	55,565	53
6 月迄	617	33,171	54
昭和 14 年	1,120	128,294	115
6 月迄	584	56,664	97
昭和 15 年(6 月迄)	442	41,296	93
12 月迄	718	54,005	75

備考 1. 昭和 15 年度の數字は未だ届出洩あるべきを以て確定數に非ず。
2. 昭和 15 年度 6 月迄の争議確定件數は 660 なるも参加人員數不明なり、仍て 6 月迄の分は暫定數を掲載す。

旨の徹底等に因り次第に減少の傾向を辿つた。固より職場の一隅又は數ヶ所に於て、同種同産業に於ける動搖、紛議を俾聞したる結果惹起したる小さな相剋摩擦の數は表面化こそしなかつたが極めて多數に存在した。即ち現在の社會的經濟的諸情勢の下に労働者の身心疲勞の累積乃至精神弛緩、さては職場の鬱積せる不平不満が外部の僅かな刺戟によりて忽ち動搖爆發し、遂に争議を醸したのであつたが、一面近來の動向として所謂股販産業方面に於ける急擴張の事業場又は時局便乘的新興事業場の急激に膨脹した勞務者

に對する勞務管理陣容の極めて低調弱化したことに基因し、永年の工場氣風の破壊侵蝕又は混迷状態にあつたことも否めない。かくて底流をなす職場の不平が偶然の契機によりて一舉に表面化したものが尠くなかつた。それ丈に一應争議は何等かの形で落着くとも實質的には氷解するに至らず、争議の原因乃至結果は未解決の儘持越され一層深刻化し、惡質なものに轉じてゐる向ありとさへ稱されてゐる所以である。一例を挙げれば罷業はやらないが製品の六割前後の不良品を出し、却つて罷業を起した方が結果的に

機械器具工場の争議に依る）で前年の二倍餘に達したのであつた。

尙同盟罷業工場閉鎖の手段に訴へたる争議の争議發生總件數に對する割合は十四年の三一・九%から、十五年は三七・一%弱へと上昇した。蓋し上半期に於ては局部的ながら稍々深刻なる産業界の不安を反映したのであるが、下半期に至るや幾分その傾向に異色を見せて件數は漸減したが、一年を通じて概括すれば、斯かる手段に訴へたるもの依然として多かつたことを知るのである。

因に十五年度の月別發生争議件數並に罷業の例年との比較を示せば前頁掲載統計の如くである。

就中十五年度の争議中一特質をなす點は勞務動員計畫に基く半島出身勞務者に依つて惹起された紛争争議であつた。第七十五議會に於ける企畫院總裁談では、十五年度勞務動員計畫に伴ふ半島人勞働者の移入は大體六萬人から八、九萬人が豫定されたが、北鮮の急速なる工業化に伴ひ又十四年度の凶作により半島人農業勞働者の北方への移動には相當顯著なるものもあつて、内地への移動の實績は果して當初豫定の幾パーセントなるや不明に屬するが、九州、北海道地方に於ける鑛山等に於て相當程度の勞務者が移入されて内地の増産計畫の遂行に一役買つたのであつた。

年次別同盟罷業、工場閉鎖件數

年次	争議總件數	同盟罷業工場閉鎖件數	同場參加人員	同上當人	一件加員	損失日數	作業日數
昭和6年	2,456	998	64,536	65	980,054		
同7年	2,217	893	54,783	61	618,614		
同8年	1,897	610	49,423	81	384,565		
同9年	1,915	626	49,536	79	446,176		
同10年	1,872	590	37,734	64	301,324		
同11年	1,975	547	30,900	57	162,590		
同12年(10月迄)	1,937	603	123,301	203	343,311		
同12年	2,126	628	123,730	197	353,407		
同13年(10月迄)	904	229	15,525	68	32,501		
同13年	1,050	262	18,341	70	40,566		
同14年(10月迄)	955	301	33,355	111	33,366		
同14年	1,120	358	72,835	203	34,993		
同15年(10月迄)	684	251	31,124	124	—		
同15年	718	266	32,160	121	—		

元來内地に居住する半島人數は約八十五萬餘と見られ、其の約七八パーセントまでは勞働者であつて、大阪を筆頭に兵庫、福岡其の他の各府縣に分散してゐる。而して爰に言ふ半島人勞務者に依る争議は勿論内地に於ける半島人

のみの争議を指すのであつて、十五年上半期に於ける紛争争議件數三三件(總件數の七・五%)、参加人員實に四、一九九人(争議参加人員總數の一〇・〇%)に達し、内同盟罷業を伴ふもの三〇件、参加人員二、四三四人に及んだ。此の傾向は依然下半期に於ても繼續され十一月迄に結局總數六〇件の多きに達した。

業態別には、鑛業を筆頭に土木建築、運輸業等の順となり、半島人勞務者の振り向け先が明かに鑛業方面なることを物語つてゐる。又要求別に見れば矢張賃金増額を最多數として、監督者排斥、賃金支拂、解雇反對又は解雇者の復職等之に繼いでゐる。而して其の争議發生の經過に徴するも所謂言語不通による誤解、食事の不慣れ等の日常茶飯事の出來事に左右される所が如何に大きく、爲に賃金増額等の待遇問題に匹敵する程の要因をなしてゐて、勞務管理上の工夫刷新の要一段と緊切なるものを知るのである。しかも是等争議の特徴として同盟罷業の手段に訴へたるものが歴史的に多く、四三件に及び、且移住勞働者數に比して争議参加人員の率大きく、又言語不通による誤解其の他によつて動もすれば暴行傷害沙汰を随伴し易いこと等が挙げられてゐる。

争議の地域別概観 次いで簡単に争議の地域別分布狀況を

覗いてみるに、争議發生件數の最高は北海道の六八件、参加人員五四、五四五人、争議總件數の九・五%弱にして、第二位は兵庫縣の五五件(七・七%)、参加人員七、四〇一人、續いて大阪府の五〇件、参加人員五、五〇九人、京都府の四九件、参加人員二八八人となつて居り、更に神奈川県四五件(参加人員八、〇五〇人)、東京府三七件(一、八一六人)、山口縣三〇件(一、三三九人)、岐阜縣二四件(五二三人)、福岡縣二三件(六八九人)、富山縣二二件(一、二九二人)、栃木縣二二件(六六三人)、長崎縣二二件(一、四四六人)の順となつてゐる。其の他は何れも二〇件未満であつた。十五年中争議の全然發生を見なかつたのは僅かに滋賀縣一縣のみであつた。

争議發生件數の多寡が大體に於て工業分布の濃度に比例せることは動かし難き例年の事實であるが、十五年北海道地方に於て特に紛争争議發生件數の多かつたのは、争議の業態別乃至要求事項別表よりも推論し得らるゝ如く、鑛業並に土木建築業に多く、其の要求事項たる賃金増額乃至賃金支拂、其の他の事項に争議件數の多きは、かの移住半島勞務者の争議の類發が與つて力あることを物語るものである。

昭和十五年自一月二十件中二十件以上の争議發生府縣調

府縣	争議件数	参加人員	府縣	争議件数	参加人員
北海道	六八	四、四四一	山口	三〇	一、三九九
兵庫	三三	七、〇〇一	岐阜	三三	三、三三三
大阪	三〇	三、〇〇九	福岡	三三	六、六九九
京都	四九	三、八八八	岡山	三三	一、三九九
神奈川	四三	八、〇〇〇	山形	三三	六、六九九
東京	三七	一、八二六	長崎	三三	六、六九九

争議の業種別概観 近來業態別に見た争議發生の状況は概ね一定してゐて、こゝ兩三年の傾向を見ても機械器具製造工業、運輸業、化学工業、雑工業等の順となつてゐる。蓋し労働體制も事變以來は重化学工業を樞軸として變化し、労働移動の最も頻繁に行はれたのも此の部門であり、新入工の割合が大雑把に見積つて一工場内に於て平均七、八割を占むるのも重化学工業に於ては屢々見受くる所であり、爲に労務管理、就中賃金対策が幾多の障碍に逢着したる事は別項に一言した通りで、自から各種紛議の惹起したるものも亦免れ難き情勢でもあつた。成程労働者の増加に比例して賃金の總支拂額は急増し労働所得指数(就業人員指数に實收賃金指数を乗ず)の對前年の比は七月現在二割方の増加となつてゐるが、その内容に至つては機械、造船、金屬、精

巧工業等の時局關係産業の労働所得が激増し、紡績、紙工業、印刷業等の不急産業のそれはさしたることなかつた。しかもそれは主として大工場に於ける労働者の所得總額に關するものであつて、實收賃金そのものに關する限り此の事はしかく簡單に論斷されない。何となれば賃金制度の不備は折柄物價高と賃金ストップに依る賃金増額の困難によつて益々労働者の生活を逼迫せしめ、金屬及び機械器具製造業の如きと雖も基本給たる定額賃金の實收入に占むる割合は漸く五〇%に過ぎず、他の五〇%は手當、賞與、殘

主要事業別労働所得指数 (昭和十二年七月=100)

業種	昭和十四年七月	昭和十五年七月
全工業	一四三	一七五
金屬工業	一五一	一八三
機械器具製造業	一七一	二五二
造船車輛製造業	一七一	一九六
精巧工業	一八六	一八九
化学工業	一三七	一五六
紡績工業	一〇一	一〇三
紙工業、印刷業	一〇五	一一五
飲食料品製造業	一一〇	一三六

(註) 當該事業の就業人員指数に實收賃金指数を乗じたるもの。内閣統計局労働統計より算出。

業其の他の臨時收入による所が多かつたことを指摘されたのを見ても察知せられ、該事業關係に自然紛議の数も多かり親つて見よう。

男子工場鑛山労働者の實收賃金指数

年 月	工 場						鑛 山		
	金屬工業	機械器具製造業	造船業運輸業	紡績工業	紙工業	印刷業	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業
昭和十二年七月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
昭和十五年一月	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	
同 三 月	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	
同 五 月	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	
同 七 月	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	
同 八 月	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	
同 九 月	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	
同 十 月	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	
同 十 一 月	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	

備考 各事業共總數に關する指数である。尙精しくは労働者を年齢別に、二十歳未満と二十歳以上とに區別したる指数を掲ぐべきであるが茲には省略したり。

而して十五年十二月迄の状況に就いて見ると、争議は機械器具製造工業に最も多く、一四五件、總件数の二〇・二%に當り、續いて鑛業、運輸業、染織工業、化学工業、雜工業の順であつた。例年と異なる點は染織工業關係が八月遽かに著しい増加を示して化学工業の上位となつたことである。

る。

借所謂時局産業に屬する機械器具工業及び鑛業等に於ては多くは遽かに新規労働者を抱容(例之十四年工業統計速報に依れば十一年に機械器具工業労働者四十六萬餘人であつたものが十四年には百十三萬餘人と、僅々三ヶ年の間に

業態別労働争議統計表

年次	機械器具製造業	化学工業	染織工業	食糧工業	雑工業	鑛業	電氣事業	運輸業	土木建築業	通信業	その他業	計
昭和6年	513	383	339	67	368	56	11	245	133	1	380	2,453
昭和7年	322	311	333	74	303	56	9	264	153	4	380	2,217
昭和8年	251	277	240	73	261	52	16	215	198	6	308	1,897
昭和9年	282	332	226	68	204	85	17	201	179	5	316	1,915
昭和10年	323	279	252	71	173	79	11	255	115	5	309	1,872
昭和11年	423	259	322	57	198	104	7	270	119	2	214	1,975
昭和12年	400	294	283	85	280	121	11	349	10	2	194	2,126
昭和13年	208	144	109	39	134	81	3	170	63	2	97	1,050
昭和14年	274	121	101	45	116	95	7	193	60	—	103	1,120
昭和15年	145	69	89	30	63	113	3	99	45	—	61	718
同上百分率	20.2%	9.6	12.4	4.2	8.8	15.7	0.4	3.8	6.4	0	8.5	100.0

倍増してゐるのを見る)して、その龐大なる数の労働者に

七%を示した。即ち北海道に於ける二八件、栃木縣に於ける一二件等が大きな原因をなしてゐる。生産力擴充計畫の基本物資たる石炭の増産計畫は、鐵鋼同様重要視され、十五年度石炭六百萬噸増産計畫は四—九月の上半期に於ては相當の成績を収めたが、十月—十六年三月の下半期は幾分停頓状態に陥るものゝ如く、こゝに日滿支蒙を一環とする増産計畫を立て、勞務者も勞務動員計畫で許された範圍内の炭坑労働者の保障を始め、一定期間の移動防止や、出發獎勵金或は出勤獎勵金等の手當制度の擴充による勞務者の事實上の實收賃金引上げ、生活必需品物資の炭坑向け配給への努力等が今後一層眞剣に重ねられて行く事となつた。

第三位の運輸業に於ては矢張賃金の上昇率僅少なることがその最大原因と看做され、争議は九九件、比率一三・八%であつた。二月に英國テームス河口に爆沈した郵船照國丸乗組員の遭難手當額運動の如き例が注目を惹いた。

尙染織工業は今大争變前迄は化学工業と常に伯仲の間にあつたが、事變後は労働組合運動の凋落等により年々その數を減じ來り、十五年上半年迄は依然此の傾向を持續したが、一度かの七・七禁令の發布を見るや下半年俄然その影響現はれ、京都の西陣並に丹後縮緬の従業者其の他に於て休業乃至解雇退職問題を繞つての紛議發生したることは統

對する勞務管理に於て缺けたる所尠なからざりしは推察に難くない。蓋し紡織工業の如く比較的多數の零細規模工場と單純作業労働者を使用するものと、金屬工業、機械器具工業に於ける集約的な大規模工場設備と熟練労働者を必要とするものは、その技術的指導に於て異なるのみならず勞務管理にも自から差異がなければならぬことは今更暇々を要しない。

かの大阪の藤永田造船所に於ける争議(一月四日發生、直接原因は就業時間制限令の適用により實收賃金の低下するをカバーする爲)の如き、愛知時計電機(一月十八日—一月二十三日、物價高と世態に因り、昇給要求に就いての金額、比率等の明示なく、定期昇給の實施繰上げを要求)等はこの範疇に屬するものであり、其の他大阪電氣株式會社(一月發生、工場作業機構改革、待遇改善要求)、大阪鐵工所櫻島工場(二月發生、獎勵金引上げ要求)、東京溝尻製作所(一月發生、會社引繼の際の待遇改善)、鶴見製鐵造船株式會社(二月、組長更迭要求)、日本フォード自動車株式會社(二月、人員整理懸念の爲)等の紛議は其の一例に過ぎない。

鐵業に於ては既述の如く移入半島人労働者争議の頻發等に因り十四年の九五件に比し十五年は一一三件、比率一五・

計の示す所で、現に京都府下では十五年八月で發生争議四九件中四五件迄が染織工業に屬してゐるのは、偶々前月の七・七禁令の發布に基因する企業の間、整理の影響なることを看逃し得ない。十二月迄の統計に於ては遂に化学工業のそれを凌駕して第四位、八九件、比率一二・四%であつた。蓋し七・七禁令の施行は金銀絲使用の既製織物の取引を停止せしめた許りでなく新規生産をもストップさせることにより機業地の産業活動は殆ど全面的に停滯するの外なき重大結果を齎した。即ち本令發布直後桐生、足利、伊勢崎等兩毛地方及西陣、丹後地方等絹織物の重要産地は勿論東京府下の八王子や秩父町等の業者に至るまで一齊に一時休機の止むなきに立至り、其の前後策乃至轉換策を協議し商工省に善處方を陳情したのは周知の通りで、若し全國の絹織物業經營數三萬六、七千、一經營當り職工五人平均としても總數十八萬人餘の職業問題に關聯するのであつた。幸にして其の後織維禁制品中非奢侈的なものに就いての地方長官に依る例外販賣許可があつた爲兩毛地方始め大體ストップ處理の解決を見、結局京都其の他高級奢侈品産地の純粹奢侈品に關する局部的處理如何が問題であつたが政府の積極的轉業對策の擡頭等と相俟つて一應本問題も年末に向ふに従ひ落着の歩を辿つた。

争議總件數に對する要求別割合率

年次	積極的要求の總件數に對する割合(%)	消極的要求の總件數に對する割合(%)	積極・消極の要求とも認め難きもの總件數に對する割合(%)
昭和14年	54	21	25
昭和15年(6月迄) (442件)	64.0 (283件)	10.4 (46件)	25.6 (113件)
同 15年(11月迄) (701件)	54.2 (380件)	17.3 (121件)	28.5 (200件)

備考 1. 積極的要求中には賃銀増額、労働時間短縮、工場設備其の他福利増進施設を含み、消極的要求中には賃銀減額反對、賃銀支拂、解雇退職手當の確立又は増額、解雇反對又は解雇者の復職等を含む。
2. 單に同盟罷業、工場閉鎖等を伴つたものものに限らず發生争議總件數に就き觀察したるものとす。

見れば、左の如く昭和十四年と昭和十五年とは全然その地位を轉倒してゐる。

物 物 種 別 年 度
賃 資 自昭和十四年一月
至同 年十二月
二、九二一人、八〇%
七三一人、二〇%
自昭和十五年一月
至同 年十月
二、二九〇人、二一%
八、五三八人、七九%
— 法律時報第十二卷第十二號馬場義續氏論文參照 —

第五位の化學工業部門に於ては不振産業たる窯業關係の争議が多く、六九件、比率九・六%であつた。
次は雜工業の六三件、八・八%、雜多な業種を含む其の他の業には六一件、八・五%、土木建築業四六件、六・四%、飲食物製造工業三〇件、瓦斯電氣事業には僅かに三件、最後に通信業には十五年も亦一年を通じ遂に一件の争議も發生するに至らなかつた。

争議の質的觀察

原因並に要求事項 労働争議の原因が今次事變發生後我國産業労働界に對する諸統制の強化に伴ひ捲き起つた混亂動搖等の爲益々複雑深刻化し來つたことは容易に首肯される所であつて、適當な争議原因の捕捉は仲々困難である。従つて争議の原因と表裏の關係にある労働者の要求事項も必ずしも從來の如く經濟界の動向にのみ左右されず、戦時下國家の現實的諸計畫、諸統制の實施に基因する所が尠くない。しかも此の事たるや十五年度の争議の趨勢にも勿論當嵌ることであり、争議の主要原因が要約して物價騰貴による一般生計費の上昇にあることは姑く論外として、各種國家の労働統制の影響にも依ることは指摘する迄もあるまい。即ち例へば十四年五月施行の工場就業時間制限令の施

行は一般労働者の實收賃金の低下を來し、又同九月の賃金臨時措置令により賃金の据置を見たが如く、比較的中堅労働者の賃金指數と目される商工省の賃金指數と内閣統計局の生計費指數とにより算出した實質賃金指數も示す通り事變以來の労働者生活は不斷に低下し來つたことを知ると共に、又十五年下半年に於て解雇退職手當問題の著増を見たる如き、正にその原因の大半は斯かる國家の統制政策實施の直接的結果に外ならなかつた。電力統制の實施に因る争議(一〇件)の如き亦然りである。

更に此の點に就き些か趣きは異にするが、年毎に整備強化される經濟統制とその違反の態様を掲げて這般の消息を窺ふ一助としたい。さて時局緊迫の程度大ならず統制の對象が比較的大衆の生活に關係薄き物價に限られてゐた間こそ當局の微温的取締方針を以ても一應之に對處し得たが、時局の進展に伴ひ諸物資の配給制限規則の相次ぐ公布から進んで一部の例外を除き十四年九月十八日凡ゆる物資の價格釘付となり、更に價格統制が全面的に行はるゝや、俄然こゝに經濟犯罪の激増を見るに至つた。即ち十五平に於ては價格等統制令違反が斷然優位を占め、價格問題が當面の大問題なることを犯罪統計は示してゐる。今東京區裁判所検事局受理の經濟事件に依り物資、物價別犯罪發生狀況を

此の一例以て統制の實影響を察知すべきである。又十五年八月前後一部には、所謂諸物資、就中米の配給不圓滑を來す等、生活必需品の逼迫は其の他の統制と相俟つて假令待遇改善を企圖し積極的争議の手段に迄は訴へずとも、よし工場に出勤はしても平常通りの作業をなさず、或は病氣と稱して出勤する等所謂合法的サボの状態が相當廣範圍に傳播した形勢も觀取せられた。

而して十五年十一月迄の争議總件數に就きその積極的要求並に消極的要求別表を掲ぐれば上表の如くである。
又要求事項別に見た争議の累年比較表は次頁の如くである。

借以下に於て十二月迄の争議發生總件數に關し此の積極消極兩面の具體的要求事項の内容を検討してみよう。
先づ積極的要求中前十四年十一月迄に物價騰貴に基く賃金増額要求が五一八件、比率五一・三%餘に及ぶ大部分を占めてゐたが、十五年も此の傾向は依然繼續され、上半期に於て二七三件、比率六二%弱、十二月迄に三七四件、總件數に對する割合五二・一%の大多數に達し、斷然他を凌駕してゐる。蓋し賃上要望の必然性は繰述する迄もなく小賣物價騰貴の實相を捕へてみて、十五年七月の對十四年同月の比較は商工省指數で二四%、日銀指數で二一%の騰貴を示

要求事項別労働争議統計表

年	月	年数	参加人員	要求事項別												
				賃銀増額	賃銀減額	賃銀減額	賃銀支給の	賃銀	労働時	作業方	組合の	工場敷	解雇反	解雇手	監督者	その他
昭和	7	2,290	191,828	128	614	60	215	15	22	11	4	440	446	17	108	
同	8	2,456	154,538	290	419	130	281	31	22	18	9	540	377	40	326	
同	9	2,217	123,513	397	289	98	286	20	17	7	11	488	327	26	231	
同	10	1,897	116,733	576	110	103	200	23	32	7	14	319	255	45	210	
同	11	1,915	120,307	622	78	113	184	32	34	9	15	309	288	45	186	
同	12	1,872	103,962	484	142	115	165	21	29	11	13	272	357	47	216	
同	1	1,975	92,552	561	131	70	162	23	27	15	9	309	397	44	227	
同	2	2,126	213,622	1,002	7	56	108	18	23	11	9	237	397	44	234	
同	3	1,050	55,565	440	31	29	97	17	7	14	14	82	215	25	93	
同	4	1,120	128,294	574	23	19	53	16	19	1	12	61	90	52	191	
同	5	718	54,005	374	6	15	36	8	4	3	3	14	69	39	150	
同	6	100		52.1	0.8	2.1	5.0	1.1	0.6	0	0.4	2.0	9.6	5.4	20.9	

し、事變三年間の小賣物價の騰貴は實に最近一年間に於て特に甚しかった。斯くて七月の小賣物價は事變勃發當時に比較し、大體六割内外の騰貴となり、就中食料品の騰貴の著しかったことは左の生計費指數其他の示す所である。

成程此の間労働所得も増加し、前節にも觸れたる如く労働所得指數は十二年七月を基準一〇〇として、十三年七月は一一九、十四年七月は一四三、十五年七月は一八一（對十四年同月二七%増）に遞増し、労働所得に關する限り事

年	月	省小	日銀	統計
		商工	小賣	内閣
		(全國)	(東京)	生計
				労働
和昭	12年7月	190.0	100.0	100.0
同	13年7月	120.6	115.6	112.2
同	14年7月	131.5	127.9	120.8
同	年9月	136.8	134.7	124.3
同	年11月	139.5	136.7	123.9
同	15年1月	146.5	143.5	133.3
同	年3月	152.0	147.6	139.1
同	年5月	159.1	152.4	144.3
同	年7月	163.3	154.6	149.6
同	年9月	161.0	153.4	147.2

變第三年の増加が最も甚しかった。併し乍ら之も主に大工場方面の労働者の所得であつて、之に含まれない小工場労働者並に俸給生活者の所得は其の割に増加してゐないことが指摘されてゐる。

因に賃金増額要求争議の新興事業場即ち時局産業分布の密度濃き地方に多きことは争議の地域別分布表より容易に看取し得る所である。即ち北海道（鐵業に多い）二六件、兵庫縣（機械器具製造工業に多し）二七件、大阪府（機械器具製造工業及運輸業に多し）二二件、神奈川県（機械器具製造工業に多し）一八件等の例を以ても首肯し得られることと思はれる。

共に、斯かる要求を要せざる客觀的事情乃至端的には生活の逼迫を看過してはならない。事變により遽かに人的資源培養の重要性が筆に口に強調せらるゝ所あつたが、事變後一部の成年男工の爲遂行せられた我國労働法發達史上劃期的革新と稱する就業時間の制限も、未だ最長十二時間迄は認められてゐる。只未経験工に關して三月三十日附厚生次官より地方長官宛の依命通牒「未経験工ノ保護及指導ノ方針」が發せられ、未経験工の保護對策として工業主をして其就業時間を一日に付十時間以内に制限し、或は成る可く深夜に就業せしむる事なく、週休制をとる等、適當なる指導と衛生上の保護を加へ、以て長期に亘る労働力の維持培養を圖らんとした。固より全産聯等よりは「最近増加セル職工ノ相當數ハ二十歳未満デアルカラ生産擴充ニ支障ヲ來ス」として反對の意思も表示せられた。

又工場設備其他福利増進施設要求の如きは問題の大なる割合に僅々三件に過ぎなかつた。勞務需給の圓滑を缺くと共に、各工場鑛山を通じて勞務者吸收の手段として、或は無闇に金をかけ賃金其他の統制令の禁止を犯してまで、競つて福利施設に力を用ゐたことは疑ふべくもなく、近年にない減少振りもかゝる従業員争奪の具に供された邊に原因あるものと見ねばならぬ。併し乍らこれも亦畢竟

續いて労働時間短縮要求は僅かに八件に過ぎず、工場就業時間制限令の普及と

一面の觀察たるに過ぎない事は、産報運動の進展存りに喧傳せらるゝ折柄、全然其質的活動をなさざるもの尙八割に及ぶとすら見られ、勞務の刷新に責任を持ち得る眞の指導者の缺如は、依然として舊來の會社勞務係的色彩より蟬脱し得ざるものも案外に多く従つて、例へば工場外に於ける勞務者の生活環境を考慮して独自の慰安娛樂施設の綜合的機關の設置、結婚適齡期に達する獨身勞務者の處遇、住宅拂底に基因する風紀の頹廢の對策等をはじめ、單なる從來の一企業内のみ局限された福利施設の觀念から進んで一地方乃至國家の諸政策と關連性を有する賃金の適正化、良質強靱な作業必需品の配給問題、寄宿舎管理、住宅問題、購買會の設置、工場設備、技術教育等勞務の全般に亘り、徒らに畫一的でなく、個々の企業體に即した眞劍なる勞務對策の樹立刷新を要する幾多の課題が残されてゐるのである。蓋し「人を人らしく遇し、人を人らしく働かしめ、人を人らしく生活せしむること」にこそ事業經營の精神があり、目的あらば、かゝる運用による勞働者の生活安定の方策こそ又以て勞務管理の目標でなければならぬ。

現に厚生省では前年設置された勞務管理調査委員會の調査答申と相俟つて、工場、鑛山、土木建築の各職場や商店法適用の商店に、その規模や、勞務者、店員の數に應じ、

國家の監督權を發動せしめて、青年學校、體操場、體育指導員、炊事場、寄宿舎、醫師を強制的に設置させる厚生施設の綜合的擴充によつて、勞務者の心身を保護向上せしめ、その職場を明朗化して能率の増進を期し、勞働行政上劃期的な「工場事業場厚生施設法」を制定、來るべき議會に提出の豫定とも傳へられた。

緒次に消極的要求中の最多數は、解雇退職手當問題の六九件、比率九・六%、即ち總件數の約一割にして、續く解雇反對又は解雇者の復職要求の一四件、二・〇%、賃金支拂要求の三六件、五・〇%、賃金減額反對の六件等の消極的要求と共に、平和産業方面に於て、戰時經濟體制強化の餘波たる業績不振による事業の休止、操短等に基くもの多く、就中かの七・七禁令の施行、經濟新體制樹立運動の促進に伴ふ轉失業問題の發生に負ふ所が多い。現に解雇退職手當問題の争議六九件中實に三二件約半數迄は京都府に於て發生せるを見ても、同地染織工業の蒙れる打撃の一斑を察知することが出来る。しかし、賃金支拂要求三六件の如き、その三分の一が北海道に於て之を見るは同地方の鑛業乃至土木建築業に於ける移入勞働者に依り惹起されたものと見られる。

最後に積極消極の何れとも判明せざる要求中、「公休日の

設定、休業反對、休業手當の支給又は増額、出征兵士並に其の家族の待遇問題、雜」等の項目より成る「其他」の要求は實に一五〇件、比率二〇・九%に及んだ。例へば京濱地帯の米國系資本の入りこんだ會社、工場に於て原材料不足により自然休業を餘儀なくされた場合、米國流に休日給金の支給なき爲、こゝに休業手當支給を繞つて多少の紛議が發生したる如きである。

又監督者排斥は三九件、比率五・四%に達し、新興事業場方面の勞務管理に缺くる所ありたるに基くものが可成多數存したことは幾多事例の示す所である。

争議の經過

争議の調停 十五年十二月迄の數字に基く勞働争議調停の概況を見るに、争議發生總件數七一八件中、調停者の關與したるもの四二〇件、その比率五八・五%であつた。之に對し十二月迄の同盟罷業工場閉鎖總件數二六六件中、調停者の關與したる同盟罷業工場閉鎖の内譯は罷業の一五八件、怠業七件、工場閉鎖二件、合計一六七件で、其の比率六三%弱なることより觀るも、調停者の主力が如何に解決困難と認めらるゝ争議に對し積極的に注がれてゐるかの一斑を推察することが出来る。

昭和十一年以降調停の方法は、専業主及勞働者側よりの調停申立は減少し、警察官吏の積極的介入が著しく増加し十四年の如きは調停關與件數の九一%に達し、警察官吏以外の者の調停は著しく減少を示した。例へば十三年に於て五二件を算へた調停官吏の關與件數は十四年僅かに八件、十五年には調停委員會の開催同様遂に一件も存しなかつた。蓋し争議の反國家性、反時局性の認識の徹底は、國家總動員法第七條の發動を俟つ迄もなく、警察官吏が從來の如き微温的な解決方法を一擲し、調停に積極的態度を以て臨み來つたことに基因してゐる。現に十五年中に於て、調停者中警察官吏の調停に係るもの四〇三件、實に調停者關與總件數の九六%を占めたるに反し、警察官吏以外の者の調停關與件數は言ふに足らず、僅かに「其他」二四件、「其他の官吏」一件、「市町村長其他の公務員」二件を算へるに過ぎなかつた。しかも調停申立者を見るに全部申立に依らず、その大部分が結局警察官吏の積極的介入に依ることを物語つてゐる。

年次別調停件數

年次	勞働争議發生件數	調停委員會開設數	調停件數	調停件數の對する比率
昭和六年	二、四五六	一	六八五	二八%

同	七年	二、二一七	一	六二七	二八
同	八年	一、八九七	二	六〇二	三二
同	九年	一、九一五	一	六〇一	三一
同	十年	一、八七二	一	七四六	四〇
同	十一年	一、九七五	一	八一七	四一
同	十二年	二、一二六	一	八一三	三八
同	十三年	一、〇五〇	一	四九四	四七
同	十四年	一、二二〇	一	六〇九	五四
同	十五年	七一八	一	四二〇	五八

備考 労働争議調停法は大正十五年七月一日より施行さる。

元來調停者の介在する場合は、豫め相當の準備と決意を以て之に當る關係上調停の不成立に終つた例は僅少であつて、十五年上半年迄には皆無の状態であつたが、九月迄に於て二件の存在を見た。言ふ迄もなく調停者の積極的活動と相俟つて産報運動進展の結果でもある。即ちかの産報懇談會は發足猶日淺き爲一部には事業主の無理解と従業員が無關心、關係者の未經験等の事由により年初の如く意外の破綻を暴露したのもあつたが、全般的にみて勞資の隔意なき接觸が纏て労働紛争議の未然防止又は解決に與つて力あつたことも亦隠れなき事實である。

蓋、政府當局の態度は、一旦惹起せる争議に關しては之を一度懇談會に還元し、之を通じて兩者の間に解決を圖る様

事實上の指導を加へ、争議の解決に懇談會の積極的活用を圖つたのである。従つて懇談會を開催し、仍て争議の擴大防止と之が急速なる解決を促進された事例も固より尠くない。而して厚生省に於ては豫ねて消極的なる監督行政より積極的な指導行政へ移行する必要に鑑み、勞務官制度なるものを設くべく準備を進め、之により民間の経験ある専門家を銓衡任用し、勞務者の指導教育、作業能率の増進、賃金制度の改善、勞働力の保全増強と共に労働争議の調停等廣く勞務管理行政一般の衝に當らしめると共に、従來の「工場監督官」「調停官」「鑛山監督官」等の名稱を統一し「勞務監督官」に變更統一せんとする企てあるやに傳へられた。

尙争議の結果に關しては具體的に其の損害實額を算出することは困難であるが、何れにしても當事者のみならず國家産業上幾多の好ましからざる影響を遺すことは勿論、産報運動發生の由來も亦實に此の悪影響を未然に防止せんとするに在る。而して同盟罷業、工場閉鎖を伴へる争議に於ける損失作業延日數が、事變發生後著しく減少の傾向に向ひ、十四年度の如き三四、九九三日にして、争議件數の増加に拘らず前年に比し却つて五七三日からの減少を見せ、喜ぶべき傾向を辿らんとしたが、十五年は俄然形勢逆轉して、年初よりの巨大工場の争議頻發に因つて、十一月迄の損

労働争議発生件數	調停者の與りたる件數	調停方法					調停申立者			調停の成否		調停者の關係工場閉鎖を伴ひたるもの				
		調停委員	調停官吏	警察官吏	其他官吏	市町村其他公務員	其他	事業主側	労働者側	双方	申立もの	成	否	罷業	怠業	工場閉鎖
昭和12年 2,126	813	—	1,22	521	17	36	107	23	76	48	663	811	2	321	34	20
昭和13年 1,050	494	—	52	381	7	12	42	15	56	9	414	493	1	131	19	3
昭和14年 1,120	609	—	8	557	4	10	30	8	2	2	597	605	4	204	28	1
昭和15年 718	420	—	—	403	1	2	14	—	—	—	420	418	2	158	7	2

昭和十五年 自十二月 至 労働争議調停調

失作業日數は五萬二千三百四十九日に及び、十四年に比し一萬七千餘日に達する激増であつた。斯くて災害及罷業等の増加に依つて廣らざるものは、其の他の勞務動員計畫遂行上の諸缺陷と相俟つて結局労働の生産性を低下し、重要物資の生産力減退が其の集約的歸結に外ならない。争議未然防止の緊要性は實に此の見地よりするも強調されねばならぬのである。

争議の動向 今次事變の發生以來紛争議の原因が從

前の思想運動に基因するもの殆ど其の跡を絶ち、純經濟的制約によるものであることは贅言を要しないが、以下此の意味に於ける争議の動向若干を捉へて参考に資さう。

先づ今次事變の發生を契機として我國勞資關係觀念は新たなる發足を見せ、労働組合側の自主的産業協力運動は、從來労働組織の存置せる、例へば海事協同會構成諸團體の如く、労働者は長年の訓練により組織され自らその統制の徹底を見、之と團體交渉をなすことによつて労働者側の綜合

的意嚮を比較的早く且充分に知り得て、事業主に對し労働組織のあるところ、眞の産業平和あることを具體的事實によつて理解せしめた向も尠なからず存した。併し乍ら十五年七月八日陸上最大の労働團體たる日本労働總同盟が過去の労働運動の殻を蟬脱し産報運動に一元化され、日本海員組合亦九月三十日「捨身以て新體制に参加」すべく十有九年の歴史を閉ぢて發展的解消を遂ぐる等、十五年十一月末に於ては十四年末以來三百二十有餘の組合の解消を算へ、更に労働組合は總て全面的に解消し、新労働體制確立への氣運が醸成されて行つた。宜なる哉、之に呼應し事變前まで勞資の力關係に委ねられ、國家は之を調整するに過ぎなかつた國民生活確保を主眼とする分配政策は、漸く國策として取上げられる段階に迄立至つたが、今後は更に一層國家の仕事となり、よし遽かに争議は絶滅し得るものでなく最少化し得るものなりとするも、成る可く從來の如き資本の恣意から解放されると共に、所謂勞資間の紛議の種となること自身からも救はれねばならないことが、齊しく世人の認識し且期待する所となつた。

次に現實の職場に於て、例へば中央の労働行政上の諸方針等が工場下部組織へ滲透し行く過程に於て、下部の職工長等技術陣にある者の部下への媚態によつてその下達が阻

まれ、上下意見の扞格を見たる向も屢々見受られた。しかし又一面職場毎に技術家が部下従業員の意見を纏めて現場に即した要求を提出せんとする場合、單なる舊來のペーパープランに墮する事務的勞務管理の方法を以て對處せんか、國策意識に目覺め來つた近來の一般勞務者の職場の現實に追隨し得ない如き事態も亦存するのであつた。茲に事業場内の技術陣を中心とする上下の乖離乃至は事務畑と技術陣との兩者の背馳が時局の影響により種々の貌で其の様相を露呈し始めた。即ちかの機械技術者檢定規則(昭和十五年三月二十五日厚生省令)の如きも、檢定の結果職工の自覺を促し、他工場に奪はれる懸念より事業主側之を喜ばず、偶々受験禁止の布告をなすや、却つて労働者の眠れる心情を喚起し、逆に受驗を事業主に迫つて、之が紛議の對象となつた事例の如きは此の範疇に屬する。

其の三は國際情勢の緊迫化に伴ひ、我國産業の外國依存を困難化し、所謂東亞共榮圈内自給自足經濟の確立が必至の情勢となり、國內的には増産一途を辿る鑛工業生産活動に重點主義の徹底化が要請せらるゝに至つた。即ち歐洲動亂による貿易の萎縮は、例へば纖維工業を中心とする消費財生産部門の如き輸出産業に於ける尨大なる要轉業者を生じ、又重工業部門に於ても、中小企業の整理を餘儀なくさ

れた。爰に企業合同の如き機運は、單に輸出産業のみならず全産業に互つて要請せられ、一方輸出減退と生産資材の輸入減少に基く原材料の不足は、必然同一産業内に於ても高能率會社に生産を集中する方向へと強要された(現に資材不足に基因する争議は二九件に達してゐる)。而して斯かる資本の集中、企業合同の促進せらるゝに伴ひ、之に隨伴する幾多の摩擦動搖も亦免れ難き所であつた。かくて資本代表と従業員乃至社員代表との間の抗争摩擦は、従業員の生活問題と絡んで、假令争議として表面化こそせざれ、ここに社員を含む従業員對資本家代表の對立と言ふが如き新しい紛議の形態をも展開した。一例に過ぎないが十五年末の東京地下鐵と東京高速度鐵道との合併問題に伴ふ諸動搖の如きは正にそれであつた。

其の四は産報運動の進展と共にその事業項目列擧の如き各種の勞務對策の具體化は最も要望せられる所であるが、此の點に就き考へらるゝ事は、例へば從來の如き形態の賃上要求争議の如きを直接表面に出すことは漸次その影を潛め、今後は購買會の設置、住宅設備、作業用品の配給と云ふ如き福利増進施設の整備擴充等の形に於ける要求をなし、以て實質的にその生計費の低下を圖らんとすることが自然従業員の間より擡頭するものと思はれる。之は所謂金

より物への要求が切實となり、労働者の心理的動向を如實に示すものに外ならない。しかも現に斯かる設備の整備擴充こそ、労働力保全の必要上政府も一企業一事業場内の問題とせず、廣く全般的に之を取り上げその具體化を圖らざるを得ない方向へと向ひつつある。

最後に假令從來の思想運動に胚胎する組合運動の如きは一應終焉を告ぐるに至つたとは雖、尙國內思想運動の推移に一般の注視を忽にすべからざる所以は、識者の夙に指摘せる所であり、時局を看板にその爪牙を伸ばさんとするが如き向あらんか不斷の監視を怠つてはならない。蓋し左翼理論の發展型體を研究し、その含蓄内容に血液検査を行ふ仕事を忘るべからざる所以を強調せる一文に曰く、成程労働運動が沈滞し所謂一舊體制の左翼運動や暴力的の地下運動は或は彈壓され或は下火となつたかも知れないが、時局を藉り、國家を冠し、戦争に託し、全體を稱し、公益を振りかざしての新式理論が如何に深刻に潛入し、如何に公然と唱道されつゝあるかは、識者の夙に憂惧してゐた所である。極左が極右に一致するのは今更言ふ迄もない。文字や用語の上で國家や公益を藉り、戦争や時局に託すればその理論が妥當化され、その理論が愛國化されると言ふやうな單純な認識では現下の思想界は呑み込めない。」と。(註以

農 民 運 動

て這般の消息を察知すべく、況んや戦局の長期化に伴ひ今後統後擾亂の意味を有する外國よりの思想策動により、舉國一致體制に動搖を來す如きことなきを期する上からも一

我國の農民運動は、昭和十五年に入り、劃期的な變轉をとげた。その原因は云ふまでもなく、國內諸情勢の急轉回にあつたと云へる。而して國を擧げての一大轉換期に際し、農民運動のみ獨り舊態依然たる事の許されなかつたのは、當然な事である。

我國農民運動の中核をなして來た農民組合は、支那事變發生を契機として、舊來の階級的指導精神を排して、新しく日本主義的指導精神の下に運動を展開すべく、全面的な方向轉換を行つたのであるが、前述の如き社會狀勢の急轉回に會ひ、再び大動搖を起した。即ち「高度國防國家體制整備の基礎は萬民翼賛の實を擧ぐべき國民組織の確立にあり」と云ふので、政治・經濟・勞働等々の諸部面に互つて再編制の氣運擡頭するや、組合幹部も、新しき農民組織再編成の線に沿つて、此際組合を解消すべしとの議論が漸次有

層の戒心を要するであらう。

(註) 昭和十六年一月二十日附中外商業新報所載半澤玉城氏論說
参照。

力となり、七月日本農民組合總同盟の解消をきつかけとし、時期の上には差こそあれ、その大部分は、この大勢におされて解消過程を辿るに至つた。思へば階級的農民組合が生れて茲に二十年、其の間、常に我國農民運動の中核的存在として、活動を續けて來た我國農民組合も、この戦時非常時局の大きな流れの前には抗すべくもなく、遂にその長き歴史を閉づるに至つたのであるが、この事は、我國農民組合の歴史の上から見るも誠に意義深き變轉であると共に、昭和十五年に於ける農民運動の動向としても、先づ第一に特記する可き事であらう。

他方時局下農村の實狀を窺ふに、時局下に於て農民に要請せられて居る最大の任務は云ふまでもなく、食糧確保、食糧増産と云ふ課題であるが、昭和十五年は肥料の不足、資材の不足等々の爲め、この増産は著しく阻害されて居る

と云ふ状態に置かれた爲に、農民としてはこれを克服し増産するが爲めには、當面これ等の諸問題を處理すると同時に、他面農村内部に於ける増産を阻害する諸條件の改革を行ひ、この體制に順應すべきであるとし、かゝる面に於て新しき運動を行ふに至つたのであるが、昭和十五年には、農民組合解消の結果、専ら農地同盟によつて運動が行はれ、特に肥料問題、農地問題に就いて集中的に運動が行はれた事は注目する可き事であつた。

次に小作爭議の情勢に就いて見るに、これ亦時局下社會諸狀勢を反映して種々新しき動向を看取する事が出來た。即ち先づ爭議を件數の上から見ると、時局の重大性化と共に地主小作相互の自覺や、小作料統制令、農地調整法等の制定、或は一般的に見て農家經濟の好轉等々が影響して、爭議は總數の上から見ると、依然下向的傾向を示した事は喜ぶ可き事であつた。

けれども地域別に爭議の消長を見ると、所謂東京近郊諸地方、東海、中國(瀬戸内海方面)、北九州地方等、工業發展地帯と見らる可き地域に於て、特に著減を見て居るが、この減少の意味が、地主・小作相互の自覺や、小作人の經濟好轉の結果なればとも角、鑛工業方面の活況に伴ひ、農業生産に力を致す必要がなくなつたと云ふ、換言すれば農業放

棄的心理より問題の發生を見なくなつたとすれば、食糧増産に専念しなければならぬ現下の狀勢に於て、はたして喜ぶ可き事かどうかは甚だ疑問となる。最近肥料や飼料の不足から、都市近郊農村に於ては、農作を放棄して賃金労働者に轉向するものが著しく増加の傾向にあり、農地を滿洲にまで求むる必要がなくなつた云々と云ふが如き事を耳にするのであるが、かゝる事實は、時局下に於て爭議減少と云ふ事より以上に、寒心すべき事と見做された。

又この農村勞力の都市集中と云ふ事は、小作爭議の内容の上にも幾多影響を及ぼした。即ち昭和十五年小作爭議に於て、從來増加の一途を辿つた小作權關係爭議が、俄然實數のみならず割合の上からも著減した事、並に之に反して小作料永久減爭議が、割合の上でも著増を見て居る現象等々は、一つにはこの勞力關係の影響とも見らる可く、前者は、これによる地主の消極的態度の現れであり、後者は、勞力不足に伴ふ小作人の積極的攻勢化の證左とも見られやう。

地方現下の複雑化する農村の實狀は、爭議の面を更により複雑化せしめて居る。即ち農家經濟の面より見れば、農家の經濟は一般に好轉を傳へられて居り、而して調査によれば、収入部面たる農産物價格が騰貴せる反面、支出部面

たる購入品價格が停止された事が、その有力な理由にあげられて居る様である。然し購入品價格は、絶對量の不足せる時期に於て、はたしてこの調査と一致するか如何かは疑問であると共に、販賣の面に於ても、米を購入する農家が百二十七萬餘戸（農家總戸數の四〇・三％）もある事實から考へれば、小作人の經濟がはたして好轉したか否かは疑問であらう。のみならず、小作料は本年に入つて前年に比し騰貴の趨勢をすら示して居るから（註一）、小作人としては農業收入のみの點から見ればあまり好轉とは云へないであらう。そこで小作人としては生産費中最も大なる地歩を占める小作料減額（註二）を企圖することによつて經濟的打開を計ることとなる。而して地方食糧確保の點より、適正小作料問題が隆起して來たと云ふので、小作人のこの種要求は益々熾烈となつて來た。昭和十五年に於て小作料永久減爭議が多くなつた理由は、前述の努力問題の外に、又この小作人の經濟的困難、或は適正小作料の面からも推進されて居ることは、農村地帯に於てこの種の爭議がより多く發生を見て居ることによつても、その一斑は窺へると思ふ。

更に昭和十五年に於ける地價の動向を見るに、農産物價格の騰貴や、工場の地方進出、農家經濟の一般的好轉、其

他米穀不足による自家用米保有の要求等各種の事情から俄然騰貴を示し、實に大正八年來の高値を示した（註三）。その結果、土地移動の激化となり、前述せるとは逆に、地主の攻勢面たる土地不安を依然招來せしめて居ると共に、積極的な地主にありては、小作人に對し小作料値上を要求し、この種爭議を激化せしめて居る事は、又本年度小作料の動向として特記されるべき事であらう。

（註一）勸銀全國平均實納小作料調査（十五年三月）に依れば、前年に比し普通田に於て〇・九％、畑に於て二七・七％の増加を示した。

（註二）帝國農會十四年度米穀生産費調査によれば、生産費中小作料の占むる割合は三九・八％を示した。

（註三）勸銀全國平均田畑賣買價格調査（昭和十五年三月）によれば、田に於て前年に比し一九％、畑に於て二四％内外の騰貴を示した。

左に主として爭議・運動の實狀を中心に述べて見る。

農 民 運 動

小作組合の概勢 從來小作組合は小作人の運動の中核をなして來た。従つて小作組合の増減と云ふことは農民運動の振不振とも多大の關聯性を持つて居ると思はれるので、

先づ最初に小作組合の概數に就いて考察して見よう。

我國に於ける小作組合の趨勢を見るに、大正十一年我國最初の階級的全國的農民組合たる舊日本農民組合が設立されて以來、本組合が各地に於て活潑なる活動を行ひ、小作組合の設立に努力せる結果、小作組合は急速に増加するに至り、昭和二年に至ると小作組合數四、三三三、組合員數三四七、四二九名の多きに達し、事實上我國小作組合の最盛期を現出するに至つたのである。

然るに、其後その指導的立場にあつた農民組合が、所謂三、一五或は四、一六事件惹起と共に、爾來沈衰的傾向を示すに至ると、小組合もそれに隨伴して減少化の傾向を辿るに至り、殊に滿洲事變、支那事變勃發以降は國內相剋摩擦を排するの氣運が濃厚となるや、組合を脱退するものや、或は組合を解消するに至るものが次第に増加し、年々小作組合數並に小作組合員數の激減を來した事左表に見らるゝ如くである。

年	組合數	組合員數
大正十一年	一、一四四	一三三、三二二
同 十二年	一、五三〇	一六三、九三一
同 十三年	二、二三三	二二二、一二五
同 十四年	三、三一一	三〇七、一〇四

年	組合數	組合員數
同 十五年	三、九三〇	三三八、七〇四
昭和二年	四、三三三	三四七、四二九
同 三年	四、一一五	三二五、九八三
同 四年	三、八六六	三〇一、三二六
同 五年	三、九七九	二八六、八五二
同 六年	三、九一七	二七一、一五四
同 七年	四、〇六二	二五六、二九七
同 八年	四、一五〇	二四六、一七二
同 九年	三、八六四	二三五、〇九九
同 十年	三、四四四	二〇三、四五四
同 十一年	三、四四九	二〇三、五五〇
同 十二年	三、四七一	二〇七、二二八
同 十三年	三、〇三九	一八三、四一五
同 十四年	二、七五六	一七一、六六九
同 十五年	二、六三四	一六三、五三三

昭和十五年度に於て、この小作組合は如何なる趨勢を示したかを見るに、右の統計は未だ六月末現在の統計で農民組合の解消以前の統計である爲め、確たる事は判明しないのであるが、國內狀勢が對立團體を解消して、萬民翼賛運動の方向に向はんとする體制を示すと共に、組合は俄然下向的傾向を示し、既に組合數に於て一二二組合、組合員數に於て八、一三六名の減少を示して居るのである。而して

これが地域別消長の事情を見るに、地方によつて事情を異にし、近畿、東北、四國地方に於ては前年に比し逆に増加の趨勢すら示せるに反し、關東、中國地方は激減せる事左表にも見らるゝ如くである。

又これを府縣別に見ると、前年に比し著減せる地方は廣島、島根、長野、静岡の各縣であり、これに對し増加せる地方は新潟、宮城、福島、宮崎の各縣となつて居る。

小作組合員數増減狀況 備考 ○増△減

地 域	昭和十五年六月	昭和十五年七月	増 減
東 北	一四、四八六	一三、八三三	○ 六五三
關 東	一九、八〇三	三三、九九九	△ 一四、一九六
北 陸	三、三三三	三、三六六	○ 三三
東 海	三三、七五六	三三、七二二	△ 五三四
近 畿	一七、六六三	一六、九五六	○ 七〇七
中 國	八、八三三	一三、九七三	△ 五、一四〇
四 國	六、九六六	六、六四六	○ 三二〇
九 州	八、四九九	八、七五五	△ 二五六

農民組合の情勢 小作組合の消長と最も深き關係を持つものは、前述せる如く農民組合であり、地方小作人の運動の指導的立場にあるものは農民組合であるから、農民組合の動向は、農民運動と至大の關係を持つて居ると見てよいか

と思ふ。

さて我國農民組合の動向を顧みるに、大正十四年四月各地に於ける對抗的小作組合を打つて一丸とする日本農民組合なる階級的全國的農民組合が創設されて以來、我國農民組合はこの日本農民組合を中軸として幾多の變遷を續けて來た。即ちこの日本農民組合も創立後幾何もなくして我國思想界に於て急進的思想の擡頭を見るや、これに共鳴するものと漸進的思想を抱く幹部との間に對立を見るに至り、組合は分裂を見るに至つたが、其後滿洲事變發生に至るまでの時期に於ては、上述の思想的對立や、幹部間に於ける感情的對立を中心として日本農民組合は數次に亘つて離合集集を續けて來た。

然るに滿洲事變が勃發するや、我國に於ては新たに日本主義思想の擡頭を見るに至り、農民組合中にはこれに共鳴して組合の指導精神を轉換するものも生ずるに至つたが、其後支那事變の發生するに及んでこの傾向は一層進展し、殊に昭和十二年末所謂人民戦線派事件の發生を見るや、從來左翼的立場を續けて來た組合も全面的に轉換するに至り、茲に我國農民組合は從來の社會民主主義的立場を排して全面的に國民主義的立場より運動を展開することとなつたのである。而して十四年末までの主要組合の態勢は、主

要農民組合としては大日本農民組合（昭和十二年人民戦線派事件を契機に轉換）、日本農民聯盟（昭和十三年右翼的組合を糾合設立）、日本農民組合（滿洲事變當時より日本主義思想に共鳴轉換）日本農民組合總同盟（從來より漸進的立場を堅持）等々の組合が存在し、指導精神は略々相似たるものであるが、各組合は從來の傳統によつて運動を續ける一面、別にこれ等各組合の幹部有志は土地制度改革同盟を結成して土地問題解決の爲め運動を續けて居る状態にあつたのである。

然るに昭和十五年、所謂高度國防國家體制整備の爲め新國民組織確立の要請が行はるゝや、組合幹部の間でもこの國民組織再編成の線に沿つて此際組合を解消すべしとの意嚮が漸次擡頭する様になり、茲に日本農民組合總同盟（昭和十五年七月十六日）を切めとして、大日本農民組合（昭和十五年八月十五日）、日本農民聯盟（昭和十五年九月）と各有力主要農民組合は、それ／＼擴大執行委員會を開催して解消を決定するに至り、同年中解消を正式に聲明して居ない主要農民組合としては日本農民組合のみとなつたのである（日本農民組合も組合としての運動は殆んど停止されて居る状態にある）。

けれども他面前年結成された農地制度改革同盟は、舊農

民組合組織地區に支部を結成してその目的達成に邁進して居るので、今後我國農民運動は本同盟を中軸として展開する可く戦時下に於ける新しき農民運動の母體として、同盟の今後の動きは注目されて居た。

農民運動の内容 農民の行ふ運動も時勢の推移と共に著しく變遷して來た。即ち舊來階級的農民組合を基調として運動が行はれて居た時代には、その運動の内容も小作人の利益の擁護、伸長を目的として運動が行はれて居り、又其手段に於ても著しく闘争的態度によるものが多かつたのである。

然るに支那事變勃發以降になると、農民組合がその指導精神を轉換せる結果、その運動内容は著しく變化し來り、その内容は從來の如き個人主義的態度を捨て、専ら銃後生産力の維持擴張を中心に、頗る妥協的協調的態度によつて運動を行ふ様になつたのであつた。

而して昭和十五年度に入り、農民は如何な運動を行つて來たかと思ふに、大體に於て前年と同様の視角から運動が行はれたと見らる可きであるが、收穫期前に行はれた主なる運動二、三を掲げて見ると次の如くである。

○肥料の農家必需量配給に關する請願運動

農地制度改革同盟では農業生産力の増進を阻害しつゝある肥料

の不足とその配給不圓滑に對し之が根本的解決を求め本部に於て肥料政策に關する具體案を検討してゐたがとりあへず當面の肥料不足を拙速主義でも相當緩和する必要ありとし、第七十五議會に向つて大衆的請願運動を展開し、短期間に拘らず十餘萬戸の請願署名の下に二月二十八日小山衆議院議長に左記請願書を提出、三月八日の請願委員會に於て採擇そのまゝ本會議を通

△肥料の農家必需配給徹底に關する請願之要旨

政府は事變目的達成のために、各種重要農産物の増産を奨励に相成り候處、肥料政策の不統一に原因して、十四年度のごときは、確安その他の重要肥料については、その必要量の配給は得られず、而かも配給割當制の不徹底なために闇取引を横行せしめ、不當なる價格において購入しなければ肥料が手に渡らぬといふ實情を生じ、且つ有機質肥料は統制外に置かれたため、確安・加里・過燐酸等の化學肥料の原料不足を見越しての暴騰を招來し、斯かる現状を以てすれば、十五年度の増産は、肥料の供給不足と價格昂騰、並に配給不圓滑が原因して、少からぬ支障を來たすものと憂慮致され候
就ては、十五年度の肥料については、充分に農家必需量を供給し貧富に拘はらず、各耕地に割當て無施肥農耕地を無くする様配給に萬遺憾なきを期す可く、特別の處置を講ぜられ度、特に左の諸項を速かに實施されんことを要請仕り候
一、肥料の農家必需量を充分に供給すると共に、配給について

○食糧増産に關する運動

京都愛國農民組合聯盟は、六月十二日各支部役員宛てに左の如き指令を發して肥料入手難と努力不足の困難な状態を克服しつゝ食糧増産に邁進してゐる府下農民を太いに鞭撻するところがあつた。
一、肥料資金の簡易融通の途を講ずること
支那役員諸君の寧日なき御奮闘に對し衷心より感謝します
戰時下食糧生産確保は我々農民の義務であります(中略)労働力足らず肥料は無く、百姓するより日傭に出る方がましだと思ふ人があるかも知れませんが、それは資本家根性といふべきであつて、愛國の熱意に燃える我々農民の考ふべきことではありません。
殊に我々農民組合聯盟員は國家主義組織農民として、滅私奉公の至誠を一般農民に示し、範を垂れなければなりません。一坪の土地も無駄にせぬやう戦地に在る兵士の氣持で食糧増産に努力して下さい。

○旱害對策に關する運動

今夏に於ける降雨量の稀少は、東京市水道の湧水、府下一帯の灌漑用水不足に基く田植難となり、食糧増産に勵む農民に一大脅威を與へたのであるが、東京府農業聯盟は七月二十日午前九時より、立川町府立農事試験所構内模範農家に評議員會を開催し、之に關して左の事項を協議決定した。
一、府下灌漑用水利調整並に旱害對策の件
二、農村結核撲滅に關する件
三、農地處分統制に關する件
而して府下の旱害激甚なれども、その對策として擧げらるゝものは極めて姑息一時的のものであるとして、評議員會は別掲の如き方策を樹立し、中央地方の關係官廳にその實現を要請することに決定、それら當局に對して陳情した。

恒久對策

- 一、都市、農村兩全の立場に立ち、生産力を主調とする災害豫防、保健、文化的國防的國土計畫並にその一環としての地方計畫を確立し、之に伴ふ水利調整計畫を樹立せられたし
- 二、配水統制委員會を設置せられたし
- イ、町村別に、町村水利組合委員及び水利總代を以てする自治的水利調整委員會を設置す
- ロ、各水系ごとに用水組合統制委員會を設置すること
- (地主、小作を含む用水受益者代表、府の耕地、農務、特高課役人、農會技術員を以て構成す)

ハ、府に最高機關府配水統制委員會を設置す

- (府知事を會長に、内務、警察、經濟各部長、農事試験場長を委員とす)
 - 三、東京市水道水源地を奥利根、霞ヶ浦に置き、秋川流水、多摩川伏流水の使用は之を禁止すること
 - 東京市水道湧水期の緊急處置は府配水委員會に於て、關係町村水利調整委員會の意向を基礎として之を決定す
 - 四、上記委員會を通じ、水引制度の制定、稻移植期の調整、稻發育期と灌漑量の調節、灌漑量の節約、用水路の整備等を中心に水利統制計畫を確立せられたし
 - 五、地下水利用施設奨励、溜池、大溜池、用水路、排水路の計畫的構築並に改修
 - 六、水田總面積中に作付制限田を設置他種作物栽培に轉向せしめられたし
 - 七、農地處分特に河川沿岸水田處分を統制強化せられたし(特に農用水路潰廢取締強化)
 - 八、水源地に於ける植林強制と林地處分を制限せられたし
- 應急對策
- 一、作付制限田、犧牲田の設置、作付不能又は湧水被害甚大の部分に對しては急速に代用作をなさしむること
 - 二、ポンプ、動力機、輕油の配給、代用作物種苗の配給に特別處置を採られたし
 - 三、溜池、用水路、排水路の改修、人力畜力機械力の綜合的計

- 四、早害損失に對し、肥料、種子等の補償
- 五、井、溜池、地下水利用施設獎勵と積極的補助
- 六、近郊地農業經營の積極的指導

又下半年農民運動の主なるものには、農地制度改革同盟が十二月十八日第二回大會を開催し、農地國家管理法案、増産政策に關し左の案を決定し、前者に就ては代議士の賛成署名を得て議會通過に邁進することとなつた。

農地國家管理法要旨

本法案は現代的總力戰に即應する高度國防國家の一翼である日本農村の正しき建設、則ち民族の活力、民族の血の源泉である皇國農民の維持發展を計る爲に、自由主義的、個人主義的なる我が國の農地制度に對し、根本的改革を爲さんとするものである。その具體的内容は、先づ小作地を國有となし、全農地の國家管理を斷行し、家産制自作農の創定に移行せしむるを目的とする。

農地國家管理法案の内容

一 本法案の骨子

本法案は(イ)小作地の國有、(ロ)農地の國家管理、(ハ)家産制自作農の創設維持の三骨子から成立してゐる

二 小作地の國有

(イ) 小作地國有の方法は私有農地の内、自作農地を除きその

餘の農地を國有にせんとするものであつて、國は農地證券を發行して小作地を買上げ、地主に對しては、毎年一回一定の利子を支拂ふ。

(ロ) 農地の買收價格は農地の賃賃價格、或は當該農地の生産力を基準にして、勅令によつて設けられる道府縣農地收用審査會及び中央農地收用審査會の議を経て主務大臣が決定する。

(ハ) 現在の地主所有地を耕作しつゝある小作人は原則として當該地をその儘引續いて耕作人として耕作せしめる。

(ニ) 國の耕作人は、耕作料(小作料)を理由なくして滞納しない限り、永久に耕作する權利を、國から保證される。

(ホ) 耕作人が農業以外に轉職したり、滿洲開拓民として渡滿したり、いづれにしても、耕作人が農地を返還する場合に國は耕作料を支拂ふこととなつてゐる。また國が必要上、農地の返還を命ずる場合にも耕作料を支拂ふこととなつてゐる。

(ヘ) 耕作料の額は、市町村農地委員會の議を経て、主務大臣が決定する。

(ト) 耕作料は原則として物納小作料として政府の所有米を充當にして、食糧國家統制の基礎を強化すると共に、耕作料の額は、農地の主なる農作物の平年作收量量の二割五分の限度内とする。

三 農地の國家管理

(イ) 農地利用の國家統制—事變發生後、工場を増設と米價昂騰による土地收入の増加によつて、農地に對する土地投機が盛んとなり、農地不安を増大せしめたのみならずそれがために耕地は三萬町歩も潰滅した。故に、この農地利用の無統制に對して、讓渡、地目變換並に農地を農業以外の目的に使用せんとする場合に、國の許可を必要とする規定を設けた。

(ロ) 農業組合による農地管理と共同經營—計畫的農業増産を遂行するためには、國は必要なる農作物の作付を指定し、農地の效用を高度に發揮せしむるために、部落單位に自作人及び耕作人を以て、農業組合を組織せしめ、且つ共同經營を命ずるを得ることとした。

(ハ) 適正規模耕地面積と交換分合の促進—個人經營としての經營集中化による農業努力の合理化と機械化を促進せしめねばならぬ點から、自作人が自作を廢止したり、耕作人や農業組合が國有農地を返還した場合に、その農地の隣接の農業者は自家の生計を維持するに必要な適正規模耕地面積に達する限度まで、優先して國有農地を借受けまたは買取る事ができることとした。

四 家産制自作農の創設維持

以上の如き手段によつて、農地不安を除去せしむると共に各農家が生計を維持するに必要な耕地面積に對しては、讓渡、貸付及び其他の處分をしたり物權を設定したりすることを禁止して、自作地附屬工作物に對する民事上の強制執行を目的とした

差押、競賣をも禁止して、自作農家の最低限度の生計を維持する必要がある。右の家産を世襲せしむることによつて、我が國美風の家族制度を維持することができるのであるから、家産たる自作地に對しては、家督相續の特權に屬せしめ、長子相續を明確に規定することとした。以上の理想を、可急的に實現せしむるために、國有農地の耕作人は、自己の耕作地を他に優先して自作地として買取ることと規定すると共に、また自作人も適正規模面積に達するまでは國有農地を「家産制自作農創設令」により速かに買取ることができるとした。

増産政策並に肥料對策

一、軍需、内需輸出農産品の計畫生産

(イ)、食料資源確保

(ロ)、畜産資源確保

(ハ)、輸南向製産品の増産

二、土地並に水利の國家的計畫

(イ)、土地並に水利の國家的計畫

(ロ)、農地の計畫利用

(ハ)、耕地交換分合

(ニ)、小作地の國有、小作料適正化

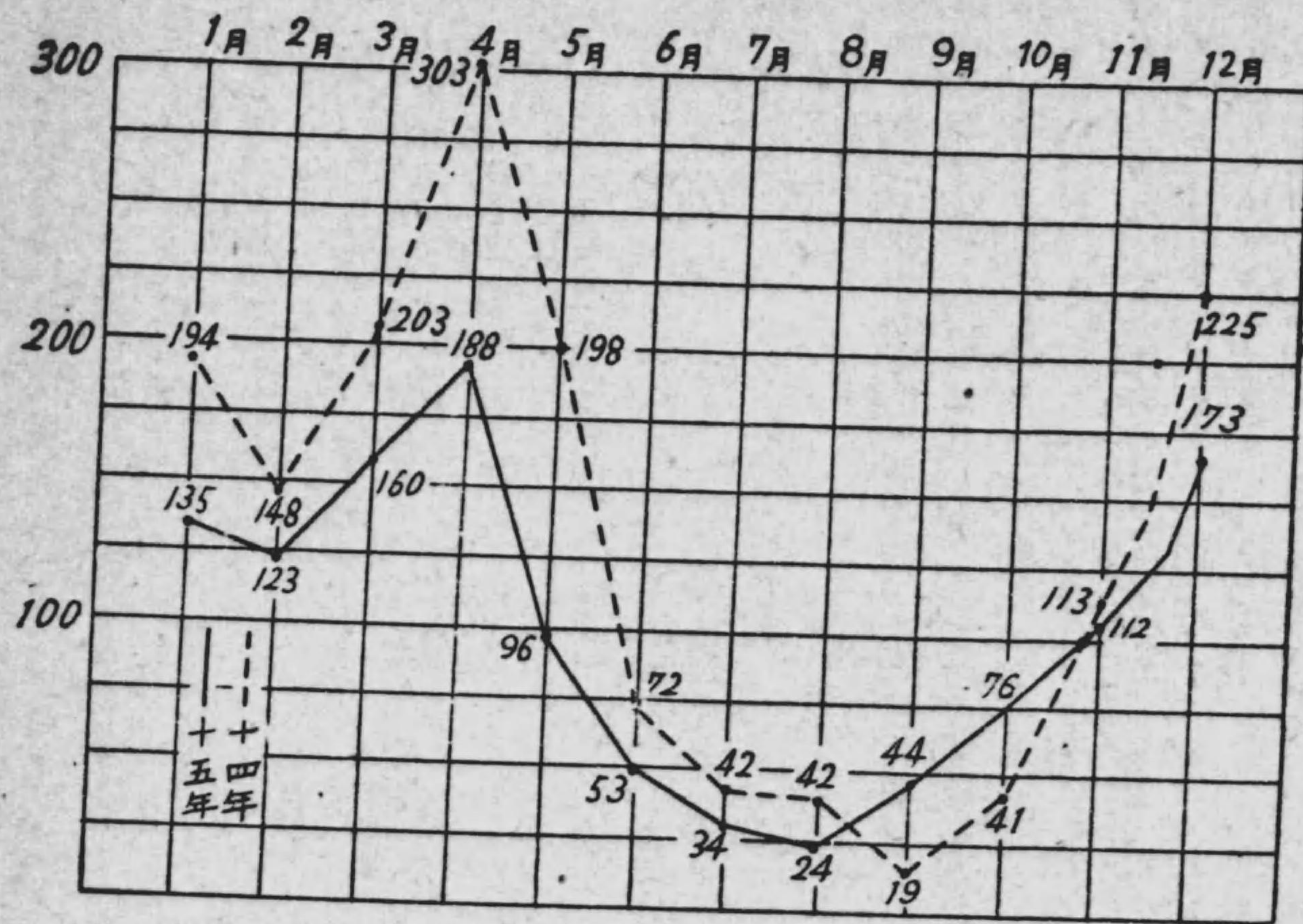
(ホ)、空閑地利用

三、勞働力利用の合理化

(イ)、畜力の共同飼育と共同利用

(ロ)、共同耕作と託兒所設置

月別發生争議圖表



作關係を規正する立法が制定せられたる事等もその主なる理由にあげられると思ふ。

月別争議發生狀況 次に發生せる争議に就き月別にその發生狀況を見ると、上圖の如く大體に於て前年と同様夏期に於て減少し、植付け時前並に收穫時以降に於て増加の傾向が窺はれる。而してこの傾向は我國農業事情の實狀から見て通則と見らるゝのであるが、八月まで前年に比し各月平均して稍低下的傾向を示して居た争議が收穫時に入り俄然増加し、逆に前年同期件数よりも上向的傾向を示した事は注目すべきことであつた。

尙これに關しては農林省米作豫想にも發表されたるが如く (一) 昨年度米作が一般に例年に比し不作であつた事 (二) 米穀統制強化の結果小作人が統制米に對する牽制手段として減免争議を起した事 (三) 食糧確保の建前から小作人が適正小作料問題につき考慮する様になつた事等々の事情が擧げられて居る。

地理的に見たる争議分布狀況 争議の地理的分布狀況を見るに、大體に於て東北、關東地方に多く發生して居り、これに反して關西地方にあまり發生を見て居ない事は從來の傾向と大差ないと思はれる。而して昨年度は中國、東海區に於て著しく減少した事は注目される可きであるが、これが

(ハ)、計畫的移動労働の組織化
四、農業經營の計畫的立體化

(イ)、農村電化
(ロ)、多收穫と適地適作
(ハ)、生産資材配給確保
五、肥料配給圓滑

(イ)、肥料製造の國營

(ロ)、肥料配給の一元化と適正化

(ハ)、公定價格確保

六、飼糧配給の圓滑

(イ)、飼料は家畜の腹を通して肥料へ

(ロ)、地方の維持

(ハ)、自給肥料の確保

七、開拓民の奨励

(イ)、計畫的移民

尙この外、同盟大會に於ては戰時下食糧増産の立場より (イ) 農業再生産の桎梏となつて居る不當小作料を引下げ小作料を適正化するの件、(ロ) 供出米に對し現金支拂の件、(ハ)、空閑地利用の件、(ニ) 土地買上價格適正に關する件 (ホ) 多收穫品種奨励と産米検査制改正の件等々種々の議案が各地方支部より上程可決されたが、これ等は戰時下地方農民の要望として注目される可きことであつた。

小作争議

争議件數 十五年度に於ける争議につき發生件數の上から見ると、支那事變發生以來年々減少の一途を辿つて來た我國小作争議は、同年に入りても依然従來同様減少の傾向を示し、その件數は益々下向的傾向を示したと云へる。即ち本年度小作争議總件數は一、九一八件を算し、前年同期と比較して見ると正に五八八件の減少であり、又既往件數に比較して著減せる事左表に見るも明らかである。

昭和九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年
三、八四九	五、〇〇四	五、七一四	四、七九二	三、五五三	二、五〇六	一、九一八

而して、これが減少の理由としては種々の事情があげ得らるゝと思ふが、(一) 戰時下に於て地主小作相互が自覺するに至つた事 (二) 農業人口が激減せる結果地主が消極的態度をとる様になつた事 (三) 小作料統制令、農地整調法等小

事由としては同地方が一般に都市の好況を著しく反映して居ることから見て、これ等の事情が最も大なる原因をなして居るのではないかと思はれる。

農區別争議發生狀況

農區	昭和十五年	昭和十四年	十四年ヲ スル指數
東 北	八八四件	一、〇七九件	八二
關 東	二八〇	三五五	七九
北 陸	一六〇	八三	一九三
東 海	二五五	四〇一	六四
近 畿	一一〇	一六三	七四
中 國	五〇	一一六	四三
四 國	七二	七六	一〇一
九 州	九二	一一一	八三

更に争議の發生に就き各縣別に見ると、本年度に於て争議の激化せる地帯は左の各縣であるが、要するに争議は本年度に於ても地主の封建的勢力の強靱なる地帯に於て多く發生を見た云へるであらう。尙主要争議地方に於ても争議は漸次減少の傾向を見せて居ること次表にも見らるゝ如くである。

縣 名	十五年	十四年	增加件數
山 形	二八五	三〇〇	△ 一五
福 島	二〇三	二四一	△ 三八
山 梨	一七一	二五五	△ 八四
北 海 道	一六四	一七二	△ 八
青 森	一二七	一七二	△ 四五
富 山	一一六	四八	○ 六八
茨 城	八九	一〇三	△ 一四
栃 木	八四	一二八	△ 四四
長 野	六〇	九五	△ 三五
群 馬	五八	四五	○ 一三
鹿 嶋	五四	三九	○ 一五
宮 城	五四	六二	△ 八
石 川	一六	二	△ 一四
富 山	一一六	四八	△ 六八
富 山	五四	三九	△ 一五
石 川	一六	二	△ 一四

以上は争議が如何なる地方に多く發生せるかに就て見たのであるが、次に争議は如何なる地帯に於て増加したかを見るに左表の如く大體に於て新興産業地帯にこれとは全く逆に不振産業地帯に於て増加の傾向にある事は注目すべき事である。

而してこれに反し、從來争議激甚地と目された秋田、大坂、兵庫、福岡、佐賀、新潟の各府縣、或は岡山、廣島の各縣が何れも著減の傾向を示して居るのであるが、これ等の地帯が大體に於て既成産業地帯たること、對比して本年度争議發生の動向の一斑は察知し得らる可く、争議は全般的に見て純農村地帯並に新興産業地帯に於て激發し、反對に既成産業地帯に於て激減の傾向あるを窺ふ事が出来る。

年 次	争議件數	小作人數	地主數	耕地面積	平均地主	均小作人	平均耕地
大正十一年	一、五七八	一二五、七五〇	二九、〇七七	九〇、二五三	一八・四	七九・七	五七・二
同 十三年	一、八六五	一二九、一二〇	三二、〇三六	八六、三五九	一七・二	六九・二	四六・三
同 十一年	一、二六〇	八八、三一三	二一、九一〇	五五、四六五	一七・四	七〇・〇	四四・〇
昭和十一年	五、七一四	五五、三七四	一六、六五八	三三、八八四	二・九	九・七	六・三
同 十二年	四、七九二	四三、三六一	一三、六七五	二六、四八五	二・九	九・〇	五・五
同 十三年	三、五五三	三三、八九一	九、九四二	二二、五二三	二・八	九・五	六・六
同 十四年	二、五〇六	一七、二〇九	五、五一七	一二、〇二八	二・二	六・九	四・八
同 十五年	一、九一八	一八、四七四	五、三一九	一四、五八二	二・八	九・六	七・六

關係範圍 小作争議を關係範圍の上から見ると、昨年度は從來とは著しく異りたる様相を呈するに至つたと云へる。我國に於ける小作争議を關係範圍の上から考察すると、從來争議の勃興期時代に於ては年々關係範圍は擴大化的傾向を示したが、其後漸次縮小化の傾向を示すに至つた。これは云ふまでもなく勃興期に於ては捉米減免争議の如き廣汎な争議が展開され、従つて關係耕地面積並に参加人員共に増加したが其後小作權關係争議が増加するにつれ規模の少なる争議が續發するに至つた結果であつて、最近益々この傾向を強めつゝあつたと見らるゝのである。然るに本年に入るや、從來縮小化の一途を辿りつゝあつ

た關係範圍は、再び逆に増加するに至つたと云へる。即ち前表によつて見るも明らかなく、争議件数が減少せるにも不拘小作人数、耕地面積共に著しく増加して居り、これを一争議平均数に割出して見ると、一層著増して居ること前表に示せる如くである。

而してこれを月別に見ると (イ)二月 (畑地耕地面積) 竝に四月 (田耕地面積) に於て田・畑耕地面積が著増して居り、(ロ)九月以降に於て田・畑耕地面積に關係人員が著増して居るのであつて、これと月別小作争議内容を比較對照して見ると、結局次の如きことが云へるのではないかと思ふ。

即ち昨年度は (イ)二月に於て畑地小作料永久減並に小作料増額反對の争議が廣汎に激發した事。(ロ)四月田部に於て小作料永久減が行はれた事、(ハ)九月以降小作料關係争議が激發した事。これが昨年度に於て關係範圍が著増せる主なる事由であると思はれる。

小作争議の内容 小作争議は多くの場合單一なる原因によりて發生すること尠く、而も遠因近因相錯綜して發生を見るのが常であるから何れが眞の原因たるか判別に苦しむ場合が甚だ多い。

従つて争議が如何なる原因によりて發生して居るかこれ

を統計的に見る事は甚だ困難であるが、今かりに厚生省労働局の調査せる争議原因中の主なるものにつき年次統計を掲げて見ると左の如くなつて居る。

年次別發生争議原因別調

自然的不作關係	大正	昭和	昭和	昭和	昭和
小作權又は小作料引上	五年	十年	十五年	二十年	廿五年
	六七	三九	一九	二〇	一七
	一六	四〇	三三	三〇	三〇

即ち争議原因中最も主要なものは大別して小作料關係 (分配問題) と小作權關係 (土地問題) とに分け得らるゝのであるが、近代的小作争議發生の初期の時代に於ては専ら小作料關係に關する争議がその大部分を占めて居たが、其後に至り争議の内容は漸次變化し來り、最近に於ては小作權關係の争議が専ら争議の中心たるかの觀を呈するに至つたのである。

然るに支那事變發生以降最近に至つて (一)農村勞力の急激なる減少によつて地主が積極的態度を差し控ゆる様になつた事 (二)小作人に於ても勞力の需要が多くなつた結果耕地に對して以前程執着を持たなくなつた事、(三)農地調整法等小作地に關する保護的立法が制定せられたる事等の影響から、最近には小作權關係争議は再び逆に減少化の傾向を見せるに至つたのである。而して本年度に於て争議は

如何なる傾向を示したかを見るに、内容的に見ると幾多注目すべき傾向が看取されるのであるが、茲では小作權關係争議、小作料關係争議の二つに分つて述べる事とする。

小作權關係争議 先づ争議件

數中最も多數を占める小作權關係争議に就いて見るに前年度に於て稍々低下的傾向を示したこの種争議は本年に入ると益々この傾向に拍車をかけたかの觀がある。

即ちこの種争議に就き小作人の要求事項別件數の断面から觀ふに、右表の如く小作料關係争議とは比較にならぬ程の減少振りを示したのである。

而してこれが如何なる事由によるかと思ふに、勿論種々の理由があげ得らるゝと思ふが、前述の如く勞力不足に伴ふ地主の消極的態度や、逆に労働市場増大に伴ふ小作農の耕地に對する執着心喪失の外、本年度は農家經濟の好轉による滞納小作料の減少、小作料統制令に伴ふ地主の積極的態度緩和等もその理由の一つに數へられる。

尙この種争議に就いて地帯別に發生の様相を觀ふに、工

要 求 事 項	昭和十五年	昭和十四年	十四年ヲ一〇トスル指數
小作契約繼續要求	八七八(四四・五%)	一、二七三(四八・〇%)	六九・〇
小作權の確認又は賠償要求	三五(一・八%)	九八(三・七%)	三五・七
永小作權の獲得要求	一(〇・一%)	八(〇・三%)	一二・五
小計	九一四(四六・三%)	一、三七九(五二・〇%)	六六・三
小作料關係	六九〇(三四・九%)	七五二(二八・四%)	九一・八

備考 カッコ内は要求事項總數に對する割合

業の發達せる地帯に於て特に減少の傾向が窺はれるのであつて、今假に東京近郊諸縣(千葉、埼玉、神奈川)及び太平洋岸の東海地方、近畿地方、瀬戸内海沿岸の中國地方並びに北九州地方を一括して工業發達地帯と看做し、これ等以外の地區を農村地帯と見て、前年度との増減を比率的に見ると、次頁掲出表の如く工業地帯は農村地帯に比し著減せるのを見るのである。而してこれによつて見るも工業の發展は土地問題を激發する原因とはならず、寧ろ農民をして土地に對する執着を失はしめて居るが如き様相を呈して居ると見てよいかと思ふ。

小作料關係争議 次に小作料關係争議に就いて見るに前年度に於いて比率的に幾分増加の傾向を示したこの種争議に就いて少しく述べて見るに——先づ小作料一時減要求の

争議は、本年度に於ても依然減少を示して居る。この種争議は一般的には凶作時には俄然激増するのが常であるが、本年度は實數の上からはとも角割合の上から見ると同様の傾向を窺ふことが出来る。即ち下表によつて見るも明らかなるが如く、本年度に於ては絶對數に於ては三八件の減少を見たが比率に於ては四%の増加を示して居るのである。

要求事項	工業發展地帯		農村地帯	
	十五年	十四年	十五年	十四年
小作契約繼續要求 小作權確認又は賠償要求 永小作權の獲得要求 計	四七件 一〇 一〇 五七	一三一件 四九 一八 一八一	八三一件 二五 一、一九八	一、二四二件 四九 七六 一、一四二
	十四年ヲ一〇トスル指數	十四年ヲ一〇トスル指數	十四年ヲ一〇トスル指數	十四年ヲ一〇トスル指數
	三六	三〇	七三	七二

要求事項	昭和十五年		昭和十四年	
	小作料一時減要求	小作料永久減除	小作料一時減要求	小作料永久減除
小作料一時減要求	四一四(一一・〇%)	四五二(一七・〇%)	九一・六	七〇・〇
小作料永久減除	二一(一一・一)	三〇(一一・一)	七〇・〇	八七・九
小作料増額反對	一四六(七・四)	一六六(六・三)	一〇二・九	一〇二・九
米廢止	一〇七(五・四)	一〇四(三・九)	一〇二・九	一〇二・九
小計	二(〇・一)	一(〇・一)	九一・八	六六・三
權關係	六九〇(三四・九)	七五二(二八・四)	九一・八	六六・三
小作權關係	九二四(四六・三)	一、三七九(五二・〇)	六六・三	六六・三

小作料一時減要求争議に次いで多いのは小作料永久減並に小作料増額反對の争議である、而してこの種争議は小作争議の内容としては全く相反する二面であるが、本年度は何れも實數的には前年に比し減少せぬのみか、前表にも見らるゝ如く増額反對争議の如き逆に増加の傾向すら示して居る。

而して何故かくこの種争議が増加せるかと見るに、前者に於ては(一)農業人口の都市進出に伴ひ小作人が積極的態度を採る様になつた事(二)食糧問題の隆起するに伴ひ適正小作料問題が擡頭し、小作人が漸次自覺するに至つた事、

(三)小作料統制令施行と共に高率小作料改訂の氣運が起つた事等が主なる理由と見らるゝし、後者に於ては地價の騰貴、農産物價格の騰貴に伴ひ地主が積極的行動を採るに至つた結果と見らるるのである。

又これ等争議に就きその發生狀況を見るに、前者に於ては山形、山梨兩縣に於て最も多く發生を見て居り、後者に於ては山形、福島、栃木の各縣に多く發生を見て居る。即ちこ

れによつて見ると、これ等争議は共に純農村地帯の封建的遺制の濃厚なる地方に多く發生を見て居る様に窺はれる。尙この外本年度小作争議としては小作人の特別な支出に對する補償要求争議(九件、前年二件)、其他(三六二件、前年五〇九件)の發生を見たが、前年は小作料永久減争議と同様の意味に於て小作人が積極的態度を採る様になつた結果と思はれる。

協同組合運動

戦時經濟と協同組合

昭和十五年における協同組合運動を概観するには、先づ協同組合運動を制約するわが國經濟の主要動向について、最少限度の回顧を必要とする。

昭和十五年のわが國經濟を支配した主導的動向は、いふまでもなく、事變以來一貫せる尨大なる軍事的消耗とこれに對應するための生産擴充の遂行であつた。ところが、本年度における特徴は、十四年度までは兎に角一應順調に進んだ生産擴充が、漸く停滞的狀態を呈して來たことにある。

即ち商工省調の生産指數(昭和六―八年一〇〇)によれば、事變前の昭和十一年が一五〇・二であつたのが、十二年一六九・八、十三年一七二・〇、十四年一八〇・六と、累年増大を示したが、十五年に入ると共に亂調子となり、五月の一八四・七を頂點として頭打ち状態を示し、月を経るに従つて指數は横這ひから下降に轉じ、九月以降は部分的には半恐慌状態を呈するものすらあるに至つた。この原因には、後半期において急激に悪化した對外關係に照應する第三國貿易の停滞、並に資材輸入の困難等が折込まれてゐるが、しかし數年來の重點主義による生産擴充の遂行が、消費財

の生産を極度に壓縮し、それから生じた不均衡が漸く生産擴充に支障を來すに至つたことを示すものである。ともあれ、十五年度のわが國の經濟は、第二次歐洲大戰の擴大による國際情勢の緊迫化を入れて、戰時經濟の發展が新しい段階に一步踏み入れた。

消費財の生産は、東洋經濟新報社の生産指數（昭和六八年一〇〇）によれば、事變前の昭和十一年が一二五・三、十二年一三六・五、十三年一二五・一、十四年一二一・四、十五年一月以降は三月と五月がそれぞれ一二〇・七、一一一・五を示した外、その他の月はいづれも一一〇以下である。しかも後半期においてはその低下が漸次顯著になつてきた。その外農業生産においては、事變以來概ね順調なる生産を繼續してきたが、十四年において、國民主要食糧品である米穀が、未曾有の早害のために、朝鮮で約一千万石の減收となり、一面國民の消費増加と相俟つて、十五年の需給を困難にし、相當數量の外米が輸入された。また木炭の如きも、生産額は事變以來増加したが、一方工業用及びガソリン代用等による需要の激増により、國民の消費額を相當切り詰めざるを得ない状態に立ち到つた。また麥豆類雜穀等の需給關係は、いづれも米麥木炭等と同様の事情にあつた。

さて、かかる生産の低下とその不均衡とは、物價問題となつて發展した。最近の物價は、昭和十三年以來急激なる騰貴を續け、十四年九月歐洲戰亂の勃發により、さらに一段と騰勢を強めた。これに對して、政府は九・一八價格等統制令を公布、一般物價の引上を禁止したが、海外相場の昂騰、統制組織の缺陷に基く配給の不圓滑、政府の物價政策に對する國民の懷疑等によりその効果が擧らず、就中生活必需品の昂騰が特に著しく、買溜、賣惜、闇取引の横行となり、「物價の危機」が叫ばれるに至つた。商工省の全國卸賣物價指數（昭和四年十二月一〇〇）によれば、昭和十四年の平均が一五三・七に對して、十五年一月一六四・二、四月一六五・一、八月一六三・五、十月一六五・二、後半期において騰勢が挫折したとはいへ、前年度に比して一月二〇%、四月一四・三%、八月一三・七%、十月六・〇%、それぞれ騰貴を示した。しかし前述べの如く闇取引の横行により實際の價格の騰貴はこれよりも一層著しいものがあつたと見られる。

かやうに、價格統制の強化によつて物價が抑制されたがその反面において、買溜、賣惜、闇取引等が横行し、また生活必需品の供給が國民の需要を満すに足りない實情にあり、消費規正の徹底と配給の圓滑を期するために、生活必

需品の一部に、本年度より始めて切符制が實施され、また農産物にはさらにその集荷に遡つて統制が加へられた。即ち政府の方針により切符制の實施されたのは、六月一日より砂糖、マツチが六大都市において實施され、木炭に對しては昭和十四年十二月、木炭配給統制規則を、十五年六月木炭需給調節特別會計法をそれぞれ實施して、切符制を採用した。米穀は、各地方において供給の不足に應じて、それぞれ自然發生的に切符制の實施を見たのである。次に集荷統制は、米穀に對して米穀配給統制法一部施行令（十四年十一月）、臨時米穀配給統制規則（十五年八月）、米穀管理規則（十五年十月）等が、それぞれ實施され、麥類に對しては麥類配給統制規則（十五年六月）、及び小麥配給統制規則（十五年七月）が實施され、また青果物に對しても、生鮮食料品の配給並びに價格統制應急策として、青果物配給統制規則（十五年七月）が實施され、主要農産物の殆んど全部に亘つて出荷統制が實施されたのである。

さて、日常必需物資に對するかかる配給統制の強化は、その直接的契機は、食糧問題の表面化に關聯してゐるが、より基本的には、本年度における、前述の如き、わが國戰時經濟の基本過程を表徴するものに外ならない。従つて、これ等の食糧農産物の増産確保のために、生産資材の増配

を必要とするにも拘らず、實際には重點主義の物動計畫に應じて、逆にその配給制限の強化が不可避であつた。但し食糧問題の表面化に對應して農業増産計畫が實施されたが、資材の供給においては、次に述べる如く、計畫の主旨とは反對に、制限が一層強化されたのである。

農業用生産資材の供給は、昭和十三年六月、物資動員計畫の實施により、全面的に抑制され、その後それぞれ新たに制定された配給統制要綱により、所要量の最少限度の配給が行はれたが、物動計畫の重點主義化により、配給量が一層制限され、十五年度においてはその制限率が引上げられた。即ち農業用生産資材中最も主要なる地位を占める肥料は、十四年までは、大體において事變前と同額、或は種類により若干増額の配給量を維持することが出来たが、十五年に至つて制限率が著しく大幅となつたため、十四年十二月、應急處置として肥料消費調整規則を公布、化學肥料施用順位及基準施肥量の決定、特定農作物に對する施用制限禁止、肥料配給の指圖等の道を開き、十五年五月更に大豆油粕、菜種油粕、棉實油粕、鱈粹粕、配給肥料及び化成肥料をも之に追加した。これによつて配給した肥料は、米麥作を中心とし、十五年一月乃至七月分は、硫安は米麥作に對して前年度の八〇%、その他に對して六〇

%、過磷酸は米麥作に對して九四%、その他の農作物に對して七五%、石灰窒素及び加里鹽は大體同年度の實績を基準とした。八月以降の配給に對しては右の率よりも制限が稍緩和された。

さて、かやうに、生活必需品、竝に農業用資材の配給(集荷を含めて)過程に對する統制が強化されると共に、従來の配給機構を以てしては、その運用が困難となり、そのために産業組合の機能を擴大し、またその反面において新たに統制會社が多數設立されるに至つた。昭和十五年末における農林關係の統制會社の中、主要なるものを擧げると次の如くである。

- 一、特別法による會社 日本米穀株式會社、日本輸出農産物株式會社、日本肥料株式會社、飼料配給株式會社、有機肥料株式會社
- 二、農林省令による會社 全國酒精原料株式會社、水産皮革統制株式會社、日本マニラ麻網製造株式會社、日本マニラ麻株式會社、日本捕魚網株式會社、農機具配給株式會社、日本農機具統制株式會社、農藥共販株式會社、日本糖絲製造販賣株式會社、日本原麻株式會社、日本農産罐詰共販株式會社、日本蠶工品配給株式會社、全國製粉配給株式會社、日本大豆統制株式會社
- 三、農林商工省令による會社、日本副蠶絲統制株式會社

ところが、昭和十五年に至つて、この趨勢に變化を生じた。即ち未だ總價格の發表を見るに至らないが、主要農産物である米は前年に比較して八百九萬石(一割一分七厘)の減收で、價額においては三億一千七百六十萬五千圓を減じ(石當り四十二圓換算)、また藪においては米と同様、前年に比較して三百二十七萬二千貫(三分六厘)の減收、價格の下落を併せて、價額において二千七十萬五千圓を減じた。麥類は、前年に比較して、小麥が約百萬石の増收であつたのと、その價格が石當り約二圓の騰貴のため、大麥及び裸麥の二種類が若干の減收であるにも拘らず、總價額において約七千四百萬圓の増額である(麥類の價額計算は東洋經濟統計月報昭和十五年十二月に従ふ)。以上の米麥藪の三主要農作物が農林水産生産價額において占める地位、即ち米三九・一%、麥八・二%、藪二二・〇%(昭和十四年度)合計五九・三%より推して、十五年の總生産額は、前年に比較して増加がないばかりではなく、寧ろ減少が豫想されたのである。かくて、數年來喧傳されたところの農村景氣も、戰時經濟が一定の發展を遂げると共に、生産の停滞と農産物價の釘付とにより、基本的にはそれが既に一定の限界に達したことが窺はれる。もちろん、現在の農村景氣は、未だ數年來の情勢を維持し、工業部門に見る如き不景氣面を露呈す

- 四、政府の德源に基く會社 日本海産物販賣株式會社、水産罐詰販賣株式會社、日本油肥販賣株式會社、日本寒天統制株式會社、日本眞珠販賣株式會社

因にかゝる統制機構の強化は、必然的に配給機構の再編成を要請し、商業者の轉業問題が重大なる社會問題となりまたその反面において、廣汎なる地域に亘りて商業者の企業合同が行はれた。

次に、農村産業組合の動向と密接なる關聯を有する農村景氣について簡單なる一瞥を與へて置こう。農村景氣は、事變以來たしかに好轉した。例へば、農林水産價格を見るに、別表の如く、飛躍的の増加を示してゐる。

農林水産生産價額 (單位千圓)

種類別	昭和十四	同十三	同十二	同十一
總價額	七,三六五,二六〇	九,〇〇〇,一三三	九,六七六,〇三三	九,一一一,一〇二
農作物	四,七〇一,二六三	五,七七一,〇九〇	六,七七一,〇九〇	六,〇〇〇,〇〇〇
畜産物	三九六,六八〇	四〇〇,〇七三	四一六,〇九三	四一八,〇三三
林産物	四四一,一四四	四三三,四四六	四〇三,三三三	三三三,六八〇
水産物	三六六,七五九	四〇一,〇八九	三三九,八五九	三三八,二六〇

備考 農林省調

るまでには至つてゐない。しかし乍ら、事變以來急激なる農産物價の騰貴により促進されたる農村景氣の本質は、單に貨幣の流通額を膨脹せしめたるに過ぎず、生産資本の蓄積に寄與するところ尠く(この點については、農林省「農家經濟調査報告」(昭和十三年度)一〇五頁及び、これを資料として分析した「松谷與治著再編成過程の農業機構」三三六頁を参照され度い)寧ろ戰時經濟がさらに高度な段階に發展を遂げると共に、缺狀價格差の擴大により、戰時經濟は今後は逆に農業生産に對して悪影響を齎すであらう。前に見たるが如き農村景氣の頭打ち状態は、かやうな段階への轉換の契機を内包するものと見られる。即ち本年度の農村景氣は、表面好景氣に蔽はれ乍ら、その内容においては従來通り戰時經濟の好影響を受ける面と反對に悪影響を受ける面とが交錯してゐるといふことが出来る。

さて、以上の如き、わが國戰時經濟の新段階への發展は、協同組合運動に對して、幾つかの全く新しい、しかも解決の困難なる問題を與へた。即ち生活必需品の配給において供給が不足勝な物資を全消費者に對して公平に、しかも圓滑に配給することを要請した。かゝる計畫的配給は、小賣商においても困難な事業であると同時に、從來主として商業利潤の合理化を對象としてきた消費組合にとつては、

これは全く新しい困難な問題であつた。殊に組織率の低いわが國の消費組合においては公定價格制度の一般化と相俟つて、消費組合に對する事實上の深刻なる批判を加へることになつた。また農業生産資材の配給に當る農村産業組合においては、配給統制の強化により、その機能が著しく増大したが、農業生産力維持強化のために、從來から問題にされてゐた下部組織の農事實行組合の整備が一層痛切に要求され、またその反面において、産業組合と農會及農業部門に直接關係のある各種國策會社等との關係について、再検討が要請されるに至つた。その外農村景氣を反映して激増した産業組合貯金の運用は、農業生産力維持擴充資金並に國債消化の兩面より、再検討を要請されるに至つた。

かくて、急速に高度の段階へ發展した戰時經濟下における協同組合運動の任務は、それ自體を戰時經濟の一環として、困難なる戰時經濟の遂行に協力することであり、このことは從來の自由主義的協同組合運動の理念である組合員の利益擁護とは一致せず、二律背反の關係にあるといつて宜い。その結果、多かれ少なかれ、協同組合體制を戰時經濟の要請に一致せしめるための再編成運動が協同組合の内々に胎生し、また發展を遂げた。農業團體再編成問題等がそれである。

消費組合

昭和十四年の秋、朝鮮及中國地方の早害のため、米穀の出廻りに變化を生じ、京濱及び關西の大都市において、米穀配給に混亂が生じ、都市生活者に深刻なる脅威を與へた。從來消費組合の活動は、商業利潤の合理化、即ち商業者の暴利を排除することを主目標に置いてゐたが、かやうな状態の下においては、先づ何よりも米穀を組合員に公平に配給することに全力を注がなければならなかつた。農村産業組合においては、政府の督勵に應じて供米運動に協力したが一方消費者側においても、これに呼應して消費地における配給機構整備の必要が痛感され、十四年末産業報國聯盟、消費組合、及び企畫院、厚生省等の關係者から成る國民生活研究會が主唱となり、「時局の要求する物資の配給機構の確立と斯る機構に對する消費者の協力體制を整備せしめる」一事を目的とする消費者團體の連絡組織を作る運動に着手した。即ち同研究會が中心となり、十二月二十六日、東京において消費者團體の代表者を招き、米穀問題に關する懇談會を開催した。その後十五年二月、國民生活研究會は精神總動員運動の一翼として新日本生活運動連絡協議會に發展を遂げ、その指導と、半は地方における米穀配給組織

確立の必要に應じて、各地方において消費者團體聯盟が設立されるに至つた。即ち二月十日、神奈川縣下において、購買組合及工場購買會等の消費者團體三十三團體を連ねて、神奈川縣消費者團體聯盟が設立されたのを先頭に、左の九聯盟が設立され、また七月十一日、これ等の團體を以て全國消費者團體聯盟準備會が設立された。

消費者團體聯盟

名	稱	設立月日	加盟團體數
神奈川縣消費者團體聯盟		二・一〇	五〇
福岡縣消費者團體聯合會		三・一九	五〇
東京府消費者團體聯盟		三・三〇	五〇
大阪府消費者團體聯盟		五・一三	五〇
愛知縣消費者團體聯盟		五・	二〇
石川縣消費者團體聯盟		六・一〇	二〇
千葉縣消費者團體聯盟		七・一五	約一〇
高知縣消費者團體聯盟		八・五	不明
二六會(北海道札幌市)			
全國消費者團體聯盟準備會		七・一一	

盟等は、消費者としての組織ではなく、それぞれ独自の目的的使命をもつた組織であり、生活必需品の圓滑なる配給を要求する點においては、完全に一致してゐるが、しかし配給事業を恒常的に經營することは困難である場合が多い。神奈川縣その他二三の小數の府縣における消費者團體聯盟は、米穀その他の配給幹旋事業を恒常的に實施しつゝあるが、大多數の府縣消費者團體聯盟においては寧ろ生活必需品配給に關して、府縣當局に對して政治的活動をなす機能を重要視してゐた。またこれ等府縣の運動を統一的に指導する全國的機關である全國消費者團體聯盟準備會は、その實力が未だ充實せず、運動はその後稍停頓状態にあつた。

さて、この消費者團體聯盟の運動は、消費組合運動の本流より見れば、寧ろ派生的の運動に過ぎないのであるが、かかる運動を必要とした切迫した事態は、消費組合運動に對しても深刻なる影響を與へ、指導方針の一大轉換を要請するに至つた。

先づ、米穀木炭その他生活必需品の配給混亂によつて惹き起された商業機構の變化について見よう。十四年末以來米穀木炭等の供給量が減少して、商業機構が混亂状態を呈し、その結果政府及び府縣廳がこれに介入して、集荷、配給數量、價格等に對して監督及び規制を加へた。また商業

者の努力不足、地方的に実施を見た米穀の切符制等が相俟つて商業者の企業合同が各地方において実施された。即ち五月一日より実施した兵庫縣下豐岡町の白米小賣商の企業合同をトップとし、筆者の手中にある資料のみによつても、次の諸都市において実施された。

兵庫縣豊岡町(五月一日)、北海道札幌市(六月一日)、兵庫縣飾磨市(五月九日)、廣島縣三次町・十日市町(六月六日)、兵庫縣州本市(六月十一日)、山梨縣上野原町(六月十四日)、廣島縣吳市(七月一日)、埼玉縣・児玉・寄居本庄三警察署管下(六月)、山梨縣甲府市(七月一日)、廣島縣福山市(七月十日)、千葉縣市川市(七月十五日)、長野縣松本市・飯田市(八月一日)、神奈川縣川崎市(八月五日)、廣島縣尾道市(六月)、千葉縣千葉市(九月一日)、その他山口縣宇部市東京市内各所(品川区大井町・城東區大島町、其他) 括弧内は実施月日。

これ等の白米小賣商の企業合同は、本質的には企業集中化の一形態であり、自由主義原則による個人的利潤本位の商業機構を止揚するものではないが、しかし従來の家族労働を主とした家内工業的の零細経営によつて生ずる不合理を是正した或る程度市民に對して公平なる配給をなし得る前提条件を確立せしめるものであつた。また商業機構の編成替は、單にその組織形態のみではなく、指導原理にお

いても商業組合中央會が中心になつて「商業報國運動」の提唱をなし、商業者の個人的利益の追求より「生産(商品)の社會的配分を擔當する公的機能部門」への轉換が強調された。かくて、生活必需品の配給混亂は、極めて徐々にではあるが、その機構の再編成と機能の轉換が具體的に日程に上る契機となつたのである。

かやうな商業機構の編成替は、上からの價格統制の強化と相俟つて、従來消費組合運動が主張し來つた商業利潤の合理化は、その大半の意義が失はれ、また配給統制の面からは、現在少數の市民を組織してゐるに過ぎない消費組合の獨立的立場が、寧ろ全體の配給統制の障害となる危険さへ生ずるに至つた。このことは、理論的には、小賣業者による配給が消費組合の配給以上に合理的であることを示すものではないが、消費組合運動が未發達な状態にある現段階においては、事實としてこれを否定なし難いのである。消費組合の指導方針は、かゝるその基盤關係の推移を反映して、商業機構の變化の線に副つて變化した。

十五年五月三日、奈良縣橿原神宮外苑において開催された第三十五回全國産業組合大會は、「國民協力體制の確立」を目標として、「農村協同體制確立」と「都市消費者組織確立」の二大方針を決定し、後者に對しては「國民の自發性の發

露による自治的消費規正と生活の刷新協同化を圖り物資需給の調整に資すると共に最低生活必需量の確保並に配給の計畫的適正化を如實に具現すべき配給機構の確立こそ刻下喫緊の要務なり」とし、これがためには、既設の消費組合組織を擴充強化すると共に、消費組合の組織の外にある一般消費者組織の重要性を認め、これに對する組織方針を次の如く決定した。

「消費組合による消費者の組織化困難なる場合に於ては、當面國民精神總動員聯盟と連絡の下に其の自治的運営の基礎組織たる隣組、隣保班、町内會等を活用し之れを單位として特定商業者又は其の團體及消費組合等と共同購入をなさしむる等所謂屬消費者を明確にしたる配給組織の整備促進に資し以て計畫的適正配給を期するものとす。」

しかし乍ら、従來消費組合の組織、及び活動を困難にしてゐたところの社會的條件は依然として存在し、消費者組織の重要性を強調することによつて、その困難は些も除かれず、一方前述の如き商業者の企業合同の進行は、消費組合をば配給機構の再編成の埒外に置去らんとする潮流さへ生ずるに至つた。こゝにおいて、全國消費組合協會は、産業組合大會にて決定したる都市消費者組織確立運動方針の具體化について案を練り、當面の具體的活動方針の草案を作

成した。即ち同案においては「従來の消費組合運営の基礎理念は組合員の個人的利益の擁護又は生活向上を目的とした」ことを卒直に認め、その方向を「今日自由主義を排し國民の活動を凡て國家目的に向つて統一し以て國防國家體制の整備の時に當りては消費組合運営の基礎理念も亦斯る方向に従つて明確なる轉換を必要とす」といひ、その新たな任務については「消費組合は國民生活を國家目的に奉仕せしむる媒介體たらねばならぬ」ことを強調した。即ち同案の骨子となる部分は次の如くである。

消費者組織に関する方針

一、目的

隣組を基礎とする生活協同體の組織による國家奉仕の經濟倫理の私的生活部面に於ける實踐化を圖る

二、消費者組織の形態

1 隣組、町會等の國民生活の基礎單位を團體とし順次區市等の上級に及ぶ

2 産業報國會は代表者を區又は小都市にありては市の消費者組織に参加せしめ事業場に於ける生活協同體との連絡を保持せしめる

三、消費者組織の任務

1 自發的消費規制

2 消費者の意志の上達と國策の徹底

- 3 生活刷新の爲の協同及相互研究指導
 - 4 右の爲の簡易なる諸施設
 - 5 切符制度其他經濟的諸施設の圓滑運用に關する協力
- 四、配給機關に對しては組織的に又は資金的に参加し物資の配給を協同化する生活の要求に適合せしむる施設をなすと共に進んで配給業者を其の内部に包擁し以て配給を生活協同體の一事業部門化に努むること

尙職場消費組合、其他職場的配給施設に關しては、「人的資源確保により生産力擴充の基本的要求に應ずる爲に勞務者の實務者の實質的生活の本據の線に沿ふ配給機構として工場鑛山の従業員を以て組織する消費組合及協同的配給施設及主として之等を以て組織する消費者團體聯盟は産業報國會の一翼として生活協同體結成に努力すること」を指示し、産業労働體制と消費者組織との有機的一體化を指示した。

この方針における新しいアイデアは、國家の一部分としての生活協同體の結成にあり、從來の消費組合の基礎理念である個人としての消費者の經濟的利益擁護から、一層高度な消費生活全體の協同化、並にその國家目的への融合化に飛躍を試みんとするものである。しかして、かゝる指導理念は、その側面において、消費組合と商業者との關

係についても、從來の對立關係の清算を要請し、寧ろ兩者間の提携一體化を強調した。

右の全國消費組合協會の活動方針草案は、大體産業組合全體の方針として容認され、十二月九日産業組合中央會主催の全國支會役員及主事協議會の決議を経て、「高度國防國家建設下に於ける産業組合活動方針」として發表された。但し、文章の上においては、前記の全國消費組合協會の草案と異るところがあるが、その趣旨においては一層強化され、殊に商業組合との連繫及商業者の企業合同等に關しては、その方針を前記草案以上に明確にした。

さて、本年度の消費組合運動は、以上において見たるが如き指導方針に相呼應して、實際には果してどの程度の發展を示したか。正確なる組合事業の實績は、組合統計の發表を俟たなければならぬが、概括的には十四年度に比較して組織員數、事業分量共に相當數の増大が豫想されるが、しかしその内容は前進と後退の二つの面があるを免れな

い。前進の傾向は、大體において三つの分野においてそれが看取される。即ち數年以來躍進を續けてゐる主要都市における大組合の發達がその一つであり、また事變以來急激に設立が増加せる工場鑛山等における購買組合の新設、及び

その擴大がそれであり、他の一つは榮養食配給組合の發達がそれである。この三者の社會的關係は同一でないが、戰時經濟の進行に應じて、各々異つた意味においてその發展の意義が見出される。主要都市に於ける大組合の發達は戰時インフレの進行を反映せる組合員購買力の増大と、一方米木炭等生活必需品の配給不圓滑による消費組合に對する依存の増大である。前者の場合は、比較的贅澤品の取扱ひにより、容易にその事業を擴大し得るが、後者は後に述べる如く、配給統制の強化の爲配給分量の増大は困難である。この結果、この種の消費組合の取扱品中、漸次贅澤品の取扱が増大することは、或る程度如何ともなし難いところである。工場鑛山等の消費組合の發達は、資本の立場からの福利施設の擴大、並に産業報國會事業との密接なる關聯を示すものであり、物價騰貴に對して、賃銀停止令による労働賃銀の相對的低下に對應する労働力保護施設として、重要な意義が認められる。榮養食配給組合は工場鑛山の消費組合が主として重工業部門の施設であるに對して、これは主として、輕工業、或は平和産業部門に多い。その意義は前者と同様に、労働力保護施設にあるが、しかしこれは寧ろ事業主の經營費の合理化對策の一面を持つものである。

後退の傾向は、生活必需品の供給不足の結果配給統制が強化され、卸、小賣共に、全面的に從來の實績が配給の基準數量として嚴守されたために、消費組合と雖も實績以上の配給が困難となり、新たに加入せんとする組合員に對して、これを自動的に拒否せざるを得ない状態に置かれた。これは消費組合一般の状態であつたが、特に經營不良の弱小組合においては、仕入が益々困難となり、事業休止、或は解散をなしたものが尠くなかつた。産業組合中央會の調査によれば、數年來事業休止状態にある組合を合して約三十組合、即ち現存組合數の約一五%の組合が事業休止、或は解散した（産業組合中央會第十二回市街地購買組合調査）。尙労働組合關係の自主的未認可の消費組合においては、労働組合の解體に照應して、その運命を共にした組合が尠くないであらう。これ等の状態は、一般小賣商が經營困難な状態にあるのとその理由を同じうし、基礎の薄弱なる組合が時局の深刻なる影響により消滅の時期を早めたものである。

ところで、かゝる過程を通して、前述の如き、消費組合に對する指導方針が、果してどの程度に徹底し、また具體化されたか。消費組合の經營が諸種の社會的條件によつて制約され、またそれ自體の經營を維持するためには、一定

の利益が必要であり、それは事變以來著しくその幅を狭めつゝある。例へば、産業組合中央會の調査によつて見ても昭和十二年度には四十三組合、十三年度には三十二組合、十四年には三十三組合がそれぞれ缺損状態にあり、本年度の缺損組合数はさらに増加したと見られる。従つて、新しい指導理念が組合經營上絶対に正しいことを認めつゝも、現實には従來の經營方法を墨守せざるを得ない悩みを持つてゐる。寧ろ最近の社會情勢に應じて設立された組合において、新しい組織形態と時代に適應した指導精神を見出すことが出来る。この種の消費組合の一例として、千葉市外の登戸消費節約購買會を挙げることが出来る。この組合は未認可の小規模の組合であるが、消費組合運動の今後の動向を示唆するものとして、注目すべきである。組合の概要は次の如くである。

登戸消費節約購買會 本組合は、昭和十五年六月に事業を開始した。設立の動機は、千葉郊外の住宅地に居住する知識階級俸給生活者が、町會の組織を基礎として消費經濟用品の共同購入したのに始まり、それを恒常的の組合組織に纏めたものである。組合の組織は、町會の組織を母體とし、會員が三口十五圓の出資をなし、白米及び木炭の共同購入をなしてゐる。組合の規模は、同年八月末現在にて二百七

十餘名の組合員と、一ヶ月約四千圓の配給をなした。しかして、事業の實際は、町内の二名の白米小賣商と、一名の木炭小賣商を組合の専屬とし、この三つの商店を組合の事務所に充て事業の經營をなし、商業者が組合員に配給した數量に應じて一定の手數料を支拂ひ、御用聞、配達、集金等を全部委託する方法をとつてゐる。さらに近い將來に、組合の事務所及店舗を確立して、商業者の營業權を組合が買収して、商業者を組合の従業員に再編成する方針を決定してゐる。

この組合の特徴は、町會員をそのまま消費組合の組合員に編成し、さらに町會の地區内に居住する商業者を組合従業員にして、商業機構を組合組織に編成替したところにある。従つて、町會の機能が、そのまま配給機構に對して有機的に具體化することが可能となるのである。因に、かかる商業機構の組合組織の編成替へは、最近川口市の某町内においても計畫されて、購買組合設立許可申請中であると聞く。

尙本年度に於ける消費組合運動中、特筆すべき一二の出來事に觸れて置かう。

その一は、消費組合聯合會の設立である。前述の如き生活必需品配給の不圓滑に應じて、消費組合の強力なる機能

の發揮が要請され、從來から消費組合組織が集中的に發達してゐた東京府、大阪、京都、兵庫、鳥取の二府二縣を地區にそれぞれ消費組合聯合會が設立された。東京府消費組合聯合會は、三月六日、出資金六萬圓、所屬組合十九組合を以て設立認可申請をなし、七月二十日付を以て許可になつた。産業組合法による消費組合聯合會の設立はこれが嚆矢であり、東京市の消費組合單一合同を前にして、聯合會の設立の意義は重視すべきものがある。關西地方消費組合聯合會は、十四年十一月末認可組合として設立したが、十五年春以來配給統制が府縣行政區域を單位として封鎖的に強化されたため、その活動が困難となり、七月以降僅かに形態的に組織を存続してゐるに過ぎない状態にある。

その二は、東京學生消費組合の解散である。本組合は、大正十五年労働者の階級的消費組合の擡頭に呼應して、賀川豊彦を中心に組織され、一時は東京市のみならず全國における學生消費組合運動の中心となり、學生運動の一翼をなした。昭和五、六年以後他の學生消費組合の没落後も、孤城を守つて經營を維持してきたが、事變下の學生指導上、かゝる自主的組織の存在を不可とする當局の指示により、四月二十二日解散を決定し、非公式を以て東京府知事の解散命令を申請し、長官命令を以て解散した。本組合の解散

は、單に學生消費組合運動の終止のみではなく、學生運動の終止符としての指標とすべきものである。

農村産業組合

昭和十五年度農村産業組合の主要動向は、客觀的には消費組合運動と同一の經濟情勢の上に立ち乍ら、消費組合とは反對に、統制經濟の強化に照應して、その事業分量が飛躍的に増大した。かかる相違の原因は、都市消費組合及び農村産業組合が、それぞれの配給機構内において占める地位の相違に外ならない。即ち都市消費組合は、その組織が未發達であり、都市の配給機構内における地位が低く、農村産業組合は、反對にその組織が一應全農村に普及し、大多數の農業者を組合員にしてゐる。従つて、配給統制が、それぞれの配給機構の中心に副つて強化されると共に、都市消費組合は、統制機構の埒外に置かれて事業が事實上制限され、農村産業組合は、反對に、それが統制機構の中心となり、事業が擴大した。しかして、農村における流通過程が産業組合に集中したことは、統制經濟の運營上、農業産業組合が果す機能が大きとなり、その責任が一層重大になつたことを意味するものである。戰時經濟の發展に關聯して農村産業組合が、これに如何に協力し、また一面組合員

の経済的發展に對して如何に寄與なしたか。先づその指導方針を検討し、後に事業の實際について見よう。

農村産業組合の指導方針 前に述べた如く、十四年末以來米穀の出廻りが變調を示し、配給過程の混亂を生じ、また一方生産擴充の重點主義採用により、農業用資材の供給が制限され、米穀の集荷及資材の配給共に「闇取引」が横行した。かゝる事態に直面して、從來より米麥の出荷統制機關として、また肥料配給の統制機關として、國家より絶大の援助を受けて發達した産業組合の機能發揚に對する一般の期待は愈々切なるものがあり、産業組合も亦自からこれを意識し、全機構を擧げて、この困難なる事態の突破を決意せざるを得なかつた。十五年五月三日に開催したる第三十五回全國産業組合大會は、かゝる情勢に對應して、「統制經濟の進展と産業組合の使命遂行に關する件」を中心議事にとり上げ、また別に「農林水産用資材並生活必需品の供給確保と配給統制に關する決議」を可決した。

「統制經濟の進展と産業組合の使命遂行に關する件」は、戰時經濟の進展に即應して、國民協力體制整備の必要を強調し、そのために、「自由主義の根本的修正と營利主義の打破」、「生産の國家的統制」、「配給機構の全面的改革」、「消費の規則と國民生活の刷新」等の斷行を要請し、十五年度

における産業組合の主要活動目標を左の如く決定した。

- 一、米、麥其の他主要農林産物の部落團體供出制の確立と産業組合による一元的寛荷統制
- 一、肥料其の他農業生産資材並生活必需品の確保と部落團體共同購入制を基礎とする産業組合に依る一元的配給統制
- 一、共同施設の普及徹底
- 一、農村保健運動の擴充と農業勞働力の保全
- 一、自己資金の充實
- 一、資金運用の系統強化と生産資金の積極的貸出
- 一、國民貯蓄の勵行と國債消化の促進
- 一、消費生活の刷新協同化

しかして、産業組合が右の目標を達成するために、農村においては全農村部落の組織化を運動の重點とした。しかし乍ら、部落農業團體の組織化は、既に系統農會が早くよりこれに手を染めて居り、産業組合が獨立的に組織を強行することは、系統農會との間に摩擦を生ずる虞れがあり、この關係を顧慮して、組織方針を次の如く指示した。

「長期戰時體制に對處し農業生産の綜合的計畫化の實現と農村生活協同化の促進を圖る爲、全産業組合は系統農會と緊密なる連携の下に、全農村部落を農事實行組合に組織化し、之を農會及産業組合に加入せしめ、農業統制並農村生活確保の基礎組織

たらしむると共に、農會産業組合一體となりて之に綜合的指導を徹底せしめ各々其の機能に照應して農事實行組合の全面的強化を圖るものとす。」

次に、右の方針を補足する意味において行はれた「農林水産用資材並生活必需品の供給確保と配給統制に關する決議」は、當時の情勢を反映して、産業組合の要求を一層率直に示したものである。實行方策の部分のみを引用すると次の如くである。

第一 政府に對する要望事項

- 一、肥料、飼料、農機具其の他農業生産資材は他の物資に優先して之が供給を確保すると共に其の配給機構を産業組合に一元化し生産と聯繫せる配給方策を確立すること
- 一、生活必需品中統制物資は農村にありては産業組合をして一元的配給を爲さしめ都市にありては消費者組織又は歸屬消費者を明確にせる配給機構を確立すること

第二 自ら實行すべき事項

- 一、組合員の生産せる販賣農産物は擧げて之を農事實行組合を通じて産業組合系統に統制し以て集荷及配給の自主的統制を確立すること
- 二、農業生産資材並生活必需品中統制物資購入は一切之を農事實行組合に於て取極め産業組合に統制し以て系統的配給を確立すること

さて、産業組合大會における以上二つの決議により、産業組合が最も強い關心を示した點を見るに、米麥等の主要農産物の出荷、並に農業用資材の配給過程における、産業組合の「一元的統制」の確立にあり、この機構の確立は、部落農業團體組織の擴充強化、即ち農事實行組合の發達に期待し、こゝにその主力を傾注せんとしてゐることが理解される。産業組合が謂ふところの「農村協同體制」には、生活の協同化等の一層廣い意味が含まれてゐるが、現在産業組合が實際にタッチし得る面は、流通過程の組織化にその重點があることは、改めて指摘する必要があるまい。

農業團體統合同題

産業組合が「農村協同體制確立」の大旗を掲げて、農村部落の隅々にまでその組織力を發揮せんとすれば、前述の如く、この分野には系統農會の指導下にある部落農業團體との間に摩擦を生じる虞れがあり、この兩者の調整は數年來の懸案であつた。そこで部落農業團體の指導に關して、七月十八日産業組合中央會と帝國農會との間において、「部落農業團體の整備強化に關する覺書」を交換し、指導の分野の決定並に兩者の協力を決定した。即ち、この覺書の交換により、部落農業團體の包括的指導は農會がこれを行ひ、産業組合其の他の關係機關と協力し、各々其の機能に應じ指導連絡すること、及び申合組合たる

部落農業團體は、可及的速かに地方の實狀に即應して法人化し、農事實行組合とすること（これによつて部落農業團體が産業組合に加入し得る資格を附與する）等を決定し、事實上部落農業團體指導の二本建制度が確立された。

しかし乍ら、戦時經濟の發展に即應する統制經濟の高度化は、農業體制内に對しても加速度的に具體化し、農業指導機關の綜合的一元化の要請が益々痛切になり、一方六月以降近衛公によつて點火せられた新體制運動の展開に呼應して、農業團體統制問題が擡頭した。この問題は、昭和七年の頃、農村經濟更生計畫の實施當時より、農業政策の綜合的遂行のために錯綜せる農業團體の整理統合が要請されてゐた。然るに解決の機會を得ずして持越され、事變勃發以來農業統制機構確立の要請は益々強く、新體制運動の展開を契機として、果然この問題が表面化するに至つた。

農業團體の統制問題の進行は、先づ各農業團體中央機關におけるそれぞれの試案の發表となつて現れた。即ち八月より九月にかけて、各團體は、次の如く、試案を發表した。

有馬案（産業組合中央會）、千石案（全購販聯）、東浦案（帝國農會）、河野案（中央畜産會）、福島案（全養聯）、石黒案（農村更生協會）、鈴木案（全山聯）、齋藤案（全漁聯）。

しかし、これ等の各案は、いづれも先に發表された昭和

に至らず、解決を十六年度に持越すに至つた（その後國際情勢の緊迫化のため法案の本議會提出を見合ふることになつた）。

この間において、産業組合は、全購聯、全販聯、日柑聯の三經濟事業中央機關が九月に合同を決定し、農業團體統制問題に備へた。この合同は、經濟事業分野における團體統制として若干の意義が認められるが、しかし農業團體全體の統合の上からは、問題を發展せしめる力は極めて弱いものであつた。

かくて、農業團體統制問題は、戦時經濟の發展に應じて農業統制の強化が要請され、問題解決の端緒に觸れ乍ら、一部團體の反對のため停頓状態に陥つた。しかし、戦時經濟の發展は、必ず近い將來においてこの問題の根本的解決を要請するであらう。しかし、單なる農業團體の平面的の統合よりも、寧ろより基本的な農業新體制樹立の要請に従つて、各農業團體の性格について農業生産力擴充の視角より、その再検討が必要である。

さて、以上において、農村産業組合全體の動向をリードした主要なるモメントについて見たが、さらに各事業部門について、本年度の経過を概観しよう。

信用 戰時インフレーションの農村浸透が漸

研究会農村部會の農業團體統制試案に準じたものであり、全漁聯の案を除けば、他はいづれも道府縣以下の諸團體は指導、經濟事業、金融の各機關を一本建とし、それを最下部組織の部落團體まで一貫して、綜合的に一元的組織の確立を企圖するものであつた。唯中央機關において、一本建、二本建（指導事業を一元化し、金融のみを別建）、三本建（指導、經濟事業、金融の各々を別建）等の相違があつたが現在の農業團體を平面的に統合する意味において、何等重要な差異はなかつた。これ等の各試案は、近衛内閣の成立と共に結成された中央農林協議會新體制委員會で検討され、九月十七日農村團體統制要綱案に纏め上げ、民間側の成案として農林省に提出した。

一方農林省においても、農林企業委員會において、獨自の農業團體統制案を作成して發表した。同案は、案全體としては中農協案と重要な差異はないが、中央機關において二本建（全國農林漁業中央會、全國農林漁業中央金庫）とし、經濟事業においては、農業團體獨自の中央機關を置かず、國策會社と道府縣團體との直接取引をなすこととした。

この農林省案が發表されるや、産業組合側が猛烈なる反對運動を起し、數回の折衝にも拘らず、妥結點を發見する

く顯著となり、貯金が激増した。農林省「産業組合現況」（昭和十五年六月末現在）によれば、十五年度前半期の貯金額は三十五億三千八百萬圓であり、九月末には三十八億圓を越え、十二月末現在には四十一億乃至二億圓に達したであらうと云はれてゐる。これを前年同期に比較すると、六月末現在において十億四千九百萬圓の増加、十二月末現在では約十一億圓の増加が豫想されてゐた。この貯金額は市街地信用組合の貯金額を包含してゐるので、これを控除すると六月末現在における農村産業組合の貯金額は、二十九億六千萬圓である。また農村産業組合の前年同期比較における増加額は八億九千九百萬圓である。かかる貯金の増加は、戦時インフレーション抑制のための要請である國民貯蓄獎勵に協力を示すものであり、政府の百二十億貯蓄獎勵に呼應する十五年度單位産業組合の貯蓄目標九億圓は、悠々と確實に突破するものと見られた。

ところが、かやうな産業組合の貯金増加は、戦時財政の基本的要請である國債の消化に對して、果してどの程度の協力をなしたか。十五年六月末現在における産業組合國債總保有額は四億一千三百萬圓であり、これを前年同期に比較して二億五百萬圓の増加である。この國債消化額を、各機關別に貯蓄増加に對照すると、農村産業組合の國債消化

はその率が最も低い。これは後に述べる如く、農村産業組合の貯金利率が比較的に高いために、三分五厘の國債を消化することが困難なためである。十五年六月末現在の各機別國債消化の状況は左の如くである。

産業組合機別國債消化状況 (單位千圓)

國債保有高 (昭和十五年六月現在)	中央金庫		市街地信用組合		農村信用組合	
	前年同期増加額	割合	前年同期増加額	割合	前年同期増加額	割合
一六、七三三	七、四四六	四四・九%	一、六三三	九・〇%	一〇〇、七八四	六〇・八%
七、七〇六	六、三六九	八二・七%	一、六三三	二一・〇%	四、六六九	六〇・八%
八七・六	一〇・四	一二・〇%	八〇・一	九一・三%	九三・三	一〇六・七%
八七・七	一〇・一	一二・〇%	六・五	七・四%	三・三	三・七%
七四・二	一三・九	一八・七%	一一・〇	一四・八%	三・九	五・一%

備考 産業組合中央金庫調

尙産業組合の十五年度(十五年四月乃至十六年三月)の國債消化目標は、貯蓄増加九億圓の二二%、即ち二億圓となつてゐるが、その第一四半期に當る十五年四月乃至六月の三ヶ月間の増加は四千三百萬圓であつた。前年同期の實績を見るに、貯蓄増加は八億三千五百萬圓(貯蓄目標七億圓)、國債消化額は一億七千八百萬圓(消化目標一億五百萬圓)、

即ち貯蓄増加額の二一・四%が國債消化に振向けられてゐる。これによつて見るに、十五年度における二億圓の公債消化は大體可能であると見られた。

次に貸出金について見よう。「産業組合現況」(十五年六月末現在)による貸出金は、十一億五千萬圓であり、前年同期に比較して四千五百萬圓の増加である。貯金増加が飛躍的に増加してゐるのに對して、これは全く停滞的である。この中市街地信用組合の貸出金が二億七千百萬圓含まれて居り、農村信用組合の貸出金は八億八千萬圓である。しかし、前年同期との比較においては僅かに二百萬圓の増加に過ぎないのである。かくの如く、農村産業組合の貸出金が停滞的狀態にあるのは十五年度に限つた現象ではなく、事變勃發以來一貫した傾向であり(この傾向は農業恐慌の恢復期から始つてゐる)、一應農村景氣の上昇による資金需要の減退を反映したものと云ふことが出来る。しかし乍ら、農村景氣の好轉が農業生産擴充を刺激し、正常的に生産力の發達を促進する限り、當然資金の新規需要が起る筈であるが、貸出金の停滞はこの事實を否定してゐる。但し、この現象は單に農村産業組合のみの事實ではなく、日本勸業銀行の貸出残高においても、十五年六月末までは大體同様の傾向を示して居り(十五年末に至つて反對に若干増加し

た)、戰時經濟の重點主義物動計畫による資材の供給難や農業勞力の不足等による生産擴充の困難に照應するものであるが同時にわが國農業生産力の停滞性並にそれに基く組合金融の高利率等々の相關々を否定することが出来ない。また事實において、農村景氣が未曾有の好況を示現し乍ら、その反面において農家負債の實體は不況當時と大差のない狀態にあり、また産業組合の貸出金の内容について見るに殆んどとり上げるべき程の本質的變化は見出されない狀態にある(産業組合中央金庫調査農村信用組合用途別貸出金参照)。

(註) 農林省經濟更生部の調査によれば、昭和十年八月末農山漁家一戸當りの負債額は八二四圓、同十五年七月末七七八圓であり、その差額はわずかに四十六圓である。「農林時報」第一卷第一號四四頁。

かくて、産業組合は、貯金の急激なる増加にも拘らずそれに比較して、國債消化に振向けられる金額は極めて少部分に過ぎず、また本來の機能である組合員に對する資金の貸出は、全く停滞狀態にあり、餘裕金のみが益々増大する傾向にある。十五年六月末現在における餘裕總額は約二十五億圓の巨額に達し、預金の増大と有價證券への投資額が著しく膨脹した。こゝにおいて、農林省は十一月十八日産業組合法施行規則を改正し、十二月一日より實施した。改

正の主要點中、農村産業組合に關した部分は、(一)信用組合及信用組合聯合會をして年二回地方の實情、國策に即したる資金計畫を樹立せしめ、(二)信用組合及び信用組合聯合會の貯金拂戻準備金最低限度及び餘裕金の管理運用に一定規程を設けたこと、(三)二點にあり、信用組合の經營を戰時財政に即してその機能を發揮せしめんとするにある。改正規則の實施に先立ち十一月二十八日、農林大藏兩次官の連名を以て、地方長官宛大體左の如き通牒を發した(東京朝日昭和十五年十一月二十九日)。

金利引下

- 一、信用組合の貯金利率は可及的に當該地方の地方銀行に準じて低下を徹底せしむ
- 二、信用組合貯金利率に對する特別配當は原則として廢止する
- 三、銀行等との金利協定には信用組合を參加せしむ
- 四、信用組合聯合會の貯金利率は信用組合貯金の原價、信用組合聯合會の預り金の運用利廻り、經費率を參酌して適當に決定すること
- 五、信用組合又は信用組合聯合會の貸出利率も貯金利率と並行的に低下せしむ

貯金拂戻準備金

- 一、信用組合においては可及的に之を信用組合聯合會に預け入

れしめ、之の貯金は「拂戻準備貯金」の名稱を附し期限の定めなき特別貯金とす

二、信用組合聯合會が預る信用組合の貯金拂戻準備金は原則としてその二分の一を産業組合中央金庫に預け入れしめ之を國債證券として管理せしむ

三、信用組合聯合會における貯金に付いてはその十分の一以上相當の準備を置き、之を可及的に中央金庫に預け入れしむること

かくて、組合金融の資金は、從來比較的に高利率の地盤の上立つて、戦時經濟の主流より漏れ勝ちであつたが、これによつて半強制的にその主流に注ぎ込むための枠を設けたものである。しかし、一般組合員の立場から見れば、これによつて、果してどの程度に農業生産力擴充のため、資金が低利に且つ豊富に供給されるか、問題である。農村信用組合の貸付金は、最近の低金利の時代においても、尙相當高利なるものがあり、年八分以上の貸付が三二・六一%、一割以上が三・七九%を占めてゐる事實に照して（産業組合中央金庫調査昭和十四年十二月末現在、「組合金融」昭和十五年七月九頁参照）この必要が特に痛感される。

販賣事業 十五年度における販賣事業の躍進は、前記信用事業の貯金の増加と共に驚異的である。「産業組合現況」(昭和十五年六月末現在)によれば、十五年度前半期

の販賣高は六億二千七百萬圓に達し、前年同期に比して二億五千百萬圓の増加である。しかして取扱品の主要部分を占めるものは米穀である。同じ時期における産業組合中央金庫の調査によれば農村産業組合の販賣金額は五萬四百六十三圓(一組合平均)であり、その中米穀が占める地位は六八・八%に達してゐる。これを前年同期の調査と比較對照するに、販賣金額において八千十一圓を増加し、米穀取扱金額の地位は五九・八%より六八・八%に、即ち九%の増大を示した。従つて、販賣事業の増大は主として米穀取扱の増大によるものである。この事實は、十四年末以降における米穀出荷の混亂に對する統制強化が産業組合を通じて行はれたことを示すものである。

しかし乍ら、以上の事實は十五年六月までのものであり、その後における主要食糧農産物の出荷に對して行はれた統制強化即ち六月十五日公布の「麥類配給統制規則」、七月十五日公布の「小麥配給統制規則」、八月二十日公布の「臨時米穀統制規則」及び十月二十四日公布の「米穀管理規則」により、米麥の出荷が一元的に農業團體によつて統制され、産業組合がその取扱ひに當ることになつた。その外三月三十日公布の木炭需給調節特別會計令の實施により木炭の集

荷が産業組合に一元化される等、これ等の結果、農村においては商業者の活動が封鎖され、産業組合の販賣事業の激増が豫想された。十四年度の販賣事業總額は十一億九百萬圓であつたが、十五年度においては米穀の取扱金額のみにも十億圓以上に達し、その外麥類、木炭等の取扱の激増によりて未曾有の巨額に達することが豫想された。

從來わが國の農産物販賣は、農業生産力の停滞性に照應して、地主と抱合せる高利の商業資本に支配せられてゐた。かかるに、戦時經濟の要請により統制が強化されて、商業資本の活動が封じられ、産業組合がこれに代つた。産業組合の機能は、農業者に對して國家的の統制を代行する關係にあり、一面これによつて商業利潤を合理化するが、國家の統制力が、産業組合を通じて、農業生産に對して直接的に益々強く影響する結果になるであらう。

購買事業 戦時經濟の發展過程において、本來は消費財生産手段に屬する農業用資材の配給制限は、物動計畫の實施と同時に逸早く實施され、農産物販賣過程の統制に比較して遙かに早く、また高度に統制された。蓋し第三十五回産業組合大會において農業用資材の配給問題が重要な議事となつたのは、この事情を反映するものに外ならない。「産業組合現況」(昭和十五年六月末現在)によれば、

十五年度前半期の購買高は、四億六千七百萬圓であり、前年同期に比較して一億四千四百萬圓の増加である。また同じ時期における産業組合中央金庫の調査によれば、農村産業組合の購買高は四萬三千五百七十九圓(一組合平均)であり、前年同期に比較して一萬四千九百圓の増加である。十五年度全體の豫想としては、販賣事業に見る如き飛躍的の増大は困難であらう。その理由は、購買事業の分野における統制がより、早くより實施され、またこの事業の擴張が政治的に一應その限界に達したと見られるからである。

しかし乍ら、このことは、農業用資材の配給統制方式が完備したことを意味するものではない。農業用資材の配給統制は、本來は農業生産統制に從屬して行はれるべきであるが、從來の農村産業組合の購買事業は、寧ろ逆に肥料資本の商品配給機關として育成された結果、農業生産との關係は本來密接でない。また一面産業組合の購買事業が未だ市場を獨占するに至らず、比較的鞏固なる商業資本が産業組合に對立してその地位を維持してゐる。こゝにおいて、農産物販賣統制の如く、これを一舉に農業團體の一元的統制に移すことが困難であり、全體の統制のために國家資本を仲介として、商業資本を参加せしめて、産業組合との三者による統制會社が設立された所以である。従つて、農業

用資材の配給に對して産業組合が實際に統制してゐる割合は、最も率の高い統制肥料において全國平均約五〇%餘であり、その他の物資においては、それよりも遙かに低いのである。これに對して、資材配給の制限強化に伴ひ、産業組合側より産業組合による一元統制が屢々要求される所以であるが、この分野における商業資本を全面的に閉出すことは、國民經濟的に、統制經濟の強化に伴ふ商業者の轉失業問題の激化に一層拍車をかける危険があり、商業資本はその一端において、金融獨占資本と密接に結び付いて居り、解決の至難な問題が尠くないのである。また假りに一步を譲つて、これ等の問題は何等かの方法により解決するとしても、産業組合の現在の下部組織の状態においては、産業組合による一元配給が、そのまま計畫的に生産統制にリンクされるかは若干疑問がある。即ち部落農業團體の生産機構と、産業組合の組織とを有機的に組織化するためには、未だ若干間隙が残されてゐる。従つて、農業用資材の配給統制方式は、先づ全體的としての統制機構を確立し(統制會社による)、産業組合の組織を整備しつゝ、一面商業者の配給組織に對しても従来の自由主義的市場機關から計畫經濟に從屬した配給機關化することを要請してゐる。

ところが、産業組合及び商業者が、統制經濟が要請するかかる配給機關として、その任務を果してどの程度に忠實に守つたか。これに關して統制違反を意味する「闇取引」が多數に横行した。もちろん、それは數においては商業者に多かつたが、産業組合の經濟違反事件も亦數限りなく摘發された。この點に販賣事業においても同様であり、殊に産業組合の全國的中央機關においてさへもその例があつた。經濟違反は、單に當事者の意志によるよりも、根本的には寧ろ流通過程の混亂、破壊現象として生起するものであるが、かかる事態に對して産業組合の統制力が如何に無力であり、またその組織が、社會經濟一般から隔絶された獨自の存在でないことを示して餘りあるものである。但し、このことは、統制經濟における産業組合の意義を否定するものではなく、産業組合の存在により流通過程の混亂をより少く、またより早くその混亂状態を脱する効果あることはいふまでもないであらう。とに角、十四年より十五年にかけて多く現れた産業組合の經濟違反事件は、流通過程の混亂の程度が如何に深刻であつたかを示すものであると共に、産業組合自身が自由經濟に對應した體制から高度統制經濟に對應する體制への編成替の過渡期にあることを示すものである。

利用事業 各事業部門中、利用事業の不振は屢々指摘されたところである。この傾向は最近においても一貫して居り、販賣購買の兩部門及び信用部門の貯金吸收が飛躍的に進出しつつあるのに對して、利用事業の不振は、相對的に一層その萎縮が表面化しつゝある。「産業組合現況」(昭和十五年六月現在)によれば、十五年度前半期の利用料は九百萬圓であり、前年同期に比較して三百萬圓の増加である。かくの如く、利用事業の發展が遅々としてゐるのはもちろん組合員の農業經營が前資本主義的生産様式の基礎の上にある制約に外ならないが、それと同時にこの部門に對しては、販賣購買兩部門の如く上からの統制強化により促進される事業がない點に有力な原因があると見られる。

利用事業は、米麥の精白、加工、肥料及飼料の配合等、本來流通過程に從屬のものが尠くないが、基本的意義を有するものは、事業の性質により、これを農業生産部面の事業と消費經濟部面の事業とに分つことが出来る。各々について十五年度の動向を見よう。

農業生産部面の利用事業は、多くの場合農事實行組合を通じて實現する。従つて、この分野の事業は産業組合が直接これにタッチすると否とに否らず、産業組合が農事實行組合の事業を援助することによつて、その目的を達するところが可能である。寧ろ農業協同化の現段階においては、この分野における事業により、基本的意義が見出されるのである。これに關して、農業協同化の重要モメントである農業機械の發達は近年著しいものがある。農林省の調査によれば、昭和十四年十一月末現在の農業機械普及状況は、原動機二十九萬三千臺、馬力數七十五萬八千馬力、動力作業機は脱穀機二十一萬臺、糶摺機十三萬二千臺、機械化の最も困難な耕耘部面においてはトラクターが二千八百十九臺を算し、之を二年前の十二年十一月末現在に比較すると原動機は臺數において五三%、馬力において八八%をそれぞれ増加し、また動力作業機は脱穀機六四%、糶摺機二三% (實質的には規模のより大なるものが採用される増加の割合はこれよりも一層大である)をそれぞれ増加し、トラクターにおいては優に五倍の増加である。(農林省「農用器具機械並共同作業場普及状況調査」による)かかる農業用機械の普及發達は農業機械化の低いことを示すものではないが、一面近年その發達のテンポが漸く高くなりつゝあることを示すものである。かかる農業機械化の前進に對して産業組合は果してどの程度に寄與したか。多くの農事實行組合の事例中には、産業組合との關聯において機械化が前進した例を求むれば、これを見出すことも不可能ではない。

例へば、埼玉縣大和田町においては、十三の農事實行組合を中心に、十五年度において電動機十三臺、石油發動機二臺、脱穀機六臺、収摺機六臺、自動耕耘機二臺（以上動力農具）、播種機十三臺、強力噴霧機二臺（以上人力農具）を新たに購入し、従来からある農業機械（自動耕耘機六臺、石油發動機九十臺、電動機三十四、五臺）を動員して一齊に共同作業を実施して好成績を挙げた。しかし、右の農業機械の購入費五千八百七十五圓中、町補助四十四圓、縣補助三百六十圓、別途補助百圓を除いた五千三百七十一圓は農事實行組合の負擔とし、その大部分は産業組合から融通したといふ（中央産業組合新聞昭和十五年七月三十一日一八二頁参照）。

しかし、この場合においても、「機械によつて共同作業をなす」ことを條件として、縣が獎勵補助をなしたことが槓桿の役割を果してゐる。またこの例は、眞に特筆するに値した事例であり、一般的にはかゝる事例は寧ろ寥寥たる有様である。但し、單に農事實行組合の活動を促進するために、産業組合が相當巨額の資金を貸付けた事例は乏しくないが、その大部分は農産物を産業組合に出荷販賣することを條件としたものが多く、産業組合が農事實行組合を通じて流通過程から農業者を捉へんとするものである。前述

の如く、産業組合の活動方針において、農事實行組合の活動強化が強調されてゐるが、その生産的活動が眞に強化された場合には、産業組合の貸付金の上に必ずそれが反映されるべきである。貸付金の金額並にその用途別貸付の上にも、かゝる關係の反映を認めることの出来ない現状は、産業組合が深く反省すべき點であらうと思ふ。

次に、利用部門の生産事業において、十五年度において新しい停滞が起つた。それは農業恐慌後登場した農村工業である。農村工業は、農村過剩勞力の消化と農産物の商品化を目指して、昭和十年以後政府の獎勵により各地方に擡頭したが、資材の配給制限と歐洲大戰の擴大による市場の喪失との二重の重壓により、深刻なる打撃を受けるに至つた。産業組合事業の新しい分野を開拓するものとして囑目されてゐたが、現在の情勢ではその復活が當分困難であらう。

利用部門の消費經濟的事業は、現在醫療利用事業がその主位を占めてゐる。産業組合中央會の調査によれば、昭和十四年度末現在の狀況は、醫療利用事業を主として行ふ組合三十四、醫療利用事業を行ふ町村四種事業兼營組合七十三、醫療利用組合聯合會四十六、合計百五十三組合に達し

組合員數百五萬四千人、利用料六百四十四萬五千圓である（産業組合中央會「第七回全國醫療利用組合及同聯合會調査」）。この事業は最近數年間飛躍的の發達を續けてきたが、十五年度においては醫者の不足並に資材の供給制限のため、從來の如く、その設備を擴張することが困難になつた。十五年度においても相當の發達を遂げたことは當然豫想されるが、しかし伸びる速度が右の事情のため或る程度制約を受けたことは當然であらう。

尙醫療利用事業に關聯して、十五年度における特筆すべき事實として全國協同組合保健協會の設立がある。從來醫療利用組合の指導聯絡機關は、全國醫療利用組合協會（昭和八年四月設立）があつたが、最近における醫療利用組合の發達と國民保健運動の重要性に鑑み、十五年九月これを改組して全國協同組合保健協會を設立した。その目的とするところは、「時局の要請する綜合的保健運動」の推進を企圖し、「産業組合運動の各部門に於ける保健運動の擴大強化」と其の綜合統一を圖り、農村保健運動體系の整備」並「都市に於ける保健運動體系の整備確立」をなさんとするものである。

さて、以上において十五年度における農村産業組合の動向の概観中、尙觸れることの出来なかつた問題が二三残つ

てゐる。即ち第七十五議會において決定を見た特別法人課税問題、同じく同議會において問題になつた産業組合の保險事業進出計畫と職員共濟會の設立、十月十七、十八日の第七回産業組合青年聯盟全國大會において決定した産青聯の改組再出發等がそれである。しかし、協同組合運動としていづれも派生的の問題であり、産業組合の主流を動かすものではなかつた。

協同組合の過渡的段階

本來協同組合の地盤は、資本主義の外圍にあり、小獨立生産者及び勞働者を基礎とし、その社會經濟的利益の擁護を目的とするものであるが、高度國防國家體制においては寧ろこれ等の構成員を把握する統制機構として作用する。従つて、今、協同組合に課せられたる任務は、經濟的に弱き構成員の利益擁護、即ち私經濟的意義と、一層それ等に對立する國家的統制機構との二つの機能とその双肩に負つてゐるのである。この二つの機能は、統制經濟の現段階においては互に矛盾する關係を内包し、協同組合の經營はその過渡的段階に彷徨する状態にある。この矛盾脱出の道は、協同組合が全機構的な計畫經濟に從屬する機關としてその體制を再編成することである。かゝる動向は、十五年

における消費組合編成方針にも、亦農業團體統制問題の中にも、その萌芽を現してゐるが、一面國民經濟全體の再編成の進行が遅々としてゐる實狀にあり、また協同組合の内部においても、これを阻止する要素が内在し、未だ決定的の軌道を見出すまでに至らなかつた。

しかし乍ら、戦時經濟の發展と、國際情勢の緊迫化は、至上命令として國民經濟再編成の進行を要請するであらう。かかる情勢は、協同組合運動に對して、外部的にも亦

勞働者教育

昭和十五年に入り聖戰第四年國家總動員第三年目を迎へ、戦時體制は茲に整理統合の新段階に入ると共に、社會各般に互り組織的新體制確立の要望愈然たるものあり、一方恰も紀元二千六百年の國民的榮譽と矜持とは、戦時下國民精神に一段の緊張を振起する所があつた。産業勞働部門に在りても、生産力擴充の基礎的諸條件の整備、特に人的資源の質的向上育成が、本質的な要請となつて現はれ、茲に勞働者の教育指導の問題は本格的登場をなすに至つた觀がある。

内部的にもその再編成を要請せずには置かない。殊にわが國民經濟における資本主義外圍に位置する農業部門の停滞性は、統制經濟の強化により、深刻なる影響が豫想され農村産業組合の任務はまことに重大である。この意味において、十五年度においてその一部を現した農村産業組合の再編成、即ち農業團體統制問題こそは、高度國防國家の一環としての農業部門再建の樞軸をなすものと云ふべきである。

精神總動員運動と産業報國運動

精神總動員運動 昭和十二年「學國一致」「堅忍持久」の標語も力強く、戦時下國民の精神的推進力たらんとして發足した精動運動は、昭和十五年に入るや劈頭、戦時食糧充實國民運動要綱を決定した。

その勞力對策として、農村に於ける「勞働力の不足を補ふと共に、食糧生産勞働を體驗せしめる爲、商工業従業員……の勤勞奉仕を促進する」ため、「工場礦山商店の青年從

業員……をして、農繁期に勤勞奉仕班を組織せしめること」となつたが、その顯著なる例は、愛知縣の手により大規模に行はれ、常に戦時食糧確保の上からのみならず、又教育的に多大の効果を收めた。

また消費的側面の對策としては、戦時節米報國運動實施要綱を定め、(一)食糧尊重觀念の普及徹底、就中、米に對する感謝尊重觀念の徹底、(二)混砂搗精米の廢止、(三)白米食の廢止、七分搗米の常用、(四)米を原料とする酒、菓子、餅其の他嗜好品の消費節約、(五)麥飯の獎勵、竝に雜穀、豆類、薯類等の混食獎勵、(六)小麥粉食蕎麥、粉食等の獎勵、(七)戦時獻立の普及等を關係官廳及び關係團體と連絡の上、之が實行督勵に當り、相當の成績を擧げることが得た。

右の運動と並行して、「興亞生活運動」の展開を主とする「昭和十五年運動實施要領」を決定し、之を各地方の實情に應じて具體化することとなつた。その實施要領は次の如きもの(摘要)である。

一、戦時意識の徹底

時局認識の徹底を圖ることは、國民精神總動員の先行條件なるを以て「時局認識徹底方策」に基き時局の真相が國民に普く滲透する様一層努めること

二、戦時生活の推進(興亞生活の建設)

奉公精神に徹せる剛健にして素朴なる國民生活の確立を期する爲、興亞生活運動を起すこと

(一) 簡易生活の實踐(生活費の切下、國民生活綱要の趣旨の徹底的實踐)

(二) 戦時經濟道德の確立(關取引、賣惜、買溜、買占等の徹底的排除)

(三) 戦時食糧の充實確保(増産並に節米等の徹底的實踐)(參考事項摘記)

(四) 街頭の泥酔者其他非戰時的なる行爲に對して、斯かる不謹慎者を一掃するに努めること

(五) 冠婚葬祭の簡易化、形式的贈答の廢止其他虚禮の廢止に就ては何等か強制的措置を講ずる位に努めること

(六) 奢侈浮華の生活を一掃する爲に、又無益なる浪費購買力の濫費を防止する爲奢侈品の生産販賣を抑制すること

(七) 宴會、會食の單價切下げ及び品數の制限を行ふこと

かくて官民一體、益々深刻化を豫想される難局を克服して、興亞聖業の翼賛に邁進することとなり、強力なる實踐運動を展開するに至つた。戦時下に應はしい興亞生活建設に就ては、七・七禁令を契機として更に強化せられ、「ぜいたくは敵だ!」「日本人ならぜいたくは出來ない筈だ!」の標語の下に、各地方の實踐網或は實踐委員を通じ、又は關

係團體を通じ、講演に、或は街頭警告に、全国的に展開せられたが、産業方面に對しては、主として股販産業従業員に特に指向せられ、これまた産報の銃後生活刷新運動と照應するものであつた。

然らば、かゝる精勤運動の展開は、果して労働者の生活に如何なる具體的影響を與へたか。いま一、二の例を示して見ると、福岡地方鑛業報國聯合會では、興亞奉公日一日だけの禁酒では足らぬとし、昭和十五年六月一日以後、毎月一日・十日・二十日の三回を「酒なし日」とし、九州、及山口、沖繩の九縣に亘る全鑛山と炭礦に之を實施した。九州には有名な三井、田川をはじめ、三池、山野、日鐵二瀬、鹿町、住友忠限、三菱横峯等、禁酒炭坑の錚々たるものが揃つてゐるが、之に對し、酒が足りなくては鑛山労働者の能率が低下するなどと、之を口實に、まだ禁酒徹底を缺く憾みがあつたのに對し、山の同志達が蹶起し、「目標は一年中を酒なし日にすることだ」と氣焰を上げてゐる。

また精勤本部に於て興亞奉公日の實施状況につき調査せし所によると、就業前一時乃至二十分早出勤をして、朝會を行ふもの工場方面に頗る多く、また工場事務所全體の朝禮、講話が終ると、引續き各職場別に部長、課長から時局下の心構やその實踐に就ての訓辭があつて、就業してわ

る所もある。更に當日は工場全員、或は有志代表が、特定の神社或は工場内神社に参拜をしてゐる所も多い。また晝食は、各種の簡易な食事（一汁一菜、日の丸辨當、ウドン、辨當持参など）を攝つてゐるが、福岡の某工場の如きは、當日は動力の都合で休業するが、寄宿職工は戦死者の墓地清掃後、戦地の勞苦を偲んで晝食を全然抜いてゐる所もある。某紡織では當日一錢獻金を行ひ、また簡易食、冗費節約費等を即日貯金してゐるが、中には之を慰問金に當てゝゐる。また當日は當該工場出身の出征軍人や傷痍軍人に慰問文を發送し、又は出征家族や遺族の慰問も行はれる。其他清掃整頓、勤勞奉仕を行ひ、中には各工場別に能率増進や製品の品質改良などに就き、研究座談會を開いてゐる所もある。

精勤運動は、戦時下日本に取つて期待さるゝ所頗る大きかつたが、從來ともするとその實活動が期待に沿はざる憾みがあり、このため昭和十五年四月には再び改組が行はれ從來運動の企画機關たる政府委員會と、實踐機關たりし精勤中央聯盟との二元的組織を一元化して精勤本部となし、官民一體の強力なる中央機構として、政府の積極的参加を得た。その後大轉換期にある國內情勢は、遂に十月大政翼賛會の設立を見、精勤は自然この内に包攝せられるに至つ

た。

産業報國運動 精勤運動が國民一般を對象とするに對し、産報運動は専ら産業人を對象とするが、その實活動は相互に緊密なる協力關係にある。

昭和十三年七月財團法人協調會時局對策委員會の成案に基づいて、我國勞資問題に一新紀元を劃すべく生氣激刺と登場した産報運動は、その推進體産業報國聯盟の強力なる開拓的運動によつて、漸次各地の會社工場に産報會の結成を見、我國産業労働界の指導的動向を示すに至つたが、一方厚生省も斯運動に對し積極的援助に乘出すこととなつてから、労働組合の解消と共に更に拍車をかけられて支配的運動となるに至つた。産報運動の指導的精神たる勞資一體觀の樹立は、自然と其の運動自體に、かゝる觀念に基づく勤勞體制實現の必然性を内蔵し、且つ高度國防國家建設、生産力擴充促進の意味も附加せられて、産報會を基體として茲に「勤勞新體制が」樹立されんとする氣運に在つた。産報運動に關し注意すべきことは、本運動に觸發せられて農業報國運動が起り、商業報國運動が生誕したことであり更に大政翼賛運動に對しても、産業労働界に關しその先鞭を付けたことである。

産報運動の現状は、産報聯設立以來僅々二ヶ年にして、

その組織は工・鑛・交通・商業の各部門に亘り、昭和十五年九月末現在に於ける産報會數は四六、三〇三、會員數四、一八三、〇五〇人に及び、地方聯合會一道三府四十三縣に結成せられ、鑛山監督局管内に設立を見た鑛業報國聯合會五を合して五二聯合會、本運動は正に我國産業労働の統一的態勢を呈するに至つた。茲に於て、強力なる中央機關を待望する聲は愈々熾烈となり、その計畫は主として厚生省に於て進められたが、十五年十一月に至り遂に大日本産業報國會の結成を見るに至り、産報聯は自らこの中央機關に發展的解消を遂ぐることとなつた。

昭和十五年に入り、十三年秋以來開始せられた銃後生活刷新班運動は産報事業の一部に取入れられ、國民總動員下の戦時生活の確立に邁進したが、また精勤との密接なる連繫の下に「戦時食糧報國運動」「植樹報國運動」等を全国的に展開したが、五月には厚生省労働局長は通牒を以て、簡易農園設置を産報會の一事業として勸奨する所あつた。その要項は左の如きものである。

工場事業場簡易農園設置獎勵要項

一、趣 旨

勞務者ハ終日自然ヨリ隔絶セラレタル作業環境ニ於テ勞働ニ従事スル爲單調ナル心理ニ依テ且健康ヲ損耗スル虞アリ、依

テ其ノ餘暇ヲ善導シテ努メテ自然ニ親シマシメ醇厚ナル情操ノ陶冶ト健康ノ増進ヲ圖ラシメ生活指導ニ資セシムル爲ニ家庭空地、事業場空地其ノ他ヲ利用シテ趣味ト實益トヲ兼メタル簡易農園ノ設置ヲ獎勵セントスルモノナリ

二、運用方針

本指導ハ産業報國會ノ事業トシテ運用セシムルコト

三、栽培地

(一) 家庭空地ノ利用 (二) 事業場空地ノ利用 (三) 事業場専用栽培地ノ設置 (四) 共同栽培地ノ設定 (五) 既設共同農園ノ利用 例「東京市民農園」(六) 其他適當ナル栽培地

(四) (六)ノ栽培地借入ニ關シテハ成ルベク産業報國聯合會ニ於テ之ガ斡旋ヲナスコト

四、栽培者單位

(一) 家族單位 (二) 統後生活刷新班單位 (三) 職場別單位又ハ其ノ希望者團體單位 (四) 寄宿舎又ハ其ノ希望者團體單位 (五) 各事業場單位又ハ其ノ希望者團體單位 (六) 其ノ他適當ナル單位

五、栽培物

(一) 時局有用植例 唐胡麻・韋麻・棉花・馬鈴薯・甘薯・南京豆等 (二) 麥類・雜穀・蔬菜・果菜等 (三) 永代公益樹木 (四) 園藝植物 (五) 其ノ他適當ナル

六、栽培指導

産業報國聯合會ニ於テ成ル可ク左記各號中ヨリ指導者ヲ斡旋シ適宜指導スルコト

(一) 農事及園藝關係學校ノ教師 (二) 農事試驗場ノ技術員 (三) 農事ニ關シ學識經驗アルモノ (四) 其他適當者

七、栽培用品

種苗、肥料、農具、驅除藥劑等ノ購入及栽培上ノ諸施設、農園ヘノ交通等ニ要スル經費ニ關シテハ成ルベク事業主又ハ産業報國會ニ於テ適宜負擔スルコト

産業運動ノ教育手段は主として講習會及び講演會を以て、事業主、職員、従業員、擔當係官等に對し、本運動の精神と之ガ運用を理解徹底せしめることにあるが、いま昭和十四年中に於る従業員を對象とせる講習、講演會出席者は、講習會六、三四一、講演會五八、〇四七であり、昭和十五年一月より三月に至るまでの分を見ると、講習會受講者四、六六九、講演會聽講者四六、九八一に上つてゐる。之等は産報聯、厚生省、鑛山監督局及び全國各地方廳の主催にかゝるものである。

かくて産報運動は今や、全國を掩ふ組織網を以て我國の産業労働界は之に歸一統合さるゝ趨勢にあり、その事業も

啓蒙時代を過ぎて着々と具體的問題にタッチするに至り、戦時勤勞人としての國家的自覺と産業人としての職分奉公の徹底實踐に務めつゝある。

技術教育

労働者を對象とする技術的訓練は、從來各事業場の要求の度に應じ、事業場單獨に、或は外部學校との連絡の下に實施せられてゐた。また青年學校は、職業教育を重視するとは云へ、未だ充分に技術的訓練を徹底するまでには至らなかつた。所が支那事變前よりする我國戰時體制への移行と生産力擴充の國家的命題は、一方龐大なる労働需要を招來したと共に、從來の如き事業場委せの技術工養成施設では、到底生産の要求に應ずることが出来なくなり、所謂熟練工養成の問題が緊喫の國家的要請となるに至つた。

この問題は既に林内閣時代に閣議にまで上され、商工省、文部省、企畫院、その他を中心にして、朝野に盛なる論議が繰返されたが、第七十一議會には商工省の機械工養成案となつて、その協賛を得、國營或は公營の養成所と共に民營養成所を指定し、之に補助金を交付することとなつた。一方文部省でも、技術關係學校の増設、學生生徒の増員、必要科目の増設等を行つて技術員の養成増大を圖つた。が

勿論之のみでは需要に應ずべくもなかつた。昭和十四年三月に至り、國家總動員法第二十二條の發動を見、工場事業場技能者養成令が公布施行せられ、厚生省の所管に入れられることとなり、法に依る工場事業場は、技能者を養成する義務を負はさるゝこととなつた。之等の技能者養成に對しては、毎年度豫算の範圍内に於て補助金が交付せられる。

この技能者とは、一體如何なる程度のものであるかと云へば、産業戰士として須要なる知識技能を有するものであつて、其の技能程度は、當該工場又は事業場の生産作業に就いて、相當廣範圍の技術的判斷力を有し、指導者の具體的指示を俟たずとも大體間違ひなく作業を爲し得る者を云ふのである。而して、其の中には、將來其の工場事業場に於て指導者たる職工となり得る者を含んで居らねばならぬのであつて、所謂専門分業工の如き、極めて限られたる作業のみを會得した職工であつてはならぬのである。

高度國防國家の建設は、到底技能工を養成令に依る適用事業場のみに限ることは許されない。そこで昭和十五年四月には上述技能者養成令の適用事業場が擴張せられた。即ち、從來養成義務を負ふものは、金屬工業及機械器具工業に屬する二十二種の事業であつたが、更に採鑛業及化學工

芝浦青年第二部		芝浦青年第一部				學年部別		入學資格		授業日及時刻		教授調練科目及時數							
研究科	本 科				研究科	本 科				學 課	教 練	實 習	公民科	修 身	普 通	工 業	教 練 科 實 習	合 計	
	四年	三年	二年	一年		四年	三年	二年	一年										
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
芝浦在勤青年男子 ヲ隨時入轉學セシム	同	同	同	同	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年	高小卒男子、銓衡 ニヨリ四月、一年
每週一回 至午後六・五	同	同	同	同	隔月交代、通學 月ハ毎日同右	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	工場通勤ノ 月ハ毎日 自午前七・五 至午後四・〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	計 一〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

業に属する十四種の事業をも包括し、六月より養成を開始せしむることとなつた。新に擴張せられた事業の養成に就ては、二の特例が定められてゐる。即ち、其の一は化学工業に於て養成を開始すべき、養成工の員數算出方法であつて、化学工業は他の事業と異り、國民職業能力申告令第二條第一號に該當する要申告者數を基準とせず、單に年齢十六歳以上五十歳未満の帝國臣民たる男子労働者の員數に所定の比率を乗することとなつて居り、其の二は採鑛業の授業時數短縮であつて、徳性涵養に就ては、他の事業と同様毎年四〇時間以上であるが、養成期間を通じ學科の教授時數は五五〇時間以上、實習時數は三、五〇〇時間以上と、何れも他の事業よりも短縮せられてゐる。尙ほ採鑛業に就ては、事業の性質に鑑み、使用労働者常時千人未満の事業場に對しては、原則として養成義務を免除せられる方針が取られた。かくて、養成施設は、その適用事業場に於て漸次設立せられるに至つたが、昭和十四年度より義務制となつた青年學校との關係は、青年學校本科の義務制が實施せられる際（十六年より）には、養成工の該當者は原則として本科に就學しなければならぬが、養成期間中は青年學校の修身及公民科、普通科及職業科の課程を修めなくてもいいし、また養成を修了したる後の青年學校に於ても、普通科及職業科

の履修を免除せられる。たゞ教練は免除せられず、養成修了後の修身及公民科に就ても同様である。自己事業場内に私立青年學校を有する所では、教育的な便宜と設備の利用とから、多く青年學校に技能者養成所を新設或は編入せしめてゐる。いま私立芝浦青年學校の例を示し、その内容を紹介して見る。

私立芝浦青年學校

東京芝浦電氣株式會社芝浦支社に於ては昭和八年教育部を興し、技術の尊重と人物の養成を二大眼目とし、其の一翼として徒弟養成所を設けた。之は青年訓練所令、次いで青年學校令に依り獨特の青年學校として本科第一部（養成所）と第二部に別ち經營し來つたものである。昭和十四年工場事業場技能者養成令の發令を見たが、之は從來の本科第一部を以て全面的に應ずる事が出来、會社の主義に何等變更を受くる事なく本校の正系として今日に至つた。本科第二部は普く當工場の青年労働者に就學の便を計らんとして設けた純然たる青年學校令に準據したる工業青年學校でこの他當社に入職し來る青年素人工の短期養成教育を施す専修科を設け、また熟練工の完成教育のため適材教育部を附設してゐる。いま之を圖示すれば左の如くなる。實習工場は木造平家建二棟三六二坪にして仕上・機械・熔接・製鐵・鍛冶・鑄物・木型・電氣の諸工場を有してゐる。これに附屬して木造平家建一棟八五坪あり、之に食堂兼教室・更衣室・便所・

設 附	校		
	第一月	第二月	第三月
芝浦適材教育部	芝浦支社へ入社 入學シ三月ノ後 ハ本科第二部ニ進 ス	芝浦支社へ入社 入學シ三月ノ後 ハ本科第二部ニ進 ス	芝浦支社へ入社 入學シ三月ノ後 ハ本科第二部ニ進 ス
在勤ノ熟練工人 ノ選抜セシモノ	在勤ノ熟練工人 ノ選抜セシモノ	在勤ノ熟練工人 ノ選抜セシモノ	在勤ノ熟練工人 ノ選抜セシモノ
至同六・五	至同六・五	至同六・五	至同六・五
修公	二〇	二〇	二〇
數學	一〇	一〇	一〇
英	一三	一三	一三
機械	一三	一三	一三
電氣	一三	一三	一三
材料	一三	一三	一三
工作	一三	一三	一三
製圖	一三	一三	一三
合計	二二	二二	二二

洗面所を備へてゐる。

職業科の教授要項は、機械工業の作業者として必須なる工業の大體を教授すると共に、技術報國の精神を會得せしめ、實直勤勉の習性を養成せんとし、徒らに理論に偏せず、當工場の実生活に適切なる教材を選んで之を課し、實作業に即したる知識を授くる。その要領は

- (1) 修身公民科と聯絡を保ち、職業を通じて徳性を涵養すると共に研究心を養ひ、工夫創作の力を陶冶すること
- (2) 現場作業中の基本的、根本的なるものを授け、當所中堅工員としての必須なる知識を深め、技能を練り、適性に應じて益々熟練工の素養を體得し得らるゝ様努むること
- (3) 職業科は工業數學・物理・力學・材料・電氣工學・機械工作法・機械要領・製圖・専門工學・専門作業法に分ちて、當工場に適切なる指導をなしてゐる

工場とは工作を以て報恩の實を擧ぐる道場である、己(身心)を磨き、奉仕(工作)の功を致すべし、従つてその對象たる材料、器具、機械等を尙び愛用すべし

- 1 清掃、清掃の觀念を養成し、整理整頓の習慣を付けしむ而して工作に入る準備として下の事項を一應體得せしめる
- 2 運搬、凡ての作業の基本たるものに付、小は手先のみの運動より、大は何百噸の大重量品の機械運搬に至るまで、單純のみならず協同一致の作業なるを以て、決して低級なるものに非ざるを教へ、常に自ら之を行ふの外運搬作業者を理解し、協力する様に導く
- 3 タガネハツリ、自分の身體も我が自由ならざる事より練習、緊張の如何に效果あるかを覚えしめ、次で學理の活用よ

- 1 基礎作業を重んず
- 2 技術の測定により
- 3 仕事を尙び
- 4 仕事に順序をつけ
- 5 作業細分化により
- 6 熟練の促進をなし
- 7 進歩上達の自覺と自信とを保たしむ
- 8 日々の成績を比較反省し
- 9 職務を忠實に遂行せしむ
- 10 難易巧拙に應じて向上せしめるため
- 11 熱練の促進をなし

- 12 木片削、二五耗角の大棒一〇〇耗長さのものを小刀を以て丸く削ること、大にして圓く仕上げたるを良とす、手先の巧拙、頭腦の明敏さを判断し得
- 13 鉄箸の使ひ方、鉄を以て濡紙を切り、箸を以て豆を拾ひ手先の巧拙を判断す
- 14 向鍵打、練習を要するも、忍耐力、力量等を判断するに適切なる方法とす
- 15 土フルヒ、忍耐力と共に勞働力量を判定し且つ如何なる勞働をも早しませぬ習慣をつけしむ
- 16 その技術の指導に當つては、左の點に重點を置いてゐる。

一、基礎作業を重んず	二、技術の測定により	三、仕事を尙び	四、仕事に順序をつけ	五、作業細分化により
進歩上達の自覺と自信とを保たしむ	日々の成績を比較反省し	職務を忠實に遂行せしむ	難易巧拙に應じて向上せしめるため	熟練の促進をなし
練習、緊張、學理活用、素直に師事することの大切なる自覺を促す	向上の方法を明らかに自覺せしむ	卑近なる仕事を重要視し或は學問とし、教練として教へる	機械作業の前には必ず手作業を以て準備させる、例へば穿孔機の使用前のハンドポール、旋盤の使用前角より丸に仕上げしむるが如し	旋盤作業の分化として双物送り配付方寸法測定等を行はしむ

六、合理的綜合により	一聯の作業の改良向上を來さしむ	各種分業の綜合により作業の合理的改善を來す
七、動作研究により	最良の工作法に熟練せしむ	兩手使用、重力應用、ビット利用等作業能率の増進法を活用し、その向上を促す
八、仕事の奥深さを教へ	一生修養の對照として練磨すべきを覺らしむ	純鐵の鍛鍊、特殊鋼の加熱、一般材料加熱の歪等々
九、精神作用の重要さを自覺せしめ	常に自奮自勵向上の實を擧げしむ	仕事慾、責任感、趣味、満足感、誇りある時、等の作業は愉快にして發達早きを覺らしむ タガネ、ハツリの如きは全身全心の作用の好例
十、名工出世の跡を追慕せしめ	技術に凝る生命とその教化を感ぜしむ	天才、努力、精進、物を尙ぶ心、整頓する習慣、やらねばやまぬ良心 工具、材料、一切を尙ぶ、終始一貫努力、等々
十一、健康體を養成し	正しき心正しき技倆を發揮せしむ	正しき人が正しき物を作る心だけ生きる
十二、日記による指導	正しき心を養はしめ健康體を作らしむ、一日を反省し、良心的生活に慣れしむ	家庭の淨化、日常生活の正常化を計る 不平を云ふ者に不健康者多し

軍需品の生産を確保し、生産力擴充計畫を支障なく遂行せしむるためには、極めて多數の技術者を要すること多言を要しない。政府は、之等技術者の需給調整を圖るため、一面に於ては學校の擴充を行つて收容人員の増加を圖ると共に、他面に於ては國家總動員法を發動して、學校卒業者の使用制限、國民登録、従業者の雇入制限等の方法を講じ、

之が適正なる配置を圖つて來たのであるが、未だ之を以て足れりと云ふを得ない。然るに多年生産現場に至つて貴重な經驗と研究を積んだ熟練労働者に對して、之等をこの儘放置して置くことは、技術者不足の折柄眞に人物運用上不經濟と云はねばならぬ。之等の者に對し國家が、一定の檢定制度を設け、登用昇格の機會を與ふると共に、また向上

心研究心を刺戟することは極めて時宜を得たること、云はねばならぬ。

茲に於て、政府は昭和十五年三月機械技術者檢定制度を設け、工場事業場に於ける勞務者中より技術者たる能力ある者を發見するの途を拓き、以て技術者拂底緩和の一方策たらしむると共に、一般労働者の技術向上の一助たらしむることとした。軍需並に生産力の爲に要する技術者は、獨り機械關係の者のみではないが、差當り現在最も不足を告げてゐると認めらるゝ機械技術者の檢定を行ふこととした。

右檢定を受くる資格のある者は、年齢二十歳以上の男子にして、機械工作又は金屬加工を行ふ工場事業場の生産作業に五年以上従事し、又現に従事する者か、三年以上従事して居つて、受檢に就き特に工場事業場の長の推薦を受けたる者である。この檢定は、當該生産作業に従事する技術者、即ち所謂現場技術者たるの能力の有無を試せんとするもので、その程度は、概ね工業學校(甲種)を卒業し、實務に相當期間(四、五年)従事し、現に技術者たる者の通常保有すべき實務的知識技能と同程度のものである。

檢定は筆記試験(前期及後期)、作業試験、口頭試問に分れてゐる。筆記試験は、概ね左の範圍に於て主として實際

的問題を選択して行ふ。即ち(一)工業數學(算術・代數・平面幾何及三角初步)(二)工業理科(物性・熱・光・水力學・原動機及無機化學)(三)機械學(機械の要素・機械力學及材料力學)(四)製圖(用器畫法及讀圖)(五)材料(金屬材料・燃料及減磨劑)(六)一般工作法・木型・鑄造・火造・製罐・熔接・器械工作及仕上組立)(七)電氣(電氣回路・電動機・變壓器・電氣計器・閉閉器及電氣照明)(八)工場管理常識(工程管理・賃金工場原價計算及安全管理)等である。作業試験は、製圖及び専門作業に在つては、概ね左の範圍に於ける作業を行はしめ、且必要に應じ、實地に於て作業の實際につき檢定委員の質問に答へしめ、工場事業場に於ける作業常識に在つては、實地に於て一般作業の常識につき檢定委員の質問に答へしめて之を行ふものである。(一)製圖(簡單なる見取圖の作成)(二)機械作業(旋盤・フライス盤・形削盤・ボール盤及研磨作業の中一作業又は二作業)(三)仕上及組立作業(タガネ・鑢・タガネ及キサゲ作業)(四)木型及鑄造作業(木型・原圖引き・木取り及平面削り作業又は鑄型込作業)(五)火造及熱處理作業(火造作業)(六)製罐及熔接作業(原圖引き・鉄打ち及填隙作業又はガス熔接作業若は電氣熔接作業)等である。口頭試問は、一般國民として理會すべき常識問題、其他機械技術者として理會すべき常識問題、

並に産業人としての心掛等に就いて行はれるものである。右検定に合格したる者には、合格證書が下附せられ、且その氏名は官報を以て公告せられることになつてゐる。

彼上の如く、政府當局の強力なる技能者或は熟練工養成策と共に、民間に在りても之に呼應し、又は事業の必要から労働者の技術訓練は、空前の盛況を見るに至つた。而して、軍需産業の活況と労働需要の増大に伴つて、労働力は工場へ工場へと奔流し、未曾有の労働者時代を現出するに至つた。特に青少年工の工場流入は激しく、彼等は成る可く早急に技術を修得することに専念せられたこと、労働者の時代的慢心、収入の増大、殊に中小企業に於ける教育施設の缺如等のため、漸くまたこの教育的缺陷の側面も暴露せらるゝに至つた。即ち、昭和十五年四月行はれた警視廳管下不良青少年一斉取締の結果を見れば、檢舉人員三、〇七二名中、労働者は約三九%の一、一八五名を占め、檢舉労働者の年齢は十六歳以上二十一歳までの者が一、〇二五名にして全體の八八・三五%を占めてゐる。この事實は痛く世の響をを買つたが、茲に於て、特に青少年労働者の教育問題は再検討されることになり、之等に健全なる慰安娯樂を與へて情操を醇化せしめ、また彼等に「行」を主とする精神訓練の施設などが計畫實施されるに至つた。慰安娯樂

の問題は別項に示す通りであるが、「行」を主とする精神訓練には、例へば警視廳で毎月四回行ひつゝある二泊三日の養成工修養會の如きその一例である。

厚生運動

事變第四年を迎へた昭和十五年は、戦時體制の基礎的整備と共に、國力の基幹たる人的資源を益々維持培養し、戦時下に於ける國力の發揚を愈々強化すべき課題を負はされた年でもあつた。既に早く、國を擧げて國民體位の低下を憂へてゐたが、特に勤勞部面に在つては當面の生産力擴充を控へ、一方労働力供給は圓滑を缺きしたため、過長なる労働時間を餘儀なくされ、ために體位低劣化は實に寒心すべきものがあつた。

労働強化の防止策としては、政府は既に昭和十二年十月社會局長官通牒を以て、軍需品工場に於ける交替制の採用に關して、指導勸奨する所があつたが、其の後の實情は、依然として相當の時間延長が行はれて居り、夫れがため災害や疾病が益々増加の傾向を示すに至つたので、最早や一刻も放置すべからざる事態に直面した。そこで昭和十三年六月には「軍需工業能力増進のため交替制採用」に關する閣議決定もあり、軍需品工場に於ける既存の設備を利用し

その生産力を最高度に發揚し併せて労働力の保護を圖るため、同年八月厚生次官より各地方長官宛通牒を以て「軍需品工場に於ける交替制實施要綱」を示達し、その就業時間は十二時間以内（交替班轉換日は十八時間以内）とし、場合に依つては三交替制とし、夜間労働者の休養、榮養に關しては、特に留意すべきことを明示した。昭和十四年四月公布五月一日より施行せられた工場就業時間制限令は、保護職工以外の労働者の就業時間を原則として十二時間と制限し、休日は一、二回以上、就業時間六時間を越ゆる時は三十分以上、十時間を越ゆる時は一時間以上の休憩時間を設くべきことを規定した。所が、同年五月一日より同年十月末日迄の六ヶ月間に於て、右制限令に基く例外許可届出件数を見るに、合計二一、五九七件、また同期間に於ける違反件数は一、八一三件の多きに昇り、之等の大多數は大體事實上十二時間以上就業せしめてゐると見てもよく、でなければ休憩時間或は休日にて規定以上の強化をなしてゐると見られる。

この結果は如何になつたか。いま之を缺勤指數の上から見れば以下の如くである（厚生省労働調査、軍需品工場に就き昭和十二年、十三年、十四年の各年六月の實情を調査）。即ち公傷病に依る缺勤指數は（昭和十二年六月基準）昭和

十三年男一四、女二九、昭和十四年男一一二、女二六一を示し、私傷病に依る缺勤指數は昭和十三年一一二、女一一一、昭和十四年男一一六、女一四三、事故に依る缺勤指數は昭和十三年男一三五、女一三九、昭和十四年男一九八、女一九五を示してゐる。

茲に注意すべきは、公傷病中の二六割以上の増加でありまた男女共事故缺勤者の著増せしことである。就中、事故缺勤者は強ち健康上に關係なき個人的事故や怠慢に依るものと見るべきではなく、醫師に診断を乞ふ必要もなき軽度の症状ある者多數を占むるものと判断し得、而も之が將來本格的な病症に昇進する可能性を伏在して居るものと見て差支へない。

かくて、労働者の體位は愈々憂慮すべき傾向あると云はねばならぬ。然るに體位向上施設たる事業場の體育運動實施の状況は如何なる状態に在るか。いま厚生省の調査に依り之を見れば次表の通りである。

即ち、之を見れば最も多く實施されてゐるものは體操であつて、調査工場の六四・〇%は之を實施し、之を實施工場より見ればその労働者の六八・五%は之に参加してゐる。次は野球庭球であつて調査工場の三九・〇%は之を實施し、實施工場より見れば労働者のの一・一%は之に参加してゐる。

體育運動實施狀況 (勞働時報、昭和十五年五月)

種別	調査工場数	實施工場数	%	調査工場労働者数	參加労働者数	%	實施工場労働者数	參加労働者数	%
體操	六、三九五	四、〇八九	六四・〇	一、八二五、三九一	九九四、五九九	五四・五	一、四四六、六三三	九九四、五九九	六八・五
武道	同右	一、二八八	二〇・〇	同右	九一、四七七	三・〇	一、〇〇一、四九九	九一、四七七	九・三
野球、庭球	同右	二、四八四	三九・〇	同右	一四三、八四四	七・九	一、三〇〇、七二二	一四三、八四四	一一・一
陸上競技	同右	六、七	九・七	同右	一一八、二二三	六・五	六、九四、七三三	一一八、二二三	一七・〇
球戯	同右	九、六	一四・三	同右	一〇一、〇七	六・六	七一九、四八六	一〇一、〇八九	一四・〇
遊戯	同右	二、三〇四	三六・〇	同右	二一九、七二六	一三・一	九九六、七三二	二一九、七二六	二三・〇
強健術	同右	八、三	一三・三	同右	二八、四六六	一・六	三九、〇〇〇	二八、四六六	七三・〇
其他ノ體育	同右	一、三七九	二四・七	同右	一八、三七七	三三・〇	九六三、二九〇	一八、三七七	四三・五

る。次は遊戯であつて調査工場の三六・〇%の工場は之を實施し、實施工場より見ればその労働者の二二・〇%は之に参加してゐる。之は女工を主とする紡織工場が主たるものたること勿論である。以上を調査工場の労働者總數より見れば、即ち、労働者總體の上より如何なる種目のものに労働者はより多く参加してゐるのかと云へば、最も多く影響を受けてゐるのは體操であつて、労働者總數の五四・五%に當り、次は遊戯の一二・一%、次に野球庭球、次は陸上

競技といふ順である。實施工場につき一番徹底してゐるのは強健術であつて、實施工場労働者の七三・〇%は之に参加してゐる。次は運動場施設についての調査を見れば、計四、〇八九であるから、調査工場の六三・九%は運動場の設備あるものと見ることが出来るが、無記入一九四を除けば六〇・九%に當る。即ち之を圖示すれば左の如くなる。即ち五十人以上百人未満の工場では五十坪未満最も多く、百人以上五

運動場調査

種別	未滿坪	100-100	100-100	100-100	100-100	1,000坪以上	屋上	屋内	工場内空地	工場外空地	無記入	計
五〇人以上百人未満工場	三三九	三三三	三〇一	三〇一	三〇一	四〇	二〇	三	一九九	三三	一〇三	一、六四一
百人以上五百人未満工場	八	三三三	三九八	二四七	二四四	一六三	二六	二	一八三	二九	七七	一、八三七
五百人以上千人未満工場	一	六	二四	二四	四六	六七	九	三	二	二	七	三三三
千人以上ノ工場	三三	二	八	九	三三	三七	一三三	九	四〇	七	七	二七六
計	四三三	三九三	三三二	三三三	三九三	三九〇	六〇	一六	四七三	九六	一九四	四、〇八九

百人未満の工場では百坪乃至二百坪、五百人以上千人未満の工場では千坪以上、千人以上使用工場では同じく千坪以上の運動場が最も多い。此處で注意すべきは、千人以上使用工場にして二百坪以下の運動場を有するものが一〇あることである。

次に、最も普及しある體操の實施時間を見るに、次表の通りである。即ち之を見るに、十分間のもの二四・三%にて最も多く、次は十五分間二三・〇%、二十分間一六・〇%三十分間一一・六%の順である。工場體操は主として疲勞回復及び體力増

體操實施時間

比率	五分	八分	十分	十五分	二十分	二十五分	三十分	三十分	五分二回	十分二回	十五分二回	二十分二回	三十分二回	三十分	三十分	無記入
比率	一三・三	三・九	九・九	九・四	六・三	三・七	四・七	一・四	一・六	一・三	二・三	二・三	一・九	二・三	〇・八	一・六
工場数	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
労働者数	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

進を目的とするもので、体操実施により却つて疲労を蓄積してはならぬので、体操のみ三十分連続は強度に失し、寧ろ之は分割して行ふべきである。いま二回以上実施の分を見るに、十分二回、十五分二回、二十分二回及び十分二十分の順である。如何なる時間を最も適度とすべきやは、性

体操の實施時刻

比率	就業前	作業中	休憩中	終業後	晝食前	晝食後	終業後	休憩中	終業後	休憩中	終業後	隨時
二・一四	一・六	三・九	一・三	一・三	二・三	二・四	二・九	二・九	二・三	一・三	一・三	一・四
三・六	三・九	一・三	三・七	三・三	三・三	三・九	七・一	三・三	一・三	一・三	一・三	一・四

別或は作業の性質、更に嚴格には個々の體質に依るべく、之等に應じ分化されたる体操を適度に行ふを最も理想的とする。
次に体操を如何なる時刻に於て實施するやを見るに

就業前實施するもの斷然他を壓して五一・六%を占め、次いで休憩時間中一三・四%、終業後及就業前七・一%、晝食後五・九%の順序である。就業前のみ實施するは前述せる體

體育指導員數と其の資格

比率	工場長	社員	職工	役付職工	職工社員	受講者	教育資格者	職長	舎監	工場監督	退軍人	無記入
二・七	二・一	二・一	三・三	一・三	二・三	三・四	三・九	二・七	三・三	一・三	一・三	一・四
三・三	三・六	二・八	一・三	三・三	三・三	三・三	九・三	三・一	〇・八	一・三	一・三	四・三

(指導員設置工場數四、〇八九)

操の目的よりしてお座なりであり、最も理想的には就業前・休憩中・終業後に行ふもので之は一・三%に過ぎぬ。
次に指導者の員數と資格を見るに

右表の如くであつて、社員の五一・六%壓倒的に多數を示してゐる。この中で最も注意すべきは、工場長が指導者となつてゐること、之は三・三%に過ぎぬが、工場長自らが労働者を率ゐる指導者たることは、その労働者に與ふる教育的影響頗る大なるものあることである。

體育實施に當り、何よりも重大なことは、その指導者の素質の問題である。純潔なる人格、常に正しき時局認識、勤勞の意義の深き社會的認識、潑刺たる實行力などは、技術の練磨と共に極めて緊要なることである。指導者の教育は、中央或は各地方廳で夫々行はれてゐるが、いま昭和十五年三月厚生省労働局主催にて實施せられたる産業體育指導者養成講習會の要綱を見るに次の如きものである。

- (一) 趣旨、産業體育ノ振興ヲ圖リ之ガ組織的繼續的實施ヲ期スルト共ニ體育ノ實踐ヲ通ジテ青少年ノ全人的指導ヲ爲シ得ベキ人物ヲ養成セントス
- (二) 方法、川崎市所在ノ國民體力振興會津田山修練道場ニ於テ四泊五日間、期間中宿舍ニ起居ヲ共ニシ一定ノ行事ノ下ニ講習ス
- (三) 講習科目、「産業報國運動ノ本義」「國民體育ノ本義」「日本産業道」「東亞新秩序建設ノ眞義」「産業青年ノ覺悟」「萬葉ニ現ハレタル日本精神」「時局下ニ於ケル青年指導ニ就テ」「日本ヲ繞ル國際情勢ト日本ノ將來」「國民體力問題ニ就テ」

「工場衛生ニ就テ」(以上講演)
「大日本國民體操」(實地)「民謡體操」(實地)「行ノ指導」(實地)

- (四) 受講資格、(イ)工場ニ於ケル左ノ各號ニ該當スル者ニシテ廳府縣ノ推薦ニ係ル者但シ一工場一名トス (1)年齢二十五歳以上三十五歳以下ノ男子タルコト (2)人物優秀ニシテ一般勞務者ノ信望厚ク青少年勞務者ニ對シ指導力ヲ有スル者タルコト (3)身體強健ニシテ體育ニ對シ理解ヲ有スル者タルコト (ロ)廳府縣體育指導者ノ但シ受講ハ任意トス

工場體育の振興は、單に労働者の體力向上を期するばかりでなく、またその集團訓練に資する所大にして、之が普及及徹底は現下の緊要事である。近時、工場體育の重要性が益々認識せらるゝにつれ、漸次之が普及を見、各種の國民的體育大會に目立つて労働者の出場多く、その成績も見るべきもの尠しとしない。然し乍ら更に積極的に指導獎勵を加へ、之が實施成績をあぐるために、之を科學的に攻究し、殊に體育的效果を擧ぐるためには、之を科學的に攻究し、組織的繼續的に實施する必要がある。今後益々體育思想の普及を圖るは勿論指導組織の整備、體育施設の充實等に深甚の考慮が拂はれねばならない。

昭和十五年十月警視廳に於て、五つの大中工場及び六十餘の小工場に働く少年工四一八名につき、その娛樂に關す

る調査を行つた結果に依ると、運動三六%、讀書一七%、音楽一一%、映畫九%、釣り六%、旅行登山六%、將棋圍碁六%、繪畫二%、トラムプ・園藝・ラヂオ・書道・寫眞七%といふ數字を示してゐる。之を見れば、運動に次ぎ所謂慰樂と稱すべき部類に屬するものゝ傾向を判知し得る。既に述べた、十五年四月に於ける警視廳管下不良青少年一齊取締の結果に徴するも、近來、労働者の餘暇を善用し、彼等に健全なる慰樂を與へ、心情の健全化、情操の醇化を圖らんとする運動が極めて顯著な動向として現はるゝに至つた。財團法人協調會は、既に早く昭和十五年二月、厚生省の後援を以て、我國最初の試みとして労働者慰樂指導者の講習會を開催した。その趣意書に依れば、「……從來健全なる娛樂の必要が切實に考へられつゝも、眼前の雜務にのみ追はれて之が等閑に附されて來たことは、少くとも長期建設の祖國を想ふ時遺憾此上無きことと考ふる……茲に……第一回労働者慰樂指導者講習會を開催し、直接労働者指導の任に在る者並に彼等に接しつゝある者をして、餘暇利用の健全なる指導員たらしめ、現下産業戦線に活動する男女労働者の生活刷新及び能率増進に資せんとするものである」といふのである。その要綱は左の如きものである。

(一) 参加資格者、全國工場鐵山に在りて直接労働者の指導監

督の任に當りつゝある班長、職長、労働係長、寄宿舎々監、寮母、青年學校並に技能者養成所員其他の男女にして工場、鐵山長の推薦に依るもの

(二) 講習科目、「運動衛生諸問題」「労働管理の近代的傾向」「話し方諸問題」「労働者生活指導問題」「興味中心小團の實際」「ハイキング」(以上講義)
「家庭踊り」「労働者向歌の指導」「ゲーム及び遊び方指導」「小空地を利用したゲーム」(以上實地)
また昭和十五年五月には、同じく協調會は労働者演劇研究會を設立し、役員には當代一流の各種演劇専門家を網羅して、全國的勤勞演劇運動に乘出した。その設立趣旨は「……劇を演ずることによつて劇の内容夫自身が演ずる者及び舞臺裏に働く者各自に大きな教化を與へ、同時に共同一致の精神がなければ如何なる名脚本も演出の結果が不成功に終ることは今更ら喋々するの要はないであらう。……斯く觀すれば演劇夫自體に大きな使命があり、教育があり寧ろ之をこそ第一義的と見る可きであつて觀覽者への感化影響等も事實重大で輕々には取扱ひ得ないものとするも、それは觀劇の立場より考へること、素人劇就中工場鐵山に於て催される慰安會、其他の機會に演出される一寸した芝居に關しては寧ろ第二義的に考へて然るべきではなからうか。舞臺に於る一致協力の歡びは不知不識の間に職場に於ける

協和の美風となつて現はれるであらう。さればとて觀衆に與へる感化の重大性及び慰安休養の要素としての重大性を忘れることの出来ない大きいものである。……劇的教育的價値即ち一つの觀劇は百の談義に勝るの事實は誰しも否定出来ないであらう。近時生産力擴充の基本問題として労働力の質的向上といふことが緊喫に要請せられてゐる。之は單に技術の訓練のみに止まらず人間としての文化性の陶冶向上をも意味すること勿論である。今吾々が演劇を産業事業場内に育成させ劇藝術を通じて労働者の教養を豊にし健全なる思想を培ひ以て皇國産業人としての自覺のもとに産業報告の精神を徹底實踐せしむる一助たらしめんとする所以も亦實に茲に存するのである」と主張してゐる。

いま同研究會の内容を窺ふに次の通りである。

- 一、目的 本會ハ演劇藝術ニヨリ労働者ノ教養ヲ高ムルト共ニ協同精神ノ啓培ニ努メ生活ノ醇化ヲ圖ルコトヲ以テ目的トス
- 一、事業 右目的達成ノため左ノ諸事業ヲナス
 - イ、各事業場ニ於ケル労働者ヲ主體トスル劇團ノ普及促進及ビソノ運用ノ指導
 - ロ、講演會、研究會、展覽會等ノ開催
 - ハ、適當ナル脚本ノ提供

ニ、演技、演出、照明、裝置、衣裳等ノ指導

ホ、講師、指導員ノ派遣

ヘ、會報其他印刷物ノ刊行

ト、劇團及演藝家ノ派遣及ビ演劇、映畫ノ鑑賞ノ斡旋

チ、其他必要ト認ムル事項

一、會員及會費 會員及會費ハ左ノ通り定ム

甲種會員 演劇部ヲ有スル事業場ニシテ年額金貳拾圓也ヲ納ムルモノ

乙種會員 將來演劇部ヲ組織セントスル事業場ニシテ年額金拾五圓也ヲ納ムルモノ

會員ニハ左ノ便宜アリ(乙種會員ハ二、三、ノミ)

一、必要ニ應ジ實地指導ヲ受クルコトヲ得

二、講演會、研究會、展覽會等各種會合ノ案内ヲ受け出席スルコトヲ得

三、事業「ハ」「ニ」「ヘ」ニ關スル刊行物各一部宛ノ配布ヲ受ク

贊助會員 本會ノ事業ニ賛シ年額金五拾圓以上ヲ納ムルモノ

(個人ニシテ本會會員タラント希望シ特別會費年壹圓也ヲ納ムルモノハ各種會合ニ出席其他ノ便宜アリ)

同研究會は六月末に發會式を挙げ、九月には栗原紡績株式會社講堂に於て東京部會を催し、「富岡先生」を中心に井

上正夫氏により扮装、演技等の指導、また同氏主宰の演劇道場一座の實演があつて、斯界にセンセイションを捲き起した。九月には同會専門委員たる演出家園池公功氏執筆に成るパンフレット「勤勞者演劇の手引」を發行した。

また五月には光輝ある紀元二千六百年を記念し、協調會の主唱により産業報國聯盟、日本厚生協會、東京日々新聞社、大阪毎日新聞社と共に主催し厚生省之が後援をなして東京日比谷公會堂に於て第一回全國勤勞者厚生大會を開催、吹奏樂、合唱及び體操の競演並に合同大會を催し、産業戰士の産める眞摯なる文化的結實を普く一般社會に大いに示し、専門家をも驚嘆せしめた。之は豫め出された課題と自由題に基づき、各地より推薦せられたる事業場内團體が一流専門審査員を前にして技を競つたもので、體操十四團體、合唱四團體、吹奏樂一〇團體出場し、體操は栗原紡績株式會社、合唱は東京芝浦電氣會社マツダ支社、吹奏樂は日東紡績會社福島工場が夫々優勝する所となつた。

昭和十五年九月には、日夜皇國産業のため産業報國の道に勵む勤勞大衆に對し、優れたる文化施設或は體育施設を安易に享受せしむる機會を與へんとする運動が起つた。即ち、厚生省勞働局の主唱に依り、協調會、産業報國聯盟、日本厚生協會主催となり、厚生省後援の下に結成せられた

ニ、各種音樂會ニ於ケル音樂ノ鑑賞
ホ、體育館、運動場其ノ他ノ開放及技術指導
ハ、其他必要ト認ムル事業

本協議會は、先づ九月十五日東京劇場に上映中のオリムピア映畫「民族の祭典」に勞務者三千名の鑑賞會を催し、次いで十月には明治座に於て上演中の井上正夫一座及び水谷八重子氏の藝術座合同出演の「天高き日」「母子三世相」に二千名の觀劇會を催し、更に十一月の明治神宮體育大會には全國の産業體育指導者(勞務者)八十有餘名の招待を行つた。

かくて、戦時下生産力擴充にいそしむ勤勞大衆の素質を體力及び情意方面より向上せしめんとする厚生運動は朝野の關心を集め、勞働者教育の上に新しき歴史の意味を持つて登場したが、之が強力健全なる進展は正しく刮目すべきものである。

傷痍軍人の職業教育

支那事變が長期建設の段階に入ると共に、身を挺して皇國に盡した傷痍軍人に對し、國を擧げて感謝の誠を獻ぐると共に、安んじて社會的經濟的に自力獨行し得るやう職業的基礎を固め、以て其の名譽と共に再び職業戦線に於て永

る勤勞者厚生文化協議會これである。その設立趣意書に依れば「……勤勞者の日常生活を刷新し適當なる休養健全なる慰樂を勸奨して教養を高め情操の陶冶を圖ると共に體育運動を奨励して心身を鍛鍊し以て明朗潤達なる氣風と旺盛強健なる體力との育成發展こそ時局勞働力の保全増強の爲最も有効適切なる方策なりと謂ふべし。茲に鑑みる所あり……一般勤勞者大衆に等しく國民文化を享受し且又廣く體育施設を活用し得る機會を與へ長期建設下益々重要性を加へつゝある勤勞者の生活と國民文化並に體育との接觸を圖り情意の暢達體力の向上を期し以て我國産業戦線の眞髓を弘く世界に顯揚するは洵に時宜を得たるものと信ず」といふのである。

本協議會の目的及事業は左の如きものである。

- 一、目的 本會ハ國民文化並ニ體育ニ關スル厚生諸施設ヲ勤勞者ニ利用セシメ以テ生活ノ健全化ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 一、事業 本會ハ右目的達成ノため左ノ諸事業ヲ行フモトス
 - イ、演劇場ニ於ケル勤勞者觀劇會ノ開催
 - ロ、映畫常設館ニ於ケル勤勞者鑑賞會ノ開催
 - ハ、帝展其ノ他繪畫展覽會ノ見學

く君國に奉じ得るやう、傷痍軍人の職業再教育の問題は愈々重大化するに至つた。

昭和十二年十一月内務省社會局に臨時軍事援護部が設置せられたが、傷痍軍人に關する再教育が本格化されたのは昭和十三年四月傷兵保護院が設立せられてからである。この傷兵保護院は、後に軍事保護院と改稱せられ、その事業も組織化さるゝに至り、職業の指導、再教育、就職の斡旋等もその中に包括せられてゐる。而して、職業の保護に就ては原則として原職復歸の方針が取られ、復歸し難きもの及び原職なき者には新職業への就職を圖る方針が採られてゐる。

國立傷痍軍人職業補導所 いま軍事保護院關係の職業再教育施設の概略を見るに、次の如きものである。

- (1) 目的 傷痍軍人に對し比較的高度の職業再教育を爲すと共に人格の陶冶に意を用ひ有爲の職業人を養成せんとす
- (2) 所在地 大阪府堺市及福岡縣小倉市
- (3) 入所資格 職團又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り之が爲恩給法に依り増加恩給、傷病年金若は傷病賜金を受け又は受くる見込確實なるもの
- (4) 教育科目
 - (所内) 洋服科、洋裁科、家具工藝科、工場經理科、製圖科、旋

科	科目	説明	期間	修業可能傷害程度
家具工藝科	木工家具、籐工家具、他籐製品、竹細工、塗装の技術を適宜組合せ習得せしむ	一、眼あるを要す 二、上肢完全なるを要す 三、下肢完全なるを要す 四、下肢切断のもの又は腕切断のものは可	一ケ年	一、眼あるを要す 二、上肢完全なるを要す 三、下肢完全なるを要す 四、下肢切断のもの又は腕切断のものは可
工場經理科	器械工場經理に關する助手的工員	一、眼あるを要す	一ケ年	一、眼あるを要す
製圖科	機械製圖及建築製圖を習得せしむ	一、眼あるを要す	一ケ年半	一、眼あるを要す
精密機械科	計器、時計部分品製作並に修繕	一、眼あるを要す	一ケ年半	一、眼あるを要す
旋盤科	大物(重量品)を除き仕上工の技術をも兼修せしむ	一、一上肢腕以下切断せるものは他の上肢完全なること 二、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一下肢軽度の機能障害あるも可	一ケ年半	一、一上肢腕以下切断せるものは他の上肢完全なること 二、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一下肢軽度の機能障害あるも可
仕上科	大物(重量品)を除き旋盤工の技術をも兼修せしむ	一、一上肢腕以下切断せるものは他の上肢完全なること 二、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一下肢軽度の機能障害あるも可	一ケ年半	一、一上肢腕以下切断せるものは他の上肢完全なること 二、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一下肢軽度の機能障害あるも可
フライス科 (ミリング)	大物(重量品)を除き旋盤工、仕上工、銼接工の技術をも兼修せしむ	一、一上肢腕以下切断せるものは他の上肢完全なること 二、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一下肢軽度の機能障害あるも可	一ケ年半	一、一上肢腕以下切断せるものは他の上肢完全なること 二、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一下肢軽度の機能障害あるも可
銼接科	大物(重量品)を除き仕上工の技術をも兼修せしむ	一、一上肢腕以下切断せるものは他の上肢完全なること 二、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一下肢軽度の機能障害あるも可	一ケ年半	一、一上肢腕以下切断せるものは他の上肢完全なること 二、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 三、一下肢軽度の機能障害あるも可

備考
本表中修業可能傷害程度に付ては一の標準を示したるものなるに付適性検査の結果並各科目定員の都合により希望の科目を變更することあるべし

科	科目	説明	期間	修業可能傷害程度
洋服科	洋服一般優秀技術を習得せしむ	一、眼あるを要す 二、一上肢腕以下切断せるものは他の上肢完全なること 三、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 四、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 五、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 六、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 七、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 八、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 九、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 十、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること	二ケ年	一、眼あるを要す 二、一上肢腕以下切断せるものは他の上肢完全なること 三、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 四、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 五、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 六、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 七、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 八、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 九、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 十、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること
洋裁科	ミシン縫製に關する學生服、婦人子供服縫製技術を習得せしむ	一、眼あるを要す 二、一上肢腕以下切断せるものは他の上肢完全なること 三、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 四、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 五、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 六、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 七、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 八、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 九、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 十、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること	一ケ年半	一、眼あるを要す 二、一上肢腕以下切断せるものは他の上肢完全なること 三、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 四、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 五、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 六、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 七、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 八、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 九、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること 十、一上肢腕以下切断せるものは他の下肢完全なること

盤科、精密機械科、仕上科、フライス科、銼接科
(委託) 所内教育科目の外に適當と認めたる公私の施設に委託して教育を行ふ
(5) 教育期間 一ケ年乃至二ケ年(教育科目により異なる)
(6) 宿舍設備 原則として寄宿舎に入舎せしむるも場合に依りては近隣住宅その他より通學することを許可す
(7) 定員 大阪約二五〇名 福岡約一五〇名
(8) 費用 教育費、寄宿舎に於ける食費等は國に於て負擔す、舍外居住を許可せられたる者にして特別の事情ある者に對しては願出により住宅費、食費等に對し若干の補助を行ふ
(9) 就職 修了後は責任を以て就職せしめ、又自營業者に對しては生業資金の融通その他出來得る限りの援助を行ふ
次に大阪職業補導所(昭和十四年四月開校)の概要を紹介す。

- (一) 規模(イ)敷地面積 六、八〇五坪 (ロ)建物延坪數二、四七〇坪(追加建設を含む) (ハ)收容定員 所内二〇〇名 所外五〇名
- 建物中には各種教室、實習工場、寄宿舎、圖書室、食堂、浴場、整形外科室、レントゲン室等の醫療設備や娛樂室其他教養のための種々の設備がある
- (二) 所内教育科目・修業程度・期間・修業可能傷害程度
所内に於ける教育科目、學習の程度、各科目の修業期間、科目に應ずる修業可能傷害程度は左表の通りで、各科を通じ必要に應じて教育期間中の最後の二ケ月乃至半ケ年を委託教育とし、また科目により半ケ年の研究科を設けることもある。

(三) 入所府縣區域、原則として富山・石川・福井・長野・岐阜・愛知・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取・島根・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・高知の各府縣であるが、本人の希望や家庭の都合等でこの区域外からでも入所出来る。

(ト) 旋盤科・熔接科・仕上科・フライス科 修養、國語、工業數學、工業英語、工業物理、體操、機械材料、機械工作法、原動機、機械工學、電氣工學、熱處理法、危害防止製圖及實習
 (註) 實習は第十ヶ月より各科別に課す

(四) 科目別教育課程 (實習を主とす)

(五) 本所の教育的特色

(イ) 洋服科 修養、國語、數學、専門用語、體操、商店經營、服地材料、染色、裁斷、整理法、服裝史、縫理、實習
 (ロ) 洋縫科 修養、國語、數學、専門用語、體操、商店經營、服地材料、染色、裁斷、整理法、服裝史、縫理、實習
 (ハ) 家具工藝科 修養、國語、工業數學、工業英語、工業物理、體操、材料、工作法、圖案法及工藝史、機械工學一般(原動機工學、電氣工學)、製圖及實習

(イ) 體質に關する特殊の留意
 (ロ) 短期間に卒業すると直ぐ間に合ふ教育法
 (イ)に關しては又特に次の二點を注意してゐる、即ち長い病院の温室育ちの者が急に補導所の教育生活に變つた爲に、再び發病して療養所に逆戻りするやうな事なきやう入所當初は身體に無理なきやう配慮計畫がなされてゐること、次は本所を卒業して工場に入場した時の生活の急變により病氣再發の虞れなきやう、全教育期間中に漸進的に實習時数を増して身體を鍛へ第五第六期(三ヶ月を一期とす)に於ては、工場と全く同様に日曜も第一第三の外は休業せず、時々殘業を行つて訓練を準備して置くことである。

(ニ) 工場經理科 修養、國語、工業數學、工業英語、工業物理、體操、工業材料、機械工作法、商事要項、簿記、珠算、機械工學一般、勞務管理、工場管理、原價計算法、製圖及經理實習
 (ホ) 製圖科 (A)機械製圖——修養、國語、工業數學、工業英語、工業物理、體操、機械材料、機械工作法、原動機機械工學、電氣工學、設計及製圖論、製圖及實習 (B)建築製圖——修養、國語、工業數學、工業英語、工業物理、體操、材料、建築構造、力學、仕様見積、旋工、機械工學、製圖及實習
 (ニ) 精密機械科 修養、國語、工業數學、工業英語、工業物理、體操、機械材料、機械工作法、原動機、機械工學、電氣工學、精密測定器及取扱法、熱處理法、危害防止、製圖及實習

(ロ)の方法に關しては、是非必要な普通學と専門學科とは重點主義で無駄なくし、普通學は第一期に基礎として課し、第二期から第四期までに専門學科の大體を終へ、第六期は終日實習のみ課してゐる。第一期の實習は手指等を馴らす筋骨の動作練習を主とした作業を課し、併せて作業に對する興味を増さしめ、興味を以て熱心に仕事を爲さしむる氣分の醸成に重點を置いた實習を課し、第二期より専門の實習につけ、第二期

期より第四期までは基本實習、第五第六期は應用の綜合實習を爲さしめて居る。

(六) 學歴及前職調 (昭和十五年十月末現在)

(イ) 學歴表

卒	高小卒	中等卒	實業學校中等又ハ	其他	計
四〇	(青校ヲ含ム) 一七五	三	八	八	二三五

(ロ) 前職表

農業水産	工業	商業	交通公	自由業	其他	無職	計
八一	六	七二	四〇	五	!	二一	一〇
二三五							

畢業補助其他 其他職業再教育施設として (一) 傷痍軍人にして、特に學校(工業・農業・商業)に入學して必要な職業的知識技能を修得せんとするものに對しては、學資を補助し(専門學校以上一人年六百圓以内、中等學校一人年三百圓以内)、(二) 教員たらんことを希望する者に對しては、特設せられたる小學校及中等學校教員養成所(小學校—東京外五ヶ所、中等學校—東京)があつて學資を給與し、(三) 失明傷痍軍人のためには東京に失明傷痍軍人教育

所があつて職業指導及び職業教育を施してゐる。
 道府縣に於ける職業再教育 國立職業補導所の外、各道府縣に於ても短期の職業再教育を行つてゐる。之は各地の實情によつて異つてゐるが、特定の教育科目は縣營の施設を利用し、或は再教育所を設置して教育を行ふ。特定の科目以外のものに就ては民間の會社工場商店等に委託して教育を行ふのが普通である。

教育科目は各地の實情により農業、工業、商業其の他の地方的特色ある科目を設け、又農村出身者に對しては特に副業的科目を設け教育を受ける者に便ならしめてゐる。教育期間は短期にして三ヶ月、六ヶ月、一ヶ年の期間が多く中には短期講習式のものもあり、科目に依り各人の希望に應ずるやうになつてゐる。宿舍設備などは、所により特に宿舍を設けて之に收容するものもあるが、また適當なる既存設備を利用して或は民家を充當してゐる所もある。之等の傷痍軍人に對しては道府縣に於て教育費・食費・往復旅費等を支給することになつてゐる。
 かくて、傷痍軍人の再教育によつて、漸次之等は職業部門に再編入をされてゐるが、この問題に就ては更に一層の科學的研究と相俟つて再教育部門への配置を一段と積極化し併せて社會のより正しき理解に依つて愈々完璧を期せらるべき要がある。

歐米勞働事情概況

勞働政策

イギリス

一般勞働事情 今次歐洲戰爭にイギリスが參戰するに際して、戰備に於ては殆ど不用意に等しき状態にあり、戰時に於て最も肝要なるべき勞働力の確保上無視すべからざる勞働者政治團體たる勞働黨は入閣せず。一九三一年に成立せる所謂國民内閣の繼續たる政權をそのまゝ戰時内閣に編成したるにすぎざる政治體制の下に、強力なる戰時統制を敢行せざるべからざる立場にあつたことは、やがてイギリスの戰時勞働政策に對しても深甚なる影響を及ぼし、一九四〇年五月新たに勞働黨の入閣して、改めて戰時内閣の成立するや、従來の政策は根本的に改變せざるを得ざるに立ち至つた。

宣戰以來のイギリス勞働政策が、賃銀、勞働時間等の從業條件に關する方策を缺き、僅かに農業及び自動車業の如きを除けば、殆んど政府の關知せざるところとして關係勞

資團體間の取極に一任せるは、最も著しき現象であつて、その他勞働力の徵用に於ても、産業の統制に於ても、あくまで自由主義的任意制度に立脚せる立法が急速なる戦局の展開に處して殆んど効果なく、勞働黨の入閣以後全面的の修正を要したのは當然であつた。今一九四〇年に於けるイギリスの勞働政策の内容を検するに先立つて、一般勞働事情の概略を一瞥して、その依つて來る所以を明らかにしたいと思ふ。

開戦前イギリスに於ては、生計費は、勞働省の指數によると大した變調はなく、一九一四年七月を一〇〇として、五三乃至五六の間を上下して居つたのであるが、開戦後生計費の上昇著しく、遂に一九四〇年十二月には九五に達するに至つた。之は戰時物價騰貴の際として當然の現象であるが、之に對して、一般的の賃銀統制の行はれざりしイギリスに於ては、殊に勞資間の團體協約に賃銀率自働調節制度の規定ある場合には、賃銀の増額は續々實施せられて所謂

悪循環の現象は到る所に見られ、賃銀政策の確立を呼ぶ聲
 労働者生計費指数

月	年												
	一九三八年												
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一九三九年	一九四〇年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
五九	五七	五六	五四	五六	五五	五九	五六	五六	五五	五六	五六	五五	七四
五五	五五	五三	五三	五三	五三	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五五	七四
七三	五九	六五	五五	五五	五五	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五五	七四
九五	九二	八九	八七	八五	八七	八一	八〇	七八	七九	七七	七七	七四	七四

は、全国に叫ばれる状態であつた。
 翻つて、賃銀の状態を見るに、開戦前数年以來定額賃銀は
 上昇傾向を持続してゐたのであるが、開戦後一九三九年十

一月及び十二月に至つて賃銀値上の現象は俄然として顯著
 となり、労働者が毎月作製せる賃銀率増減統計によれば(之
 は農業、官公吏、家政従業者、店員、事務員等を含まず)、一九
 三九年に於て週定額賃銀の値上額累計約九十萬磅、之が
 適用労働者數約五百五十萬、又減額されし累計は一萬磅、
 六萬八千人となつて居り、各種産業を合算するとき、一九
 三九年末に於ける賃銀率は、前年同期に比して、平均四乃
 至四・五%の値上を示して居り、一九二〇年以來最高の増
 率だと云はれて居る。賃銀率の上昇は、一九四〇年に入つ
 ても依然繼續して、本年中に於ける週常規定従業時間賃金
 の増額は、總計二百萬磅と報告され、之が適用労働者數は
 約八百萬で、しかも之等の内約四百七十五萬は、既
 に一九三九年下半年四箇月間に増給實施となつたものであ
 った。賃金値上は、各産業により一様ではなかつたが、そ
 の結果平均賃金水準は、一九四〇年には、一九三九年に比
 して一二%方の上昇となり、開戦當時に比すれば、約一六
 %の値上に相當すると云はれる。しかも之は本給の値上の
 みであつて、其他雇傭の繼續とか、殘業、出來高給適用擴
 張等による所得増加は含はれないのである。而してこの期間
 に於て定額賃銀の低下せられし労働者は一人もなく、左表
 の毎月少額の賃銀低下が報告せられて居るのは、主として

年	一九三九年												一九四〇年												
	一九三九年												一九四〇年												
月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
増額ノモノ	四四三、二〇〇	六一二、三〇〇	一、九四七、〇〇〇	二、一五五、一〇〇	二、〇六七、〇〇〇	二、八〇六、七〇〇	五八九、四〇〇	一六〇〇、一〇〇	九九五、一〇〇	二、一六三、七〇〇	一、七九一、〇〇〇	一、〇六〇、二〇〇	六九五、三〇〇	一、八二四、六〇〇	六六一、〇〇〇	一、四五一、八〇〇	一七八、一五〇	三九、八〇〇	一〇、三〇〇	四六、〇〇〇	一二八、六〇〇	八五、九〇〇	三五、一七〇	二五〇、一〇〇	九、七〇〇
減額ノモノ	一九〇、〇〇〇	二〇、五〇〇	三、五〇〇	二九〇、五〇〇	九〇、〇〇〇	三〇三、二〇〇	一九〇、六〇〇	三四二、一〇〇	六九八、〇〇〇	一五、六〇〇	一四九、六〇〇	二一九、七〇〇	一〇〇、五〇〇	二八七、二〇〇	四三六、八〇〇	一四四、五〇〇	一九七、九〇〇	一一五、三〇〇	二一四、八〇〇	一七三、〇〇〇	一一九、七〇〇	五八、三〇〇	一四九、六〇〇	二一九、七〇〇	一〇〇、五〇〇
増額ノモノ	二八七、二〇〇	四三六、八〇〇	一四四、五〇〇	一九七、九〇〇	一一五、三〇〇	二一四、八〇〇	一七三、〇〇〇	一一九、七〇〇	五八、三〇〇	一四九、六〇〇	二一九、七〇〇	一〇〇、五〇〇	二八七、二〇〇	四三六、八〇〇	一四四、五〇〇	一九七、九〇〇	一一五、三〇〇	二一四、八〇〇	一七三、〇〇〇	一一九、七〇〇	五八、三〇〇	一四九、六〇〇	二一九、七〇〇	一〇〇、五〇〇	
減額ノモノ	一九〇、〇〇〇	二〇、五〇〇	三、五〇〇	二九〇、五〇〇	九〇、〇〇〇	三〇三、二〇〇	一九〇、六〇〇	三四二、一〇〇	六九八、〇〇〇	一五、六〇〇	一四九、六〇〇	二一九、七〇〇	一〇〇、五〇〇	二八七、二〇〇	四三六、八〇〇	一四四、五〇〇	一九七、九〇〇	一一五、三〇〇	二一四、八〇〇	一七三、〇〇〇	一一九、七〇〇	五八、三〇〇	一四九、六〇〇	二一九、七〇〇	一〇〇、五〇〇

炭坑業に於ける賣上高を基礎とせる賃銀率自働調節による
 減額と、上半期に於て、多額の値上ありし産業に於て、下
 半期に生計費の低下に基いて、多少値下となりしとの結果
 であつて、定額賃銀の低下せられし例は含まれないとのこ

とである。
 戦時生計費の昇騰が、一般労働者生活状態に對する影響
 は甚大なるものあり、しかも軍需産業股販の際とて、之は
 必然的に労働不安となつて表現さるべきで、この點に於て

(註) 合計ハ各年發生件數ノミヲ計上

月別	年別		關係労働者數				損失從業日數累計		
	件數	(括弧内發 生件數)	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	
一	七	(七)	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
二	九	(九)	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
三	一〇	(一〇)	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
四	一〇	(一〇)	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
五	一〇	(一〇)	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
六	一〇	(一〇)	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
七	一〇	(一〇)	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
八	一〇	(一〇)	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
九	一〇	(一〇)	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
十	一〇	(一〇)	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
十一	一〇	(一〇)	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
十二	一〇	(一〇)	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
合計	一〇七	(一〇七)	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	

各月繼續中労働爭議統計

イギリスに於ける労働爭議(罷業又はロックアウトによる作業停止を伴ふもの)の統計は、興味あるものである。労働爭議發生件數は、一九二六年の全國總罷業以來、激減したが一九三四年ドイツに於けるナチス政權成立後各國の再軍備活動漸く盛んになると共に、イギリスに於ても労働爭議は漸増の傾向となり、一九三七年には合計一、二九件といふ前大戰後の最高記録を示した。尤も各爭議の規模に於ては小さく、罷業繼續日數累計の七百萬日を超えたことは一九二九年のみであつて、殊に最近には小規模の爭議の頻發するのが著しかつた。今次の歐洲動亂勃發せる一九三九年に於ては、開戦前八箇月間と開戦後四箇月を比較するに各月とも大差なく開戦の結果特に産業平和の維持せられる如き現象は見るべくもなく、一九四〇年に入つても、依然として爭議は頻發し、殊に七月十八日、國防法規に基いて労働大臣の命令を以てイギリス労働史上劃期的なる強制調停制度の設置せられ、罷業ロックアウトの一應禁止せられし以後に於ても、尙且極めて短時日ながらも作業停止に至る爭議の續出してやまないのは、注目すべきである。尤も労働黨の入閣せる一九四〇年五月以後に於ては、爭議發生件數に於ても、關係労働者數に於ても、又罷業繼續日數に於ても、格段の減少は認めらるゝのであるが、過去三年間

に於ける統計を比較して見ると、左の如く、一九四〇年の繼續日數の著減は注目され、之は過去五十年間の最低記録である。

因に七月制定せる強制調停制度により解決を見たる件數は十二月末日までに約五十件であつて、賃銀問題に關しては多くの場合労働者側の要求が認められて居り、従つて強制裁判に提起した場合には、賃銀率の値上となる結果が多いのは注目される。

以上の如く、開戦以來賃銀統制上二三の特殊産業以外には殆んど何等の干渉を行はないイギリスに於ては、労働者所得の増加は著しきものあり、最近労働省の發表せる適當平均所得調査によれば、一九三八年十月下旬と一九四〇年七月中旬適當平均所得を比較するとき、金屬、機械、造船工業に於ては、四三・二%、紡織業に於ては二九・二%、被服業に於ては二二・九%、飲食品煙草製造業に於ては、一四・六%、木工業に於ては一七・四%、製紙印刷業に於ては三・〇%、建築土木業に於ては三二・〇%の増額があつた。勿論之等の増額は、必ずしも凡てが開戦の結果ではなく、開戦前既に相當の増額があつたのであるが、當時は減少もあつたため、増額率は平均一%程度であらうと云はれて居る。而して開戦後一九四〇年七月中旬に至る期間の増加は

平均約一〇%程度と見做されて居る。

斯く勞働所得の増加する一方、各種産業の就業状態を見ると、失業者数は開戦當時に比して、一九四〇年末には著しく減少したが、尙ほ約七十萬に達するのみならず、その減少の傾向に於て、特に戦時増産時代の特徴あるカーヴの見られないのは、やがて戦時内閣當局を勞働力補給に全力を盡して狂奔せしめた所以である。最近イギリス勞働省では、各種の職業統計の發表を中止したので、最近の事情は不明となつたが、一九四〇年九月までの統計で見ると失業保險被保險者中の失業百分率は、一九三九年に於ては、最高一四%、最低九乃至八%となつて居り、同年八月の約八・五%を最低として、十月には約九・三%に増加し、再び低下して、一九四〇年は九%を出発點として、季節的上昇期たる一月及び二月には一〇%を超えたのを最高として、以後急激の減少を示して、七月以後は六乃至五%の間にあつた。十月からは失業率は發表されないで、十二月の職業紹介所登録失業者合計約七十萬が何パーセントに相當するか不明であるが、カーヴの工合から見ても五%程度ではないかと思はれる。尤も、戦局の發展とそれに伴ふ軍需産業の擴大及び勞働力補給の進捗の結果、失業率としては低下することもあり得るのであるが、當時種々なる點から考へ

てイギリスに於ては失業者を五十萬以下に減ずるのは、困難ではないかと考へられて居つた。而して農業勞働者の失業者個人々に就て、従業の可能性を調査したところ、失業者中就職し得る状態のものは一%程度にすぎず、多くは老齡、傷病等の爲就業不能のものたることが發見され、こゝに於てか、勞働力の補給を婦人勞働者に求むると同時に一層有效なる勞働徵用の方法を実施することとなつた。

ドイツの電撃作戦開始と共に、イタリアの參戰、フランスの敗亡と急速に進展せる戦局は、遂にイギリスに於ても一九三一年以來の國民内閣の退場となり、チャーチルを首班とせる勞働黨參加の戦時内閣の成立の結果、愈々本格的戦時體制は整備するに至つた。勞働黨は、一九四〇年五月第四十回年次大會當時黨員合計二百六十六萬三千六十七人と報告され、一九二七年の勞働組合法施行の結果喪失せる黨員數も既に恢復され、一九三一年の第二次内閣崩壊後の打撃を克服し、全國選舉權者千二百萬人中八百萬の投票を獲得せる重要政黨たる地位を確立して、有史以來の危機に直面して、滿腔の經綸を實踐すべき機會を與へられた譯であつた。而して、その背景たる勞働組合會議に於ても、十月の第七十二回大會には、加盟組合員數合計四百八十六萬六千七百一十一人と報告され、開戦以來資本家團體と提携とし

て、聯合委員會を組織し、政府の諮問機關として重要任務を果すと共に、その所屬組合は、凡て各地方の行政機關の一部として、戦時政策遂行上缺くべからざる活動に従事してゐるのであつた。

斯くて戦局の推移は、チャーチル・勞働黨聯立内閣をして戦争完遂の爲軍需生産力の増強とそれが爲の勞働力補給に全力を傾注せしめるに至り、茲にイギリスの戦時勞働政策は、新しき陣容を整備して再出發をすることとなつた。

勞働立法改正

由來自由主義國家たる上に、フランスなどとは異つて、勞働組合運動の特別に發達したイギリスにあつては、戦時と雖立法手段による勞働條件の調節は到底不可能のことであつた。従つて戦時軍需増産の必要切迫せる際とても、従業時間の延長の如きは、全然之を勞資間の直接交渉に委する外なく、生計費の騰貴に適應すべき勞働賃銀の値上の如きも、從來の團體協約の規定を無視すべくもなかつた。尤も、殆ど唯一の場合とも云ふべきは、自動車運輸従業員であつて、之は一九三八年の路面運送業賃銀法に基き、一九三九年二月中央賃銀局の設置せられ、それと前後して各地方の賃銀協議機關も組織され、其後種々なる手續を経て、一九四〇年に至つて同法は全面的に實施されることとなり、同年一月末には、従業時間は勿論各種従業

員の賃銀までも、凡てこの法律に基いて規正されることとなつた。其他、鐵道従業員の従業條件が、法律によつて規定されし全國的の協議機關によつて決定されるものであり開戦後間もなき一九三九年九月中旬鐵道運賃値上の結果として、従業員の待遇改善あり、一九四〇年には再び鐵道従業員側より一週當六志の値上の要求あり、開戦後の賃銀増額をば十志にすべきことが主張され、關係勞働組合三團體と鐵道執行委員會との交渉の結果、同月卅一日運輸係男子成人従業員の戦時賃銀をば、週當三志増額し、未成年者及び婦人も、之に相當せる増額を行ひ、又男子成年事務員には年額三磅の増額を行ふべきことが協定されるに至つた。次に農業勞働者には、一九二四年第一次勞働内閣當時制定された農業賃銀(調整)法に基く農業賃銀委員會の決定し、中央農業賃銀局の命令を以て施行せる最低賃銀率が實施されて居つたが、一九四〇年四月二十五日制定の農業賃銀調整修正法により、全國劃一最低賃銀率を決定することとなり又地方の情況によりこの法定最低賃銀には多少の減額も差支へないこととなり、その結果、六月七日には、イングラウンド及びウエールズに於ける最低率は一週四十八志と決定して、規定の手續を経て之を實施することとなつた。農業勞働者の最低賃銀は、一九三九年末には、週當平均三十五

志六片と報告されて居り、前年同期には三十四志七片なりしに比較すれば、當時既に一志前後の値上となつて居つたかにかゝらず、一九四〇年に至つて、一躍週當四十八志に法定されたのは、單に農業労働者の生活援助と云ふ意味のみならず、戦時食糧確保上の必要も考慮されたのであつた。

以上は直接労働条件に関する政策の一端であるが、銃後國民生活の安定を目的とせる方策としては、各種社會保險施設の改正が指摘され、殊に保險給付率の改正は、災害補償金手當及び出征軍人家族手當の改正と共に、戦時生計費騰貴の折柄、賃銀率の改訂と相呼應して、社會不安の悪化防止に資するところありと見做されて居る。

社會保險制度の改正は、三月二十一日制定の養老寡婦年金法により、年金支給の年齢が六十五歳より六十歳に引下げられ、掛金は、男子一週間二片、女子三片に引上げられ、内一片は雇主負擔となり、一方六十歳以上の年金受領者に對して追加手當を支給することになつたのを初めとして、七月二十五日には、一九四〇年失業保險法が制定されて、保險料及び給付金の改正ありしのみならず、適用範圍も擴大して、収入年額二百五十磅以上の非筋肉労働者の加入をも認めることとなつた。失業保險給付金は、開戦後、成年

改正保險料(國庫負擔を除く)及給付金一覽表

被保險者	一般失業保險		農業失業保險	
	保險料	給付金	保險料	給付金
男子 二十一歳乃至六十四歳	一志八片	二〇志	七片	一八志
男子 十八歳乃至二十歳	一志六片	一六志	六片	一五志
男子 十五歳乃至十七歳	一〇片	九片	四片	七志六片
男子 十二歳乃至十四歳	四片	六片	三片	五志
男子 十歳及十一歳	一志六片	一八志	六片	一五志
男子 七歳及八歳	一志四片	一四志	五片	一二志
男子 六歳	九片	七志六片	三片	六志
男子 五歳及六歳	四片	五志	二片	四志
女子 二十一歳乃至六十四歳	一志八片	二〇志	七片	一八志
女子 十八歳乃至二十歳	一志六片	一六志	六片	一五志
女子 十五歳乃至十七歳	一〇片	九片	四片	七志六片
女子 十二歳乃至十四歳	四片	六片	三片	五志
女子 十歳及十一歳	一志六片	一八志	六片	一五志
女子 七歳及八歳	一志四片	一四志	五片	一二志
女子 六歳	九片	七志六片	三片	六志
女子 五歳及六歳	四片	五志	二片	四志

業保險法改正の要點は、右の如き制度規正のみに止まらず失業保險制度と戦時内閣の勞働力補給政策とを關聯せしめた點にあり、七月五日附勞働省命令によれば、失業保險制度の施行に際して、勞働大臣は、國防(一般)法規規則第五十八號Aに基き、何人に對しても、その指定せる場所に於て可能と認むる業務に従事せしむることを指令し得る權能を行使することになつて居り、萬一大臣の指令せし就業を

被扶養者の分は、一週七志なりしを九志に増額し、子女の分は一週三志なりしを、長子及び次子には四志に増額したし、又失業救護法による手當額も二志乃至六片の増額があつたが、新法令によると左表の通り一般失業保險では、成年失業者の給付金を三志だけ増額し、滿十八歳乃至二十歳のものは、二志増額した。農業失業保險では、成年男子は三志増額し、成年女子及び青少年男子は二志を増額し、青少年女子は同じく二志増額した。而して農業労働者失業の場合の給付金週當最高額は、被扶養者手當をも入れて、四十一志とした(之は原案では、從來三十五志なりしを三十八志にすべく起草されて居つたが、一週四十八志の最低賃銀率制定の結果、改正されたのである)。十八歳未満のものは従前通りである。

失業給付金下附までの待期は、從來三日間なりしを二日間に短縮された。又給付金の増額に伴つて保險料も、一般保險の場合は勞資及び國庫の負擔各一片、農業保險の場合には半片づつの増額が行はれた。

今回の改正の結果、從來失業保險制度の特典を有さざりし「非筋肉」労働者にして、収入年額二百五十磅乃至四百二十磅のものにも加入を許可することとなつたが、官吏、教員、警官等にはやはり適用されない。尙、一九四〇年の失

拒絶する場合には給付受領の特典を六週間失格することになつて居り、この場合指令されし業務の従業條件の低悪なることや、又それが從來の業務との異同などは問題とならないのである。尤も失格期間は、法定保險機關當局の裁量によりて短縮することも出来るし、又審判所へ抗告することとも出来る。又從來好條件の就業の見込ある場合、失業給付を繼續して受けてゐられたものであるが、今回改正の結果、紹介された仕事は、國家にとつて重要なものであり、且條件も標準的の場合には、最長二週間内には指定された就職をしなければならなくなつた。尙、從來も失業給付の申請者は、一定の職業訓練を受くべきことになつて居つたが、今回は、指定の訓練を拒絶する場合には、特典を喪失することになつた。

給付金の支給期間は、最長八十日間とし、保險料拂込三十回を終了したものに支給される。支給期間經過後支給さるべき一九三四年失業救護法による手當は、一九三九年十二月に改正があつたが、一九四〇年十一月再び改訂實施されることになつて左記の如くになつて居る。

右の救護手當は、新失業保險法による非筋肉労働者にも適用する。

次に労働者災害補償法の改正は、かねて労働組合側の要

被 救 護 者	現行週當額	改正週當額
世帯主ソノ妻又ハ夫	二六志	二八志
前項ヲ適用セザル世帯主	一七志	一八志
前項ヲ適用セザル世帯主ノ子	一六志	一七志
前項ヲ適用セザル世帯ノ家族	一〇志	一一志
二十一歳以上	一〇志	一一志
十六歳以上二十歳	九志	十志
十四歳以上十五歳	六志	六志九片
十一歳以上十三歳	五志	五志三片
八歳以上十歳	四志	四志九片
五歳以上七歳	四志	三志九片
五歳未満	三志六片	三志九片
一世帯ガ成年者二名ト子女一名ノ際ソノ子女	四志六片以下	四志九片以下

求してゐたものであり、それが爲勅命委員会を組織して、調査に當らしめて居つたのであるが、開戦の爲調査委員会は中止となり、一九四〇年初頭政府側では、暫定案を下院に提出したのであつた。之は労働黨側の反對の爲、撤回され、その後労働黨の入閣後改めて提出された法案が可決されて、八月八日労働者補償（追加手当）法として制定された。之は必ずしも労働黨側の要求せる内容全部を具備した法律ではなかつたが、とにかく産業災害の場合の補償手当

を増額し、失業保険の給付額や、銃後戦傷手当などの平衡を得しめた點で、労働黨側でも承認したものであつた。この補償法によると、産業災害の結果全然就業不可能となつた場合には、基本法による補償金の外に、一週五志の追加手当を均一に支給されることとなつた。而して男子被害者で子女を有するものゝ場合には、十五歳未満の第二子までに對しては、各一週四志、第三子以下に對しては三志の手當が支給されることになつた。之等の特典ある子女は災害後九箇月以内に生れたる嫡子及び庶子、又は災害前結婚せし妻の生兒、及び災害前本人又は妻の縁組せし養子といふことになつて居る。

災害の結果一部就業不可能の場合には、手当額は適當に減額される。又災害補償金及び追加手当の最高額は、全然就業不可能の場合には、災害前の所得の八分七とし、一部就業不可能の場合には災害前後の所得の八分七となつて居る。追加手当の支給は、場合によつて一週間毎でなく一時拂ひで支給することもあるのは、補償金の場合と同様である。尙、今回の法律は、八月十九日より施行になつて居るが、追加手当の支給は、一九二四年一月一日以後の災害には有効で、それが爲補償金支給額は、全部で三割方の増加となり、年額九百萬磅の豫算が計上された。

労働力補給 一九四〇年五月ドイツが西歐諸國を席卷して將に渡洋上陸作戦を敢行せんとせる危機に直面して組織されたチャーチル労働黨の聯合政權にとつての緊要事は、最短期間に人的物的資源を動員して軍需の補給をなし、ドイツの戦果擴大を抑へると共に、その上陸作戦を阻止することであつた。同月二十二日國會を通過せし非常權法は、「一夜にして全イギリスを社會主義化するもの」と評されし程の廣汎なる權能を政府に賦與したもので、それと同時に労働黨領袖にして五名の戦時内閣員の一たるアーサー・グリーンウッド無任所大臣を長官とせる生産會議と労働組合運動の驍將たるアーネスト・ベヴィン労働大臣主管の労働補給會議とが創設せられ、労働力補給と軍需増産に全國的に乗出すこととなつた。

増産と労働力補給を目的とせる方策は、開戦と同時に着々制定されたのであつたが、ドイツの電撃戦開始は、それらの方策を無効無能たらしめ、こゝに労働黨出身閣員を中心とせる戦時政策の實施に即時着手することになつたのである。即ち、前記非常權（國防）法に基き、労働大臣は、何人に對しても、その指令せる業務に従事するを命令し、又營造物を検査し、雇主をして書類を作製提出せしめ得る權能を與へられると共に、機械工業、建築業、土木業の労働

者、或は農業及び鑛業の男子労働者の雇傭を統制する權能も行使することとなり、前者に於ては、雇主が労働者を雇入るゝ場合にも、又労働者が就職する場合にも、一々地方當局者に届出を要することとなり、労働者募集廣告及び無統制の轉業は禁止せられ、又後者に於ては、炭坑業及び農業労働者は、職業紹介所の手續を経るにあらざれば、他産業に就職することは禁止となつた。而して労働大臣の指令により他地方に轉業する労働者には、宿泊料及び旅費を支給することとなつた。

開戦當初政府では、前大戰の經驗に省みて、兵員召集に因る國內産業労働力不足を防止せんが爲、保留職業表なるものを作製して、特定産業の労働者は軍務を免除することとした結果、約六百萬乃至七百萬人の労働力を保留し得たと云はれるが、戦局の發展は内外兵力の充實を要すると同時に、國內軍需増産の急務も切迫せし爲、保留職業表を改訂して、一部の職業の労働者の出征を許す一方、熟練經驗工の確保に一層留意することとなつた。又開戦當初設置した各種職業登録制度も改訂して、理化學、計算等に關聯せる特殊技術者は、強制的に中央登録簿に登録せしめることとなり、一方人的資源調査局を設け、ウイリアム・ビーヴアレツヂ氏を長官として國策遂行上有要なる人的資源の全

面的調査をなさしめ、或は産業登録令による労働力不足の虞ある産業の従業員登録を行はしめる等、凡ゆる方面に互つて労働力の動員に努めることとなつた。

労働力補給問題中興味あるは、熟練工養成施設であつて之は前大戦中にも論議の的となつた婦人及び少年工激増の問題をも含め考究さるべき性質を有し、やがて一九四一年に至つて労働力強制徴用問題にも關聯するのであつた。熟練工の養成方法として、ベヴィン労働大臣の提案實施したところは官設施設の擴張と民間施設の奨励助長及び工業専門學校の開放利用とであつた。官設の養成所は、失業保險制度の一部として創設された訓練所であつて、之には開戦後失業者以外も收容することとなり、訓練期間は相當の手當も支給されることになつて居つた。戦時内閣改造後に於ては、手當も増額して、寄宿料支拂後小遣ひとして一週六志を残し得る程の金額となり、扶養を要する家族を有するものには、妻の分として二十七志、長子及び次子に各四志三子以下に各三志の生計手當をも支給することになつた。八月八日労働大臣の下院に於る報告によれば、官營養成所は全國四十箇所を設置し、毎年十萬人の熟練工を養成し、又工業専門學校に於ける速成訓練により毎年五萬人を養成する計畫であると云ふ。労働省の労働時報十一月號の報告

によれば、政府の計畫による熟練工養成に従事せる工業學校は百五十校に達し、訓練期間は八週間で、毎日約八時間一週四十時間乃至四十八時間となつて居り、男子十六歳以上、女子十八歳以上は入所を許可し、訓練期間中は生活費及び交通費を支給することになつて居る。次に民間經營の場合には、政府が人員、方法、期間を特定し労働省が職業紹介所を経て指定配當したものを養成工として收容し、選拔せる従業員をば指導者とし、政府の監督の下に訓練を實施する場合には、官營の養成所の場合と同額の手當が支給されることになつて居る。この場合訓練中は被備者でなく、従つて賃銀の給與は許されず、訓練終了後は、職業紹介所の指定するところへ雇傭されることになつて居ると云ふ。斯く労働力補給の爲、政府は凡ゆる手段を盡して居たが失業者の減少は渺々しからず、十一月には配給制限令を發布して、平和産業への原資材配給を制限し、過剩労働力を軍需工業に轉向せしむべき方策をもとるに至り、訓練所の養成工の手當額も、通常の賃銀率以上の四十五志にまで増額して轉業者の吸収に努める状態であつた。

最近のロンドン來電によれば、開戦當初保留職業表により従軍を免除された産業労働者は、總計約六百萬乃至七百萬に達したが、内百五十萬は、其の後召集され、殘餘のも

の内五割も召集しなければならなくなつたので、政府は軍需労働者強制徴用を考慮すると同時に、婦人労働者五十萬募集を計畫してゐることである。

強制徴用制度 今次戦争開始以來のイギリス戦時労働政策中特記すべきは、一九四〇年七月二十五日施行となつた雇傭條件及び國家調停令による労働争議強制調停制度の創設であつて、しかも之が労働組合運動の闘士として内外に威望を博したベヴィン労働大臣の手によつて制定せられたことは、イギリス労働運動史上劃期的の措置と云ふべきである。

労働組合會議所屬組合は、開戦以來政府と密接の關係を保ち、戦時行政機構の一部としての役割を果しつゝあつたことは云ふまでもないが、労働組合會議の主腦部たる中央委員會は、開戦後、全國雇主總同盟と協議の結果、全國聯合諮問委員會を結成して、勞資各十五名づつの委員を任命して、共同利害關係の問題に關する政府の諮問機關として、活動することとなり、一九三九年十一月一日第一回會合を催して、保留職業表、雇傭統制法、生計費指數、燈火管制期間短縮等の問題を協議して以來、毎月會合を催し、それには政府代表も列席することもあり、諮問委員會作製の建議案で政府の採擇實施となつたものもあり、戦時労働

政策遂行上、有力なる活動をしたのであつた。

然るに戦時物資の不足と物價騰貴による生計費の昇騰の結果、全國に互つて賃銀争議の勃發停止せず、加ふるに極左翼派反戦運動者の蠢動亦絶えず、爲めに軍需生産の進捗に障碍を及ぼす虞さへ生ずるに至つた。こゝに於てベヴィン労働大臣就任後間もなく、戦時中、一般賃銀問題をば論議の的とせず、又作業停止なくして産業争議を解決すべき方策を樹立せんが爲全國聯合諮問委員會の意見を徴するところがあつた。之に對して勞資協議機關では、回答として賃銀其他労働條件に關する紛争の解決は、先づ之を従來の勞資協議機關に回附してその裁斷を仰ぎ、解決困難なる場合には、労働大臣の任命せる國立調停裁判所に提起し、その判決は拘束力あるものとし、凡て罷業又はロックアウトは禁止すべき旨を上申した。斯くて制定されたのが、雇傭條件及び國家調停令であつた。

本令によれば、政府の任命せる所員三名(内一名は所長)と勞資代表各一名づつより成る國立調停裁判所を設置することとなつて居る。勞資代表の所員は、労働大臣が、かねて労働組合會議と全國雇主總同盟と協議の上作製せる名簿中より争議毎に選定するのである。

争議の當事者のいづれか一方が、労働大臣に争議の報告

をした場合には、大臣は先づ當該産業に、該争議の解決に當るべき勞資聯合機關ある場合には、それに附議し、萬一解決不可能か、或は甚しく遅延の見込の際には、之を國立調停裁判所に回附する。又適當の交渉機關なく、且和議による解決不可能の際にも、裁判所に附議する。勞働大臣は特殊の場合の外、争議の報告ありてより二十一日間以内に裁判所に回附しなければならぬ。以上の如く大臣を通じて行はれた解決の結果たる協定、決議又は判決は、争議當事者双方に對して拘束力を有し、當事者間の契約事項と見做される。尙、勞資間の協定によつて決定した形式の調停を経て、争議解決を見た場合でも、勞働大臣の手を煩はした際は、その決定は拘束力を有することになつて居る。次に、罷業又はロックアウトは、争議を勞働大臣に報告し大臣が二十一日間以内に解決附議の手續をとらなかつた場合の外は、禁止となつた。

次に雇主は、凡て「承認せられし雇傭條件」以上の雇傭條件を遵奉しなければならないことになつて居る。「承認せられし雇傭條件」とは、當該地方の當該産業の雇主及び勞働者の相當数を代表する勞資團體を當事者とせる交渉又は調停機關により決定せし條件で、即ち任意的團體協約を初めとして、聯合産業委員會、其他勞資協議機關の決定、

調停判決等を含むものである。

最後に、雇主、雇主團體及び勞働組合は、業務上の慣習及びその異例等の詳細の覺書を勞働省の地方支廳に供託して置くことになつてゐる。之は、戦時慣行を停止した場合戦後、それを復活せしめる時の參考資料として置くのである。

斯くて政府は、直ちに任命所員三名と雇主側所員候補九名勞働者側所員候補八名を指名して、調停裁判所の構成を終了したが、其の後一箇月ならずして、三件の賃銀争議は附議され、凡て賃銀値上の決定を見たのを初めとして、十月下旬までには、合計二十九件の解決を見た。然るに、一方に於て、各地の罷業は依然として減少せず、唯その規模は小さく、参加人員も少く、繼續日數も平均二日間位であり、紛議の原因も重大なものではなかつた。

カナダ

一 般 勞 働 事 情 大英世界帝國の自治領の一たるカナダは、その廣大なる地域と豊富なる資源とを有して、殊ど一獨立國と云ふべき實力の可能性を潜在せしめて居るにもかゝらず、第一次世界大戰に於ても、イギリス本國の兵站基地として、充分なるその機能を發揮するに至らず、今次歐洲

戰亂勃發以來約半歳の期間は、殆どあらゆる點に於て交戦國として、緊張充實せる相貌を呈するに至らなかつた感がある。之は、一はカナダの國內事情、殊にカナダの人口が多數の外人を包含して居り、有名なケベック州の如きは、全州フランス人であり、それが全國人口の三分一にも達して居り、カナダ本國人とは、種々なる點に於て利害關係を異にするものがあるのみならず、全國人口の四分の一近くは、アイルランド人、ドイツ人、ウクライナ人、イタリア人などである等の事情があるに加へて、第二には、カナダが經濟的にも、政治的にもイギリス本國よりは寧ろ隣接の合衆國に依存して居り、その産業界の動向の如きも、殆んど合衆國の資本の支配下にあり、又全國組織勞働者の過半數が、合衆國に本部を有する所謂國際組合に加入して居る等の事情から生じた特殊の事象なることは今更説明の必要もない。従つて、今次歐洲戰亂に際して、カナダが眞剣に戦時體制を整備するに至つたのは、フランスの敗北の結果、戦局の大轉換を來して以來のこと、殊に合衆國が、その援英政策の代償として、海空軍基地をイギリスより獲得すると共に、カナダ・合衆國軍事提携の協定が成立した以後のことである。一九四〇年初頭開戦後最初の通常議會が開會されると同時に、國會が解散となつた眞因には、國內政黨間の戦

時政策に對する意見の對立があつたと云はれる位で、開戦後も各政派の政府の戦争方策に對する支持の必ずしも一致してゐなかつたことを示して居るし、マッケンジー・キング首相の自由黨政府が、一九四〇年五月以前に實施した唯一の重要勞働政策として示し得るのは、一九三九年十一月七日戦時對策法に基いて、一九〇五年の勞働争議調査法を勅令を以て改正し、その適用範圍を擴張して、從來の鑛業、及び運輸交通の如き公共事業のみに適用せるを、一般軍需工業にも適用することとなつたのみであつた。勞働時間や、勞働賃銀に對して、政府は當初何等の統制をも加へず、僅かに一九四〇年一月下旬に至つて、軍需局の締結せる飛行機製造契約には、凡て一週勞働時間四十八時間、殘業賃銀五割増、熟練工最低賃銀七十五仙乃至六十五仙、それ以下の半熟練工五十仙乃至三十仙、人夫四十仙、徒弟第一年度二十仙乃至第四年四十五仙の最低賃銀を保障すべき條項が含まれることになつたのみであつた。

合衆國に於ては、ルーズヴェルト大統領の第一次政權以來人為的の好況政策の結果、とにかく一九二九年以後の大不況時代を或る程度まで克服し得たのであつたが、之に反してカナダに於ては、不況時代は開戦當時まで繼續して居り、之は左記數種の統計によつても、明らかに察知するこ

とが出来るのであり、一般に産業の股振状態の著しく認めらるゝやうになつたのは、一九四〇年下半期に於てであることを、それらの数字は明示して居る。

以上の如き事情の結果、カナダ政府が、一九三九年九月三日イギリス本國のドイツに對する宣戦後、直ちに採用した戦時社會政策の随一と云ふべきは、戦時物價商業局の設置であつて、之を「豫防的措置」として實施されたもので、商人及び一般消費者に對して大量の購入を手控へせんこと

工業生産營業實質量指數統計

月	年	
	一九三八年	一九三九年
一	一一三・五	一一四・二
二	一〇七・四	一一四・一
三	一一〇・二	一一五・二
四	一一四・二	一一九・一
五	一一二・五	一二三・三
六	一〇九・三	一二四・四
七	一九〇・八	一二三・八
八	一一〇・八	一二七・五
九	一一〇・七	一二八・三
十	一一一・一	一三九・七
十一	一一八・三	一三九・〇
十二	一一八・一	一三八・二

を勧告し、且暴利と買溜とを處罰し、以て戦時犠牲の均等化を目的とした方策であると云はれ、先づ砂糖及び石炭の價格と配給を統制したにすぎなかつた。労働政策の方面に於ては、十月十六日より二日間オッタワ市に於て、ノーマン・マクラーティー労働大臣主催の下に、全國職業紹介事務當局代表の會議が開催され、戦時産業に必要な熟練工及び半熟練工の労働力補給対策が考究されて、その結果全国的に熟練工の調査登録を實施すると共に、航空士養成設備を創設することに決定した。一方、十一月六日になると、同じく労働力補給政策の一端として、從來失業者の再教育の訓練の目的で設置されて居つた全國四百餘箇所の青年訓練所の内容を整備擴張して、從來の體育、德育に關する課目以外に、工業上の訓練をも實施することとし、殊に金屬機械工業に於ける熟練工養成を眼目として、それが爲各地方の職業紹介事務當局を初め、勞資團體の協力を得て熟練工労働力の不足を生ずべき業種の調査を行ふこととなつた。

又農村青年の訓練をも實施して、農業は勿論、器具製造、食糧品の貯蔵乃至利用、其他農村家内工業に配當すべき労働者の養成に努めることになつた。

其の十月十一日より二日間全國保健會議を開催して國民保健及び體位向上に關する緊切なる方策を決定するとこ

工業就業者數指數 (一九二六年=100)

月	年	
	一九三七年	一九三八年
一	一〇三・八	一一三・四
二	一〇四・一	一一〇・四
三	一〇二・八	一〇七・八
四	一〇三・〇	一〇五・〇
五	一〇六・三	一〇七・四
六	一一四・三	一一一・九
七	一一九・一	一一三・五
八	一二〇・〇	一一二・一
九	一二三・二	一一五・一
十	一二五・七	一二六・七
十一	一二一・六	一二四・六
十二	一一四・一	一二三・〇

ろがあり、又熟練工の兵役免除等イギリス本國と同様の措置も講ぜられたが、之等の戦時政策にどの程度の眞剣味ありしか、一九四〇年初頭カナダ最大の州たるオンタリオの州政廳首相たる保守黨領袖ヘバーン氏は、中央政府の戦時政策に對する不信任案をば、州議會に提出、之に對して同州各政黨は賛意を表せし結果、やがて國會解散にまで發展することとなつた。國會總選舉の結果、依然として自由黨内

閣は居居ることとなり、マッケンジー・キング政権は、戦時政府としてその基礎を一層強化するに至つた。

戦時政策強化 一九四〇年四月下旬ドイツの電撃作戦開始され、翌五月中旬イギリス政變の結果、労働黨を参加せるチャーチル首相の戦時内閣成立するや、カナダの政界亦遽に緊張を呈し、やがて八月下旬より九月初頭にかけて、カナダと合衆國との間に共同軍事協定は成立して、兩國聯合の軍事協議委員會は設置せられ、一方、イギリスの大西洋に於ける海空軍基地提供に對して合衆國の艦艇護渡あり合衆國の援英政策の漸くその全貌を明かにするや、カナダの戦時體制は愈々確立したのであつた。

同盟國フランスの崩壊後交戦國たるイギリスにとつての喫緊事は、軍需の補給であつて、之はやがて本國の兵站基地たるカナダへの重大負擔の加重となるべきは當然であつてイギリス本國に於て新内閣が非常權力法を制定した五月二十二日には、カナダ中央政府の軍需大臣及び労働大臣は、全國の實業家及び労働團體に對し、マッセイヂを通過して「今後改めて通牒ある迄、休日、日曜は勿論、晝夜連續作業すべき」旨要請するところあり、之に對して、實業家側でも、又労働團體側でも、滿腔の賛意を表するや、六月一日には、兩大臣は全國産業界の支持に對して感謝すると共

に、時間外及び休日の作業に對しては、從來の契約に基く規定の賃銀を支拂ふべきこと、又爭議調停法規は、最も廣義に解釋して適用し、以ていかなる事情ありとも、軍需品製造業に於ては、作業の停止又は中断をなすべからざることとを力説するところがあつた。斯くて六月十三日中央政府は、オッタワに於て全國労働代表と政府軍需産業當局者との協議會を開催したが、之こそカナダの戦時労働政策の根本原則を確立した重大會議であつた。

當日政府側では、マッケンジー・キング首相を初め、マクラーティ、労働大臣、ハウ軍需大臣、クレラア資源大臣の四名出席し、労働團體側では、産業労働會議(T.L.C.)、カナダ労働會議、カトリック労働者總同盟、鐵道従業員友愛會全國聯合立法委員會、産業別組織會議(C.I.O.)、カナダ執行委員の五機關の代表八名参加して、(一)勞資關係に對する政府の政策確立、(二)戦時産業政策決定上に労働者の参加權、(三)爭議調停法を改正して罷業手續の規定廢止(四)全國労働補給會議の設置、(五)労働省の労働關係事務全般管掌の五項目を中心にして、虚心坦懐の討議が進められた。當時労働大臣が、討議の基礎條件として、(一)全國々防省の雇傭優先權に關する省令廢棄、(二)現下の非常時に於て労働者側が棄權すべき用意ある各種の利權をば、や

がて恢復すべきことを政府が保障すること、(三)從業時間の延長は、労働力の不足明白なる軍需産業に限ること、(四)婦人雇傭による労働稀釋化は、必要の限度に止むること、(五)現下の労働者の諸權利を明示せる政府の聲明發表(六)戦時労働問題處理の爲、政府の任命せる議長と勞資代表とより成る産業諮問機關の創設、(七)一週に付一日休日ある際、日曜をも作業日とすること、(八)從業時間延長其他労働條件に關しては、勞資間にて自主的に協定すべく、之の不可能の際は、前記(六)の全國産業諮問會議に附議することの八項目を覺書として提出した。労働側の意見は、主として産業労働會議のトム・ムア會長が代辯したが、その結果政府は、六月二十日下院に於て、『戦時労働不足を防止し、労働條件を規正すべき原則宣言』として六月十九日附勅令第二六八五號を發表するに至つた。原則事項は左の如きものであつた。

- 一、軍需産業の生産促進の爲凡ゆる努力をすべし。
- 二、賃銀其他労働條件の公正々當なる標準を承認すべし。戦時状態の結果、報酬上臨時調節を行ふ際は、時間當支拂の形式に於てするを可とす。
- 三、労働時間を不當に延長すべからず。増産の必要なる場合には適當の交代數の増加により行ふべし。

四、保健安全上の既定の保障取締を緩和すべからず。

五、罷業又は工場閉鎖による生産分配上の活動を中止すべからず。當事者間の交渉により解決し得ざる紛争惹起の際は、政府の和解機關の援助を要求すべし。萬一この方法にて紛議解決不可能の際は、戦時對策法により擴張せられし産業爭議調査法の規定により措置すべし。

六、被傭者は、雇主又はその代理者の統制を蒙らざる労働組合を組織するは、自由たるべし。

七、被傭者は、その所屬労働組合の役員、或は自ら選定せる其他の代表を通じて、團體協約締結の目的を以て、賃銀率、労働時間、其他労働條件に關する交渉を、雇主又は雇主團體の代表と行ふは、自由たるべし。

八、團體協約は、凡て、協定より生ずる爭議解決及び協定の繼續又は改訂に必要な機關の規定を設くべし。當事者双方は、その締結せる協定の條件事項を細心に遵守すべし。

九、労働者はその團結權行使上に於て、他人を強要してその團體に加入せしめんが爲め、いかなる手段と雖強制脅迫をすべからず。

一〇、戦時生産促進の必要上、從來法律、協定又は慣習により確定せる労働條件を停止する際は、相互の協定により之を行ふべく、且この停止は、非常時期間中のみ實施すべきものとす。

以上の措置は、イギリスに於ける七月二十五日附雇傭條

件及び國家調停令に匹敵すべきものであるが、本國の法令が、單に罷業の禁止と強制調停制度を規定せるにすぎざるに對して、カナダに於ては、労働運動の原則にまで觸れて詳細の規定を設けたところに興味がある。尙前述の勞資代表より成る全國的の産業諮問機關は、同じく六月十九日附勅令第二六八六號により設置され、カナダ・ナショナル鐵道會社人事課長アーサー・ディー・ヒルズが議長に任命され、勞資各五名の代表と、外に代行員各五名とで組織され、労働省轉業局長ハンフレイ・ミチルが主事として就任した。

カナダの労働組合が、戦時に於ても、イギリス本國に於けるが如く、政府の行政機關に参加してゐないのは、労働運動の發達の充分ならざるのみならず、政治的には、イギリス労働黨の如き全國的の政黨組織も有せず、一九四〇年三月の總選舉の結果に見るも、下院に於ける労働者側代表と認めらるべき勢力としては、協同主義共和國同盟派八名及び新民主主義黨七名を算へ得るにすぎず、社會信用主義派十五名の議員は落選し、カナダの左翼派と見做さるるオンタリオ州の農民派も、從來二名の代表を有して居つたのが、新議會には一名も出ない状態であり、主としてウクライナ人によつて組織されてゐた共產黨は、先年禁止解散となつた如き事情の爲である。一方、労働組合運動は、一九三七